

平成 29 年度文化庁委託事業

著作物等のライセンス契約に係る 制度の在り方に関する調査研究

【資料編】

平成 30 年 3 月

一般財団法人ソフトウェア情報センター

本報告書は、文化庁の委託業務として、一般財団法人ソフトウェア情報センターが実施した平成 29 年度「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」の成果を取りまとめたものです。
従って、本報告書の複製、転載、引用等には文化庁の承認手続きが必要です。

資料1 著作物等のライセンス契約に関するアンケート調査 調査票

資料2 著作物等のライセンス契約に関するアンケート調査 調査結果

資料3 著作物等のライセンス契約に関するヒアリング調査

著作物等のライセンス契約に関する アンケート調査

調査票

(ウェブアンケートの回答者に提供したアンケート項目のイメージ)

「著作物等のライセンス契約に関するアンケート」

—アンケート項目のイメージ—

御注意：

- この資料は実際に御回答いただく前にアンケート項目のイメージと回答のイメージを持つ
ていただきために便宜的に作成したものとなります。上記資料に記載の問番号は、実際のア
ンケートシステムの問番号（Q）と一致していません（システム構築の都合上、一つの問が複
数のQに分解されるなどしています。）。また、問の文言等も若干異なりますので、御注意
ください。
- 実際のシステム上では、基本的にはラジオボタン、チェックボックスなどで御回答頂ける
ようになっております。また、御回答の内容によって、不要となる問をスキップしたり、著
作物等の種類をチェックボックスで一部選択していただいた場合にその後の質問での著作物
等の種類が該当するものだけに絞られたりといった処理がなされます。
- この資料に直接手書きなどする形での御回答はいただけません。実際のアンケートへの御
回答は本アンケート調査のウェブサイト（<https://www.softic.or.jp/bunka2017enq/>）にある
ハイパーリンクから表示されるページを通じてお願い致します。

1 御回答者様についての御質問

問1 貴社についてお答えください。

事業者名
部署名
担当者名
担当者連絡先（TEL）
担当者連絡先（MAIL）
資本金（わからないときは「わからない」と記入）
従業員数

問2 貴社の業種についてお答えください。

- エレクトロニクス、IT、コンピュータソフトウェア産業
- ゲーム産業
- 書籍出版、文芸産業
- 映像産業
- 音楽産業
- 美術産業
- キャラクター産業
- コンテンツ配信産業（※権利者からライセンスを受けて配信を行うもの）
- その他（自由記載）

問3 貴社事業において主として利用する著作物等の種類をお答えください。(複数選択可)

- 文章・言語
- 音楽
- 演劇・舞踊
- 美術（絵画、版画、彫刻など）
- 建築
- 図形（図表、図面、地図）
- 映像
- 写真
- プログラム
- 漫画
- キャラクター
- ゲーム
- データベース
- 実演
- レコード
- 放送番組に係る音又は影像
- その他の著作物等（自由記載）

問4 貴社のライセンス契約における主たる立場をお答えください。

- 著作権者等（ライセンサー）
- 利用者（ライセンシー）
- 両方

2 ライセンス契約の実態についての御質問

問5 貴社は他者に対して、著作権等の譲渡を行ったこと（譲渡人の立場になったこと）はありますか。

- 譲渡を行ったこと（譲渡人の立場になったこと）がある
- 譲渡を行ったこと（譲渡人の立場になったこと）はない

問6 問5で「他者に譲渡を行ったこと（譲渡人の立場になったこと）がある」と回答した方に伺います。

どのような種類の著作物等に係る著作権等についてどのような譲渡を行いましたか。著作物等の種類ごと（「著作物等の種類」は問3記載の16種及び「その他」として自由記載とするもの。以下同じ。）に御回答ください。

- 全部譲渡のみ行ったことがある
- 一部譲渡のみ行ったことがある
- どちらも行ったことがある

問7 問6でいずれかの著作物等について全部譲渡を行ったことがあると回答した方に伺います。（「どちらも行ったことがある」と回答した方にも、全部譲渡に関して伺います。）

著作権等の譲渡について登録を行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 全て登録している
- 多くは登録している
- 半数程度は登録している
- 多くは登録していない
- 全て登録していない

問8 問6でいずれかの著作物等について一部譲渡を行ったことがあると回答した方に伺います。（「どちらも行ったことがある」と回答した方にも、一部譲渡に関して伺います。）

著作権等の譲渡について登録を行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 全て登録している
- 多くは登録している
- 半数程度は登録している
- 多くは登録していない
- 全て登録していない

問9 問7又は問8で「全て登録している」以外の回答をした方に伺います。

登録を行わない理由を著作物等の種類ごとに選択してください。（複数選択可）

- 手続が煩雑であるため
- 手数料が負担に感じられるため
- 譲受人からの協力が得られないため
- 第三者へ対抗する必要が生じた場合に、改めて登録すればよいと考えているため
- 登録制度の存在を知らないため
- 特に理由はない
- その他（自由記載）

問10 貴社は他者から、著作権等の譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）はありますか。

- 譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）がある
- 譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）はない

問11 問10で「他者から、著作権等の譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）がある」と回答した方に伺います。

どのような種類の著作物等に係る著作権等についてどのような譲渡を受けましたか。
著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 全部譲渡のみ受けたことがある
- 一部譲渡のみ受けたことがある
- どちらも受けたことがある

問12 問11でいずれかの著作物等について全部譲渡を受けたことがあると回答した方に伺います。(「どちらも受けたことがある」と回答した方にも、全部譲渡に関して伺います。)

著作権等の譲渡について登録を行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 全て登録している
- 多くは登録している
- 半数程度は登録している
- 多くは登録していない
- 全て登録していない

問13 問11でいずれかの著作物等について一部譲渡を受けたことがあると回答した方に伺います。(「どちらも受けたことがある」と回答した方にも、一部譲渡に関して伺います。)

著作権等の譲渡について登録を行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 全て登録している
- 多くは登録している
- 半数程度は登録している
- 多くは登録していない
- 全て登録していない

問14 問12又は問13で「全て登録している」以外の回答をした方に伺います。

登録を行わない理由を著作物等の種類ごとに選択してください。(複数選択可)

- 手続が煩雑であるため
- 手数料が負担に感じられるため
- 諾受人からの協力が得られないため
- 第三者へ対抗する必要が生じた場合に、改めて登録すればよいと考えているため
- 登録制度の存在を知らないため
- 特に理由はない
- その他（自由記載）

問15 貴社は他者に対して、保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）はありますか。

- ライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある
- ライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）はない

問16 問15で「他者に対して、ライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方に伺います。

どのような種類の著作物等に係る著作権等についてライセンスを行いましたか。また、それぞれの種類の著作物等について独占的ライセンス（「著作物等のライセンス契約に関するアンケートのお願い」記載の用語説明参照。以下同じ。）を行ったことはありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- ライセンサーの自己利用も排除される形での独占的ライセンスを行ったことがある
- ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを行ったことがある
- どちらも行ったことはない（非独占的ライセンスのみ行ったことがある）
- その他（自由記載）

問17 問16で独占的ライセンスを行ったことがあると回答した方に伺います。

どのような理由で著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンスを用いて利用許諾を行っていますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- 著作権等の一部譲渡を行った場合、無断で善意の第三者へ当該著作権等が譲渡されてしまうと取り返せなくなってしまうリスクがあるため
- 著作権等の譲渡を行いたくないという心理的な抵抗感のため
- 著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンス契約を結ぶ慣行によるため
- ライセンサーが希望するため
- 特段の理由は存在しない
- その他（自由記載）

問18 海外で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行ったことがありますか。

- ライセンスを行ったことがある
- ライセンスを行ったことはない

問19 問18で「海外で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行ったことがある」と回答した方に伺います。

どの国で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行うことが多いですか。（複数選択可）

- アメリカ、 中国、 ドイツ、 フランス、 イギリス、 インド、 ブラジル、 イタリア、 カナダ、 その他（自由記載）

問20 貴社は他者から、著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- ライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある
- ライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）はない

問21 問20で「他者から、著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方に伺います。

どのような種類の著作物等に係る著作権等についてライセンスを受けましたか。また、それぞれの種類の著作物等について独占的ライセンス（「著作物等のライセンス契約に関するアンケートのお願い」用語説明参照。以下同じ。）を受けたことはありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- ライセンサーの自己利用も排除される形での独占的ライセンスを受けたことがある
- ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを受けたことがある
- 独占的ライセンスを受けたことはない（非独占的ライセンスのみ受けたことがある）
- その他（自由記載）

問22 問21で「独占的ライセンスを受けたことがある」と回答した方に伺います。
どのような理由で著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンスを用いて利用許諾を受けていますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- 一部譲渡を受ける場合には契約により支払う価格が高くなることが想定されるため
- 著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンス契約を結ぶ慣行によるため
- ライセンサーが希望するため
- 特段の理由は存在しない
- その他（自由記載）

問23 海外で事業を展開する企業や団体等から日本国内での利用についてのライセンスを受けることがありますか。

- ライセンスを受けることがある
- ライセンスを受けることはない

問24 問23で「海外で事業を展開する企業や団体等から日本国内での利用についてのライセンスを受けることがある」と回答した方に伺います。

どの国で事業を展開する企業や団体等からライセンスを受けることが多いですか。
(複数選択可)

- アメリカ、 中国、 ドイツ、 フランス、 イギリス、 インド、 ブラジル、 イタリア、 カナダ、 その他（自由記載）

3 ライセンシーの立場となる方（問 20 で「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問

（1）ライセンス対象著作権等の譲渡に関する経験及び対応策について

ライセンシー B（貴社）が、ある著作物等を利用するため当該著作物等の著作権者等である A（ライセンサー）との間で利用許諾契約（ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて著作物等を利用しているという状況を想定してください。この状況で、ライセンサー A が第三者 C に対してライセンスの対象となっている著作権等を譲渡する、という場面に関して御質問します。

問25 これまで、ライセンス契約の継続中に、貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡された経験はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 経験がある
- 経験はない

問26 問 25 で「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡された経験がある」と回答した方に伺います。

ライセンス対象著作権等の譲渡後、ライセンス契約はどうなりましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が全て引き継がれ、ライセンス契約は従前どおり更新された
- 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が一部引き継がれ、従前のライセンス契約の範囲内で新たな義務が課されることなく、契約の目的となる著作物等は継続して利用できた
- 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が一部引き継がれるとともに、従前のライセンス契約と比べて新たな義務が課された上で、契約の目的となる著作物等を継続して利用できた
- 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、契約の目的となる著作物等は継続して利用できなくなった
- その他（自由記載）

問27 貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策を講じていますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 対策を講じている
- 対策は講じていない

問28 問27で「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策を講じている」と回答した方に伺います。

どのような対策を講じていますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡することを禁止している
- ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンサーの承諾を必要とする義務を課している
- ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンサーとしての地位について併せて承継されることについて条件づける義務を課している
- ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等の譲渡を検討する場合には、ライセンサーと優先的に交渉する義務を課している
- その他（自由記載）

問29 問27で「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策は講じていない」と回答した方に伺います。

ライセンス対象著作権等の譲渡に備えて、対策を講じていないのはどのような理由によるものですか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- ライセンス対象著作権等の譲渡が起こることが考えられないため
- ライセンサーが抵抗し、対策について合意できないため
- ライセンス対象著作権等の譲渡がされても、譲受人との間で交渉すれば問題がないと思われるため
- その他（自由記載）

（2）ライセンサーの破産に関する経験及び対応策について

ライセンサーB（貴社）が、ある著作物等を利用するため当該著作物等の著作権者等であるA（ライセンサー）との間で利用許諾契約（ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて著作物等を利用しているという状況を想定してください。この状況で、ライセンサーAが破産する、という場面に関して御質問します。

問30 これまでライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 経験がある
- 経験はない

問31 問30で「ライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験がある」と回答した方に伺います。

ライセンサーの破産後、ライセンス契約はどうなりましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 破産管財人によりライセンス契約が解除されたことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等の利用を前提とした事業を取り止めた
- 破産管財人と著作権等の譲渡について交渉し、譲渡を受けて利用を継続した
- 破産管財人により著作権等が第三者に売却されるとともに、当該第三者と改めてライセンス契約を締結することとはしなかったことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等の利用を前提とした事業を取り止めた
- 破産管財人により著作権等が第三者に売却されたが、当該第三者と改めてライセンス契約を締結したことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た
- ライセンサー破産前に著作権等の譲渡について交渉したことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た
- 【プログラムの著作物について】エスクロウ契約に基づき著作物の複製物の所有権を得た
- その他（自由記載）

問32 ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策を講じていますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 対策を講じている
- 対策は講じていない

問33 問32で「ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策を講じている」と回答した方に伺います。

どのような対策を講じていますか。著作物の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーが破産する危険が生じた場合には、ライセンス対象著作権等を譲渡する義務を課している
- 【プログラムの著作物について】エスクロウ契約を締結している
- その他（自由記載）

問34 問32で「ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策は講じていない」と回答した方に伺います。

ライセンサーの破産に備えて、対策を講じていないのはどのような理由によるものですか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- ライセンサーの破産が起こることが考えられないため
- ライセンサーが抵抗し、対策について合意できないため
- ライセンサーの破産が起こっても、破産管財人との間で交渉すれば問題がないと思わ

れるため

- その他（自由記載）

（3）ライセンシーの権利に係る望ましい対抗制度について

ライセンス契約の対象となる著作権等について、ライセンサーAから第三者Cに譲渡された場合（例えば、ライセンサーAから第三者Cに譲渡された場合）には、現行著作権法上では利用許諾に係る対抗制度が存在しないため、ライセンシーB（貴社）は当該著作物等を利用する権利を当該第三者Cへ主張することはできない（第三者Cから利用を中止するように求められた場合にはBは利用を中止しなければならない）こととなっています。

また、利用許諾に係る対抗制度が存在しないため、ライセンサーAが破産した場合、ライセンス契約が双方履行されていない状況では、ライセンシーB（貴社）は破産管財人からライセンス契約の解除を求められる可能性があります。

問35 ライセンス契約の目的となる著作物等に係る著作権等の譲渡があった場合でも引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような、ライセンシーの権利に係る対抗制度について、著作権法に導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。

- 導入すべき
- どちらかといえば導入すべきと思う
- どちらでもよい
- どちらかといえば導入すべきでないと思う
- 導入すべきでない

問36 問35でライセンス契約の目的となる著作物等に係る著作権等の譲渡があった場合でも引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような、ライセンシーの権利に係る対抗制度について、著作権法に「導入すべき」又は「どちらかといえば導入すべきと思う」と回答した方に伺います。

ライセンシーの権利に係る対抗制度の仕組みとして、以下の制度についてそれぞれ望ましいと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。著作物等の種類ごとに回答が異なる場合は、著作物等の種類ごとに御回答ください。

【対抗制度】

- ライセンス契約の登録を行えば第三者に対抗できる制度（登録対抗制度）
- ライセンス契約による事業実施を立証できれば第三者に対抗できる制度（事業実施対抗制度）
- ライセンス契約の存在を立証するとともに、第三者がライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば当該第三者に対抗できる制度（悪意者対抗制度）
- ライセンス契約の存在が立証できれば第三者に対抗できる制度（当然対抗制度）
- その他（自由記載）

【各制度に対する選択肢】

- 非常に望ましい

- やや望ましい
- どちらとも思わない
- あまり望ましくない
- 非常に望ましくない

ライセンス契約の対象となる著作権等について、ライセンサーAから第三者Cに譲渡された場合（例えば、ライセンサーAから第三者Cに譲渡された場合）に、ライセンサーB（貴社）が利用を継続することができる制度が導入される場合を想定してください。その場合に、ライセンサーAとライセンサーB（貴社）との間のライセンス契約の内容が、第三者CとライセンサーB（貴社）との間に承継されるべきか否かに関して御質問します。

問37 著作権等の譲渡を受けた第三者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。著作物等の種類ごとに回答が異なる場合は、著作物等の種類ごとに御回答ください。

【契約内容】

- ロイヤリティの支払額
- ライセンサーに独占的に著作物等の利用をさせる義務
- ライセンサーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務
- 第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務
- 著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）
- その他（自由記載）

【各契約内容に係る選択肢】

- 承継させるべき（理由〔任意記述〕）
- 承継させるべきではない（理由〔任意記述〕）
- そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない（理由〔任意記述〕）

（4）独占的ライセンス契約の対象となる著作権等の侵害被害に関する経験及び対応策について

ライセンサーB（貴社）が、ある著作物等を利用するため当該著作物等の著作権者等であるA（ライセンサー）との間で独占的な利用許諾契約（独占的ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて著作物等を独占的に利用しているという状況を想定してください。この状況で、第三者Xが、ライセンサーB（貴社）が独占するはずの利用を行い、ライセンス契約に係る著作権が侵害されているという場面に関して御質問します。

問38 問 21 で「独占的ライセンスを受けたことがある」と回答した方に伺います。
独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 経験がある
- 経験はない

問39 問 38 で「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」と回答した方に伺います。

独占的ライセンサーとしてどのような対応を行いましたか。また、その結果、第三者の侵害行為を停止することができましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

【侵害への対応に関する問】

- 自ら侵害を行う第三者へ利用を停止するように求めた
- ライセンサーの権利を代位行使して第三者による侵害を排除するように求めた
- ライセンサーに対して、第三者による侵害を排除するように求めた
- 特段行っていない
- その他（自由記載）

【各対応を行った場合における対応の結果に関する問】

- 第三者による侵害行為を停止することができた
- 第三者による侵害行為が停止することはなかった
- 第三者による侵害行為を停止することができたことも、できなかつたこともあった

問40 独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された場合に備えて、ライセンサーとの契約を締結する上で、著作権者等であるライセンサーが積極的に侵害を排除する義務を課していますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 義務を課している
- 義務は課していない

(5) 独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について

独占的ライセンスの対象となる著作権等を第三者 X が侵害している場合であっても、現行著作権法上では出版権者を除き独占的ライセンサー B 自らが第三者の侵害行為を差し止める制度が存在しません。そのため、独占的ライセンサー B 自らが当該侵害行為を差し止めることが困難な状況にあるとされています。

問41 独占的ライセンサーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。

- 導入すべき
- どちらかといえば導入すべきと思う

- どちらでもよい
- どちらかといえば導入すべきでないと思う
- 導入すべきでない

問42 問41で独占的ライセンサーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について「導入すべき」又は「どちらかといえば導入すべき」と回答した方に伺います。

独占的ライセンスを受けたライセンサーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度の仕組みとして、以下の制度についてそれぞれ望ましいと考えますか。また、その理由（任意記述）をそれぞれ記載してください。著作物等の種類ごとに回答が異なる場合は、著作物等の種類ごとに御回答ください。

【差止めを可能とする制度】

- 独占的ライセンスの登録を行えば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度
- 独占的ライセンス契約による事業実施を立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度
- 独占的ライセンス契約の存在が立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度
- その他（自由記載）

【各制度に対する選択肢】

- 非常に望ましい
- やや望ましい
- どちらとも思わない
- あまり望ましくない
- 非常に望ましくない

4 ライセンサーの立場となる方（問15で「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問

（1）著作権等の譲渡契約における取引環境について

ライセンサーA（貴社）が著作権等を有する著作物等について、利用者（ライセンサーB）との間で利用許諾契約（ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて利用者（ライセンサーB）が著作物等を利用しているという状況を想定してください。この状況で、ライセンサーA（貴社）がライセンス対象著作権等を第三者C（譲受人）に譲渡する、という場面に関して御質問します。

問43 他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 経験がある
- 経験はない

問44 問43で「他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験がある」と回答した方に伺います。

譲渡を行った後、譲受人はライセンサーに対して、ライセンスに基づき行われていた著作物等の利用について継続して許諾を行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 行われた
- 行われていない
- わからない

問45 問43で「他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験がある」と回答した方に伺います。

他者にライセンスをしていたことに対して、譲受人から何らかの要求がありましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 譲渡契約を解除された
- ライセンサーの利用を止めさせるように指示された
- 譲渡代金の減額を求められた
- ライセンサーの利用により被る損害について補償を求められた
- 特段の要求は行われていない
- その他（自由記載）

(2) 独占的ライセンス契約の対象となる著作権等の侵害被害に関する経験及び対応策について

ライセンサーA（貴社）が著作権等を有する著作物について、利用者（ライセンサーB）との間で独占的な利用許諾契約（独占的ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて利用者（ライセンサーB）が著作物を独占的に利用しているという状況を想定してください。この状況で、第三者Xが、ライセンサーB（貴社）が独占するはずの利用を行い、ライセンス契約に係る著作権等が侵害されているという場面に関して御質問します。

問46 問16で「他者に対して、保有する著作権等の独占的ライセンスを行ったことがある」と回答した方に伺います。

独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 経験がある
- 経験はない

問47 問46で「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」と回答した方に伺います。

独占的ライセンサーとして主にどのような対応を行いましたか。また、それぞれの対応を行った結果、第三者の侵害行為を停止することができましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

【対応に関する問】(複数選択可)

- ライセンサーとして自ら積極的に侵害排除に動いた
- ライセンサーとしてライセンシーの求めに応じて侵害排除に動いた
- ライセンシーが、ライセンシー自身の名義で第三者へ侵害の停止を求めるこにより既に対応が行われていたため、ライセンサーとして特段対応を行わなかった
- ライセンシーが、ライセンサーの権利を代位行使して第三者による侵害を排除するよう求めることにより既に対応が行われていたため、ライセンサーとして特段対応を行わなかった
- ライセンシーが、自身に対して侵害排除を行うよう求める様子が見られたが、ライセンサーとして特段対応を行わなかった
- ライセンシーが、自身に対して侵害排除を行うよう求める様子が見られなかったため、ライセンサーとして特段対応を行わなかった
- その他（自由記載）

【対応結果に関する問】

- 第三者による侵害行為を停止することができた
- 第三者による侵害行為が停止することはなかった
- 第三者による侵害行為を停止することができたことも、できなかったこともあった

問48 独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された場合に備えて、ライセンシーとの契約を締結する上で、著作権者等であるライセンサーが積極的に侵害を排除する義務を課していますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 義務を課している
- 義務は課していない

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

独占的ライセンスの対象となる著作権等を第三者Xが侵害している場合であっても、現行著作権法上では出版権者を除き独占的ライセンシーB自らが第三者の侵害行為を差し止める制度が存在しません。そのため、独占的ライセンシーB自らが当該侵害行為を差し止めることが困難な状況にあるとされています。

問49 独占的ライセンシーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。

- 導入すべき
- どちらかといえば導入すべきと思う
- どちらでもよい

- どちらかといえば導入すべきでないと思う
- 導入すべきでない

5 謙受人の立場となる方（問10で「他者から著作権等の譲渡を受けたこと（謙受人の立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問

問50 問10で「他者から著作権等の譲渡を受けたこと（謙受人の立場になったこと）がある」と回答した方に伺います。

著作権等の譲渡を受けた理由を著作物等の種類ごとに選択してください。（複数選択可）

- 二次利用等の（譲渡当時は想定していない）新たな利用場面にも対応できるようにするため
- 第三者による侵害行為に対して自らが差止行為を行うため
- 自己による利用を安定的なものとするため
- 当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため
- 当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため
- その他（自由記載）

問51 著作権等の譲渡を受けた際に、当該著作権等の状態（譲渡人に著作権等が存在しているか、既に第三者が当該著作権等に係るライセンス契約により事業実施が行われているかどうか等）についてどのように確認しましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- 譲渡人に確認した
- インターネット等の公開情報で利用の有無について確認した
- 確認しなかった
- その他（自由記載）

問52 著作権等の譲渡を受けた場合に、譲渡契約上、譲渡人に「当該著作権等について第三者にライセンスしていないこと」を表明・保証させましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 表明・保証させた
- 表明・保証はさせなかった

問53 他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験はありますか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 経験がある
- 経験はない

問54 問53で「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験がある」と回答した方に伺います。

当該著作権等のライセンスにより既に行われている第三者の利用について、継続して許諾を行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。

- 許諾を行った（積極的な意思表示はしていないが默示的に許諾している場合を含む）
- 許諾は行っていない（許諾しない旨の意思表示をした場合及び默示的にも許諾していないと認識している場合を含む）

問55 問54で「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験があり、当該著作権等のライセンスにより既に行われている第三者の利用について、継続して許諾を行った」と回答した方に伺います。

当該著作権等のライセンスについて、どのような内容の契約を承継しましたか。又は承継しませんでしたか。著作物等の種類ごとに回答が異なる場合は、著作物等の種類ごとに御回答ください。

【契約内容】

- ロイヤリティの支払額
- ライセンサーに独占的に利用をさせる義務
- ライセンサーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務
- 第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務
- 著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）
- その他（自由記載）

【選択肢】

- 承継した
- 承継しなかった
- そもそも契約内容に含まれていなかった

問56 問53で「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験がある」と回答した方に伺います。

当該著作権等の譲渡人に対して何らかのアクションを行いましたか。著作物等の種類ごとに御回答ください。（複数選択可）

- 譲渡契約を解除した
- ライセンサーの利用を止めさせるように指示した
- 譲渡代金の減額を求めた
- ライセンサーの利用により被る損害について補償を求めた
- 特にアクションを行っていない
- その他（自由記載）

6 その他（御意見等）

問57 以上のほか、ライセンス契約に係る制度に関し、例えば制度創設に際して配慮すべきこと、その他御意見等があれば自由に記述してください。

（自由記載）

著作物等のライセンス契約に関する アンケート調査

調査結果

1 回答者について	1
(1) Q1.貴社についてお答えください。	1
(2) Q2.貴社の業種についてお答えください。	1
(3) Q3.貴社事業において主として利用する著作物等の種類をお答えください。 (いくつでも)	1
(4) Q4.貴社のライセンス契約における主たる立場をお答えください。	2
2 ライセンス契約の実態について	3
(1) Q5.貴社は他者に対して、著作権等の譲渡を行ったこと (譲渡人の立場になったこと) はありますか。 3	
(2) Q6.【「他者に対して、著作権等の譲渡を行ったこと (譲渡人の立場になったこと) がある」とお答えの方にお伺いします】 どのような種類の著作物等に係る著作権等について譲渡を行いましたか。 (いくつでも)	3
(3) Q7.それぞれの種類の著作物等についてどのような譲渡を行ったことがありますか。 (それぞれひとつだけ)	3
(4) Q8.【「全部譲渡のみ行ったことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします (「どちらも行ったことがある」とお答えの場合、そのうち全部譲渡について伺います。)】 著作権等の全部譲渡について登録を行いましたか。 (それぞれひとつだけ)	4
(5) Q9.【「一部譲渡のみ行ったことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします (「どちらも行ったことがある」とお答えの場合、そのうち一部譲渡について伺います。)】 著作権等の一部譲渡について登録を行いましたか。 (それぞれひとつだけ)	6
(6) Q10.【「全部譲渡」又は「一部譲渡」の場合で「全て登録している」以外をお選びの著作物等についてお伺いします】 登録を行わない理由を選択してください。 (それぞれいくつでも)	7
(7) Q11.貴社は他者から、著作権等の譲渡を受けたこと (譲受人の立場になったこと) はありますか。 8	
(8) Q12.【「他者から、著作権等の譲渡を受けたこと (譲受人の立場になったこと) がある」とお答えの方にお伺いします】 どのような種類の著作物等に係る著作権等について譲渡を受けましたか。 (いくつでも)	9
(9) Q13.それぞれの種類の著作物等についてどのような譲渡を受けたことがありますか。 (それぞれひとつだけ)	9
(10) Q14.【「全部譲渡のみ受けたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします (「どちらも受けたことがある」とお答えの場合、そのうち全部譲渡について伺います。)】 著作権等の譲渡について登録を行いましたか。 (それぞれひとつだけ)	10
(11) Q15.【「一部譲渡のみ受けたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします (「どちらも受けたことがある」とお答えの場合、そのうち一部譲渡について伺います。)】 著作権等の譲渡について登録を行いましたか。 (それぞれひとつだけ)	11
(12) Q16.【「全部譲渡」又は「一部譲渡」の場合で「全て登録している」以外をお選びの著作物等についてお伺いします】 登録を行わない理由を選択してください。 (それぞれいくつでも)	13
(13) Q17.貴社は他者に対して、保有する著作権等のライセンスを行ったこと (ライセンサーの立場になったこと) はありますか。	15
(14) Q18.【「他者に対して、保有する著作権等のライセンスを行ったこと (ライセンサーの立場になったこと) がある」とお答えの方にお伺いします】 どのような種類の著作物等に係る著作権等についてライセンスを行いましたか。 (いくつでも)	15
(15) Q19.それぞれの種類の著作物等について独占的ライセンスを行ったことはありますか。 (それぞれいくつでも) 「独占的ライセンス」とは、ライセンスの対象となる利用行為について、著作権者が他者にはライセンスしない旨を約束したライセンスのことをいいます (ライセンス後には著作権者自身も対象著作権を利用できない場合、著作権者自らは利用できる場合の両方を含みます。)	15
(16) Q20.【「独占的ライセンスを行ったことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします】 どのような理由で著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンスを用いて利用許諾を行っていますか。 (それぞれいくつでも)	17
(17) Q21.海外で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行ったことがありますか。	19

(18) Q22.【「海外で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行ったことがある」とお答えの方にお伺いします】どこの国で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行うことが多いですか。 (いくつでも)	19
(19) Q23.貴社は他者から、著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）はありますか。.....	20
(20) Q24.【「他者から、著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」とお答えの方にお伺いします】どのような種類の著作物等に係る著作権等についてライセンスを受けましたか。 (いくつでも)	20
(21) Q25.それぞれの種類の著作物等について独占的ライセンスを受けたことはありますか。 (それぞれいくつでも) 「独占的ライセンス」とは、ライセンスの対象となる利用行為について、著作権者が他者にはライセンスしない旨を約束したライセンスのことをいいます（ライセンス後には著作権者自身も対象著作権を利用できない場合、著作権者自らは利用できる場合の両方を含みます。）.....	20
(22) Q26.【「独占的ライセンスを受けたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします】どのような理由で著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンスを用いて利用許諾を受けていますか。 (それぞれいくつでも)	22
(23) Q27.海外で事業を展開する企業や団体等から日本国内での利用についてのライセンスを受けることがありますか。.....	24
(24) Q28.【「海外で事業を展開する企業や団体等から日本国内での利用についてのライセンスを受けることがある」とお答えの方にお伺いします】どこの国で事業を展開する企業や団体等からライセンスを受けることが多いですか。 (いくつでも)	24
3 ライセンサーの立場となる者（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への質問.....	26
(1) Q29.これまで、ライセンス契約の継続中に、貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡された経験はありますか。 (それぞれひとつだけ) 26	
(2) Q30.【「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】ライセンス対象著作権等の譲渡後、ライセンス契約はどうなりましたか。 (それぞれいくつでも)	27
(3) Q31.貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策を講じていますか。 (それぞれひとつだけ) 29	
(4) Q32.【「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策を講じている」とお答えの著作物等についてお伺いします】どのような対策を講じていますか。 (それぞれいくつでも)	30
(5) Q33.【「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策は講じていない」とお答えの著作物等についてお伺いします】ライセンス対象著作権等の譲渡に備えて、対策を講じていないのはどのような理由によるものですか。 (それぞれいくつでも)	32
(6) Q34.これまでライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験はありますか。 (それぞれひとつだけ)	33
(7) Q35.【「ライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】ライセンサーの破産後、ライセンス契約はどうなりましたか。 (それぞれいくつでも)	35
(8) Q36.ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策を講じていますか。 (それぞれひとつだけ) 37	
(9) Q37.【「ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策を講じている」とお答えの著作物等についてお伺いします】どのような対策を講じていますか。 (それぞれいくつでも)	38
(10) Q38.【「ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策は講じていない」とお答えの著作物等についてお伺いします】ライセンサーの破産に備えて、対策を講じていないのはどのような理由によるものですか。 (それぞれいくつでも)	40

(11) Q39. ライセンス契約の目的となる著作物等に係る著作権等の譲渡があった場合でも引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような、ライセンサーの権利に係る対抗制度について、著作権法に導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。	42
(12) Q41. 【ライセンス契約の目的となる著作物等に係る著作権等の譲渡があった場合でも引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような、ライセンサーの権利に係る対抗制度について、著作権法に「導入すべき」又は「どちらかといえば導入すべきと思う」とお答えの方にお伺いします】 ライセンサーの権利に係る対抗制度の仕組みとして、以下の制度についてそれぞれ望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	43
(13) Q43. 【「ライセンス契約の登録を行えば第三者に対抗できる制度（登録対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	45
(14) Q45. 【「ライセンス契約による事業実施を立証できれば第三者に対抗できる制度（事業実施対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	46
(15) Q47. 【「ライセンス契約の存在を立証するとともに、第三者がライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば当該第三者に対抗できる制度（悪意者対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	47
(16) Q49. 【「ライセンス契約の存在が立証できれば第三者に対抗できる制度（当然対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。 ·4 8	48
(17) Q51. 【（その他の制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	48
(18) Q53.著作権等の譲渡を受けた第三者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	49
(19) Q55. 【（ロイヤリティの支払額）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	51
(20) Q57. 【（ライセンサーに独占的に著作物等の利用をさせる義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	52
(21) Q59. 【（ライセンサーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	53
(22) Q61. 【（第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	54
(23) Q63. 【（著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等））に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	55
(24) Q65. 【（その他の義務1）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。	56

(25) Q67.【（その他の義務2）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。.....	56
(26) Q69.【（その他の義務3）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。.....	56
(27) Q71.独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験はありますか。（それぞれひとつだけ）.....	57
(28) Q72.【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】独占的ライセンサーとしてどのような対応を行いましたか。（それぞれいくつでも）.....	58
(29) Q73.【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】その結果、第三者の侵害行為を停止することができましたか。（それぞれひとつだけ）.....	59
(30) Q74.独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された場合に備えて、ライセンサーとの契約を締結する上で、著作権者等であるライセンサーが積極的に侵害を排除する義務を課していますか。（それぞれひとつだけ）.....	60
(31) Q75.独占的ライセンサーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。.....	62
(32) Q77.【独占的ライセンサーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について、「導入すべき」又は「どちらかといえば導入すべき」とお答えの方にお伺いします】独占的ライセンスを受けたライセンサーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度の仕組みとして、以下の制度についてそれぞれ望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）をそれぞれ記載してください。.....	63
(33) Q79.【（独占的ライセンスの登録を行えば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。.....	64
(34) Q81.【（独占的ライセンス契約による事業実施を立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。.....	66
(35) Q83.【（独占的ライセンス契約の存在が立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。 66	
(36) Q85.【（他の制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。.....	67
4 ライセンサーの立場となる者（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した者）への質問.....	68
(1) Q87.他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験はありますか。（それぞれひとつだけ）.....	68
(2) Q88.【「他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】譲渡を行った後、譲受人はライセンサーに対して、ライセンスに基づき行われていた著作物等の利用について継続して許諾を行いましたか。（それぞれひとつだけ） 69	
(3) Q89.【「他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】他者にライセンスをしていたことに対して、譲受人から何らかの要求がありましたか。（それぞれいくつでも）.....	70
(4) Q90.【「他者に対して、保有する著作権等独占的ライセンスを行ったことがある」とお答えの	

著作物等についてお伺いします】 独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験はありますか。（それぞれひとつだけ）	71
(5) Q91.【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】 独占的ライセンサーとして主にどのような対応を行いましたか。（それぞれいくつでも）	72
(6) Q92.【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】 それぞれの対応を行った結果、第三者の侵害行為を停止することができましたか。（それぞれひとつだけ）	74
(7) Q93.独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された場合に備えて、ライセンシーとの契約を締結する上で、著作権者等であるライセンサーが積極的に侵害を排除する義務を課していますか。（それぞれひとつだけ）	75
(8) Q94.独占的ライセンシーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。	76
5 謙受人の立場となる者（「他者から著作権等の譲渡を受けたこと（謙受人の立場になったこと）がある」と回答した者）への質問.....	78
(1) Q96.著作権等の譲渡を受けた理由を選択してください。（それぞれいくつでも）	78
(2) Q97.著作権等の譲渡を受けた際に、当該著作権等の状態（譲渡人に著作権等が存在しているか、既に第三者が当該著作権等に係るライセンス契約により事業実施が行われているかどうか等）についてどのように確認しましたか。（それぞれいくつでも）	80
(3) Q98.著作権等の譲渡を受けた場合に、譲渡契約上、譲渡人に「当該著作権等について第三者にライセンスしていないこと」を表明・保証させましたか。（それぞれひとつだけ）	81
(4) Q99.他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験はありますか。（それぞれひとつだけ） 82	
(5) Q100.【「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】 当該著作権等のライセンスにより既に行われている第三者の利用について、継続して許諾を行いましたか。（それぞれひとつだけ）	83
(6) Q101.【「第三者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験があり、当該著作権等のライセンスにより既に行われている第三者の利用について、継続して許諾を行った」とお答えの方にお伺いします】 当該著作権等のライセンスについて、どのような内容の契約を承継しましたか。又は承継しませんでしたか。（それぞれひとつだけ）	84
(7) Q102.【（ロイヤリティの支払額）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）	85
(8) Q103.【（ライセンシーに独占的に利用をさせる義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）	85
(9) Q104.【（ライセンシーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）	86
(10) Q105.【（第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）	86
(11) Q106.【著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）	86
(12) Q107.【（その他の義務等）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】 著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）	87
(13) Q108.【「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】 当該著作権等の譲渡人に対して何らかのアクションを行いましたか。（それぞれいくつでも）	87

6 その他	89
(1) ライセンス契約に係る制度に關し、例えば制度創設に際して配慮すべきこと、その他御意見等 があれば自由に記述してください。	89

1 回答者について

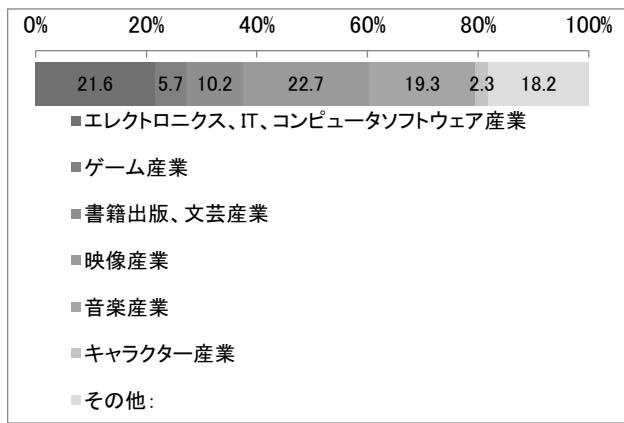
(1) Q1.貴社についてお答えください。

※ 事業者名、連絡先等に関する質問項目につき、省略。

(2) Q2.貴社の業種についてお答えください。

ア 回答

	n	%
全体	88	100.0
エレクトロニクス、IT、コンピュータソフトウェア産業	19	21.6
ゲーム産業	5	5.7
書籍出版、文芸産業	9	10.2
映像産業	20	22.7
音楽産業	17	19.3
美術産業	0	0.0
キャラクター産業	2	2.3
コンテンツ配信産業(※権利者からライセンスを受けて配信を行うもの)	0	0.0
その他：	16	18.2

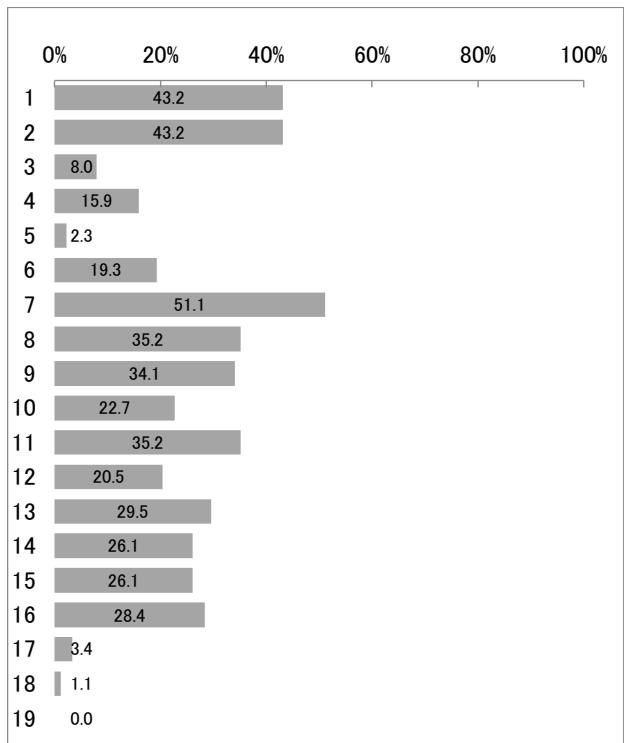


ア 「その他」の業種

回答
製造業、非製造業、玩具産業、ケーブルテレビ、輸送、鉄鋼等、有線放送業、通信、遊技機メーカー、放送局、音楽・エンタメ・テクノロジーの企画制作とコンサル、情報通信、印刷業、テレビ放送

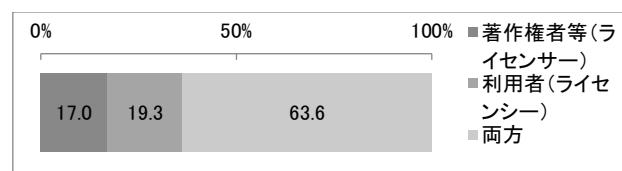
(3) Q3.貴社事業において主として利用する著作物等の種類をお答えください。(いくつでも)

	n	%
1 全体	88	100.0
2 文章・言語	38	43.2
3 音楽	38	43.2
4 演劇・舞踊	7	8.0
5 美術(絵画、版画、彫刻など)	14	15.9
6 建築	2	2.3
7 図形(図表、図面、地図)	17	19.3
8 映像	45	51.1
9 写真	31	35.2
10 プログラム	30	34.1
11 漫画	20	22.7
12 キャラクター	31	35.2
13 ゲーム	18	20.5
14 データベース	26	29.5
15 実演	23	26.1
16 レコード	23	26.1
17 放送番組に係る音又は映像	25	28.4
18 その他の著作物等1:(論文、アニメーション、コンテンツ全般)	3	3.4
19 その他の著作物等2:(学会ホームページ)	1	1.1
20 その他の著作物等3:	0	0.0



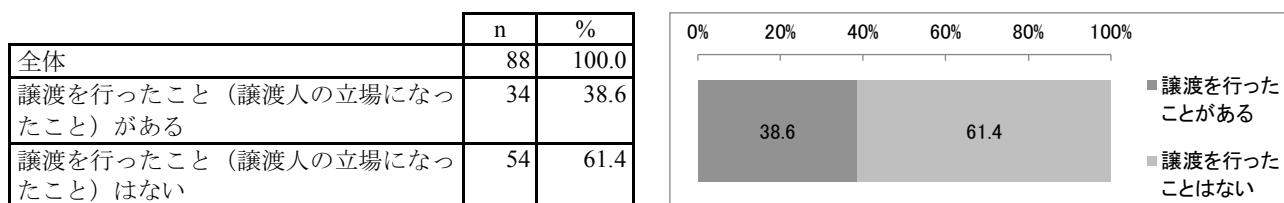
(4) Q4.貴社のライセンス契約における主たる立場をお答えください。

	n	%
全体	88	100.0
著作権者等 (ライセンサー)	15	17.0
利用者 (ライセンシー)	17	19.3
両方	56	63.6



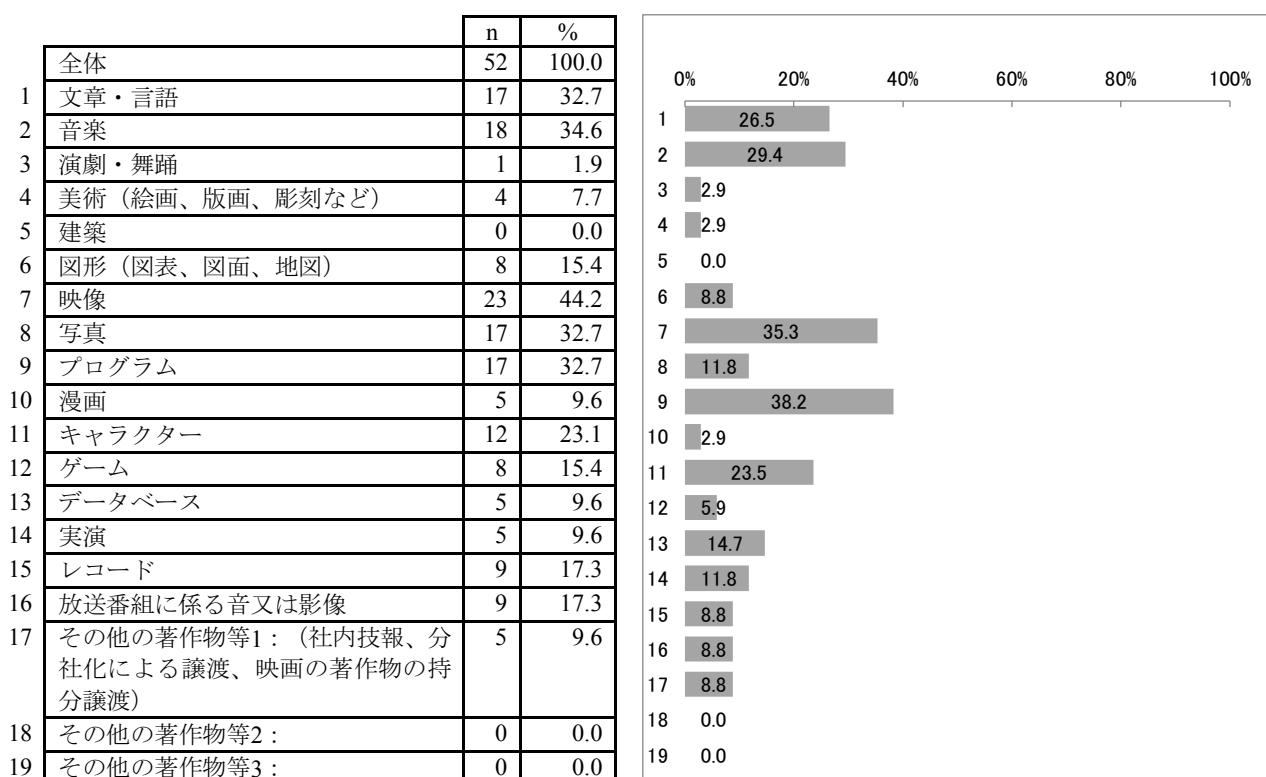
2 ライセンス契約の実態について

(1) Q5.貴社は他者に対して、著作権等の譲渡を行ったこと（譲渡人の立場になったこと）はありますか。



(2) Q6.【「他者に対して、著作権等の譲渡を行ったこと（譲渡人の立場になったこと）がある」とお答えの方にお伺いします】

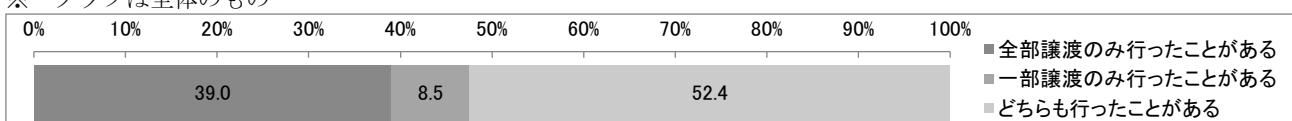
どのような種類の著作物等に係る著作権等について譲渡を行いましたか。（いくつでも）



(3) Q7.それぞれの種類の著作物等についてどのような譲渡を行ったことがありますか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	全部譲渡のみ行つたことがある	一部譲渡のみ行つたことがある	どちらも行つたことがある
全体	82 100.0	32 39.0	7 8.5	43 52.4
1.文章・言語	9 100.0	3 33.3	1 11.1	5 55.6
2.音楽	10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
7.映像	12 100.0	6 50.0	1 8.3	5 41.7
8.写真	4 100.0	2 50.0	0 0.0	2 50.0
9.プログラム	13 100.0	4 30.8	1 7.7	8 61.5
10.漫画	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
11.キャラクター	8 100.0	6 75.0	1 12.5	1 12.5
12.ゲーム	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
13.データベース	5 100.0	3 60.0	0 0.0	2 40.0
14.実演	4 100.0	1 25.0	0 0.0	3 75.0
15.レコード	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
16.放送番組に係る音又は映像	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3
17.その他の著作物等1 (社内技報、分社化による譲渡、映画の著作物の持分譲渡)	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

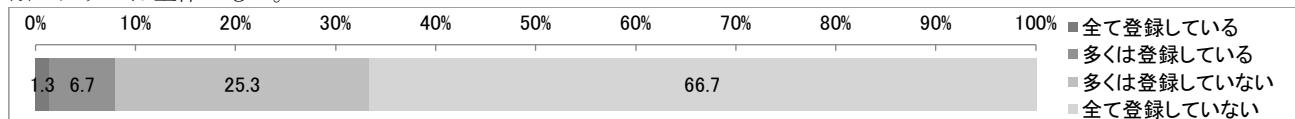
その他の著作物等	回答
社内技報	1. 全部譲渡のみ行つたことがある
分社化による譲渡	1. 全部譲渡のみ行つたことがある
映画の著作物の持分譲渡	2. 一部譲渡のみ行つたことがある

(4) Q8.【「全部譲渡のみ行つたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします（「どちらも行つたことがある」とお答えの場合、そのうち全部譲渡について伺います。）】

著作権等の全部譲渡について登録を行いましたか。 (それぞれひとつだけ)

ア 回答

※ グラフは全体のもの。



	n	い る 全 て 登 録 し て	て 多 く い る は 登 録 し て	録 し て る 半 数 程 度 は 登 録 し て	て 多 く い な い は 登 録 し て	い な い て 登 録 し て
全体	75 100	1 1.3	5 6.7	0 0.0	19 25.3	50 66.7
1.文章・言語	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	7 87.5
2.音楽	9 100.0	0 0.0	3 33.3	0 0.0	2 22.2	4 44.4
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形 (図表、図面、地図)	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
7.映像	11 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 27.3	8 72.7
8.写真	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0
9.プログラム	12 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 25.0	9 75.0
10.漫画	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
11.キャラクター	7 100.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	1 14.3	4 57.1
12.ゲーム	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
13.データベース	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0
14.実演	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0
15.レコード	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
16.放送番組に係る音又は映像	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	2 66.7
17.その他の著作物等1 (社内技報、分社化による譲渡)	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

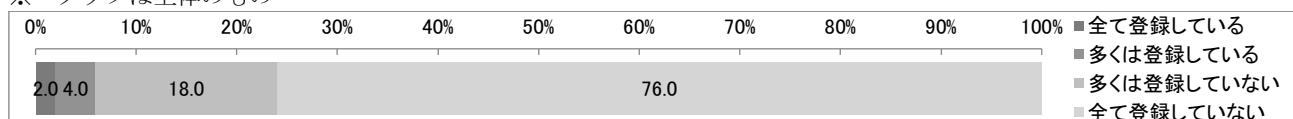
イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
社内技報	5. 全て登録していない
分社化による譲渡	4. 多くは登録していない

(5) Q9.【「一部譲渡のみ行ったことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします（「どちらも行ったことがある」とお答えの場合、そのうち一部譲渡について伺います。）】
著作権等の一部譲渡について登録を行いましたか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	いる 全て 登録 して	多くは 登録 し	半 数 程 度 は 登 録 し て い る	多く い な い 登 録 し て	全 て 登 録 し て
全体	50 100.0	1 2.0	2 4.0	0 0.0	9 18.0	38 76.0
1.文章・言語	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
2.音楽	8 100.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	2 25.0	3 37.5
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
7.映像	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	5 83.3
8.写真	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
9.プログラム	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	7 77.8
10.漫画	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
11.キャラクター	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
13.データベース	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
14.実演	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
15.レコード	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
16.放送番組に係る音又は映像	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
17.その他の著作物等1 (映画の著作物の持分譲渡)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

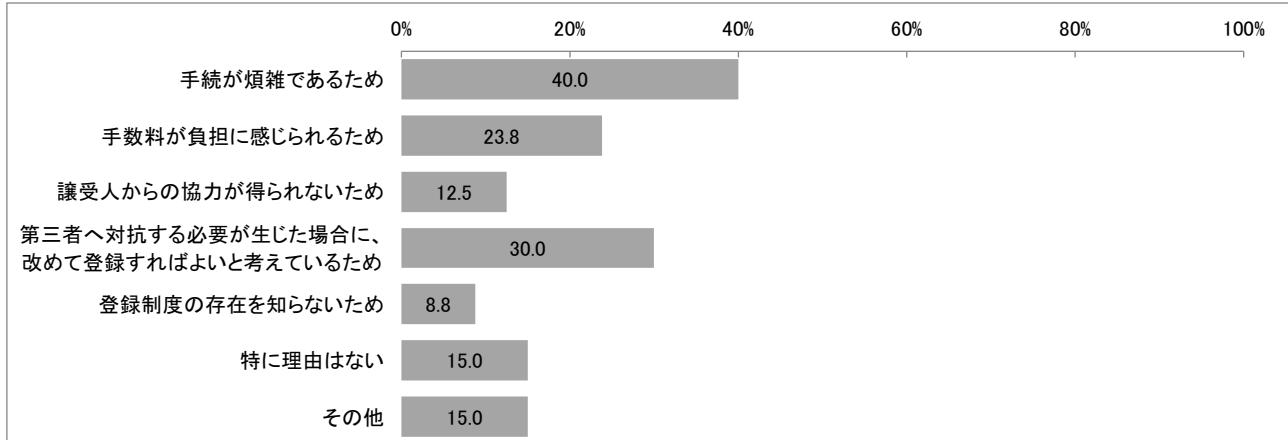
その他の著作物等	回答
映画の著作物の持分譲渡	5. 全て登録していない

(6) Q10. 【「全部譲渡」又は「一部譲渡」の場合で「全て登録している」以外をお選びの著作物等についてお伺いします】

登録を行わない理由を選択してください。(それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	手続が煩雑であるため	手数料が負担に感じられるため	譲受人からの協力が得られないため	第三者へ対抗する必要が生じた場合に、改めて登録すればよいと考えているため	登録制度の存在を知らないため	特に理由はない	その他
全体	80 100.0	32 40.0	19 23.8	10 12.5	24 30.0	7 8.8	12 15.0	12 15.0
1.文章・言語	9 100.0	4 44.4	3 33.3	2 22.2	3 33.3	2 22.2	1 11.1	2 22.2
2.音楽	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	2 22.2	0 0.0	0 0.0	2 22.2
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	100.0	0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形 (図表、図面、地図)	3 100.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0.0	1 33.3	0 0.0
7.映像	12 100.0	3 25.0	1 8.3	1 8.3	6 50.0	1 8.3	2 16.7	0 0.0
8.写真	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	13 100.0	7 53.8	4 30.8	1 7.7	2 15.4	1 7.7	3 23.1	3 23.1
10.漫画	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	7 100.0	1 14.3	2 28.6	0 0.0	2 28.6	0 0.0	2 28.6	1 14.3
12.ゲーム	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
13.データベース	5 100.0	3 60.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0
14.実演	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	n	手續が煩雑であるため	手数料が負担に感じられるため	譲受人からの協力が得られないため	第三者へ対抗する必要が生じた場合に、改めて登録すればよいと考えているため	登録制度の存在を知らないため	特に理由はない	その他
15.レコード	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0
17.その他の著作物等1 (社内技報、分社化による譲渡、映画の著作物の持分譲渡)	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「他の著作物等」についての回答

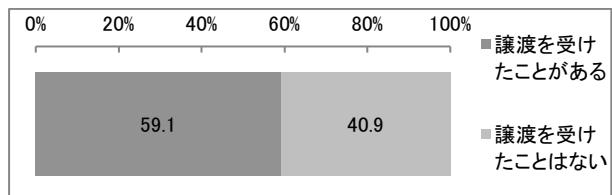
他の著作物等	回答
社内技報	6. 特に理由はない
分社化による譲渡	7. その他
映画の著作物の持分譲渡	6. 特に理由はない

ウ 「その他」の理由

	「その他」の理由
1.文章・言語	<input type="radio"/> 明らかに著作権が発生するにも関わらず強制的に譲渡又はライセンサーに帰属させられるケース（弊社がライセンサーの場合）においては、わざわざ登録しようとも思わないため。 <input type="radio"/> 譲渡人にとってのメリットが感じられない、また譲受人から求められたこともないため。
2.音楽	<input type="radio"/> 必要に応じJASRAC登録 <input type="radio"/> 必要がないため
9.プログラム	<input type="radio"/> 登録にメリットを感じない <input type="radio"/> 譲渡人にとってのメリットが感じられない、また譲受人から求められたこともないため。 <input type="radio"/> 実務上の必要性を感じない。帰属そのものを争うクレームは起こりにくい。
11.キャラクター	<input type="radio"/> 必要に応じ意匠登録
12.ゲーム	<input type="radio"/> 必要に応じ商標登録
13.データベース	<input type="radio"/> DBに著作権はないのでは？ <input type="radio"/> 譲渡人にとってのメリットが感じられない、また譲受人から求められたこともないため。
17.その他の著作物等（映画の著作物の持分譲渡）	<input type="radio"/> 一斉譲渡の形で契約

(7) Q11.貴社は他者から、著作権等の譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）はありますか。

	n	%
全体	88	100.0
譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）がある	52	59.1
譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）はない	36	40.9



(8) Q12. 【「他者から、著作権等の譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）がある」とお答えの方にお伺いします】どのような種類の著作物等に係る著作権等について譲渡を受けましたか。（いくつでも）



(9) Q13. それぞれの種類の著作物等についてどのような譲渡を受けたことがありますか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ある 受けた たこと がみ	全 部 譲 渡 の み	一 部 譲 渡 の み	ど ち ら も 受 け た こと が あ る
全体	163 100.0	72 44.2		14 8.6	77 47.2
1.文章・言語	17 100.0	7 41.2		0 0.0	10 58.8
2.音楽	18 100.0	8 44.4		1 5.6	9 50.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0		0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	2 50.0		0 0.0	2 50.0
5.建築	0 0.0	0 0.0		0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	3 37.5		0 0.0	5 62.5

	n	ある 受けた こと がみ 全 部 譲 渡 の み	受 け た こと が み 一 部 譲 渡 の み	ど ち ら も 受 け た こと が あ る
7.映像	23 100.0	8 34.8	5 21.7	10 43.5
8.写真	17 100.0	10 58.8	1 5.9	6 35.3
9.プログラム	17 100.0	11 64.7	0 0.0	6 35.3
10.漫画	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0
11.キャラクター	12 100.0	7 58.3	1 8.3	4 33.3
12.ゲーム	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0
13.データベース	5 100.0	1 20.0	0 0.0	4 80.0
14.実演	5 100.0	1 20.0	1 20.0	3 60.0
15.レコード	9 100.0	2 22.2	0 0.0	7 77.8
16.放送番組に係る音又は映像	9 100.0	5 55.6	1 11.1	3 33.3
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、コンテンツ全般)	5 100.0	2 40.0	0 0.0	3 60.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
報告書	3. どちらも受けたことがある
タイトルロゴ	3. どちらも受けたことがある
出版権	1. 全部譲渡のみ受けたことがある
アニメーション	3. どちらも受けたことがある
コンテンツ全般	1. 全部譲渡のみ受けたことがある

(10) Q14.【「全部譲渡のみ受けたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします（「どちらも受けたことがある」とお答えの場合、そのうち全部譲渡について伺います。）】
著作権等の譲渡について登録を行いましたか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	全て登録している	多くは登録している	半数程度は登録している	多くは登録していない	全く登録していない
全体	149 100.0	9 6.0	6 4.0	1 0.7	19 12.8	114 76.5
1.文章・言語	17 100.0	1 5.9	0 0.0	0 0.0	1 5.9	15 88.2
2.音楽	17 100.0	2 11.8	1 5.9	0 0.0	2 11.8	12 70.6
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0
7.映像	18 100.0	0 0.0	2 11.1	0 0.0	3 16.7	13 72.2
8.写真	16 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 12.5	14 87.5
9.プログラム	17 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 29.4	12 70.6
10.漫画	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
11.キャラクター	11 100.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	1 9.1	8 72.7
12.ゲーム	6 100.0	1 16.7	0 0.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3
13.データベース	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
14.実演	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0
15.レコード	9 100.0	2 22.2	1 11.1	0 0.0	1 11.1	5 55.6
16.放送番組に係る音又は映像	8 100.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 87.5
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、 コンテンツ全般)	5 100.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
報告書	5. 全て登録していない
タイトルロゴ	2. 多くは登録している
出版権	5. 全て登録していない
アニメーション	5. 全て登録していない
コンテンツ全般	5. 全て登録していない

(11) Q15.【「一部譲渡のみ受けたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします（「どちらも受けたことがある」とお答えの場合、そのうち一部譲渡について伺います。）】

著作権等の譲渡について登録を行いましたか。 (それぞれひとつだけ)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	全て登録している	多くは登録している	る登録してい	半数程度は	多くは登録しない	全て登録しない
全体	91 100.0	2 2.2	5 5.5	0 0.0	18 19.8	66 72.5	
1.文章・言語	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0	
2.音楽	10 100.0	1 10.0	2 20.0	0 0.0	1 10.0	6 60.0	
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
6.図形 (図表、図面、地図)	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
7.映像	15 100.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0	4 26.7	10 66.7	
8.写真	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 28.6	5 71.4	
9.プログラム	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	4 66.7	
10.漫画	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	
11.キャラクター	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0	
12.ゲーム	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	1 25.0	
13.データベース	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	
14.実演	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	
15.レコード	7 100.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	1 14.3	4 57.1	
16.放送番組に係る音又は映像	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、アニメーション)	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	2 66.7	
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

イ 「その他の著作物等」についての回答

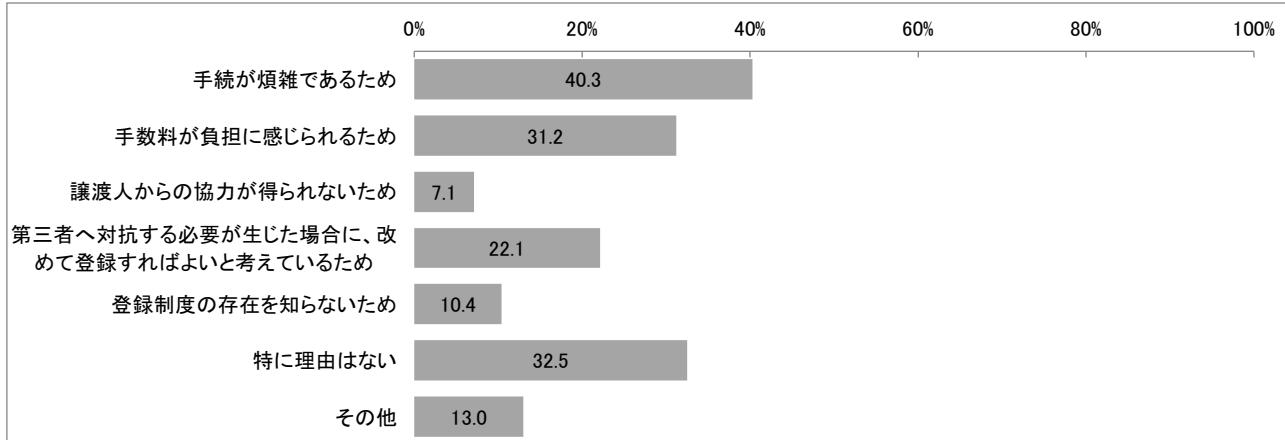
その他の著作物等	回答
報告書	5. 全て登録していない
タイトルロゴ	2. 多くは登録している
アニメーション	5. 全て登録していない

(12) Q16. 【「全部譲渡」又は「一部譲渡」の場合で「全て登録している」以外をお選びの著作物等についてお伺いします】

登録を行わない理由を選択してください。(それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	め手續が煩雑であるた	め手数料が負担に感じ	め譲渡人からの協力が	めればよいと考えて登録するため	め登録制度の存在を知	め特に理由はない	その他
全体	154 100.0	62 40.3	48 31.2	11 7.1	34 22.1	16 10.4	50 32.5	20 13.0
1.文章・言語	16 100.0	8 50.0	8 50.0	3 18.8	5 31.3	2 12.5	4 25.0	3 18.8
2.音楽	16 100.0	7 43.8	4 25.0	0 0.0	1 6.3	1 6.3	5 31.3	3 18.8
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	5 62.5	4 50.0	1 12.5	3 37.5	0 0.0	3 37.5	2 25.0
7.映像	23 100.0	7 30.4	5 21.7	2 8.7	7 30.4	3 13.0	6 26.1	1 4.3
8.写真	17 100.0	8 47.1	7 41.2	2 11.8	2 11.8	2 11.8	7 41.2	3 17.6
9.プログラム	17 100.0	9 52.9	6 35.3	2 11.8	5 29.4	2 11.8	3 17.6	2 11.8
10.漫画	5 100.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0
11.キャラクター	11 100.0	4 36.4	4 36.4	0 0.0	1 9.1	1 9.1	4 36.4	2 18.2
12.ゲーム	7 100.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	2 28.6	2 28.6	1 14.3
13.データベース	5 100.0	4 80.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0
14.実演	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0

	n	め手 続が煩 雑で あるた め	手 数料が 負担に 感じ られる ため	手 續が煩 雑で あるた め	手 續が煩 雑で あるた め	第三 者へ対 抗する 必要が 生じた 場合に、 改めて登 録す ればよい と考 えている ため	登 録制 度の存 在を知 らないた め	特 に理 由は ない	そ の 他
15.レコード	7 100.0	3 42.9	2 28.6	0 0.0	1 14.3	0 0.0	3 42.9	0 0.0	
16.放送番組に係る音又は影像	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	2 25.0	5 62.5	0 0.0	
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、 コンテンツ全般)	5 100.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

イ 「他の著作物等」についての回答

他の著作物等	回答
報告書	6.特に理由はない
タイトルロゴ	4.第三者へ対抗する必要が生じた場合に、改めて登録すればよいと考えているため
出版権	2.手数料が負担に感じられるため 4.第三者へ対抗する必要が生じた場合に、改めて登録すればよいと考えているため
アニメーション	1.手続が煩雑であるため 2.手数料が負担に感じられるため
コンテンツ全般	1.手続が煩雑であるため 2.手数料が負担に感じられるため 7.その他

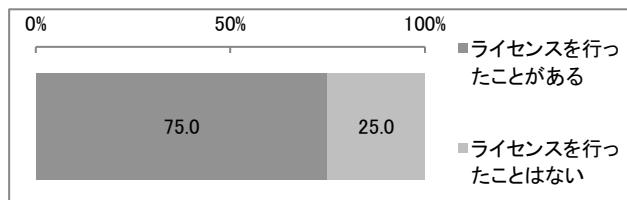
ウ 「その他」の理由

	「その他」の理由
1.文章・言語	<input type="radio"/> 登録して対抗しなければならないような問題が起こりにくいため <input type="radio"/> 業務委託の場合、著作権が発生するかどうか判断に迷うケース（言語の著作物、編集著作物等）でも、念のため著作権は譲渡（又は弊社に帰属）するとしているため。 <input type="radio"/> グループ会社間における譲渡の場合は、必要性があまりないため。
2.音楽	<input type="radio"/> 必要に応じJASRAC等登録 <input type="radio"/> 上記に同じ <input type="radio"/> 必要がないため
6.図形（図表、図面、地図）	<input type="radio"/> 登録して対抗しなければならないような問題が起こりにくいため <input type="radio"/> 業務委託の場合、著作権が発生するかどうか判断に迷うケース（言語の著作物、編集著作物等）でも、念のため著作権は譲渡（又は弊社に帰属）するとしているため。
7.映像	<input type="radio"/> グループ会社間における譲渡の場合は、必要性があまりないため
8.写真	<input type="radio"/> 登録して対抗しなければならないような問題が起こりにくいため <input type="radio"/> 業務委託の場合、著作権が発生するかどうか判断に迷うケース（言語の著作物、編集著作物等）でも、念のため著作権は譲渡（又は弊社に帰属）するとしているため。 <input type="radio"/> グループ会社間における譲渡の場合は、必要性があまりないため。
9.プログラム	<input type="radio"/> グループ会社間における譲渡の場合は、必要性があまりないため。 <input type="radio"/> 実務上必要性を感じない。帰属そのものを争うクレームは起こりにくい。
11.キャラクター	<input type="radio"/> 必要に応じ商標や意匠登録

「その他」の理由	
12.ゲーム	<input type="radio"/> グループ会社間における譲渡の場合は、必要性があまりないため。
13.データベース	<input type="radio"/> 必要に応じ商標登録
	<input type="radio"/> 業務委託の場合、著作権が発生するかどうか判断に迷うケース（言語の著作物、編集著作物等）でも、念のため著作権は譲渡（又は弊社に帰属）するとしているため。
17.その他の著作物等（コンテンツ全般）	<input type="radio"/> グループ会社間における譲渡の場合は、必要性があまりないため。
	<input type="radio"/> 登録後の管理が困難、対象が広範

(13) Q17.貴社は他者に対して、保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）はありますか。

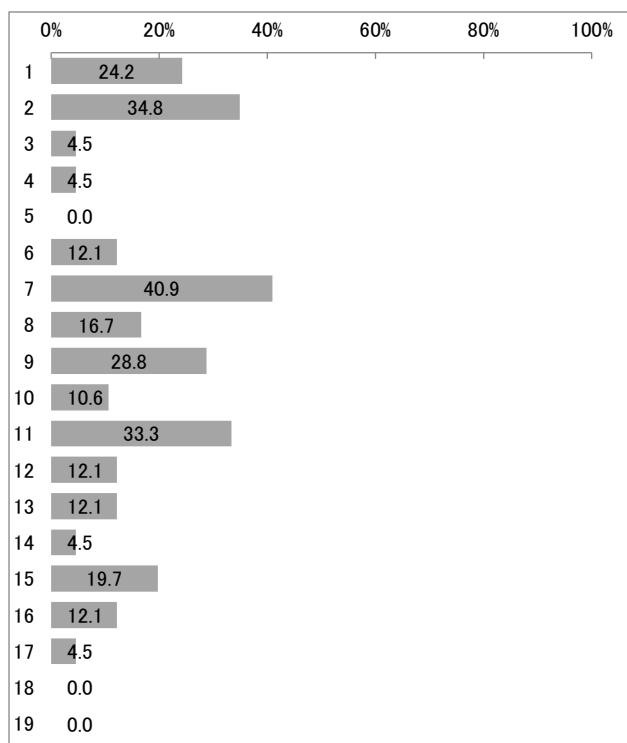
	n	%
全体	88	100.0
1 ライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある	66	75.0
2 ライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）はない	22	25.0



(14) Q18.【「他者に対して、保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」とお答えの方にお伺いします】

どのような種類の著作物等に係る著作権等についてライセンスを行いましたか。（いくつでも）

	n	%
全体	66	100.0
1 文章・言語	16	24.2
2 音楽	23	34.8
3 演劇・舞踊	3	4.5
4 美術（絵画、版画、彫刻など）	3	4.5
5 建築	0	0.0
6 図形（図表、図面、地図）	8	12.1
7 映像	27	40.9
8 写真	11	16.7
9 プログラム	19	28.8
10 漫画	7	10.6
11 キャラクター	22	33.3
12 ゲーム	8	12.1
13 データベース	8	12.1
14 実演	3	4.5
15 レコード	13	19.7
16 放送番組に係る音又は映像	8	12.1
17 その他の著作物等1：（社内技報、出版権、遊技機）	3	4.5
18 その他の著作物等2：	0	0.0
19 その他の著作物等3：	0	0.0



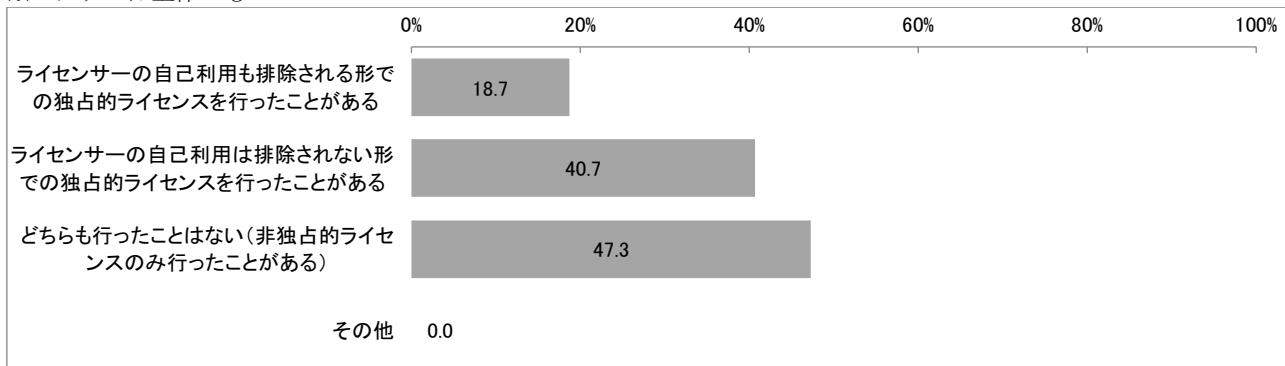
(15) Q19.それぞれの種類の著作物等について独占的ライセンスを行ったことはありますか。（それぞれいくつでも）

「独占的ライセンス」とは、ライセンスの対象となる利用行為について、著作権者が他者にはライセンスしない旨を約束したライセンスのことをいいます（ライセンス後には著作権者自身も対象著作権を利用できない場合、著作権者自らは利用できる場合の両方を含みま

す。)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ライセンサーの自己利用も排除される形での独占的ライセンスを行ったことがある	ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを行ったことがある	どちらも行ったことはない(非独占的ライセンスのみ行ったことがある)	その他
全体	182 100.0	34 18.7	74 40.7	86 47.3	0 0.0
1.文章・言語	16 100.0	2 12.5	9 56.3	7 43.8	0 0.0
2.音楽	23 100.0	6 26.1	8 34.8	9 39.1	0 0.0
3.演劇・舞踊	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0
4.美術(絵画、版画、彫刻など)	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形(図表、図面、地図)	8 100.0	0 0.0	4 50.0	4 50.0	0 0.0
7.映像	27 100.0	12 44.4	11 40.7	9 33.3	0 0.0
8.写真	11 100.0	1 9.1	3 27.3	7 63.6	0 0.0
9.プログラム	19 100.0	0 0.0	6 31.6	13 68.4	0 0.0
10.漫画	7 100.0	2 28.6	6 85.7	1 14.3	0 0.0
11.キャラクター	22 100.0	3 13.6	10 45.5	11 50.0	0 0.0
12.ゲーム	8 100.0	0 0.0	3 37.5	5 62.5	0 0.0
13.データベース	8 100.0	0 0.0	3 37.5	5 62.5	0 0.0
14.実演	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0
15.レコード	13 100.0	2 15.4	4 30.8	7 53.8	0 0.0

	n	ライセンサーの自己利用も排除された形での独占的ライセンスを行ったことがある	ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを行ったことがある	どちらも行ったことはない（非独占的ライセンスのみ行ったことがある）	どちらも行ったことはない（非独占的ライセンスのみ行ったことがある）	その他
16.放送番組に係る音又は映像	8 100.0	3 37.5	3 37.5	3 37.5	0 0.0	
17.その他の著作物等1 (社内技報、出版権、遊技機)	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

イ 「その他の著作物等」についての回答

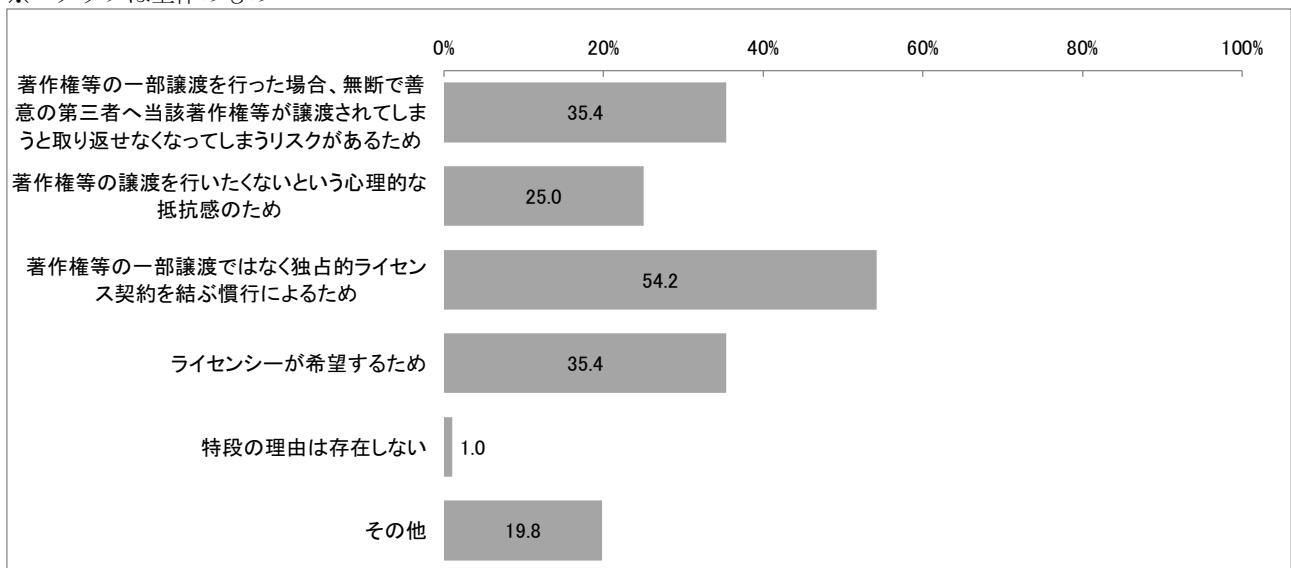
その他の著作物等	回答
社内技報	3. どちらも行ったことはない（非独占的ライセンスのみ行ったことがある）
出版権	2. ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを行ったことがある
遊技機	3. どちらも行ったことはない（非独占的ライセンスのみ行ったことがある）

(16) Q20. 【「独占的ライセンスを行ったことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

どのような理由で著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンスを用いて利用許諾を行っていますか。 (それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



イ 「その他の著作物等」についての回答

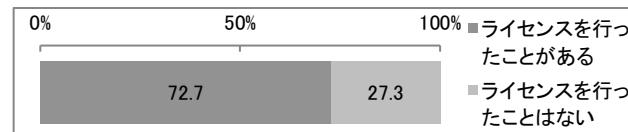
その他の著作物等	回答
出版権	<ol style="list-style-type: none"> 著作権等の一部譲渡を行った場合、無断で善意の第三者へ当該著作権等が譲渡されてしまうと取り返せなくなってしまうリスクがあるため 著作権等の譲渡を行いたくないという心理的な抵抗感のため 著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンス契約を結ぶ慣行によるため

ウ 「その他」の理由

「その他」の理由	
1.文章・言語	<input type="radio"/> 日本語以外への言語における翻訳出版であるため <input type="radio"/> 交渉の結果 <input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	<input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
6.図形（図表、図面、地図）	<input type="radio"/> 日本語以外への言語における翻訳出版であるため <input type="radio"/> 交渉の結果 <input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
7.映像	<input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため <input type="radio"/> 期間が限定されているため
8.写真	<input type="radio"/> 日本語以外への言語における翻訳出版であるため <input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
9.プログラム	<input type="radio"/> 技術的な理由、プログラムの「一部譲渡」だと動かないため <input type="radio"/> 交渉の結果 <input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
10.漫画	<input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
11.キャラクター	<input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため
13.データベース	<input type="radio"/> プログラムの一部譲渡だと動かないため <input type="radio"/> 交渉の結果 <input type="radio"/> 独占期間が終了した後に他者にライセンスができなくなることを避けるため

(17) Q21. 海外で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行ったことがありますか。

	n	%
全体	66	100.0
1 ライセンスを行ったことがある	48	72.7
2 ライセンスを行ったことはない	18	27.3

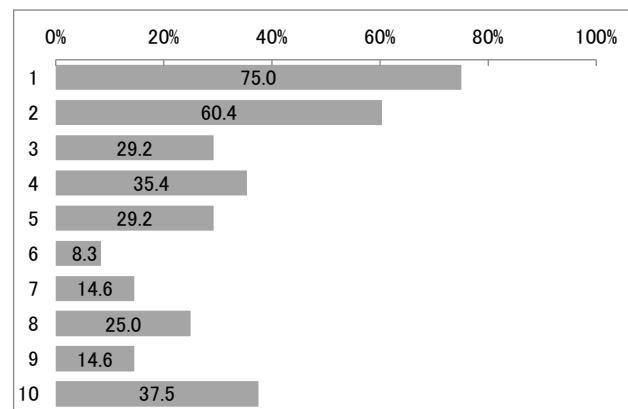


(18) Q22. 【「海外で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行ったことがある」とお答えの方にお伺いします】

どこの国で事業を展開する企業や団体等にライセンスを行うことが多いですか。（いくつでも）

ア 回答

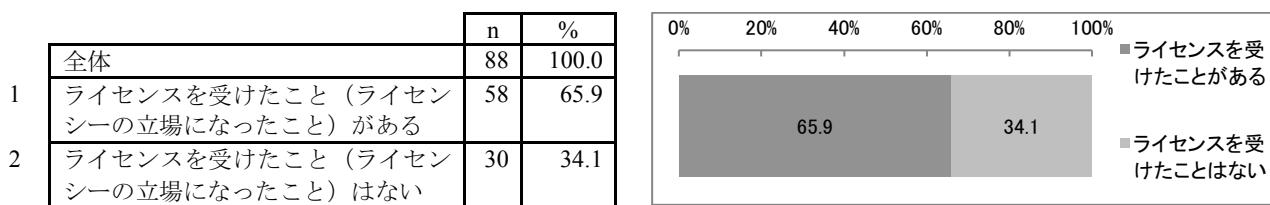
	n	%
1 全体	48	100.0
2 アメリカ	36	75.0
3 中国	29	60.4
4 ドイツ	14	29.2
5 フランス	17	35.4
6 イギリス	14	29.2
7 インド	4	8.3
8 ブラジル	7	14.6
9 イタリア	12	25.0
10 カナダ	7	14.6
10 その他：	18	37.5



イ 「その他」の国

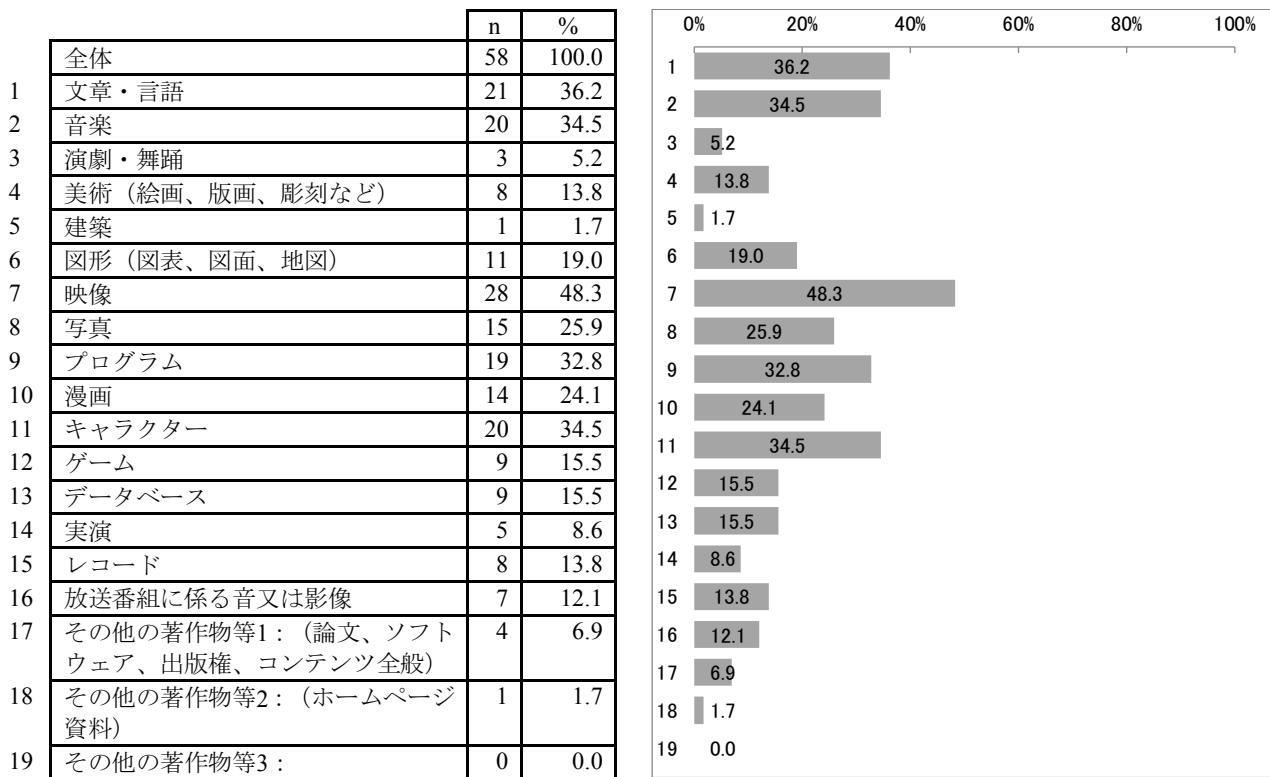
その他の国		n	%
全体		30	100.0
韓国		12	40.0
台湾		8	26.7
タイ		2	6.7
香港		2	6.7
インドネシア		1	3.3
オーストラリア		1	3.3
マレーシア		1	3.3
ロシア		1	3.3
アジア圏		1	3.3
全世界		1	3.3

(19) Q23.貴社は他者から、著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）はありますか。



(20) Q24.【「他者から、著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」とお答えの方にお伺いします】

どのような種類の著作物等に係る著作権等についてライセンスを受けましたか。（いくつでも）



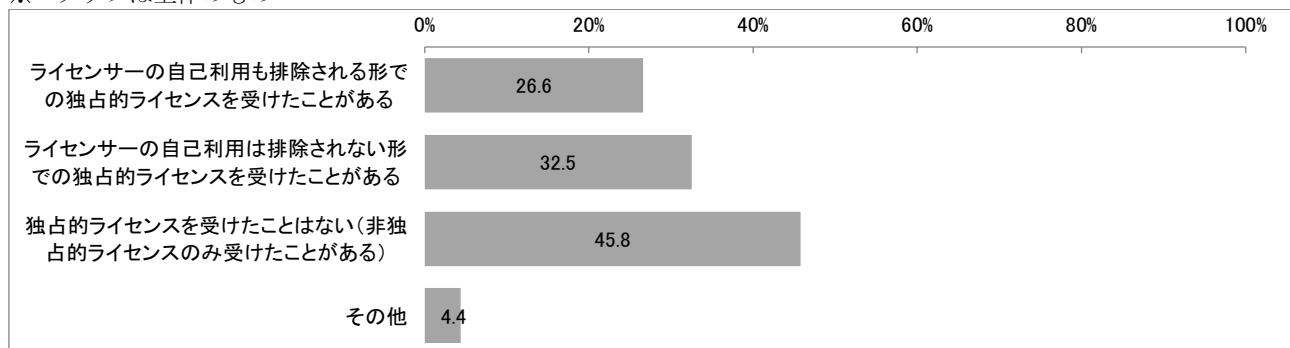
(21) Q25.それぞれの種類の著作物等について独占的ライセンスを受けたことはありますか。（それぞれいくつでも）

「独占的ライセンス」とは、ライセンスの対象となる利用行為について、著作権者が他者

にはライセンスしない旨を約束したライセンスのことをいいます（ライセンス後には著作権者自身も対象著作権を利用できない場合、著作権者自らは利用できる場合の両方を含みます。）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	るスを利受独もセ受け占排した的除さこととイられのがセる自あン形	ライスの用ライ占排した的除さこととイられのがセる自あン形	あるスで利受独占排した的除さこととイられのがセる自あン形	形利受独占排した的除さこととイられのがセる自あン形	ライスで利受独占排した的除さこととイられのがセる自あン形	独占的ライセンスを受けたことはない(非独占的ライセンスのみ受けたことがある)	その他
全体	203	54	66	93	9			
	100.0	26.6	32.5	45.8	4.4			
1.文章・言語	21	6	7	8	1			
	100.0	28.6	33.3	38.1	4.8			
2.音楽	20	6	6	9	0			
	100.0	30.0	30.0	45.0	0.0			
3.演劇・舞踊	3	1	1	2	0			
	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0			
4.美術(絵画、版画、彫刻など)	8	2	1	5	1			
	100.0	25.0	12.5	62.5	12.5			
5.建築	1	1	1	0	0			
	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0			
6.図形(図表、図面、地図)	11	2	4	5	1			
	100.0	18.2	36.4	45.5	9.1			
7.映像	28	11	10	9	1			
	100.0	39.3	35.7	32.1	3.6			
8.写真	15	4	5	6	1			
	100.0	26.7	33.3	40.0	6.7			
9.プログラム	19	1	3	15	1			
	100.0	5.3	15.8	78.9	5.3			
10.漫画	14	3	7	4	1			
	100.0	21.4	50.0	28.6	7.1			
11.キャラクター	20	5	6	9	1			
	100.0	25.0	30.0	45.0	5.0			
12.ゲーム	9	1	4	5	0			
	100.0	11.1	44.4	55.6	0.0			
13.データベース	9	1	2	6	1			
	100.0	11.1	22.2	66.7	11.1			
14.実演	5	3	2	1	0			
	100.0	60.0	40.0	20.0	0.0			
15.レコード	8	2	3	4	0			
	100.0	25.0	37.5	50.0	0.0			
16.放送番組に係る音又は映像	7	4	2	2	0			
	100.0	57.1	28.6	28.6	0.0			

	n	るスで利用を受け占めた的除さことされがせる自あン形己	るライセンスで利用を受け占めた的除さことされがせる自あン形己	あるライセンスで利用を受け占めた的除さことされがせる自あン形己	受けたことはないライセンスの非独占的ライセンスを受けてたことがある	その他
17.その他の著作物等1： (論文、ソフトウェア、出版権、コンテンツ全般)	4 100.0	1 25.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0
18.その他の著作物等2： (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「他の著作物等」についての回答

他の著作物等	回答
論文	3. 独占的ライセンスを受けたことはない (非独占的ライセンスのみ受けたことがある)
ホームページ資料	3. 独占的ライセンスを受けたことはない (非独占的ライセンスのみ受けたことがある)
ソフトウェア	3. 独占的ライセンスを受けたことはない (非独占的ライセンスのみ受けたことがある)
出版権	2. ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを受けたことがある
コンテンツ全般	1. ライセンサーの自己利用も排除される形での独占的ライセンスを受けたことがある 2. ライセンサーの自己利用は排除されない形での独占的ライセンスを受けたことがある

ウ 「その他」の内容

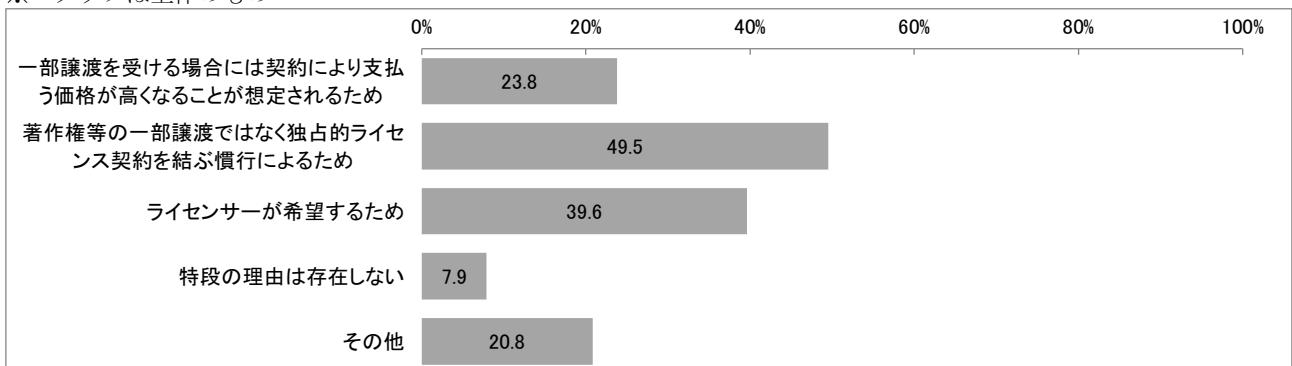
	「その他」の内容
1.文章・言語	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
6.図形 (図表、図面、地図)	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
7.映像	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
8.写真	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
9.プログラム	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
10.漫画	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
11.キャラクター	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある
13.データベース	○ 自己利用排除がある場合・ない場合の両方がある

(22) Q26. 【「独占的ライセンスを受けたことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

どのような理由で著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンスを用いて利用許諾を受けていますか。 (それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



イ 「その他の著作物等」についての回答

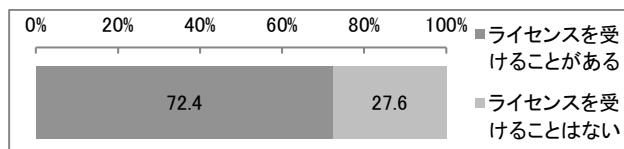
その他の著作物等	回答
出版権	1. 一部譲渡を受ける場合には契約により支払う価格が高くなることが想定されるため 2. 著作権等の一部譲渡ではなく独占的ライセンス契約を結ぶ慣行によるため
コンテンツ全般	1. 一部譲渡を受ける場合には契約により支払う価格が高くなることが想定されるため 3. ライセンサーが希望するため

ウ 「その他」の内容

	「その他」の内容
1.文章・言語	<input type="radio"/> こちらからの希望による <input type="radio"/> 日本語による翻訳出版であるため <input type="radio"/> 交渉の結果
2.音楽	<input type="radio"/> 同業他社排除
6.図形(図表、図面、地図)	<input type="radio"/> 日本語による翻訳出版であるため <input type="radio"/> 交渉の結果
7.映像	<input type="radio"/> 同業他社排除 <input type="radio"/> 期間が限定的なため
8.写真	<input type="radio"/> 日本語による翻訳出版であるため
9.プログラム	<input type="radio"/> 交渉の結果 <input type="radio"/> 自社でターゲットとしている地域でのみライセンスを受けられれば足りたため。
10.漫画	<input type="radio"/> こちらからの希望による <input type="radio"/> 同業他社排除
11.キャラクター	<input type="radio"/> こちらからの希望による <input type="radio"/> 同業他社排除
12.ゲーム	<input type="radio"/> こちらからの希望による <input type="radio"/> 同業他社排除
13.データベース	<input type="radio"/> 交渉の結果
14.実演	<input type="radio"/> 同業他社排除
15.レコード	<input type="radio"/> 同業他社排除
16.放送番組に係る音又は映像	<input type="radio"/> 同業他社排除

(23) Q27. 海外で事業を展開する企業や団体等から日本国内での利用についてのライセンスを受けることがありますか。

	n	%
全体	58	100.0
1 ライセンスを受けることがある	42	72.4
2 ライセンスを受けることはない	16	27.6

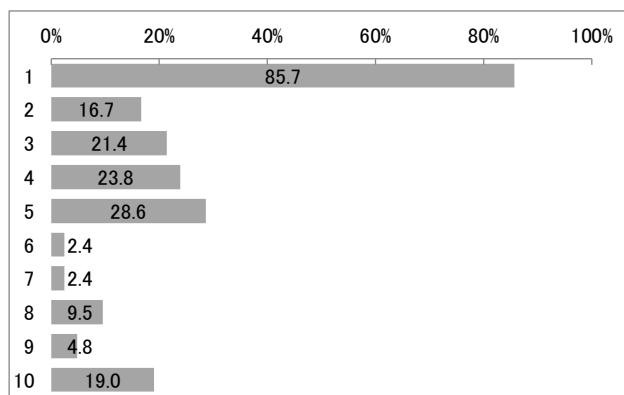


(24) Q28. 【「海外で事業を展開する企業や団体等から日本国内での利用についてのライセンスを受けることがある」とお答えの方にお伺いします】

どこの国で事業を展開する企業や団体等からライセンスを受けることが多いですか。(いくつでも)

ア 回答

	n	%
全体	42	100.0
1 アメリカ	36	85.7
2 中国	7	16.7
3 ドイツ	9	21.4
4 フランス	10	23.8
5 イギリス	12	28.6
6 インド	1	2.4
7 ブラジル	1	2.4
8 イタリア	4	9.5
9 カナダ	2	4.8
10 その他：	8	19.0



イ 「その他」の国

その他の国	n	%
全体	14	100.0

その他の国	n	%
韓国	5	35.7
台湾	3	21.4
インドネシア	1	7.1
タイ	1	7.1
マレーシア	1	7.1
ルーマニア	1	7.1
香港	1	7.1
多いわけではない	1	7.1

3 ライセンシーの立場となる者（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への質問

■ライセンス対象著作権等の譲渡に関する経験及び対応策についてライセンシーB（貴社）がある著作物等を利用するため当該著作物等の著作権者等であるA（ライセンサー）との間で利用許諾契約（ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて著作物等を利用しているという状況を想定してください。この状況で、ライセンサーAが第三者Cに対してライセンスの対象となっている著作権等を譲渡する、という場面に関して御質問します。

- (1) Q29.これまで、ライセンス契約の継続中に、貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡された経験はありますか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ある経験が	ない経験は
全体	203 100.0	62 30.5	141 69.5
1.文章・言語	21 100.0	9 42.9	12 57.1
2.音楽	20 100.0	5 25.0	15 75.0
3.演劇・舞踊	3 100.0	0 0.0	3 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	8 100.0	2 25.0	6 75.0
5.建築	1 100.0	0 0.0	1 100.0
6.図形（図表、図面、地図）	11 100.0	3 27.3	8 72.7
7.映像	28 100.0	11 39.3	17 60.7
8.写真	15 100.0	2 13.3	13 86.7
9.プログラム	19 100.0	9 47.4	10 52.6
10.漫画	14 100.0	4 28.6	10 71.4
11.キャラクター	20 100.0	7 35.0	13 65.0
12.ゲーム	9 100.0	1 11.1	8 88.9
13.データベース	9 100.0	3 33.3	6 66.7
14.実演	5 100.0	2 40.0	3 60.0
15.レコード	8 100.0	3 37.5	5 62.5
16.放送番組に係る音又は映像	7 100.0	1 14.3	6 85.7

	n	ある経験が	ない経験は
17. その他の著作物等1： (論文、ソフトウェア、出版権、コンテンツ全般)	4 100.0	0 0.0	4 100.0
18. その他の著作物等2： (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	1 100.0
19. その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

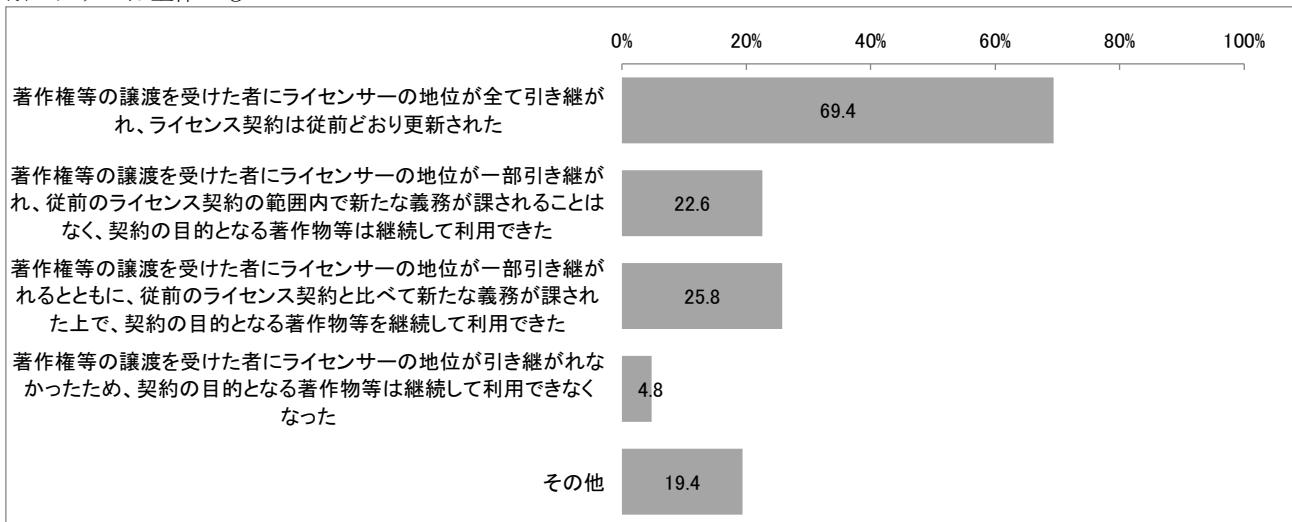
その他の著作物等	回答
論文	2. 経験はない
ホームページ資料	2. 経験はない
ソフトウェア	2. 経験はない
出版権	2. 経験はない
コンテンツ全般	2. 経験はない

【ライセンサーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

- (2) Q30. 【「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】
ライセンス対象著作権等の譲渡後、ライセンス契約はどうなりましたか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



イ 「その他」の内容

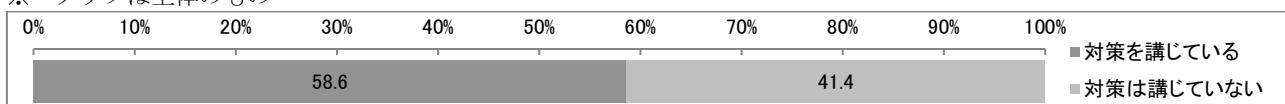
「その他」の内容	
1.文章・言語	○ 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	○ 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した

「その他」の内容	
6.図形 (図表、図面、地図)	<input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
7.映像	<input type="radio"/> ライセンサーの倒産により、契約の目的となる著作物等が継続して利用できなくなった <input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
8.写真	<input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
9.プログラム	<input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
10.漫画	<input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
11.キャラクター	<input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
13.データベース	<input type="radio"/> 著作権等の譲渡を受けた者にライセンサーの地位が引き継がれなかったため、著作権等の譲渡を受けた者と新たに交渉し、対価を支払って利用継続した
14.実演	<input type="radio"/> 実演家死去後の相続人が不明となったため、契約の目的となる著作物等(実演:著作隣接権)は継続して利用できなくなった
16.放送番組に係る音又は映像	<input type="radio"/> ライセンサーの倒産により、契約の目的となる著作物等は継続して利用できなくなった

(3) Q31.貴社がライセンスを受けている著作権等(ライセンス対象著作権等)が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策を講じていますか。(それぞれひとつだけ)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	て 対 い る を 講 じ	て 対 い な い 講 じ
全体	203 100.0	119 58.6	84 41.4
1.文章・言語	21 100.0	13 61.9	8 38.1
2.音楽	20 100.0	8 40.0	12 60.0
3.演劇・舞踊	3 100.0	1 33.3	2 66.7
4.美術(絵画、版画、彫刻など)	8 100.0	4 50.0	4 50.0
5.建築	1 100.0	1 100.0	0 0.0
6.図形(図表、図面、地図)	11 100.0	7 63.6	4 36.4
7.映像	28 100.0	17 60.7	11 39.3

	n	対 策 を 講 じ て い る	対 策 は 講 じ て い な い
8.写真	15 100.0	8 53.3	7 46.7
9.プログラム	19 100.0	14 73.7	5 26.3
10.漫画	14 100.0	10 71.4	4 28.6
11.キャラクター	20 100.0	13 65.0	7 35.0
12.ゲーム	9 100.0	6 66.7	3 33.3
13.データベース	9 100.0	6 66.7	3 33.3
14.実演	5 100.0	2 40.0	3 60.0
15.レコード	8 100.0	4 50.0	4 50.0
16.放送番組に係る音又は映像	7 100.0	3 42.9	4 57.1
17.その他の著作物等1： (論文、ソフトウェア、出版権、コンテンツ全般)	4 100.0	2 50.0	2 50.0
18.その他の著作物等2： (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	1 100.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「他の著作物等」についての回答

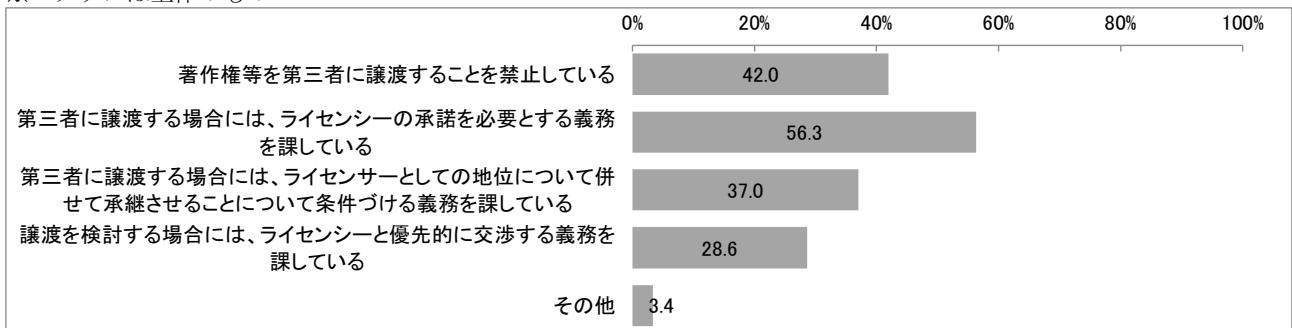
他の著作物等	回答
論文	2. 対策は講じていない
ホームページ資料	2. 対策は講じていない
ソフトウェア	2. 対策は講じていない
出版権	1. 対策を講じている
コンテンツ全般	1. 対策を講じている

(4) Q32. 【「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策を講じている」とお答えの著作物等についてお伺いします】

どのような対策を講じていますか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンシーと優先的に交渉する義務を課している	ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンシーと優先的に交渉する義務を課している	ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンシーと優先的に交渉する義務を課している	ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンシーと優先的に交渉する義務を課している	ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンシーと優先的に交渉する義務を課している	その他
全体	119 100.0	50 42.0	67 56.3	44 37.0	34 28.6	4 3.4	
1.文章・言語	13 100.0	7 53.8	8 61.5	6 46.2	4 30.8	0 0.0	
2.音楽	8 100.0	3 37.5	6 75.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	3 75.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	
5.建築	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
6.図形（図表、図面、地図）	7 100.0	4 57.1	4 57.1	5 71.4	4 57.1	0 0.0	
7.映像	17 100.0	7 41.2	8 47.1	6 35.3	4 23.5	0 0.0	
8.写真	8 100.0	3 37.5	3 37.5	4 50.0	3 37.5	0 0.0	
9.プログラム	14 100.0	5 35.7	7 50.0	6 42.9	4 28.6	2 14.3	
10.漫画	10 100.0	3 30.0	6 60.0	4 40.0	3 30.0	0 0.0	
11.キャラクター	13 100.0	7 53.8	5 38.5	3 23.1	3 23.1	1 7.7	
12.ゲーム	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	
13.データベース	6 100.0	3 50.0	3 50.0	4 66.7	3 50.0	0 0.0	
14.実演	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
15.レコード	4 100.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
16.放送番組に係る音又は映像	3 100.0	1 33.3	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	
17.その他の著作物等1：（出版権、コンテンツ全般）	2 100.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	
18.その他の著作物等2：	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
出版権	2. ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンシーの承諾を必要とする義務を課している 4. ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等の譲渡を検討する場合には、ライセンシーと優先的に交渉する義務を課している

その他の著作物等	回答
コンテンツ全般	<ol style="list-style-type: none">1. ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡することを禁止している2. ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンサーの承諾を必要とする義務を課している3. ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーがライセンス契約に係る著作権等を第三者に譲渡する場合には、ライセンサーとしての地位について併せて承継されることについて条件づける義務を課している

ウ 「その他」の内容

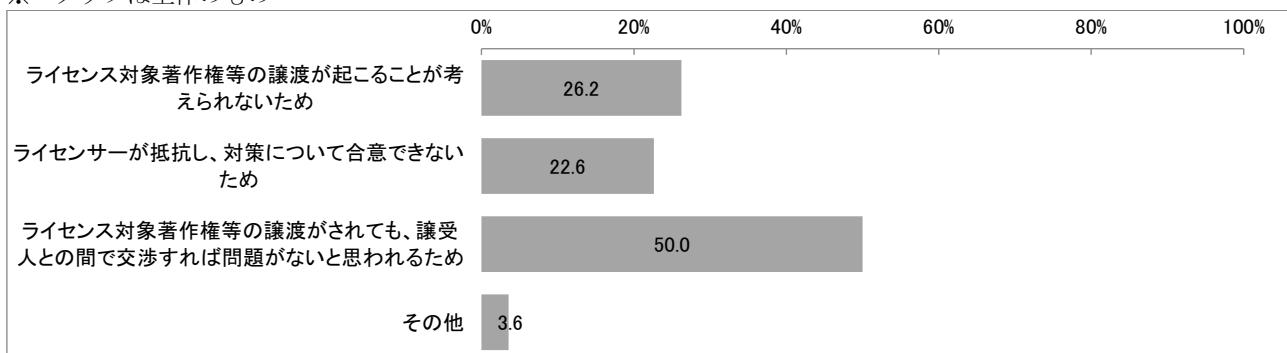
「その他」の内容	
9.プログラム	<input type="radio"/> 契約による <input type="radio"/> 選択肢にある制限を契約上含められない場合もある。
11.キャラクター	<input type="radio"/> 契約による
12.ゲーム	<input type="radio"/> 契約による

(5) Q33. 【「貴社がライセンスを受けている著作権等（ライセンス対象著作権等）が、ライセンサーから第三者に譲渡される場合に備えて、契約その他の対策は講じていない」とお答えの著作物等についてお伺いします

ライセンス対象著作権等の譲渡に備えて、対策を講じていないのはどのような理由によるものですか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ライセンス対象著作権等の譲渡がされても、譲受人との間で交渉すれば問題がないと思われるため	ライセンサーが抵抗し、対策について合意できないため	ライセンス対象著作権等の譲渡が起ることで、対策を考えられないため	その他の
全体	84 100.0	22 26.2	19 22.6	42 50.0	3 3.6
1.文章・言語	8 100.0	2 25.0	2 25.0	4 50.0	0 0.0
2.音楽	12 100.0	4 33.3	3 25.0	5 41.7	0 0.0
3.演劇・舞踊	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	4 100.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0

	n	ライセンス対象著作 権等の譲渡がされ ても、譲受人との間 で交渉すれば問題が ないと思われるため	ライセンサーが抵 抗し、対策につい て合意できな いため	ライセンス対象著作 権等の譲渡がされ ても、譲受人との間 で交渉すれば問題が ないと思われるため	その他
7.映像	11 100.0	3 27.3	3 27.3	5 45.5	1 9.1
8.写真	7 100.0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	0 0.0
9.プログラム	5 100.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0
10.漫画	4 100.0	1 25.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0
11.キャラクター	7 100.0	2 28.6	3 42.9	2 28.6	0 0.0
12.ゲーム	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0
13.データベース	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0
14.実演	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0
15.レコード	4 100.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	4 100.0	1 25.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0
17.他の著作物等1 (論文、ソフトウェア)	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
18.他の著作物等2 (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
19.他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

他の著作物等	回答
論文	4. その他
ホームページ資料	4. その他
ソフトウェア	1. ライセンス対象著作権等の譲渡が起こることが考えられないため

ウ 「その他」の内容

「その他」の内容	
7.映像	<input type="radio"/> 想定外
17.その他の著作物等1：(論文)	<input type="radio"/> 学会で譲渡が想定されないため
18.その他の著作物等2：(ホームページ資料)	<input type="radio"/> 自社製品に関する資料で譲渡を想定しにくいため

【ライセンシーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

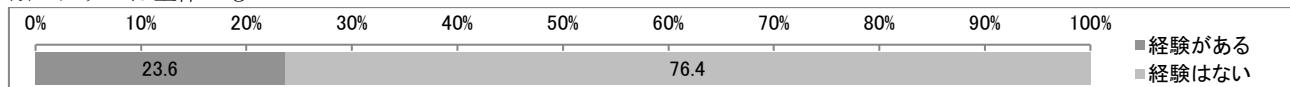
■ライセンサーの破産に関する経験及び対応策についてライセンシーB（貴社）が、ある著作物等を利用するため当該著作物等の著作権者等であるA（ライセンサー）との間で利用許諾契約（ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて著作物等を利用しているという状況を想定してください。この状況で、ライセンサーAが破産する、という場面に関して御質問します。

(6) Q34 これまでライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験はありますか。(そ

れぞれひとつだけ)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	る 経 験 が あ	い 経 験 は な
全体	203 100.0	48 23.6	155 76.4
1.文章・言語	21 100.0	6 28.6	15 71.4
2.音楽	20 100.0	4 20.0	16 80.0
3.演劇・舞踊	3 100.0	0 0.0	3 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	8 100.0	1 12.5	7 87.5
5.建築	1 100.0	0 0.0	1 100.0
6.図形（図表、図面、地図）	11 100.0	3 27.3	8 72.7
7.映像	28 100.0	10 35.7	18 64.3
8.写真	15 100.0	2 13.3	13 86.7
9.プログラム	19 100.0	7 36.8	12 63.2
10.漫画	14 100.0	2 14.3	12 85.7
11.キャラクター	20 100.0	5 25.0	15 75.0
12.ゲーム	9 100.0	1 11.1	8 88.9
13.データベース	9 100.0	3 33.3	6 66.7
14.実演	5 100.0	1 20.0	4 80.0
15.レコード	8 100.0	1 12.5	7 87.5
16.放送番組に係る音又は映像	7 100.0	1 14.3	6 85.7
17.その他の著作物等1： (論文、ソフトウェア、出版権、コンテンツ全般)	4 100.0	1 25.0	3 75.0
18.その他の著作物等2： (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	1 100.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
論文	2. 経験はない
ホームページ資料	2. 経験はない
ソフトウェア	2. 経験はない
出版権	1. 経験がある
コンテンツ全般	2. 経験はない

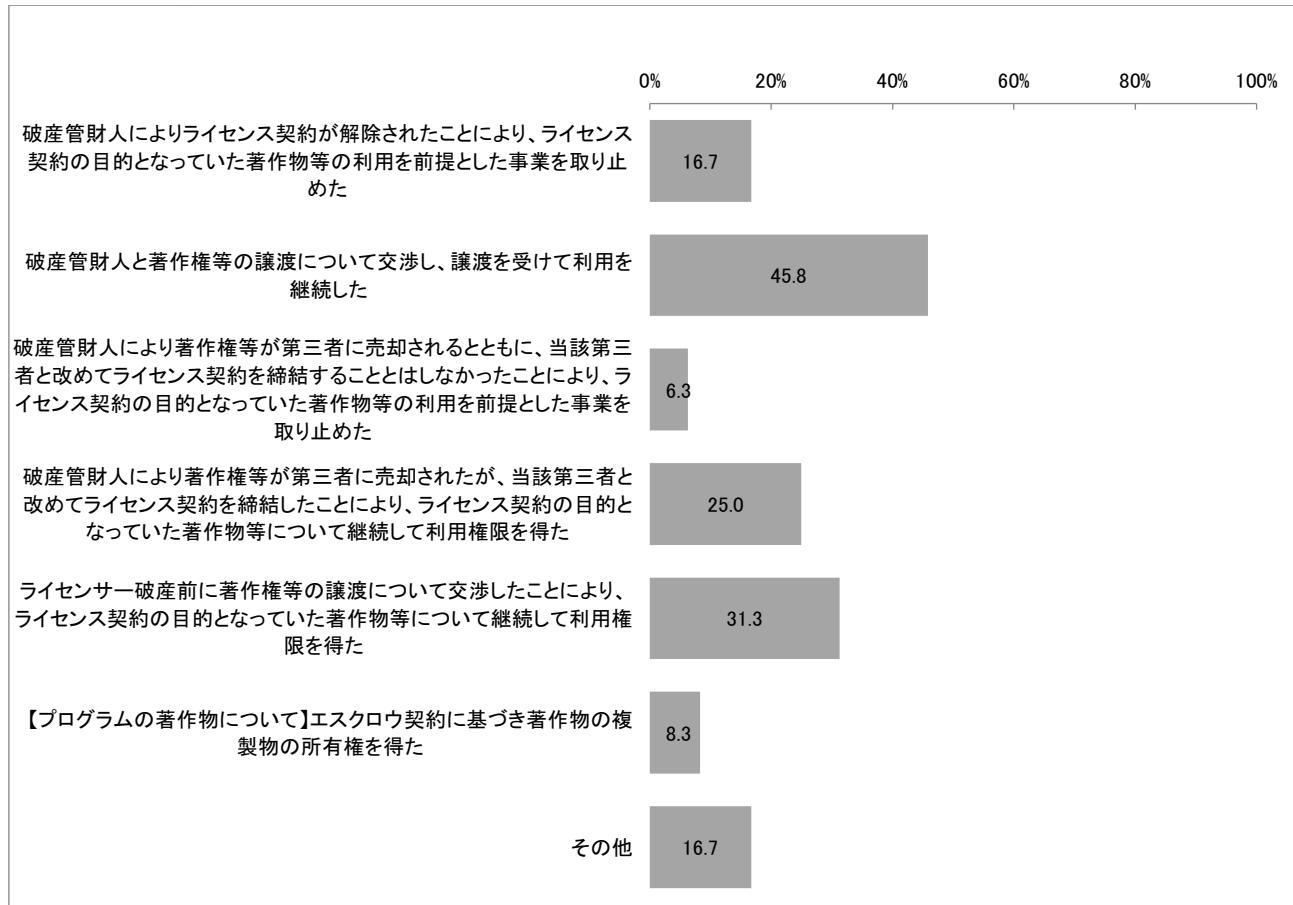
【ライセンシーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(7) Q35. 【「ライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

ライセンサーの破産後、ライセンス契約はどうなりましたか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	破産管財人によりライセンス契約が解除されたことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等の利用を前提とした事業を取り止めた	破産管財人と著作権等の譲渡について交渉し、譲渡を受けて利用を継続した	利用を前提とした事業を取り止めた	破産管財人により著作権等が第三者に売却されるとともに、当該第三者と改めてライセンス契約を締結することとはしなかったことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た	【プログラムの著作物について】エスクロウ契約に基づき著作物の複製物の所有権を得た	その他
全体	48 100.0	8 16.7	22 45.8	3 6.3	12 25.0	15 31.3	4 8.3 16.7
1.文章・言語	6 100.0	2 33.3	3 50.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	1 16.7 0.0
2.音楽	4 100.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0 0.0

		【プログラムの著作物について】エスクロウ契約に基づき著作物の複製物の所有権を得た							その他
	n	した事業を取り止めた	破産管財人によりライセンス契約が解除されたことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等の利用を前提とした事業を	破産管財人により著作権等が第三者に売却されるとともに、当該第三者と改めてライセンス契約を締結することにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た	破産管財人により著作権等が第三者に売却されるとともに、当該第三者と改めてライセンス契約を締結することにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た	ライセンサー破産前に著作権等の譲渡について交渉したことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た	ライセンサー破産前に著作権等の譲渡について交渉したことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た	ライセンサー破産前に著作権等の譲渡について交渉したことにより、ライセンス契約の目的となっていた著作物等について継続して利用権限を得た	【プログラムの著作物について】エスクロウ契約に基づき著作物の複製物の所有権を得た
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形 (図表、図面、地図)	3 100.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0
7.映像	10 100.0	2 20.0	2 20.0	1 10.0	3 30.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	3 30.0
8.写真	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	7 100.0	0 0.0	4 57.1	0 0.0	1 14.3	3 42.9	1 14.3	1 14.3	1 14.3
10.漫画	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	3 100.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0
14.実演	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
15.レコード	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
17.その他の著作物等1 (出版権)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
出版権	7. その他

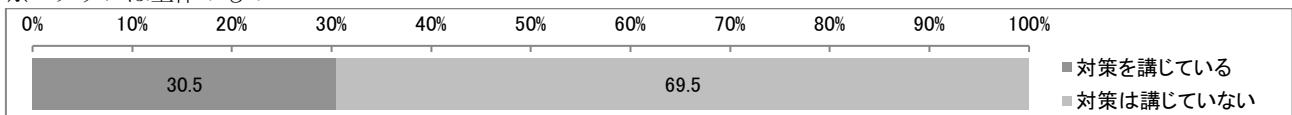
ウ 「その他」の内容

	「その他」の内容
7.映像	<input type="radio"/> 破産管財人からのライセンスになることにより無償許諾が有償になった。 <input type="radio"/> そのまま契約が第三者に承継された <input type="radio"/> 破産管財人からの連絡もなく、第三者に売却もなかつたと思われる
9.プログラム	<input type="radio"/> ライセンスの継続が期待できないため、破産を待たずに対象事業の終了を検討したり、対象著作権の買い取りを検討したりした。
11.キャラクター	<input type="radio"/> 継続して使用している
14.実演	<input type="radio"/> 破産したライセンサーと連絡が取れなくなり、著作物等（この場合は実演：著作隣接権）について継続して利用できなくなった
16.放送番組に係る音又は映像	<input type="radio"/> 破産したライセンサーと連絡が取れなくなり、著作物等について継続して利

	「その他」の内容
	用できなくなった
17.その他の著作物等（出版権）	○ 出版権の設定が解除され、原著作権者に権利が復帰した

(8) Q36.ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策を講じていますか。（それぞれひとつだけ）

※ グラフは全体のもの



ア 回答

	n	対策を講じる	対策は講じない
全体	203 100.0	62 30.5	141 69.5
1.文章・言語	21 100.0	6 28.6	15 71.4
2.音楽	20 100.0	5 25.0	15 75.0
3.演劇・舞踊	3 100.0	0 0.0	3 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	8 100.0	3 37.5	5 62.5
5.建築	1 100.0	0 0.0	1 100.0
6.図形（図表、図面、地図）	11 100.0	3 27.3	8 72.7
7.映像	28 100.0	11 39.3	17 60.7
8.写真	15 100.0	3 20.0	12 80.0
9.プログラム	19 100.0	10 52.6	9 47.4
10.漫画	14 100.0	2 14.3	12 85.7
11.キャラクター	20 100.0	6 30.0	14 70.0
12.ゲーム	9 100.0	2 22.2	7 77.8
13.データベース	9 100.0	5 55.6	4 44.4
14.実演	5 100.0	1 20.0	4 80.0
15.レコード	8 100.0	3 37.5	5 62.5
16.放送番組に係る音又は映像	7 100.0	2 28.6	5 71.4
17.その他の著作物等1 (論文、ソフトウェア、出版権、コンテンツ全般)	4 100.0	0 0.0	4 100.0
18.その他の著作物等2 (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	1 100.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

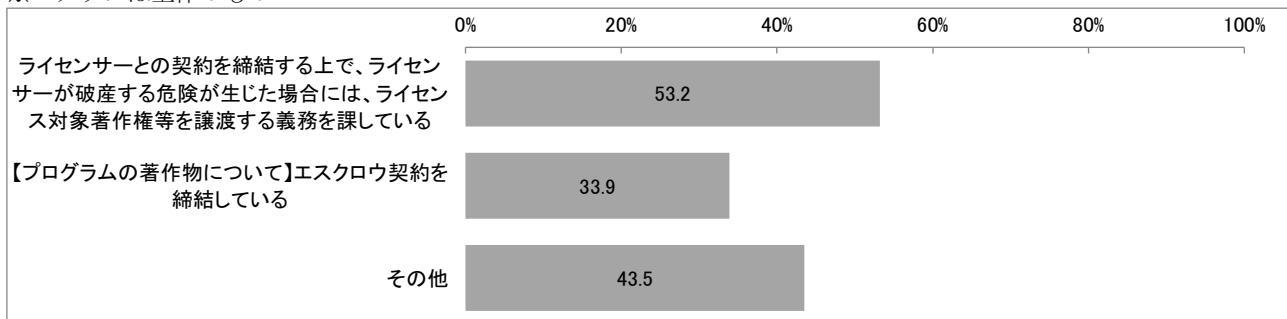
その他の著作物等	回答
論文	2. 対策は講じていない
ホームページ資料	2. 対策は講じていない
ソフトウェア	2. 対策は講じていない
出版権	2. 対策は講じていない
コンテンツ全般	2. 対策は講じていない

(9) Q37. 【「ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策を講じている」とお答えの著作物等についてお伺いします】

どのような対策を講じていますか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	いる 等を 譲渡する 義務を 課して て	ライセンサーと の契約を 締結する 上で、 ライセン サーが 破産する 危険が 生じた 場合	【 プロ グラ ムの 著 作 物 に つ い て 】 エ ス ク ロ ウ 契 約 を 締 結 して い る	その 他
全体	62 100.0	33 53.2	21 33.9	27 43.5	
1.文章・言語	6 100.0	4 66.7	3 50.0	2 33.3	
2.音楽	5 100.0	2 40.0	0 0.0	3 60.0	
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	3 100.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
6.図形（図表、図面、地図）	3 100.0	3 100.0	2 66.7	0 0.0	
7.映像	11 100.0	3 27.3	2 18.2	7 63.6	
8.写真	3 100.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	
9.プログラム	10 100.0	5 50.0	7 70.0	4 40.0	
10.漫画	2 100.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	
11.キャラクター	6 100.0	3 50.0	1 16.7	3 50.0	

	n	【プログラムの著作物について】エスクロウ契約を締結している	その他
		ライセンサーとの契約を締結する上で、ライセンサーが破産する危険が生じた場合には、ライセンス対象著作権等を譲渡する義務を課している	
12.ゲーム	2 100.0	1 50.0	0 0.0
13.データベース	5 100.0	3 60.0	3 60.0
14.実演	1 100.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	3 100.0	2 66.7	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	2 100.0	1 50.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他」の内容

「その他」の内容	
1.文章・言語	<input type="checkbox"/> 解除条項を規定した契約を締結している <input type="checkbox"/> 双方未履行によりライセンス契約が解除されないよう対処している。
2.音楽	<input type="checkbox"/> 解除条項を規定した契約を締結している <input type="checkbox"/> 約定解除条項による即時解除とそれによる損害賠償義務を課している <input type="checkbox"/> 契約時に一括で製作してライセンサーが破産しても影響がない
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	<input type="checkbox"/> 解除条項を規定した契約を締結している
7.映像	<input type="checkbox"/> 契約解除の条項を入れている <input type="checkbox"/> 解除条項を規定した契約を締結している <input type="checkbox"/> 約定解除条項による即時解除とそれによる損害賠償義務を課している <input type="checkbox"/> 契約関係から離脱する対策を講じている <input type="checkbox"/> 契約解除及び損害賠償請求条項が契約にある。 <input type="checkbox"/> ライセンス契約を解除し、残りの期間に相当する前払印税を返却してもらう。 <input type="checkbox"/> 破産した場合は解除、返金（意味がなくても入れている）
8.写真	<input type="checkbox"/> 約定解除条項による即時解除とそれによる損害賠償義務を課している
9.プログラム	<input type="checkbox"/> 場合による <input type="checkbox"/> 双方未履行によりライセンス契約が解除されないよう対処している。 <input type="checkbox"/> 保守改善など実質的に利用可能となるようソースコード、マニュアルの開示を条件としている <input type="checkbox"/> 左記譲渡義務設定の議論は、破産する危険が顕在化する（＝否認が懸念される）タイミングにはじめてなされることが現実。（あらゆるものにこのような想定はできないし、そもそも当初からそのようなリスクが見えていれば取引自体を行わない可能性が高い。）いずれにせよ、エスクローには意義を感じない。
11.キャラクター	<input type="checkbox"/> 契約解除の条項を入れている <input type="checkbox"/> 場合による <input type="checkbox"/> 解除条項を規定した契約を締結している
12.ゲーム	<input type="checkbox"/> 場合による
13.データベース	<input type="checkbox"/> 双方未履行によりライセンス契約が解除されないよう対処している。 <input type="checkbox"/> 保守改善など実質的に利用可能となるようソースコード、マニュアルの開示を条件としている

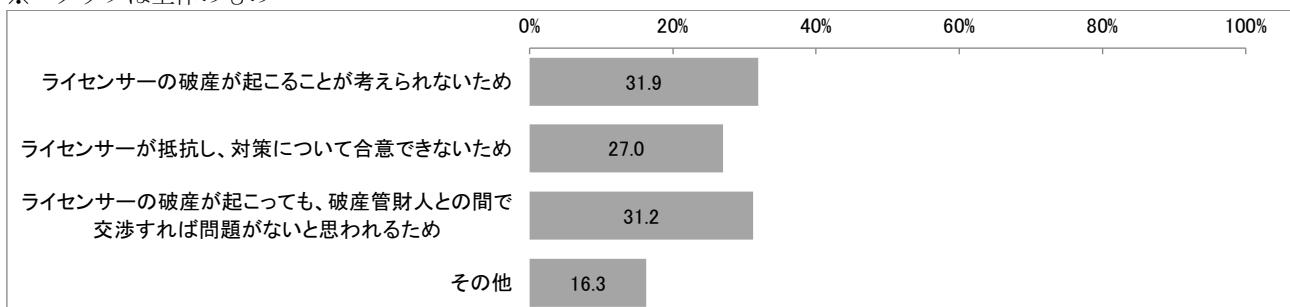
「その他」の内容	
14.実演	<input type="radio"/> 解除条項を規定した契約を締結している
15.レコード	<input type="radio"/> 解除条項を規定した契約を締結している
16.放送番組に係る音又は映像	<input type="radio"/> 解除条項を規定した契約を締結している

(10) Q38. 【「ライセンサーの破産に備えて、契約その他の対策は講じていない」とお答えの著作物等についてお伺いします】

ライセンサーの破産に備えて、対策を講じていないのはどのような理由によるものですか。
(それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ライセンサーの破産が起ることが考えられないため	ライセンサーが抵抗し、対策について合意できないため	ライセンサーの破産が起こっても、破産管財人との間で交渉すれば問題がないと思われるため	その他
全体	141 100.0	45 31.9	38 27.0	44 31.2	23 16.3
1.文章・言語	15 100.0	4 26.7	6 40.0	5 33.3	1 6.7
2.音楽	15 100.0	4 26.7	4 26.7	7 46.7	0 0.0
3.演劇・舞踊	3 100.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	5 100.0	0 0.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0
5.建築	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	3 37.5
7.映像	17 100.0	5 29.4	6 35.3	4 23.5	3 17.6
8.写真	12 100.0	3 25.0	3 25.0	4 33.3	3 25.0
9.プログラム	9 100.0	4 44.4	1 11.1	2 22.2	2 22.2
10.漫画	12 100.0	5 41.7	4 33.3	2 16.7	1 8.3
11.キャラクター	14 100.0	5 35.7	5 35.7	3 21.4	1 7.1
12.ゲーム	7 100.0	4 57.1	0 0.0	2 28.6	1 14.3
13.データベース	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0
14.実演	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0

	n	ライセンサーの破産が起ることも、破産すれば問題がないと思われるため	ライセンサーが抵抗し、対策について合意できなかったため	ライセンサーの破産が起ることも、破産すれば問題がないと思われるため	その他
15.レコード	5 100.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0
16.放送番組に係る音又は映像	5 100.0	2 40.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0
17.その他の著作物等1 (論文、ソフトウェア、出版権、コンテンツ全般)	4 100.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0
18.その他の著作物等2 (ホームページ資料)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
論文	3. ライセンサーの破産が起こっても、破産管財人との間で交渉すれば問題がないと思われるため 4. その他
ホームページ資料	3. ライセンサーの破産が起こっても、破産管財人との間で交渉すれば問題がないと思われるため 4. その他
ソフトウェア	1. ライセンサーの破産が起こることが考えられないため
出版権	3. ライセンサーの破産が起こっても、破産管財人との間で交渉すれば問題がないと思われるため
コンテンツ全般	1. ライセンサーの破産が起こることが考えられないため 2. ライセンサーが抵抗し、対策について合意できないため

ウ 「その他」の内容

「その他」の内容	
1.文章・言語	<input type="radio"/> 使用をやめても影響が少なかったため。
3.演劇・舞踊	<input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため
5.建築	<input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため
6.図形（図表、図面、地図）	<input type="radio"/> 費用対効果でその都度検討する <input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため <input type="radio"/> マニュアルとして必用な図表のみ取得交渉する。
7.映像	<input type="radio"/> 別の著作物で代替可能なため <input type="radio"/> 想定外 <input type="radio"/> 使用をやめても影響が少なかったため。
8.写真	<input type="radio"/> 別の著作物で代替可能なため <input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため <input type="radio"/> 使用をやめても影響が少なかったため。
9.プログラム	<input type="radio"/> 費用対効果で都度検討する <input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため
10.漫画	<input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため
11.キャラクター	<input type="radio"/> 使用をやめても影響が少なかったため。
12.ゲーム	<input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため
13.データベース	<input type="radio"/> 費用対効果で都度検討する <input type="radio"/> 契約（書面）を締結する慣行がないため
14.実演	<input type="radio"/> 映画における著作隣接権がワンチャンスであるため
15.レコード	<input type="radio"/> 映画における著作隣接権がワンチャンスであるため
17.その他の著作物等1：（論文）	<input type="radio"/> 学会だから

		「その他」の内容
18. その他の著作物等2: (ホームページ資料)		○ 学会or世界的メーカーの製品に関する資料で、破産時の継続利用を想定する必要性が乏しいため

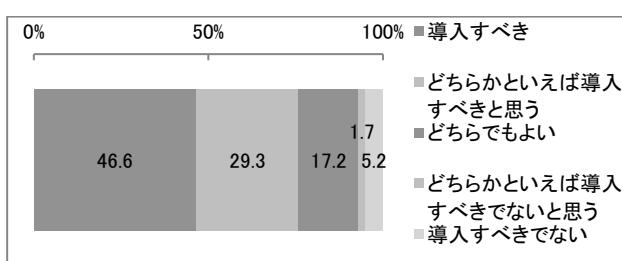
【ライセンシーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■ライセンシーの権利に係る望ましい対抗制度についてライセンス契約の対象となる著作権等について、ライセンサーAから第三者Cに譲渡された場合には、現行著作権法上では利用許諾に係る対抗制度が存在しないため、ライセンシーB（貴社）は当該著作物等を利用する権利を当該第三者Cへ主張することはできない（第三者Cから利用を中止するように求められた場合にはBは利用を中止しなければならない）こととなっています。また、利用許諾に係る対抗制度が存在しないため、ライセンサーAが破産した場合、ライセンス契約が双方履行されていない状況では、ライセンシーB（貴社）は破産管財人からライセンス契約の解除を求められる可能性があります。

(11) Q39. ライセンス契約の目的となる著作物等に係る著作権等の譲渡があった場合でも引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような、ライセンシーの権利に係る対抗制度について、著作権法に導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答

	n	%
全体	58	100.0
1 導入すべき	27	46.6
2 どちらかといえば導入すべきと思う	17	29.3
3 どちらでもよい	10	17.2
4 どちらかといえば導入すべきでないとと思う	1	1.7
5 導入すべきでない	3	5.2



イ 回答理由

Q40. 理由	
導入すべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビジネスの停滞を防止することが期待されるので。 ○ 取引の安全を確保するため ○ もしくは管財人と譲渡についての交渉にかんする制度を用意して欲しい ○ 契約に基づき投資を行っているのであるからその投資を保護すべきである。 ○ 出版は特に長期の利用が前提となるため、安定的な著作物の利用を図るため。 ○ また、著作権の譲受人による法外な許諾条件の引き上げ要求により、利用の継続を断念せざるをえない場合もあるため。 ○ 中途での利用中断では、初期投資も回収できない場合が予想される。 ○ ライセンシーの立場は不利なので、特にキャラクターに関しては国内外ともライセンサーの言いなりにならざるを得ないが、著作権法にも対抗制度があれば、弱い立場のライセンシーでもリスクを軽減可能であるため。 ○ 言論・表現の自由の前提である安定的な出版の継続を確保するため。 ○ 企業経営の安定のため、特許法等と同様に当然に導入すべきと考えます。 ○ 第三者に譲渡されても変わらずライセンス契約の履行をしたいため ○ ライセンシーとして正当な許諾を受け、義務を果たしているにもかかわらず、ライセンサーの著作権が移動して事業継続が不能になるのは不適であり、制度として公平性を欠く。 ○ ライセンシーの立場は不安定であるため、支払った許諾の対価がそのまま損失に繋がり良くない。特許法のような対抗要件があるとありがたい。 ○ ■ライセンサーが破産したことに伴い著作権が譲渡されるケース エスクロー契約を締結しつつ、ライセンス契約を双方未履行の契約とならないよう対処していた場合でも、対抗制度がないため、ライセンシーの議業継続が困難（縮小せざるを得ない）となります。 <p>特に、ライセンス対象物をお客様に提供している場合には、お客様の利用について</p>

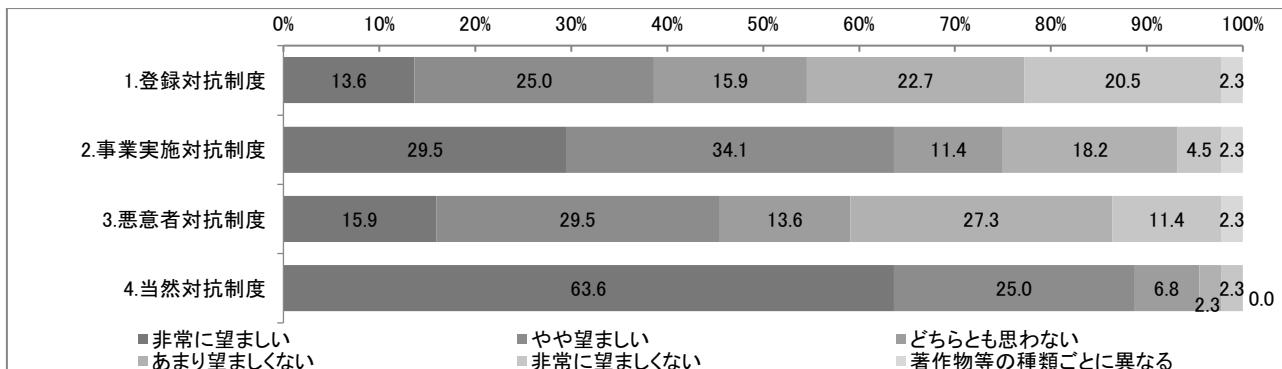
Q40. 理由	
	<p>も影響があり、ビジネス（システムの維持管理等）にも支障が生じるため、対抗制度の導入を望みます。</p> <p>■それ以外で著作権が譲渡されるケース</p> <p>ライセンサーとの契約において、「著作権を第三者に譲渡した場合、ライセンサーとしての地位を承継させる」よう義務付けておくことで足りる（契約違反に基づく交渉が可能）ため、あまり導入の必要性は感じられません。</p> <p>メディアに固定する場合は問題ないが、今後ストリーミングで著作物を使用する際には、継続して使用できるライセンスは必要不可欠とおもわれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弱い立場のライセンサーを守ってほしい。 ○ ライセンサーの地位が不安定であり、リスクを抱えてビジネスを推進しなければならないため。 ○ 事業継続の不安定要因となるため ○ いまのままでは日本で譲渡契約は普及しない。譲渡に当たり条件が付けられ、それが再譲渡の場合でも生きる形をとるか、独占契約に被許諾者に第三者への対抗を可能とするかどちらかが必要だと考えます。
どちらかといえば導入すべきと思う	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用する場面は想定できないが、あつたからといって困ることはない ○ 常識的にはライセンサーの立場が上となるケースがほとんどであり、使用許諾という形にならざるを得ない。一方で、ライセンサーの立場を半永久的に主張することはビジネス上で困難であるため、権利保持は必要だが、実際に対抗処置をとるという図式がイメージしにくい面もある。 ○ これは市場独占のために知財を買い集める方針の会社は導入すべきでないと回答するだろうが、うちはそうではないのでどちらかといえば導入すべきとした。 ○ 絶対導入すべきとしない理由は、知財買い占めで市場独占するのも一つの戦略としてありとは思うので。 ○ 映画の制作途中で制作会社が破産したことにより、譲渡を受けていた脚本の利用権について破産管財人が譲渡無効として買い取りを請求されたことがあります。映像作品は多額の製作費がかかるため、途中で利用できなくなるとデメリットが大きいので、このような事態を避けられるようになればいいと思います。 ○ ライセンスを受けて商品を作っている場合、その商品を望まれるお客様がいる限りその商品を提供したいので、継続して商品を作り続けられる環境が整えば良いと思います。 ○ 契約目的に従い利用できる趣旨ですが、ライセンサーとしては、その後の保守・改善を考えると新規に別のソフトウェア導入を検討することとなります。 ○ 一定期間（5年程度）の有効な対抗制度であればよいのではないかと思われます。一方では、小パッケージにおいて保守なく20年以上使い続ける中小企業もありますので、 ○ 条件も付ける必要があるかと存じます。 ○ 現時点では新たに著作権を譲渡されたものと交渉すれば良いと考えて事業を行ってきたが、法制度によってライセンサーの立場が保護されることで安心して事業を継続できると思われるから
どちらでもよい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正直、特許権等の産業財産権と比較すると、容易に回避できるため。 ○ 契約に著作権等の譲渡の関する規定を明記すれば良いため。 ○ このような事態が起ることが考えにくいため ○ 事案ごとに予想される事態を契約書に反映させています ○ ライセンサーとして著作権譲渡により第三者に対抗できないリスクはあるが、必ずしも著作権法に導入すべきとは考えていない。
どちらかといえば導入すべきでないと思う	-
導入すべきでない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続使用ではなく新規使用を第三者Cとの間で締結する、または締結するための協議自体は現状でも制約されていない為。

【ライセンサーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(12) Q41. 【ライセンス契約の目的となる著作物等に係る著作権等の譲渡があった場合でも引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような、ライセンサーの権利に係る対抗制度について、著作権法に「導入すべき」又は「どちらかといえば導入すべきと思う」とお答えの方にお伺いします】

ライセンシーの権利に係る対抗制度の仕組みとして、以下の制度についてそれぞれ望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答



	n	非常に望ましい	やや望ましい	どちらとも思わない	あまり望ましくない	非常に望ましくない	著作物等の種類ごとに異なる
1.ライセンス契約の登録を行えば第三者に対抗できる制度（登録対抗制度）	44	6	11	7	10	9	1
	100.0	13.6	25.0	15.9	22.7	20.5	2.3
2.ライセンス契約による事業実施を立証できれば第三者に対抗できる制度（事業実施対抗制度）	44	13	15	5	8	2	1
	100.0	29.5	34.1	11.4	18.2	4.5	2.3
3.ライセンス契約の存在を立証するとともに、第三者がライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば当該第三者に対抗できる制度（悪意者対抗制度）	44	7	13	6	12	5	1
	100.0	15.9	29.5	13.6	27.3	11.4	2.3
4.ライセンス契約の存在が立証できれば第三者に対抗できる制度（当然対抗制度）	44	28	11	3	1	1	0
	100.0	63.6	25.0	6.8	2.3	2.3	0.0
5.その他：	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

イ 回答理由

1. 登録対抗制度	2. 事業実施対抗制度	3. 悪意者対抗制度	4. 当然対抗制度	Q42. 理由
5. 非常に望ましくない	1. 非常に望ましい	2. やや望ましい	2. やや望ましい	ライセンス契約に基づいてすでに投資がなされているのであれば、その事業継続を保証する制度が一番望ましい。悪意者対抗制度では、著作権譲渡の時点で、必ずしもライセンシーが譲渡について知ることができるわけではないので、「第三者がライセンス契約の存在を認識する時期」とのタイムラグが生じる可能性がある。また、当然対抗制度では、登録が必須要件にならざるをえないのではないか。
4. あまり望ましくない	1. 非常に望ましい	4. あまり望ましくない	1. 非常に望ましい	ライセンス契約さえあれば足りる制度であれば、とても利用しやすいと思います。出版業界において、登録制度はあまり浸透していないため、ライセンス契約の登録対抗制度もあまり利用されないと思います。
2. やや望ましい	1. 非常に望ましい	2. やや望ましい	1. 非常に望ましい	「登録」を対抗の要件とすることは、出版等、日々相当数のライセンスを受ける立場からすると負担が大きく、これまでの著作権登録制度の在り方から見ても、登録料の高さや手続きの煩雑さからして消極的な賛同しかできない。社会で公然かつ正当に事業を行っている立場からすれば、第三者の悪意を立証する要もなく、契約の存在

1. 登録対抗制度	2. 事業実施対抗制度	3. 悪意者対抗制度	4. 当然対抗制度	Q42. 理由
				や事業の実施で対抗できるようにすべきである。
4. あまり望ましくない	4. あまり望ましくない	5. 非常に望ましくない	1. 非常に望ましい	登録や立証制度は手間がかかるため望ましくない。
2. やや望ましい	2. やや望ましい	2. やや望ましい	1. 非常に望ましい	使い易くなれば意味がないため。4以外では、3→2→1の順で望ましい。
4. あまり望ましくない	4. あまり望ましくない	4. あまり望ましくない	1. 非常に望ましい	登録まで要すると、ライセンサーの協力が得られず、現実に活用されない可能性がある。 特許制度との平仄からも、著作権と差を設ける理由は特段ないと思われる。 但し、著作物の種類は多様であり、ニーズに合わせて、一部の著作物に特定（例：ソフトウェアのみ等）することも検討の余地があると考える。
2. やや望ましい	4. あまり望ましくない	4. あまり望ましくない	1. 非常に望ましい	制度はできるだけ簡便なのが望ましいと考えます。契約をしたという事実をもって第三者に対抗できるのが当然であるし、望ましいですが、次善の策としてアメリカのように登録することもありかとは思います。
4. あまり望ましくない	2. やや望ましい	4. あまり望ましくない	1. 非常に望ましい	登録制度や悪意の立証は手間が掛かりそうなので、ライセンサーの負担は最小限にしてもらいたいので

(13) Q43. 【「ライセンス契約の登録を行えば第三者に対抗できる制度（登録対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答

	n	し非常に望まし	いやや望まし	思わないどちらとも	しくない	あまり望まし	非常に望ましくない
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
10.漫画	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	n	し い 非 常 に 望 ま し	い や や 望 ま し	ど ち ら と も	思 わ な い	あ ま り 望 ま し	し く な い	非 常 に 望 ま し
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は影像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 回答理由

1. 文 章 ・ 言 語	2. 音 楽	4. 彫 刻 な ど (絵 画 、 版 画)	7. 映 像	8. 写 真	9. プ ロ グ ラ ム	10. 漫 画	11. キ ャ ラ ク タ ー	12. ゲ ー ム	Q44. 理由
2. や や 望 ま し い	2. や や 望 ま し い	2. や や 望 ま し い	2. や や 望 ま し い	4. あ ま り 望 ま し く な い	5. 非 常 に 望 ま し く な い	2. や や 望 ま し い	2. や や 望 ま し い	2. や や 望 ま し い	プログラムは改変使用が前提なので立証が困難ではないか? 写真なども最近は加工が容易である しかし文章、音楽、映像、マンガ、キャラ、ゲームはライセンスがそれそのものの魅力を利用する事が前提となっている場合が多く、大規模な改変はランセンスの意味をなくしてしまう。 その意味で登録後の類似などの立証が比較的しやすい分野だと思う

(14) Q45. 【「ライセンス契約による事業実施を立証できれば第三者に対抗できる制度（事業実施対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答

	n	し い 非 常 に 望 ま し	い や や 望 ま し	ど ち ら と も	思 わ な い	あ ま り 望 ま し	し く な い	非 常 に 望 ま し
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	n	し 非 常 に 望 ま し	い や や 望 ま し	ど ち ら と も	思 わ な い	あ ま り し く な い	非 常 に 望 ま し
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形 (図表、図面、地図)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
10.漫画	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 回答理由

1. 文 章 ・ 言 語	2. 音 楽	4. 彫 刻 な ど	7. 映 像	8. 写 真	9. プロ グラ ム	10. 漫 画	11. キ ャ ラ ク タ ー	12. ゲ ー ム	Q46. 理由
2. や や 望 ま しい	2. や や 望 ま しい	2. や や 望 ま しい	2. い い	4. あ ま り 望 ま し く な	5. 非 常 に 望 ま し く な	2. や や 望 ま しい	2. や や 望 ま しい	2. や や 望 ま しい	プログラムは改変使用が前提なので立証が困難ではないか? 写真なども最近は加工が容易である しかし文章、音楽、映像、マンガ、キャラ、ゲームはライセンスがそれそのものの魅力を利用する事が前提となっている場合が多く、大規模な改変はランセンスの意味をなくしてしまう。 その意味で登録後の類似などの立証が比較的しやすい分野だと思う

(15) Q47. 【「ライセンス契約の存在を立証するとともに、第三者がライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば当該第三者に対抗できる制度（悪意者対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】
著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その

理由（任意記述）を記載してください。

	n	し 非 常 に 望 ま し	い や や 望 ま し	思 わ な い ど ち ら と も	し か く な い あ ま り 望 ま し	非 常 に 望 ま し
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
9.プログラム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
10.漫画	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※ Q48. 理由欄には記載なし。

（16）Q49.【「ライセンス契約の存在が立証できれば第三者に対抗できる制度（当然対抗制度）」に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

※ 回答なし（Q50.理由欄も）

（17）Q51.【（他の制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その

理由（任意記述）を記載してください。

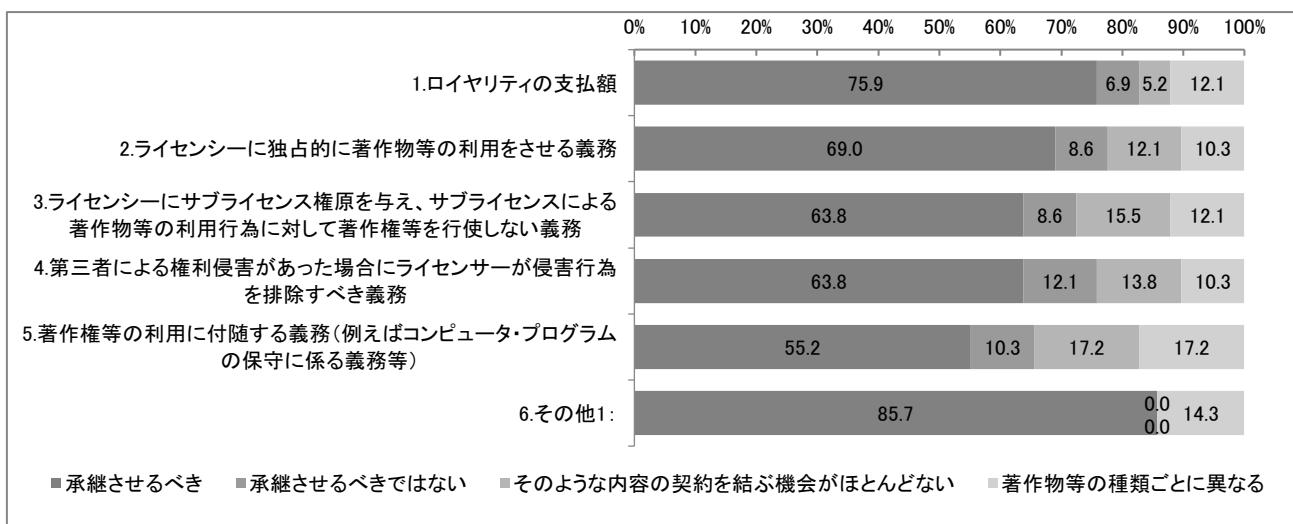
※ 回答なし（Q52.理由欄も）

【ライセンシーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

ライセンス契約の対象となる著作権等について、ライセンサーAから第三者Cに譲渡された場合に、ライセンシーB（貴社）が利用を継続することができる制度が導入される場合を想定してください。その場合に、ライセンサーAとライセンシーB（貴社）との間のライセンス契約の内容が、第三者CとライセンシーB（貴社）との間に承継されるべきか否かに関して御質問します。

(18) Q53.著作権等の譲渡を受けた第三者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答



	n	承継させるべき	承継させるべきではない	そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	著作物等の種類ごとに異なる
1.ロイヤリティの支払額	58 100.0	44 75.9	4 6.9	3 5.2	7 12.1
2.ライセンシーに独占的に著作物等の利用をさせる義務	58 100.0	40 69.0	5 8.6	7 12.1	6 10.3
3.ライセンシーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務	58 100.0	37 63.8	5 8.6	9 15.5	7 12.1
4.第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務	58 100.0	37 63.8	7 12.1	8 13.8	6 10.3
5.著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）	58 100.0	32 55.2	6 10.3	10 17.2	10 17.2
6.その他1：	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
7.その他2：	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

			承継させるべき	承継させるべきではない	そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	著作物等の種類ごとに異なる
8.その他3 :		n				
		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他」の義務等についての回答

その他の義務等	回答
前ライセンサーと合意されているライセンサーが負う義務のすべて	1. 承継させるべき
準拠法・裁判管轄	1. 承継させるべき
ライセンサーが二次的著作物を作成した場合、その著作権はライセンサー側のものであることを認める義務	1. 承継させるべき
原契約の全般を承継	1. 承継させるべき
素材提供義務	1. 承継させるべき
契約期間	1. 承継させるべき

ウ 回答理由

1. ロイヤリティの支払額	2. ライセンサーに著作物等の利用をさせる義務	3. ライセンスによる権利侵害等を行なわない義務	4. 第二者による権利侵害を防ぐ義務	5. 著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）	Q54.理由
1. 承継させるべき	2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	1. 承継させるべき	譲渡される場合でも、ランセンサーAとBの間で締結した契約内容の範囲内であるべきだと考えるため。
2. 承継させるべきではない	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	厳密には新規契約として改めて契約条件を合意すべきだと思うが、あえて言えばロイヤルティ対価以外の項目は継承されても良いかと思う。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	やるなら完全承継。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	準拠法・裁判管轄を変更されると、契約違反に対して実質的な対策がとれない虞がある。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	譲渡されるたびに契約内容が厳しくなっていくことがないように、特にそれまでは認められていた二次的に発生した著作権等について、新しいライセンサーになると全てライセンサーのものとされてしまうことは、やめてほしいです。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	Aとの契約条件がCによって変更されるのは困ります
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	ライセンサーと結んだ契約内容をそのまま承継するのがよいから。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	ライセンス契約の基本的な部分は承継されてしまうべきである。新たなライセンサーが、条件を変えたいならば、原契約満

1. ロイヤリティの支払額	2. 義務に著作物等の利用をさせる	3. ライセンス権原を与え、サブライセンサーによる著作物等の利用行為を行なう	4. 第三者による権利侵害が、あつた場合にライセンサーが侵害行為を排除する	5. 著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）	Q54.理由
			会がほとんどない	会がほとんどない	了後に再交渉を行うことが出来る。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	同条件で継続して使用できることが保証された上で、必要であれば双方で、再度契約条件を交渉できるよう、前向きな柔軟性があれば良いかと思います。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	インターネットでの違法配信を発見しても、著作権者でないとの理由で削除してもらえないことがあります。損失が発生しても何もできない。ライセンサーでも差止ができるようにしてほしい。
2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	具体的な利用条件は、ライセンサーと第三者との間で交渉すべき事項である。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	原則、全ての権利義務を承継させることが望ましい。ただし、3.についてはあまり想定する必要はなく、4.については技術面で対応が不可能な場合も考えられるので、限定的でも良い。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	2. 承継させるべきではない	2. 承継させるべきではない	「5.著作権等の利用に付随する義務」について →品質等に関わる部分まで、現実的に譲受者が対応できること等が想定される。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	承継される形を保証しない限り譲渡は普及しないと考えます。
1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	1. 承継させるべき	3. そのような内容の契約を結ぶ機会がほとんどない	ライセンサーが事業を継続するうえで、障害となりうる問題がおこらないように法制度を整備してもらいたい

【ライセンサーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(19) Q55. 【（ロイヤリティの支払額）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方に
お伺いします】

著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）
また、その理由（任意記述）を記載してください。

	n	き承継させるべき	承継させないべき	んぶん機会がほなと結内
1.文章・言語	100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	100.0	3 0.0	0 0.0	3 100.0

	n	き 承継させるべ	き 承継させないべ	んぶ 容その ど機会のよう ないが約 ほどをな と結内
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	4 100.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0
8.写真	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
9.プログラム	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
15.レコード	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
16.放送番組に係る音又は映像	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※ Q56. 理由欄には記載なし。

(20) Q57. 【（ライセンシーに独占的に著作物等の利用をさせる義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）
また、その理由（任意記述）を記載してください。

	n	き 承継させるべ	き 承継させないべ	んぶ 容その ど機会のよう ないが約 ほどをな と結内
1.文章・言語	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7
3.演劇・舞踊	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0

	n	き 承継させるべき	き 承継させるべきではない	んぶ機会の契約がほと容と結ぶ
5.建築	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
6.図形 (図表、図面、地図)	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3
8.写真	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
9.プログラム	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
15.レコード	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
16.放送番組に係る音又は映像	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
17.その他の著作物等1 : (ソフトウェア)	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※ Q58. 理由欄には記載なし。

(21) Q59. 【(ライセンシーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務)に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。(それぞれひとつだけ)
また、その理由 (任意記述) を記載してください。

ア 回答

	n	承継させるべき	承継させないべき	い会のそがほと容と結ぶんどな機容
1.文章・言語	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0
3.演劇・舞踊	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0

	n	承継させるべき	承継させるべき	ではない承継させるべき	い会のそのようながほとんどの機会がほとんどの機会を結ぶなどな内容
5.建築	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0
8.写真	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
9.プログラム	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
15.レコード	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3
16.放送番組に係る音又は映像	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 回答理由

7.映像	Q60.理由
1. 承継させるべき	原契約と同じ条件が守られることが原則だと思いますので、原契約にてサブライセンス権原がないものは当然に承継させるべきではないと思います。

(22) Q61.【(第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務)に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。(それぞれひとつだけ)
また、その理由（任意記述）を記載してください。

	n	承継させるべき	承継させるべき	ではない承継させるべき	い会のそのようながほとんどの機会がほとんどの機会を結ぶなどな内容
1.文章・言語	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
2.音楽	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 100.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0

	n	承継させるべき	承継させるべき	そのような内容
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	4 100.0	2 50.0	0 0.0	2 50.0
8.写真	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
9.プログラム	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
15.レコード	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
16.放送番組に係る音又は映像	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※ Q62. 理由欄には記載なし。

(23) Q63. 【（著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等））に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）
また、その理由（任意記述）を記載してください。

	n	べき承継させる	いべき承継できる	ながを内そのとぶのよん機契うど会約な
1.文章・言語	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
2.音楽	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0
3.演劇・舞踊	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
5.建築	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

	n	べき継させる	いべき継でさはせなる	ながを内そいほ結容のとぶのよん機契うど会約な
6.図形（図表、図面、地図）	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
7.映像	5 100.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0
8.写真	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
9.プログラム	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
11.キャラクター	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7
12.ゲーム	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7
13.データベース	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
15.レコード	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
16.放送番組に係る音又は映像	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※ Q64. 理由欄には記載なし。

(24) Q65.【（他の義務1）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

※ 回答無し（Q53の「その他」〔の義務等〕欄に「まちがい」と記載があるため、回答無しとして処理する。）。Q66.理由欄も記載なし。

(25) Q67.【（他の義務2）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

※ 回答無し（Q68.理由欄も）。

(26) Q69.【（他の義務3）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとに承継させるべきか否か等を選択してください。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

※ 回答無し（Q70.理由欄も）。

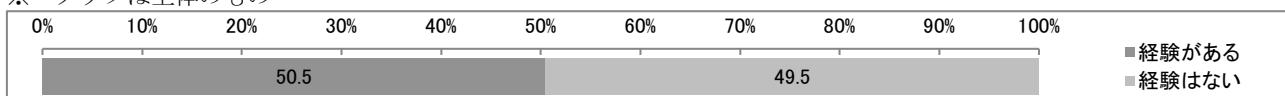
【ライセンサーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■独占的ライセンス契約の対象となる著作権等の侵害被害に関する経験及び対応策についてライセンサーB（貴社）が、ある著作物等を利用するため当該著作物等の著作権者等であるA（ライセンサー）との間で独占的な利用許諾契約（独占的ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて著作物等を独占的に利用しているという状況を想定してください。この状況で、第三者Xが、ライセンサーB（貴社）が独占するはずの利用を行い、ライセンス契約に係る著作権が侵害されているという場面に関してご質問します。

(27) Q71. 独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験はありますか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	ある経験が	ない経験は
全体	101 100.0	51 50.5	50 49.5
1.文章・言語	12 100.0	7 58.3	5 41.7
2.音楽	11 100.0	6 54.5	5 45.5
3.演劇・舞踊	1 100.0	1 100.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	2 100.0	2 100.0	0 0.0
5.建築	1 100.0	1 100.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	5 100.0	1 20.0	4 80.0
7.映像	18 100.0	10 55.6	8 44.4
8.写真	8 100.0	3 37.5	5 62.5
9.プログラム	3 100.0	1 33.3	2 66.7
10.漫画	9 100.0	4 44.4	5 55.6
11.キャラクター	10 100.0	4 40.0	6 60.0
12.ゲーム	4 100.0	1 25.0	3 75.0
13.データベース	2 100.0	1 50.0	1 50.0
14.実演	4 100.0	2 50.0	2 50.0
15.レコード	4 100.0	2 50.0	2 50.0
16.放送番組に係る音又は映像	5 100.0	3 60.0	2 40.0
17.その他の著作物等1 (出版権、コンテンツ全般)	2 100.0	2 100.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
出版権	1. 経験がある
コンテンツ全般	1. 経験がある

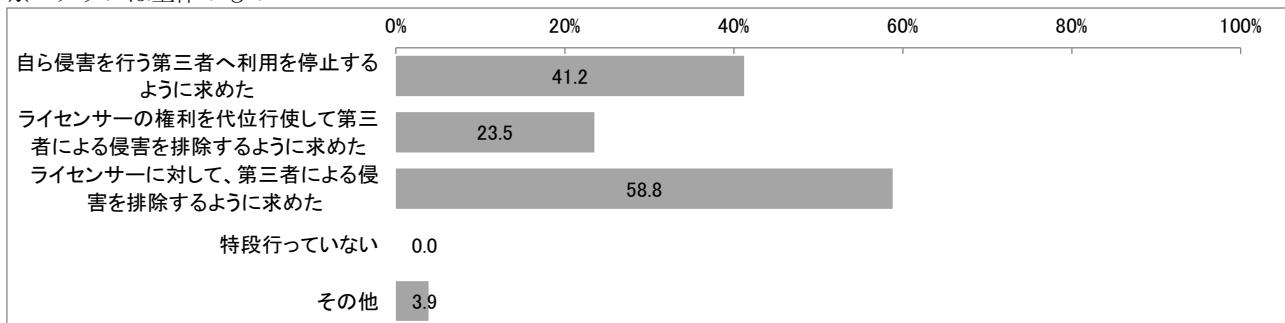
【ライセンサーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(28) Q72. 【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

独占的ライセンサーとしてどのような対応を行いましたか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	自ら侵害を行う第三者へ利用を停止するように求めた	ライセンサーの権利を代位行使して第三者による侵害を排除するように求めた	ライセンサーに対して、第三者による侵害を排除するように求めた	特段行っていない	その他
全体	51 100.0	21 41.2	12 23.5	30 58.8	0 0.0	2 3.9
1.文章・言語	7 100.0	5 71.4	2 28.6	3 42.9	0 0.0	1 14.3
2.音楽	6 100.0	2 33.3	1 16.7	3 50.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	10 100.0	3 30.0	3 30.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	4 100.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0
11.キャラクター	4 100.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0

	n	自ら侵害を行う第三者へ利用を停止するように求めた	ライセンサーの権利を代位行使して第三者による侵害を排除するように求めた	ライセンサーによる侵害を排除するように対して、第三者による侵害を排除するように求めた	特段行っていない	その他
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	3 100.0	1 33.3	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1 (出版権、コンテンツ全般)	2 100.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
出版権	1. 自ら侵害を行う第三者へ利用を停止するように求めた
コンテンツ全般	1. 自ら侵害を行う第三者へ利用を停止するように求めた 2. ライセンサーの権利を代位行使して第三者による侵害を排除するように求めた

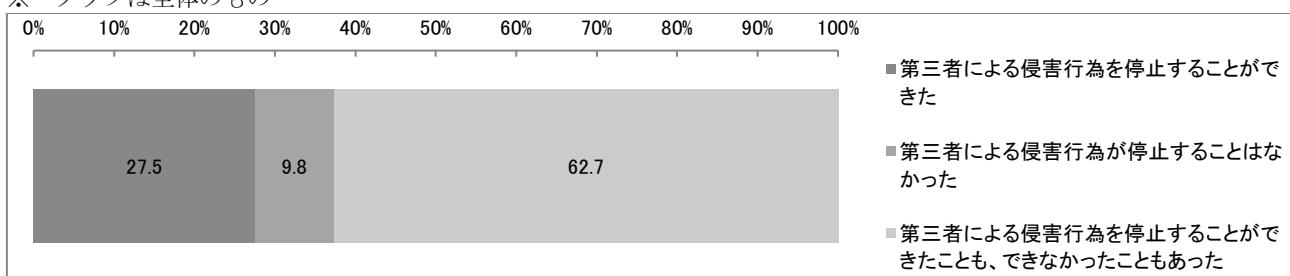
ウ 「その他」の内容

著作物等	「その他」の内容
1.文章・言語	ライセンサーから別途法定代理人に委任するよう促し、法的代理人による侵害の排除を試みた。費用は弊社負担。
10.漫画	ライセンサーから別途法定代理人への委任を促し、代理人による侵害の排除を試みた。費用は弊社負担。

(29) Q73. 【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】その結果、第三者の侵害行為を停止することができましたか。 (それぞれひとつだけ)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	第三者による侵害行為を停止することができた	第三者による侵害行為を停止することができなかつた	第三者による侵害行為を停止することができたことも、できなかつたこともあった
全体	51 100.0	14 27.5	5 9.8	32 62.7
1.文章・言語	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4
2.音楽	6 100.0	3 50.0	0 0.0	3 50.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
5.建築	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
7.映像	10 100.0	5 50.0	1 10.0	4 40.0
8.写真	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
9.プログラム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
10.漫画	4 100.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0
11.キャラクター	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0
12.ゲーム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
13.データベース	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
14.実演	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
15.レコード	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
16.放送番組に係る音又は映像	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7
17.その他の著作物等1 (出版権、コンテンツ全般)	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

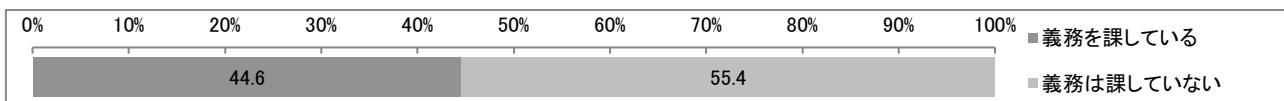
イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
出版権	3. 第三者による侵害行為を停止することができたことも、できなかつたこともあった
コンテンツ全般	1. 第三者による侵害行為を停止することができた

(30) Q74. 独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された場合に備えて、ライセンサーとの契約を締結する上で、著作権者等であるライセンサーが積極的に侵害を排除する義務を課していますか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	義務を課している	義務はない
全体	101 100.0	45 44.6	56 55.4
1.文章・言語	12 100.0	6 50.0	6 50.0
2.音楽	11 100.0	4 36.4	7 63.6
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	2 100.0	1 50.0	1 50.0
5.建築	1 100.0	0 0.0	1 100.0
6.図形（図表、図面、地図）	5 100.0	3 60.0	2 40.0
7.映像	18 100.0	11 61.1	7 38.9
8.写真	8 100.0	2 25.0	6 75.0
9.プログラム	3 100.0	1 33.3	2 66.7
10.漫画	9 100.0	4 44.4	5 55.6
11.キャラクター	10 100.0	5 50.0	5 50.0
12.ゲーム	4 100.0	1 25.0	3 75.0
13.データベース	2 100.0	1 50.0	1 50.0
14.実演	4 100.0	1 25.0	3 75.0
15.レコード	4 100.0	2 50.0	2 50.0
16.放送番組に係る音又は映像	5 100.0	3 60.0	2 40.0
17.その他の著作物等1 (出版権、コンテンツ全般)	2 100.0	0 0.0	2 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
出版権	2. 義務は課していない
コンテンツ全般	2. 義務は課していない

【ライセンサーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について独占的ライセンスの対象となる著作権等を第三者Xが侵害している場合であっても、現行著作権法上では出版権者を除き独占的ライセンサーB自らが第三者の侵害行為を差し止める制度が存在しません。そのため、独

占的ライセンシーB自らが当該侵害行為を差し止めることが困難な状況にあるとされています。

(31) Q75. 独占的ライセンシーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答



	n	%
全体	58	100.0
1 導入すべき	21	36.2
2 どちらかといえば導入すべきと思う	19	32.8
3 どちらでもよい	10	17.2
4 どちらかといえば導入すべきでないと思う	5	8.6
5 導入すべきでない	3	5.2

イ 回答理由

回答	Q76. 理由
導入すべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利元が個人の場合や小さな会社の場合には、訴訟の負担が大きいため ○ 立場上、ライセンサーと変わらないため。 ○ 債権者代位制度の転用で処理するより簡単なため ○ ライセンシーの国内で当該国の侵害についてはローカルに対応すべきであるから。 ○ 出版権者であっても、出版権侵害に該当しない侵害や、出版権の改正以前の多くの電子的利用許諾契約では、ライセンシーに差止請求権はなく、出版社単独では対処できない。一方、インターネット上の膨大な侵害事例は、個別の著作権者が差止等の対策をとることは不可能な量と態様になっており、出版社が著作権者の意向を集約して対処せざるをえない。 ○ 個人が創作する著作物をライセンスを受け利用する立場なので、創作者=著作権者に侵害対応の義務を負わせても実効性がない。法人であるライセンシーが差止等が行えるようになることが、コンテンツ産業を守る第一歩である。 ○ 差止請求権はライセンシーには認められていないことを理由に配信サイトが非協力的であることが多い。 ○ 独占的ライセンシーを認めた時点で、被許諾者は第三者に邪魔されずに利益を上げることが当然のこととして前提されており、それは第三者によって侵害されるべきではないし、侵害に対して対抗することはライセンサーの利益にもかなうと考えます。 ○ 映像分野での権利侵害は広範かつ方法も様々であるため、独占的ライセンシーにも差止請求権を認めた方がスムーズであると考えます
どちらかといえば導入すべきと思う	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライセンサーが企業であれば積極的に侵害行為を差し止めてもらいたいし、差し止めるべくライセンサーも動いてくれると思いますが、ライセンサーが作家のような個人である場合、自分が矢面に立つことを恐れ、嫌う方が多いため、代理人ではなく本人の立場で侵害行為の差し止めができるとかなりやりやすくなります。 ○ 当方で云えば原作の著作権を独占契約している中で、他社によって同原作が使われる状態ですが、この場合第一義的に当方は契約によって原作者に解決を要請しますが、原作者死亡などの理由で対応出来ないような場合に直接当方が差し止め排除できることは必要であると考えます ○ ライセンサーの侵害排除が不十分な場合の対抗手段として必要性を感じるため ○ 国外にいるライセンサーによる差し止めは、時間と手間がかかるためあまり効率のよい方法ではありません。 ○ ライセンシーにとって外資系のライセンスソフトウェアを日本の総独占的代理店からライセンスされている状況下で、後発の日本支店と競合した場合、使用が不安点になることがあります。 ○ 著作権に限った話ではないので、特許等の産業財産権制度と平仄を合わせて検討すべきと考える。

回答	Q76. 理由
	○ ライセンサーがビジネスを行なっているわけではないので、権利行使に対するインセンティブが起きない。また、ライセンサーと侵害者との関係から、ライセンサーが自らは権利行使主体者に立ちたくないというケースもある。
どちらでもよい	○ 実務では、侵害行為を発見した場合、ライセンサーに報告の上、協力して侵害行為について対応するため。
どちらかといえば導入すべきでないと思う	○ 本来ライセンサーが対応すべき事項であるから。
導入すべきでない	○ 独占的ライセンスは物権ではないため、差し止め請求権を認めるのは法的安定性を害する。

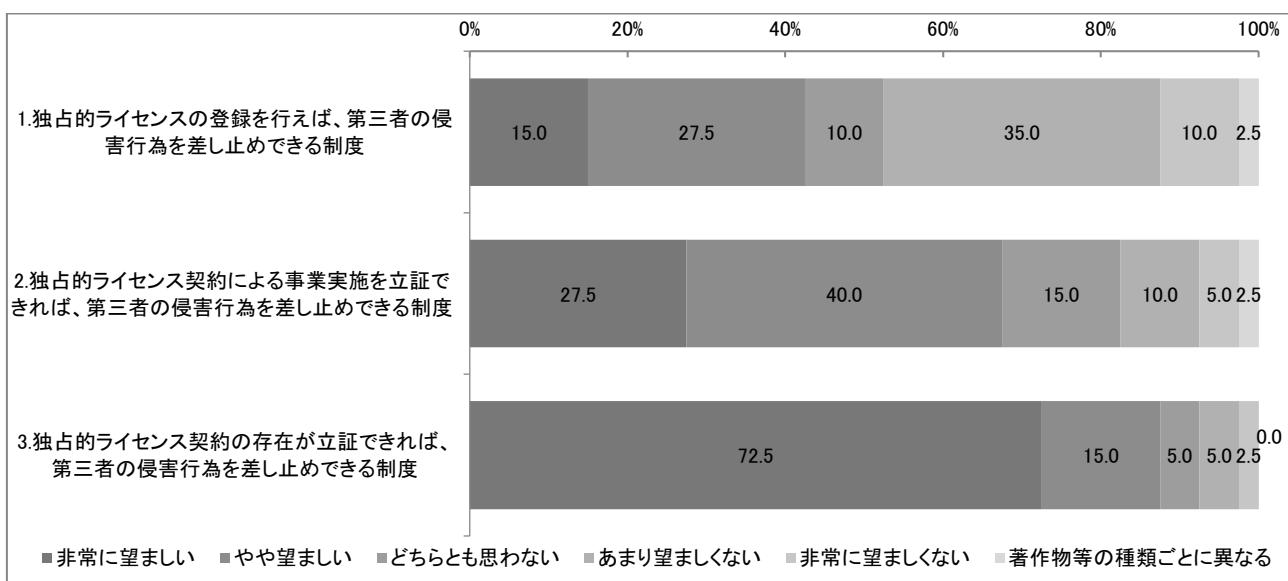
【ライセンシーの立場となる方（「他者から著作権等のライセンスを受けたこと（ライセンシーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について独占的ライセンスの対象となる著作権等を第三者Xが侵害している場合であっても、現行著作権法上では出版権者を除き独占的ライセンシーB自らが第三者の侵害行為を差し止める制度が存在しません。そのため、独占的ライセンシーB自らが当該侵害行為を差し止めることが困難な状況にあるとされています。

(32) Q77.【独占的ライセンシーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について、「導入すべき」又は「どちらかといえば導入すべき」とお答えの方にお伺いします】

独占的ライセンスを受けたライセンシーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度の仕組みとして、以下の制度についてそれぞれ望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）をそれぞれ記載してください。

ア 回答



	n	非常に望ましい	やや望ましい	どちらとも思わない	あまり望ましくない	非常に望ましくない	著作物等の種類ごとに異なる
1.独占的ライセンスの登録を行えば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度	40	6	11	4	14	4	1
	100.0	15.0	27.5	10.0	35.0	10.0	2.5

	n	非常に望ましい	やや望ましい	どちらとも思わない	あまり望ましくない	非常に望ましくない	著作物等の種類ごとに異なる
2.独占的ライセンス契約による事業実施を立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度	40	11	16	6	4	2	1
	100.0	27.5	40.0	15.0	10.0	5.0	2.5
3.独占的ライセンス契約の存在が立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度	40	29	6	2	2	1	0
	100.0	72.5	15.0	5.0	5.0	2.5	0.0
4.その他：	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

イ 回答理由

1. 独占的ライセンスの登録を行えば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度	2. よる事業実施を立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度	3. 独占的ライセンス契約の存在が立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度	Q78.理由
4.あまり望ましくない	1.非常に望ましい	1.非常に望ましい	ライセンサーの国内において当該国の侵害者にはローカルに対抗すべきであるから。
4.あまり望ましくない	1.非常に望ましい	2.やや望ましい	登録を要件とすれば、登録の困難さから、現実にワークしないと考える。また、悪意の第三者に対して登録要件は不要。 「独占的ライセンス契約の存在」の立証手段にもよるが、訴訟の場合を除き、悪意の侵害者や第三者に対して、ライセンス契約を開示することはできない。悪意の第三者に対しては、事業実施をライセンスの立証に代えることで十分ではないか。
4.あまり望ましくない	2.やや望ましい	1.非常に望ましい	登録対抗制度は、出版権の登録もほとんどされていない出版業界にはあまりなじまないと思います。独占的ライセンス契約さえ証明できれば対抗できるとした方が、利用価値があると思います。
5.非常に望ましくない	5.非常に望ましくない	1.非常に望ましい	登録や立証は手間を要するため
2.やや望ましい	1.非常に望ましい	1.非常に望ましい	権利者から独占ライセンスを受け、社会で正当、かつ公然と事業を行っている立場からすれば、契約の存在、事業実施で第三者の侵害行為を差し止めできるのが当然である。現状の著作権登録制度のような登録を要件とするのは費用や手続き面で正当なライセンサーには負担が大き過ぎる。
4.あまり望ましくない	4.あまり望ましくない	1.非常に望ましい	迅速な対応を取るためにも契約の存在のみで差止できるのが望ましい。
2.やや望ましい	4.あまり望ましくない	1.非常に望ましい	ライセンス契約後、すぐに事業実施するとは限らず、差異的な時期を考えて準備している段階での侵害もあり得るため、契約を持って対抗できるべきと考えます。
4.あまり望ましくない	2.やや望ましい	1.非常に望ましい	登録制度など面倒な手続きなく出来ることが望ましい

(33) Q79. 【(独占的ライセンスの登録を行えば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度)に
対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。(それぞれひとつだけ) また、その

理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答

	n	非常に望まし	いやや望まし	どちらとも思わない	あまり望ましくない	非常に望ましくない
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 回答理由

1. 文章・言語	6. 図面、图形（図表、地図）	7. 映像	8. 写真	10. 漫画	Q80.理由
3. わない	3. わない	3. どちらとも思	3. どちらとも思	3. どちらとも思	そもそも著作権は発表された時点で発効するもので登録することはなじまないのではないか

(34) Q81. 【(独占的ライセンス契約による事業実施を立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度)に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。(それぞれひとつだけ) また、その理由(任意記述)を記載してください。

	n	い い 非 常 に 望 ま し	や や 望 ま しい	ど ち ら と も 思 い	く な い く な り 望 ま し	非 常 に 望 ま し
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術(絵画、版画、彫刻など)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形(図表、図面、地図)	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※ Q82. 理由欄には記載なし。

(35) Q83. 【(独占的ライセンス契約の存在が立証できれば、第三者の侵害行為を差し止めできる制度)に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。(それぞれひとつだけ) また、その理由(任意記述)を記載してください。

※ 回答無し(Q84.理由欄も)。

(36) Q85. 【（他の制度）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】著作物の種類ごとにどの程度望ましいと考えますか。（それぞれひとつだけ）また、その理由（任意記述）を記載してください。

※ 回答無し（Q86.理由欄も）。

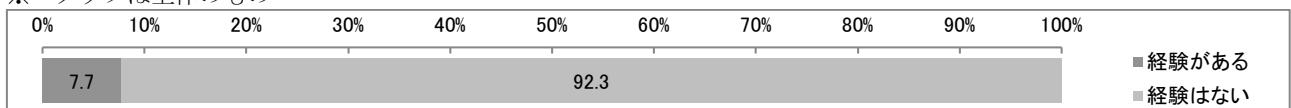
4 ライセンサーの立場となる者（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した者）への質問

【ライセンサーの立場となる方（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■著作権等の譲渡契約における取引環境についてライセンサーA（貴社）が著作権等を有する著作物等について、利用者（ライセンサーB）との間で利用許諾契約（ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて利用者（ライセンサーB）が著作物等を利用しているという状況を想定してください。この状況で、ライセンサーA（貴社）がライセンス対象著作権等を第三者C（譲受人）に譲渡する、という場面に関して御質問します。

(1) Q87.他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験はありますか。
(それぞれひとつだけ)

※ グラフは全体のもの



	n	る経験があ	い経験はな
全体	182 100.0	14 7.7	168 92.3
1.文章・言語	16 100.0	3 18.8	13 81.3
2.音楽	23 100.0	1 4.3	22 95.7
3.演劇・舞踊	3 100.0	0 0.0	3 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	3 100.0	0 0.0	3 100.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	1 12.5	7 87.5
7.映像	27 100.0	1 3.7	26 96.3
8.写真	11 100.0	0 0.0	11 100.0
9.プログラム	19 100.0	5 26.3	14 73.7
10.漫画	7 100.0	0 0.0	7 100.0
11.キャラクター	22 100.0	0 0.0	22 100.0
12.ゲーム	8 100.0	0 0.0	8 100.0
13.データベース	8 100.0	3 37.5	5 62.5
14.実演	3 100.0	0 0.0	3 100.0
15.レコード	13 100.0	0 0.0	13 100.0
16.放送番組に係る音又は映像	8 100.0	0 0.0	8 100.0

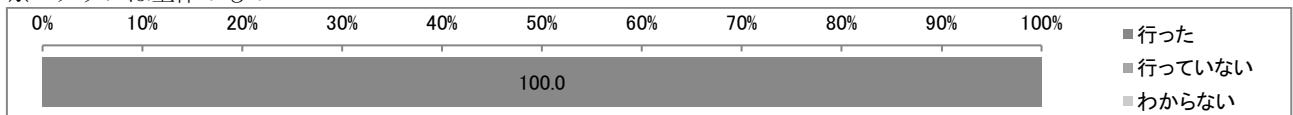
	n	る 経 験 が あ	い 経 験 は な
17.その他の著作物等1 (社内技報、出版権、遊技機)	3 100.0	0 0.0	3 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【ライセンサーの立場となる方（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(2) Q88. 【「他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

譲渡を行った後、譲受人はライセンサーに対して、ライセンスに基づき行われていた著作物等の利用について継続して許諾を行いましたか。（それぞれひとつだけ）

※ グラフは全体のもの



	n	行 つ た	い 行 な い つ て	な わ い か ら
全体	14 100.0	14 100.0	0 0.0	0 0.0
1.文章・言語	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

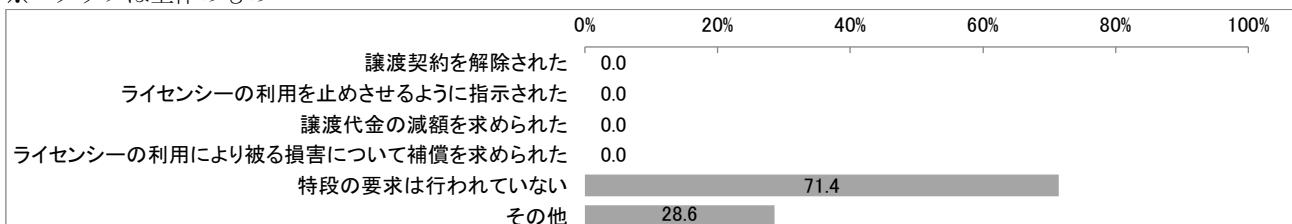
	n	行つた	い行ないで	なわから
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(3) Q89. 【「他者にライセンスをしている著作権等を、別の第三者に譲渡した経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

他者にライセンスをしていたことに対して、譲受人から何らかの要求がありましたか。(それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	譲渡契約を解除された	ライセンサーの利用を止めさせるように指示された	譲渡代金の減額を求められた	ライセンサーの利用により被る損害について補償を求められた	特段の要求は行われていない	その他
	14 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 71.4	4 28.6
1.文章・言語	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3
2.音楽	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術 (絵画、版画、彫刻など)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形 (図表、図面、地図)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
7.映像	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
8.写真	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0	2 40.0
10.漫画	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	n	譲渡契約を解除された	ライセンサーの利用を止めるように指示された	譲渡代金の減額を求められた	ライセンサーの利用により被る損害について補償を求められた	特段の要求は行われていない	その他
12.ゲーム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他」の内容

著作物等	「その他」の内容
1.文章・言語	<input type="radio"/> 同一条件での継続利用を希望された
9.プログラム	<input type="radio"/> 同一条件での継続利用を希望された <input type="radio"/> 事業譲渡の中でよく見られる。むしろ、契約を維持し承継することを要求されることが多い。
13.データベース	<input type="radio"/> 同一条件での継続利用を希望された

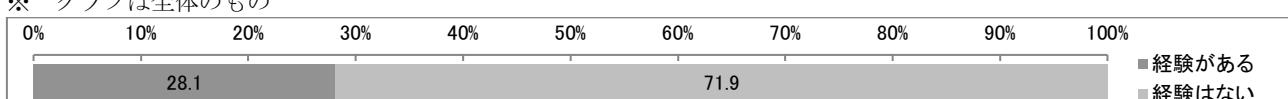
【ライセンサーの立場となる方（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■独占的ライセンス契約の対象となる著作権等の侵害被害に関する経験及び対応策についてライセンサーA（貴社）が著作権等を有する著作物について、利用者（ライセンサーB）との間で独占的な利用許諾契約（独占的ライセンス契約）を締結し、当該契約に基づいて利用者（ライセンサーB）が著作物を独占的に利用しているという状況を想定してください。この状況で、第三者Xが、ライセンサーB（貴社）が独占するはずの利用を行い、ライセンス契約に係る著作権等が侵害されているという場面に関して御質問します。

(4) Q90.【「他者に対して、保有する著作権等独占的ライセンスを行ったことがある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験はありますか。（それぞれひとつだけ）

※ グラフは全体のもの



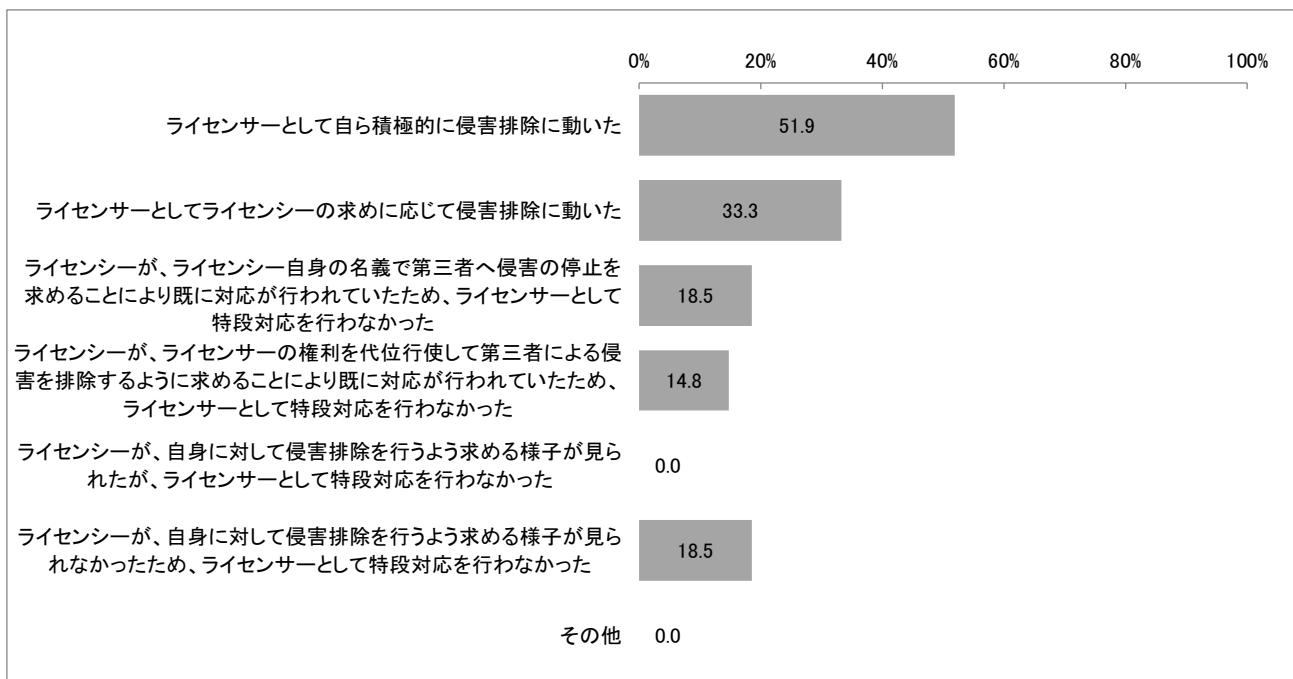
	n	る経験があ	い経験はな
全体	96 100.0	27 28.1	69 71.9
1.文章・言語	9 100.0	1 11.1	8 88.9
2.音楽	14 100.0	4 28.6	10 71.4
3.演劇・舞踊	2 100.0	0 0.0	2 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	2 100.0	0 0.0	2 100.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	4 100.0	0 0.0	4 100.0
7.映像	18 100.0	9 50.0	9 50.0
8.写真	4 100.0	0 0.0	4 100.0
9.プログラム	6 100.0	0 0.0	6 100.0
10.漫画	6 100.0	3 50.0	3 50.0
11.キャラクター	11 100.0	4 36.4	7 63.6
12.ゲーム	3 100.0	0 0.0	3 100.0
13.データベース	3 100.0	0 0.0	3 100.0
14.実演	2 100.0	1 50.0	1 50.0
15.レコード	6 100.0	2 33.3	4 66.7
16.放送番組に係る音又は映像	5 100.0	3 60.0	2 40.0
17.その他の著作物等1 (出版権)	1 100.0	0 0.0	1 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【ライセンサーの立場となる方（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(5) Q91. 【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

独占的ライセンサーとして主にどのような対応を行いましたか。（それぞれいくつでも）

※ グラフは全体のもの

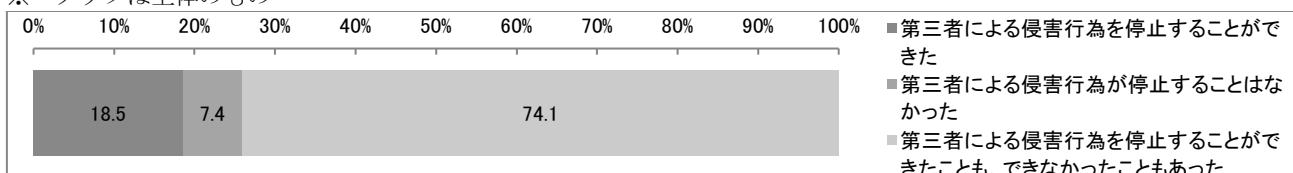


	n	ライセンサーとして自ら積極的に侵害排除に動いた	ライセンサーとしてライセンシーの求めに応じて侵害排除に動いた	ライセンシーが、自身に対して侵害排除を行なうよう求める様子が見られたが、ライセンサーとして特段対応を行わなかった	ライセンシーが、自身に対して侵害排除を行なうよう求める様子が見られなかったため、ライセンサーとして特段対応を行わなかった	ライセンシーが、自身に対して侵害排除を行なうよう求める様子が見られたが、ライセンサーとして特段対応を行わなかった	ライセンシーが、自身に対して侵害排除を行なうよう求める様子が見られなかったため、ライセンサーとして特段対応を行わなかった	その他
全体	27 100.0	14 51.9	9 33.3	5 18.5	4 14.8	0 0.0	5 18.5	0 0.0
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2.音楽	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
7.映像	9 100.0	6 66.7	4 44.4	1 11.1	2 22.2	0 0.0	1 11.1	0 0.0
8.写真	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	3 100.0	1 33.3	1 33.3	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	4 100.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
12.ゲーム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(6) Q92. 【「独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

それぞれの対応を行った結果、第三者の侵害行為を停止することができましたか。（それぞれひとつだけ）

※ グラフは全体のもの



	n	第三者による侵害行為を停止することができたこと	第三者による侵害行為が停止することができなかつたこと	第三者による侵害行為を停止することができたこと	第三者による侵害行為が停止することができなかつたこと
全体	27 100.0	5 18.5	2 7.4	20 74.1	
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0	100.0
2.音楽	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(7) Q93.独占的ライセンス契約に係る著作権等が第三者に侵害された場合に備えて、ライセンシーとの契約を締結する上で、著作権者等であるライセンサーが積極的に侵害を排除する義務を課していますか。（それぞれひとつだけ）

※ グラフは全体のもの



	n	義務をいる課	義務はな課
全体	96 100.0	41 42.7	55 57.3
1.文章・言語	9 100.0	3 33.3	6 66.7
2.音楽	14 100.0	5 35.7	9 64.3
3.演劇・舞踊	2 100.0	1 50.0	1 50.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	2 100.0	1 50.0	1 50.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	4 100.0	3 75.0	1 25.0
7.映像	18 100.0	6 33.3	12 66.7

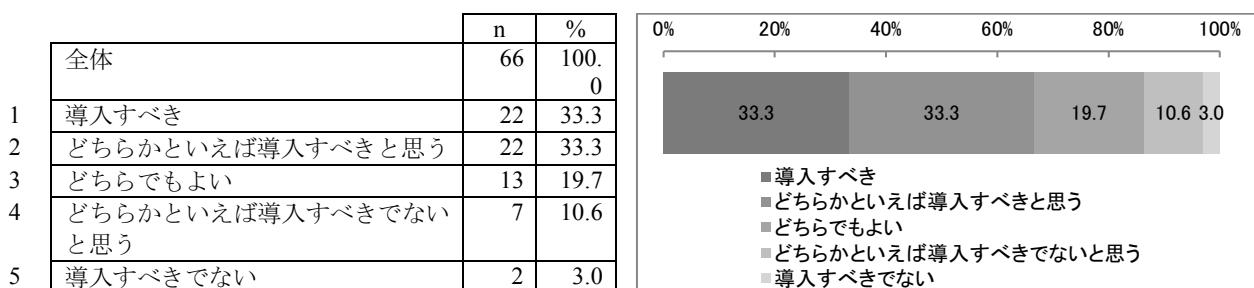
	n	義務 して いる 課	い し 義 務 い は な 課
8.写真	4 100.0	2 50.0	2 50.0
9.プログラム	6 100.0	5 83.3	1 16.7
10.漫画	6 100.0	1 16.7	5 83.3
11.キャラクター	11 100.0	5 45.5	6 54.5
12.ゲーム	3 100.0	2 66.7	1 33.3
13.データベース	3 100.0	2 66.7	1 33.3
14.実演	2 100.0	1 50.0	1 50.0
15.レコード	6 100.0	3 50.0	3 50.0
16.放送番組に係る音又は映像	5 100.0	1 20.0	4 80.0
17.その他の著作物等1 (出版権)	1 100.0	0 0.0	1 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【ライセンサーの立場となる方（「他者に対して保有する著作権等のライセンスを行ったこと（ライセンサーの立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

■独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について独占的ライセンスの対象となる著作権等を第三者Xが侵害している場合であっても、現行著作権法上では出版権者を除き独占的ライセンシーB自らが第三者の侵害行為を差し止める制度が存在しません。そのため、独占的ライセンシーB自らが当該侵害行為を差し止めることが困難な状況にあるとされています。

(8) Q94.独占的ライセンシーが第三者による侵害行為を自ら差し止めることを可能とする制度について導入すべきと考えますか。また、その理由（任意記述）を記載してください。

ア 回答



イ 回答理由

回答	Q95. 理由
導入すべき	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 立場上、ライセンサーと変わらないため <input type="radio"/> コスト、人的リソースの負担を考えれば、独占的ライセンシーに自ら対策に動ける法的根拠を与えることは、ライセンサーとしても望ましい。 <input type="radio"/> ライセンサーより独占権を認められているならば、自らの手で独占権をまもることは当然だ

回答	Q95. 理由
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 独占的ライセンスの利用状況や侵害状況を実際に把握できるのはライセンサーであり、ライセンサー自らが侵害行為を差し止めが出来る制度が望ましい。それが独占ライセンスであればなおさらで、ライセンサーの事業が守られることがライセンサーの利益にもかなう。 <input type="radio"/> 独占的ライセンスの利益を守るためにも導入すべき <input type="radio"/> 海外原盤である音楽作品の日本国内盤を発売している会社が、日本で海賊盤を発見したとしてもその問題を解決する権利を日本国内の会社が有していないため、海賊盤が市場にのさばる事になってしまう。 <input type="radio"/> 独占的ライセンサーが第三者による侵害行為を差し止められないとする、そもそもライセンサーが独占的ライセンスを与えた意味がないからです。 <input type="radio"/> 独占的ライセンサーが差止請求することに問題があるとは思えないし、よりスムーズに対応できるのであれば、その方が望ましいと考えるため
どちらかといえば導入すべきと思う	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 侵害行為に対抗する手段は増えるが、侵害行為差し止めが義務化されるとすべての侵害行為対策を行うのは実務的に難しい。 <input type="radio"/> 独占的ライセンサーの立場を明確にした上で、なつかつライセンサーに事前に報告し、進捗状況を都度報告することを義務付ければ、導入してよいと思います。 <input type="radio"/> 権利保護の手立てはいくつあってもよいかと思います。
どちらでもよい	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 実務的には、ライセンサーと協力して侵害行為に対応することが多いため、制度化する必要性があるのかが不明である。 <input type="radio"/> 勝手にやってもらえば楽という考え方と、自然と巻き込まれるだろうから面倒という考え方。 <input type="radio"/> とくに必要性を感じない。
どちらかといえば導入すべきでないと思う	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 著作物の無断利用者が、ライセンサーの顧客という場合もありうるため <input type="radio"/> ライセンサーが本来対処すべきだから。 <input type="radio"/> 例えば2重ライセンスのような状態になっている場合、弊社からの正当なライセンサー以外に権利を主張する第三者が弊社の正当なライセンサーに対する差し止め請求を行うリスクがあります。その第三者の主張を覆すのに時間とお金がかかるという事態は避けたいです。
導入すべきでない	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 独占的ライセンスは物権ではないため、差し止め請求権を認めるのは法的安定性を害する。

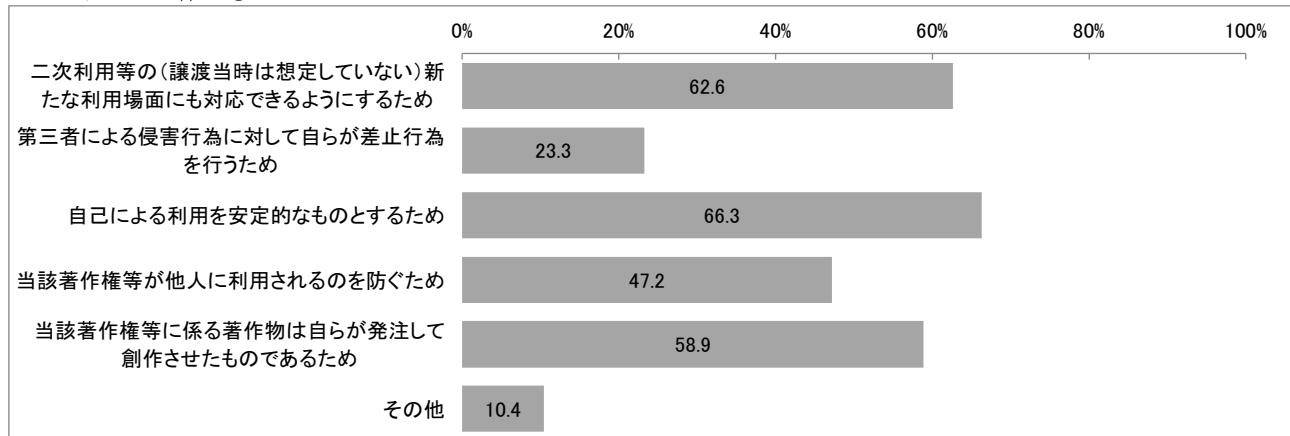
5 謙受人の立場となる者（「他者から著作権等の譲渡を受けたこと（謙受人の立場になったこと）がある」と回答した者）への質問

■著作権等の譲渡契約における取引環境について

(1) Q96.著作権等の譲渡を受けた理由を選択してください。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	二次利用等の(譲渡当時は想定していない)新たな利用場面にも対応できるようにするため	第三者による侵害行為に対して自らが差止行為を行うため	自己による利用を安定的なものとするため	当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため	当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため	その他
全体	163 100.0	102 62.6	38 23.3	108 66.3	77 47.2	96 58.9	17 10.4
1.文章・言語	17 100.0	11 64.7	6 35.3	12 70.6	11 64.7	11 64.7	2 11.8
2.音楽	18 100.0	12 66.7	4 22.2	11 61.1	8 44.4	9 50.0	1 5.6
3.演劇・舞踊	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	2 50.0	1 25.0	3 75.0	3 75.0	2 50.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	4 50.0	3 37.5	6 75.0	6 75.0	8 100.0	1 12.5
7.映像	23 100.0	13 56.5	4 17.4	13 56.5	10 43.5	12 52.2	2 8.7
8.写真	17 100.0	13 76.5	5 29.4	11 64.7	6 35.3	10 58.8	2 11.8
9.プログラム	17 100.0	7 41.2	3 17.6	11 64.7	7 41.2	11 64.7	3 17.6
10.漫画	5 100.0	3 60.0	1 20.0	4 80.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0
11.キャラクター	12 100.0	7 58.3	2 16.7	8 66.7	6 50.0	7 58.3	1 8.3

	n	二次利用等の（譲渡当時は想定していない）新たな利用場面にも対応できるようにするため	第三者による侵害行為に対して自らが差止行為を行うため	自己による利用を安定的なものとするため	当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため	当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため	その他
12.ゲーム	8 100.0	3 37.5	0 0.0	5 62.5	2 25.0	4 50.0	1 12.5
13.データベース	5 100.0	4 80.0	2 40.0	4 80.0	4 80.0	4 80.0	0 0.0
14.実演	5 100.0	4 80.0	2 40.0	4 80.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0
15.レコード	9 100.0	6 66.7	2 22.2	7 77.8	3 33.3	5 55.6	2 22.2
16.放送番組に係る音又は映像	9 100.0	8 88.9	1 11.1	5 55.6	4 44.4	5 55.6	1 11.1
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、コンテンツ全般)	5 100.0	4 80.0	2 40.0	4 80.0	4 80.0	4 80.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

ア 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
報告書	4. 当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため 5. 当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため
タイトルロゴ	1. 二次利用等の（譲渡当時は想定していない）新たな利用場面にも対応できるようにするため 3. 自己による利用を安定的なものとするため 5. 当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため
出版権	1. 二次利用等の（譲渡当時は想定していない）新たな利用場面にも対応できるようにするため 2. 第三者による侵害行為に対して自らが差止行為を行うため 3. 自己による利用を安定的なものとするため 4. 当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため
アニメーション	1. 二次利用等の（譲渡当時は想定していない）新たな利用場面にも対応できるようにするため 3. 自己による利用を安定的なものとするため 4. 当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため 5. 当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため
コンテンツ全般	1. 二次利用等の（譲渡当時は想定していない）新たな利用場面にも対応できるようにするため 2. 第三者による侵害行為に対して自らが差止行為を行うため 3. 自己による利用を安定的なものとするため 4. 当該著作権等が他人に利用されるのを防ぐため 5. 当該著作権等に係る著作物は自らが発注して創作させたものであるため

イ 「その他」の理由

	「その他」の理由
1.文章・言語	<input type="radio"/> 複製、送信、上映等の許諾を権利者として行うため。 <input type="radio"/> 収益につなげるため
2.音楽	<input type="radio"/> 収益につなげるため
6.図形（図表、図面、地図）	<input type="radio"/> 複製、送信、上映等の許諾を権利者として行うため。

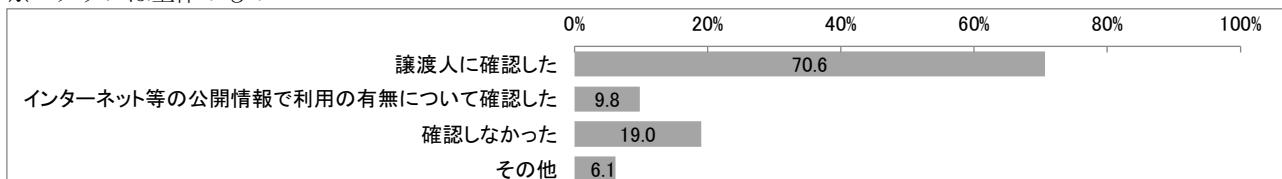
「その他」の理由	
7.映像	<input type="radio"/> 収益につなげるため <input type="radio"/> 謾渡人からの希望があったため
8.写真	<input type="radio"/> 複製、送信、上映等の許諾を権利者として行うため。 <input type="radio"/> 収益につなげるため
9.プログラム	<input type="radio"/> キャッシュの創出のため <input type="radio"/> 会社買収のため <input type="radio"/> 事業移管
11.キャラクター	<input type="radio"/> 収益につなげるため
12.ゲーム	<input type="radio"/> 事業譲渡に伴う
14.実演	<input type="radio"/> 収益につなげるため
15.レコード	<input type="radio"/> 収益につなげるため <input type="radio"/> 他社がリリースした自己のレコードを買い取って自主レーベルより販売することにした。
16.放送番組に係る音又は映像	<input type="radio"/> 収益につなげるため

【譲受人の立場となる方（「他者から著作権等の譲渡を受けたこと（譲受人の立場になったこと）がある」と回答した方）への御質問です。】

(2) Q97.著作権等の譲渡を受けた際に、当該著作権等の状態（譲渡人に著作権等が存在しているか、既に第三者が当該著作権等に係るライセンス契約により事業実施が行われているかどうか等）についてどのように確認しましたか。（それぞれいくつでも）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	た 讓 渡 人 に 確 認 し	い て 確 認 し た の 有 無 に つ て	イ ン タ ー ネ ッ ト 等 の 公 開 情 報 に つ て	確 認 し な か つ た	そ の 他
全体	163 100.0	115 70.6	16 9.8	31 19.0	10 6.1	
1.文章・言語	17 100.0	10 58.8	2 11.8	5 29.4	2 11.8	
2.音楽	18 100.0	13 72.2	2 11.1	3 16.7	0 0.0	
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	4 100.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	5 62.5	0 0.0	2 25.0	1 12.5	
7.映像	23 100.0	18 78.3	3 13.0	4 17.4	0 0.0	
8.写真	17 100.0	13 76.5	1 5.9	3 17.6	0 0.0	
9.プログラム	17 100.0	11 64.7	2 11.8	3 17.6	2 11.8	
10.漫画	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

	n	た 讓 渡 人 に 確 認 し	い て 確 認 し た	イ ン タ ー ネ ッ ト 等 の 公 開 情 報 つ で 利 用 の 有 無 に つ て	確 認 し な か つ た	そ の 他
11.キャラクター	12 100.0	10 83.3	2 16.7		1 8.3	1 8.3
12.ゲーム	8 100.0	5 62.5	2 25.0		1 12.5	0 0.0
13.データベース	5 100.0	3 60.0	0 0.0		2 40.0	0 0.0
14.実演	5 100.0	3 60.0	0 0.0		2 40.0	0 0.0
15.レコード	9 100.0	6 66.7	1 11.1		1 11.1	1 11.1
16.放送番組に係る音又は映像	9 100.0	6 66.7	0 0.0		2 22.2	1 11.1
17.他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、コンテンツ全般)	5 100.0	3 60.0	0 0.0		1 20.0	1 20.0
18.他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0		0 0.0	0 0.0
19.他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0		0 0.0	0 0.0

イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
報告書	4. その他
タイトルロゴ	1. 謙渡人に確認した
出版権	1. 謙渡人に確認した
アニメーション	1. 謙渡人に確認した
コンテンツ全般	3. 確認しなかった

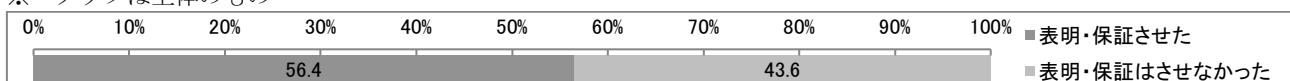
ウ 「その他」の内容

「その他」の内容	
1.文章・言語	<input type="radio"/> 契約で表明保証 <input type="radio"/> 著作権の登録原簿の確認
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	<input type="radio"/> 著作権の登録原簿の確認
6.図形（図表、図面、地図）	<input type="radio"/> 契約で表明保証
9.プログラム	<input type="radio"/> 契約で表明保証 <input type="radio"/> 契約内で権原を持っていることを保証させた。
11.キャラクター	<input type="radio"/> 著作権の登録原簿の確認
15.レコード	<input type="radio"/> 確認するまでもなく、そのようなことがなかった。
16.放送番組に係る音又は映像	<input type="radio"/> 自らが発注して創作させたものであるため、確認する必要がない
17.その他の著作物等（報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、コンテンツ全般）	<input type="radio"/> 契約で表明保証

(3) Q98.著作権等の譲渡を受けた場合に、譲渡契約上、譲渡人に「当該著作権等について第三者にライセンスしていないこと」を表明・保証させましたか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	表明 させた ・ 保証	かは表 明 した ・ せ保 証 な 保 証
全体	163 100.0	92 56.4	71 43.6
1.文章・言語	17 100.0	10 58.8	7 41.2
2.音楽	18 100.0	8 44.4	10 55.6
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	1 100.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	2 50.0	2 50.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	7 87.5	1 12.5
7.映像	23 100.0	11 47.8	12 52.2
8.写真	17 100.0	9 52.9	8 47.1
9.プログラム	17 100.0	11 64.7	6 35.3
10.漫画	5 100.0	3 60.0	2 40.0
11.キャラクター	12 100.0	8 66.7	4 33.3
12.ゲーム	8 100.0	5 62.5	3 37.5
13.データベース	5 100.0	3 60.0	2 40.0
14.実演	5 100.0	2 40.0	3 60.0
15.レコード	9 100.0	5 55.6	4 44.4
16.放送番組に係る音又は映像	9 100.0	4 44.4	5 55.6
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、コンテンツ全般)	5 100.0	4 80.0	1 20.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

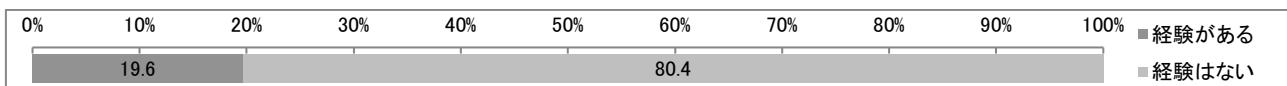
イ 「その他の著作物等」についての回答

その他の著作物等	回答
報告書	1. 表明・保証させた
タイトルロゴ	1. 表明・保証させた
出版権	2. 表明・保証はさせなかった
アニメーション	1. 表明・保証させた
コンテンツ全般	1. 表明・保証させた

(4) Q99.他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験はありますか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	経験がある	経験はない
全体	163 100.0	32 19.6	131 80.4
1.文章・言語	17 100.0	4 23.5	13 76.5
2.音楽	18 100.0	3 16.7	15 83.3
3.演劇・舞踊	1 100.0	1 100.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	4 100.0	1 25.0	3 75.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	8 100.0	1 12.5	7 87.5
7.映像	23 100.0	3 13.0	20 87.0
8.写真	17 100.0	1 5.9	16 94.1
9.プログラム	17 100.0	6 35.3	11 64.7
10.漫画	5 100.0	0 0.0	5 100.0
11.キャラクター	12 100.0	3 25.0	9 75.0
12.ゲーム	8 100.0	1 12.5	7 87.5
13.データベース	5 100.0	1 20.0	4 80.0
14.実演	5 100.0	2 40.0	3 60.0
15.レコード	9 100.0	4 44.4	5 55.6
16.放送番組に係る音又は映像	9 100.0	1 11.1	8 88.9
17.その他の著作物等1 (報告書、タイトルロゴ、出版権、アニメーション、コンテンツ全般)	5 100.0	0 0.0	5 100.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「他の著作物等」についての回答

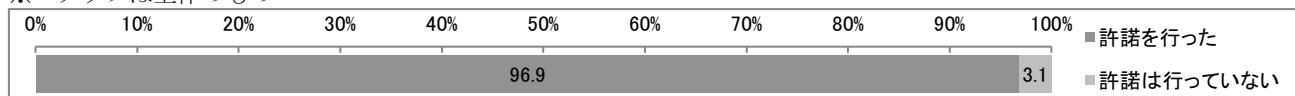
他の著作物等	回答
報告書	2. 経験はない
タイトルロゴ	2. 経験はない
出版権	2. 経験はない
アニメーション	2. 経験はない
コンテンツ全般	2. 経験はない

(5) Q100.【「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

当該著作権等のライセンスにより既に行われている第三者の利用について、継続して許諾

を行いましたか。（それぞれひとつだけ）

※ グラフは全体のもの



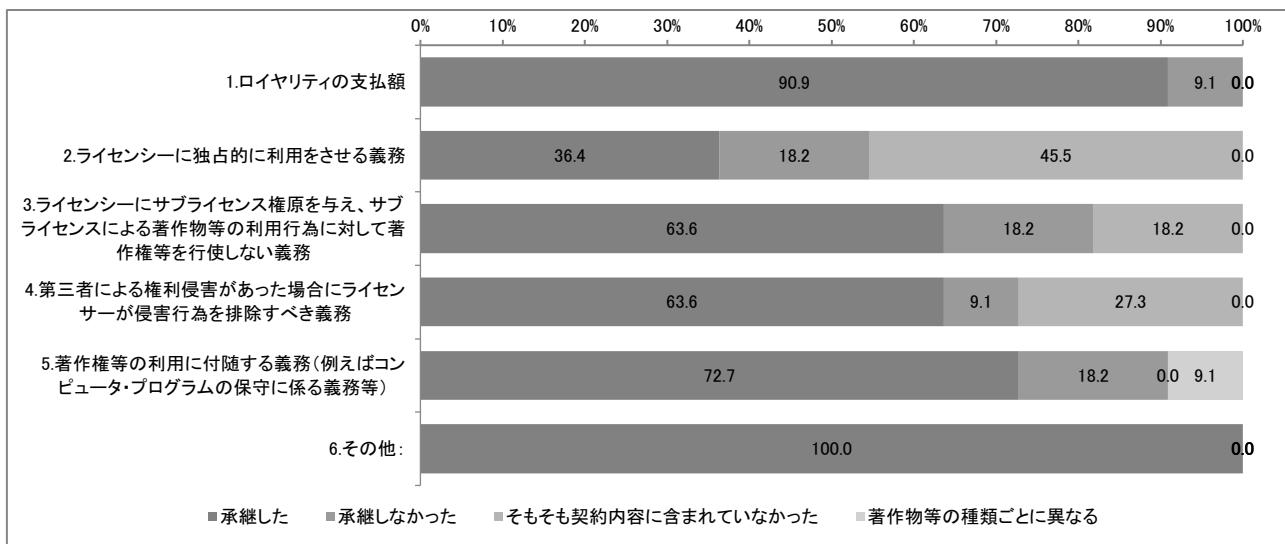
	n	む) 諸い的な意思表示を行つた場合的はしをに含許て極	許諾は行つていな思表示をした場合的にも許諾してし及意い（許諾しない旨のない場合を含む）
全体	32 100.0	31 96.9	1 3.1
1.文章・言語	4 100.0	4 100.0	0 0.0
2.音楽	3 100.0	3 100.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	1 100.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	1 100.0	1 100.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	1 100.0	0 0.0
7.映像	3 100.0	3 100.0	0 0.0
8.写真	1 100.0	1 100.0	0 0.0
9.プログラム	6 100.0	6 100.0	0 0.0
10.漫画	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	3 100.0	3 100.0	0 0.0
12.ゲーム	1 100.0	1 100.0	0 0.0
13.データベース	1 100.0	1 100.0	0 0.0
14.実演	2 100.0	2 100.0	0 0.0
15.レコード	4 100.0	3 75.0	1 25.0
16.放送番組に係る音又は映像	1 100.0	1 100.0	0 0.0
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(6) Q101.【「第三者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験があり、当該著作権等のライセンスにより既に行われている第三者の利用について、継続して許諾を行った」とお答えの方にお伺いします】

当該著作権等のライセンスについて、どのような内容の契約を承継しましたか。又は承継

しませんでしたか。（それぞれひとつだけ）

ア 回答



	n	承継した	承継しなかった	そもそも契約内容に含まれていなかった	著作物等の種類ごとに異なる
1.ロイヤリティの支払額	11 100.0	10 90.9	1 9.1	0 0.0	0 0.0
2.ライセンシーに独占的に利用をさせる義務	11 100.0	4 36.4	2 18.2	5 45.5	0 0.0
3.ライセンシーにサブライセンス権原を与える、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務	11 100.0	7 63.6	2 18.2	2 18.2	0 0.0
4.第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務	11 100.0	7 63.6	1 9.1	3 27.3	0 0.0
5.著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）	11 100.0	8 72.7	2 18.2	0 0.0	1 9.1
6.その他：	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

イ 「その他」の内容

「その他」の内容
○ 承継する場合は原則として全て承継する。

(7) Q102.【（ロイヤリティの支払額）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）

※ 回答無し。

(8) Q103.【（ライセンシーに独占的に利用をさせる義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）

※ 回答無し。

(9) Q104.【（ライセンサーにサブライセンス権原を与え、サブライセンスによる著作物等の利用行為に対して著作権等を行使しない義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）

※ 回答無し。

(10) Q105.【（第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）

※ 回答無し。

(11) Q106.【著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。（それぞれひとつだけ）

	n	承継した	承継しなかつた	な容になかつた	そもそも契約内
1.文章・言語	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
2.音楽	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4.美術（絵画、版画、彫刻など）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形（図表、図面、地図）	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
7.映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
8.写真	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
9.プログラム	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
10.漫画	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
11.キャラクター	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
12.ゲーム	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
13.データベース	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
14.実演	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
15.レコード	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16.放送番組に係る音又は映像	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	n	承継した	承継しなかつた	そもそも契約内に含まなかつた
17.その他の著作物等1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18.その他の著作物等2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19.その他の著作物等3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(12) Q107.【(その他の義務等)に対し「著作物等の種類ごとに異なる」とお答えの方にお伺いします】

著作物等の種類ごとに承継の有無等を御回答ください。(それぞれひとつだけ)

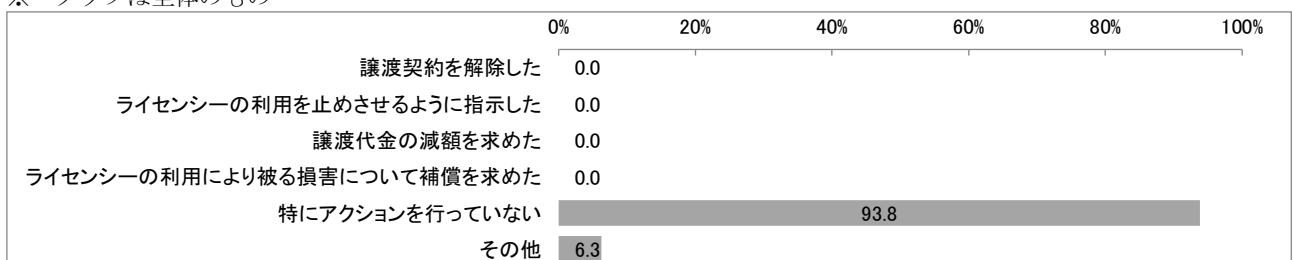
※ 回答無し

(13) Q108.【「他者にライセンスされている著作権等を譲り受けた経験がある」とお答えの著作物等についてお伺いします】

当該著作権等の譲渡人に対して何らかのアクションを行いましたか。(それぞれいくつでも)

ア 回答

※ グラフは全体のもの



	n	譲渡契約を解除した	ライセンサーの利用を止めさせた	譲渡代金の減額を求めた	ライセンサーの利用により被る損害について補償を求めた	特にアクションを行つたない	その他
全体	32 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	30 93.8	2 6.3
1.文章・言語	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0
2.音楽	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0
3.演劇・舞踊	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
4.美術(絵画、版画、彫刻など)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
5.建築	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
6.図形(図表、図面、地図)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

イ 「その他」の内容

「その他」の内容	
9.プログラム	<ul style="list-style-type: none">○ 意味がわからない。譲り受けた当社も当該他社にライセンスすることを継続しただけ。前の設問を誤解していたのかもしないが。○ 承継する場合は原則として全て承継する。事業譲渡の中で発生する場合が多く、もしネガティブな面が目立つば譲渡対価で調整することは有り得る。

6 その他

(1) ライセンス契約に係る制度に関し、例えば制度創設に際して配慮すべきこと、その他御意見等があれば自由に記述してください。

意見等
○ 不動産のような登録制度をもって、第三者対抗要件とする場合は、情報開示の問題が出てきます。このあたりの配慮が、かなり必要と思われます。
○ 現状、海賊版対策については、自らまたはライセンサーからの申し出により対応しているため、制度化する必要性について今ひとつイメージが沸きづらいように思う。（映像業界であるため、映像そのものの独占的利用を許諾するというケースが少ないことが原因と思う）
○ 基本となる著作権（＆著作者人格権）は自然権であり、完全な登録や管理はそもそも不可能ではないか？ その状態なので著作権の有無を事前に調査する事が困難な場合が多い事が、そもそも問題
○ ライセンス契約に係る精度は、ライセンサーにとって負担にならないようすべきだと思います。
○ ライセンサーは権利元として裁量が認められるべきで、許諾先に過ぎないライセンサーを優遇する制度は公平さに欠ける、また、ライセンサーに侵害対策等の過度の責任を課す虞が生じようと思う
○ 複製、公衆送信、上映等の出版物二次的利用に関する支分権を管理団体に委託する、あるいは独占的利用権者（出版権者）に委託させることに強制的に同意する制度。
○ ともかく、登録要件のある制度は賛成しない。
○ インターネット上の海賊版（著作権侵害）サイトは、複数の膨大な著作物が侵害されることが常態である。侵害するのは1者なのに、侵害の排除のために複数の権利者が結束して対抗することは困難かつ不合理。また、現在の海賊版サイトは巧妙かつ悪質で個人による権利行使は不可能なレベルにある。独占的ライセンサーへの差止請求権の付与の制度が実現すれば、出版社1社で、多数の侵害に対して権利行使が可能になり、非常に望ましい。というより、今後のネット海賊版への現実的な対応には必須の制度ではないかと考える。
○ 「この契約は独占的ライセンス契約であり、ライセンサーは第三者による侵害に直接差止等の対抗措置をとることができる」といった内容が契約書に明記されていれば第三者に対抗できるような制度になったら、気持ちが楽になります。作家等個人の「先生」からは会社として侵害行為を差し止めるよう要求される、ライセンサーの弱い立場としては。 また、独占的ライセンス契約によるライセンサーは、ライセンサーがかわっても同条件で引き続き独占的ライセンス契約を継続することができる、という制度になったら、少しは安心することができます。超人気キャラクターを擁し圧倒的に優位に立つライセンサー企業がかわるたびに契約条件がどんどん厳しくなっていくことを食い止めることができない弱小ライセンサーの立場としては。
○ ライセンサーの立場からすれば当然対抗が望ましい。
○ ライセンサーが利用することで著作物の価値が高まるので、ライセンサーに限らずライセンサーの権利保護にも十分な配慮をして欲しい。
○ 出版者には「出版権制度」があるが、出版界においても今後、著作物の利用形態が多様化し、国際的な展開も多くなることから、出版権とは別に、さまざまな事業内容に即した独占ライセンス契約を権利者と取り結ぶ必要が増すと考えられる。独占ライセンス契約が原権限の移動によっても安定し、不当な侵害への差止が可能になることは、コンテンツ産業全般に大きな好影響を与え、クールジャパンのさらなる推進に寄与することになる。
○ 使いやすい制度であること、正当な権利を主張する者の理解が違っていたとしてその当該者が取り下げないかぎり、本当に正当な権利を持つものが主張できないという事態を避けてもらいたいこと、制度が事業の実運用と矛盾していれば結果的には使えない制度になってしましますので、実際の事業者の侵害対策の実態を予め精査されることを望みます。
○ 著作権等譲渡時等におえるライセンサーの権利に対抗力がないこと、独占的ライセンサーに差止請求権がないこと、ともに問題だと思います。（ただ、著作権者等が破産した場合、双方未履行なのであれば契約解除は仕方ないよう思います。） 著作権全般に関しては、インターネット時代の仕組み、例えば Creative Commons のようなものがうまく制度にも組み込まれて欲しいです。
○ 合理的な範囲で戸籍情報（人）のような制度があればいいのですが
○ コンピュータ・ソフトウェアにおいても、いろいろなタイプのライセンス形態がメーカー・ベンダー毎に存在しますので、規定できなくとも、取引契約としてのガイドライン等を示していただきたく、お願いたいします。 昨今は、保守とソフトウェアライセンスが一体の契約、ライセンス購入にあたり、約款主体で代理店からの購入となるため、条件交渉が難しいソフトウェア、また、対抗制度があったとしても、その後の保守（技術情報の提供）が支障なく行えるかどうかなど課題が多いと認識しています。
○ 制度は必要であるが、登録制度は実務を煩雑にするため、原則望ましくない。もし登録制度になるのであれば、（1）登録が簡便に安価にできること、（2）経営状態が悪くなつてからの登録が否認の対象とならないこと、が望ましい。
○ 譲渡を基本とするならば、フランス的な期限譲渡を法で定める形にしないと普及しないと考えます。独占許諾だけで、被許諾者に損害賠償請求権、差し止め請求権を発生させられるのがもっともリーズナブルだと考えます。日本的な設定出版権は二度手間であると同時に世界的な常識にも逆行していると考えます。

著作物等のライセンス契約に関する ヒアリング調査

ヒアリング調査資料集

1 質問事項等（ヒアリング先に事前提供）

○ 調査研究の趣旨	1
○ 質問事項【事業者、事業者団体向け】	3
○ 質問事項【著作権等管理事業者向け（委任型）】	6
○ 質問事項【著作権等管理事業者向け（信託型）】	8
○ 質問事項【有識者向け】	10

2 ヒアリングメモ

(1) 事業者・事業者団体

※は著作権等管理事業者でもある。

○ IT 関係事業者 A（平成 30 年 3 月 1 日実施）	11
○ IT 関係事業者 B（平成 30 年 3 月 7 日実施）（事業者の希望によりメモは非公開）	
○ IT 関係事業者 C（平成 30 年 3 月 12 日実施）	14
○ 特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会（平成 30 年 1 月 11 日実施）	16
○ 一般社団法人情報サービス産業協会（平成 30 年 3 月 14 日実施）	20
○ 一般社団法人日本音楽出版社協会（平成 30 年 1 月 29 日実施）	23
○ 公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会（平成 30 年 1 月 26 日実施）	25
○ 一般社団法人日本雑誌協会（平成 30 年 3 月 1 日実施）	28
○ 一般社団法人日本写真著作権協会（平成 29 年 12 月 13 日実施）	32
○ 一般社団法人日本書籍出版協会（平成 30 年 3 月 5 日実施）	35
○ 一般社団法人日本知的財産協会（平成 30 年 3 月 9 日実施）	39
○ 一般社団法人日本美術家連盟（平成 30 年 1 月 18 日実施） ※	43
○ 公益社団法人日本文藝家協会（平成 30 年 1 月 24 日実施） ※	48
○ 公益社団法人日本漫画家協会（平成 30 年 2 月 2 日実施）	51
○ 一般社団法人日本レコード協会（平成 30 年 1 月 17 日実施） ※	55
○ 放送事業者 A、放送事業者関連会社 A、B（平成 30 年 2 月 21 日実施）	59
○ 放送事業者 B、放送事業者 C（平成 30 年 3 月 13 日実施）	63
○ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（平成 30 年 3 月 8 日実施）	66

(2) 著作権等管理事業者

○ 一般社団法人出版物貸与権管理センター（平成 30 年 1 月 25 日実施）	69
○ 一般社団法人日本音楽著作権協会（平成 30 年 3 月 2 日実施）	72
○ 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（平成 29 年 12 月 18 日実施）	76
○ 公益社団法人日本複製権センター（平成 29 年 12 月 13 日実施）	78

(3) 有識者

○ 福井健策弁護士（平成 29 年 12 月 19 日実施）	80
--------------------------------	----

(4) 法改正要望団体

○ 東京都行政書士会（平成 29 年 12 月 28 日実施）	87
○ 日本弁理士会（平成 30 年 1 月 10 日実施）	90

(5) 行政機関

○ 東京税関（平成 30 年 1 月 19 日実施）	96
----------------------------	----

文化庁委託事業
著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究

一般財団法人ソフトウェア情報センター

1 調査研究の目的

著作物等の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンサー）は、著作権等が第三者に譲渡された場合、著作権等の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がない。また、利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がないため、著作権者等（ライセンサー）が破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンサーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがある。

また、現行著作権法上、産業財産権における専用実施権・専用使用権のような物権的な利用権が出版権以外に存在しないため、ライセンサーには差止請求権が付与されておらず、独占的な利用に対する期待を有するライセンサーが、第三者が無断で当該著作物を利用している場合にライセンサー自ら当該利用行為を差し止めることが困難な状況にあるとされる。

本調査研究では、文化庁からの委託を受け、著作物の利用に関するライセンス契約の実態や諸外国における関係制度について基礎調査を実施するとともに、それらを踏まえた他の関係法令との整合性を含む論点について整理を行い、上記課題に係る今後の検討に資する成果物を作成することを目的とする。

2 実施期間

2017年11月10日～2018年3月30日（文化庁と当財団との契約期間）

3 調査方法

(1) 事業者等に対するアンケート及びヒアリング

著作権のライセンスに関する事業者等に対して広くアンケート調査及びヒアリングを実施し、新たなライセンサー保護制度の導入に対するニーズ、導入による影響、実務の状況等を調査し、検討委員会における議論の参考とする（文化庁及び当財団により実施。）。

(2) 検討委員会における検討

有識者10名程度から成る検討委員会（文化庁担当官も参加）を設置し、「利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入」及び「独占的ライセンサーへの差止請求権の付与」の二つの課題につき、本調査研究の目的を達成するために必要な法的分析、外国法制の調査等を行う（下記ア及びイ参照。）。

検討委員会は、2017年11月から2018年3月までの間に、5回程度開催することを予定する。

検討委員会委員の中から、検討すべき論点を調査分析して検討委員会の場で御報告いただく委員を複数選定し、当該委員から御報告いただいた内容を検討委員会でさらに議論して分析を深める。また、委員会で報告をいただいた委員には、報告書原稿を執筆いただき、執筆いただいた原稿は事務局において報告書として取りまとめ、成果物とする。

※ 参考：検討委員会委員一覧（2017年12月1日現在）（五十音順、敬称略）

石新 智規（西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業弁護士）

井奈波朋子（龍村法律事務所弁護士）

今村 哲也（明治大学明治大学情報コミュニケーション学部准教授）

小川 憲久（紀尾井坂テーミス綜合法律事務所弁護士）

奥畠 弘司（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

水津 太郎（慶應義塾大学法学部教授）
曾野 裕夫（北海道大学大学院法学研究科教授）
龍村 全（龍村法律事務所弁護士）
松尾 剛行（桃尾・松尾・難波法律事務所弁護士）
松田 俊治（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
横山 久芳（学習院大学法学部教授）

ア 利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入

以下の①～③の調査・分析を踏まえて、利用許諾に係る権利に対抗力を与えることに対するニーズの有無、利用許諾に係る権利に対抗力を与えることによる社会的影響、利用許諾に係る権利に対抗力を与えることの現行制度との整合性、対抗制度を導入する場合の制度の在り方（対抗要件の要否、契約の承継の有無等）等の論点ごとに検討を行い、利用許諾に係る権利の対抗制度に関する論点の整理を行う。

① ライセンス契約の実態

— 著作物等の利用が行われている各分野（音楽、映像、出版、放送、ゲーム、ソフトウェア、マーチャンダイジング等）における、ライセンス契約の実態、著作権等譲渡契約の実態、ライセンサーが破産・倒産した際の対応、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度がないことにより支障が生じている場面の有無、著作権等の譲受人の不利益その他の対抗制度を整備した場合の影響、対抗制度を導入する場合に関係者が望む制度の在り方（対抗要件の要否、契約の承継の有無等）等について、当該分野における企業・団体等を広く対象とした調査を行う。

② 諸外国における関係制度

— 我が国の企業等が渉外ライセンスを契約する機会の多い諸外国において、どのような制度的対応がなされているかについて調査・分析を行う。

③ 他の法令との整合性—民法、特許法等の他の関係法令との整合性について、法学的見地から調査・分析を行う。

イ 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

以下の①～③の調査・分析を踏まえて、独占的ライセンサーへ差止請求権を付与することに対するニーズの有無、独占的ライセンサーへ差止請求権を付与することによる社会的な影響、独占的ライセンサーへ差止請求権を付与することの現行制度との整合性、債権者代位権の行使による対応の可能性、独占的ライセンサーに差止請求権を付与する場合の要件・制度の在り方等の論点ごとに検討を行い、独占的ライセンサーへの差止請求権の付与に関する論点の整理を行う。

① 独占的ライセンス契約の実態

— 著作物等の利用が行われている各分野（音楽、映像、出版、放送、ゲーム、ソフトウェア、マーチャンダイジング等）における、独占的ライセンス契約の実態、独占的ライセンサーへの差止請求権が付与されていないことにより支障が生じている場面の有無、独占的ライセンサーへ差止請求権を付与した場合の影響、独占的ライセンサーに差止請求権の行使を認める場合に関係者が望む要件・制度の在り方等について、当該分野における企業・団体等を広く対象とした調査を行う。

② 諸外国における関係制度—我が国の企業等が渉外ライセンスを契約する機会の多い諸外国において、どのような制度的対応がなされているかについて調査・分析を行う。

③ 他の法令との整合性—民法、特許法等の他の関係法令との整合性について、法学的見地から調査・分析を行う。

以上

文化庁委託事業
著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究

お伺いしたい事項
(業界の現状や新制度による業界への影響等について)

第1 問題の所在

1 著作権等譲渡時等におけるライセンサーの対抗力がないこと

- 著作物等の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンサー）は、著作権等が第三者に譲渡された場合、著作権等の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がありません。
- また、利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がないため、著作権者等（ライセンサー）が破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンサーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがあります。
- そのため、現在の法制度上、上記のような場合において、ライセンサーは、ライセンスの対象となる著作物等の利用継続ができなくなり、当該ライセンスを前提とした事業を中止せざるを得なくなるなど、ライセンサーの地位が不安定となっているのではないか、と考えられています。

図1 著作権等が第三者に譲渡された場合

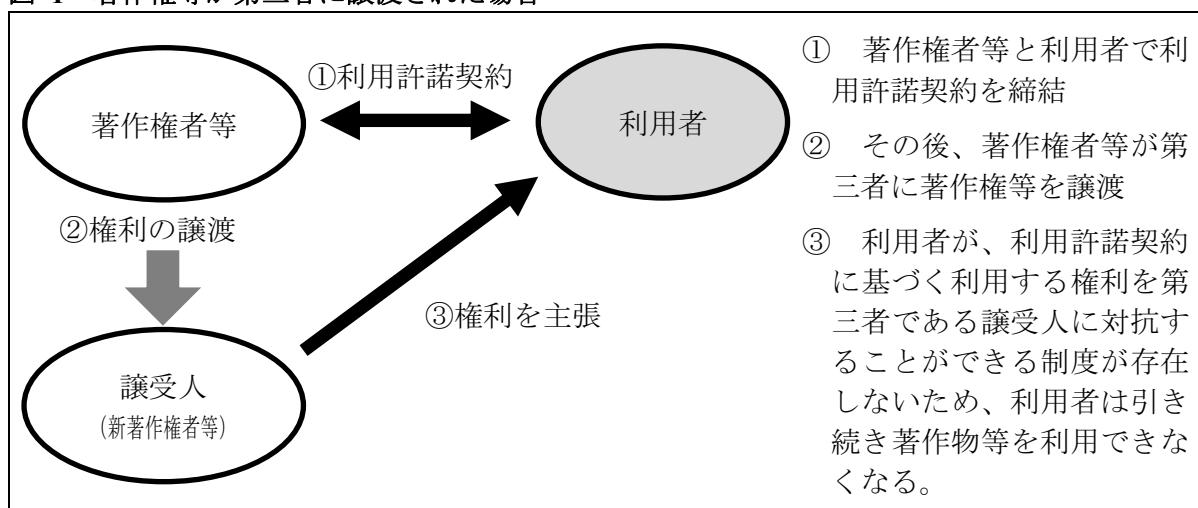
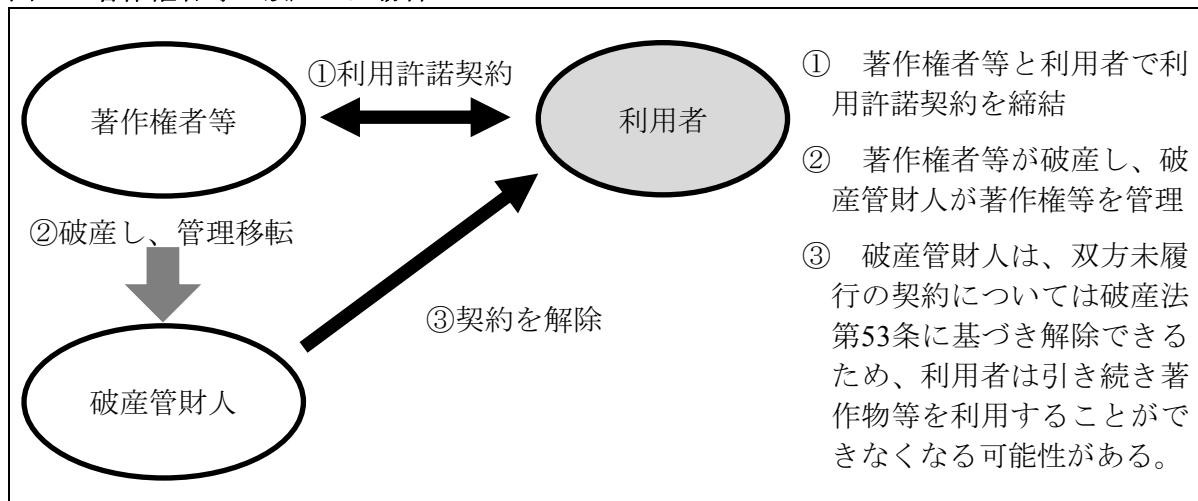


図2 著作権者等が破産した場合

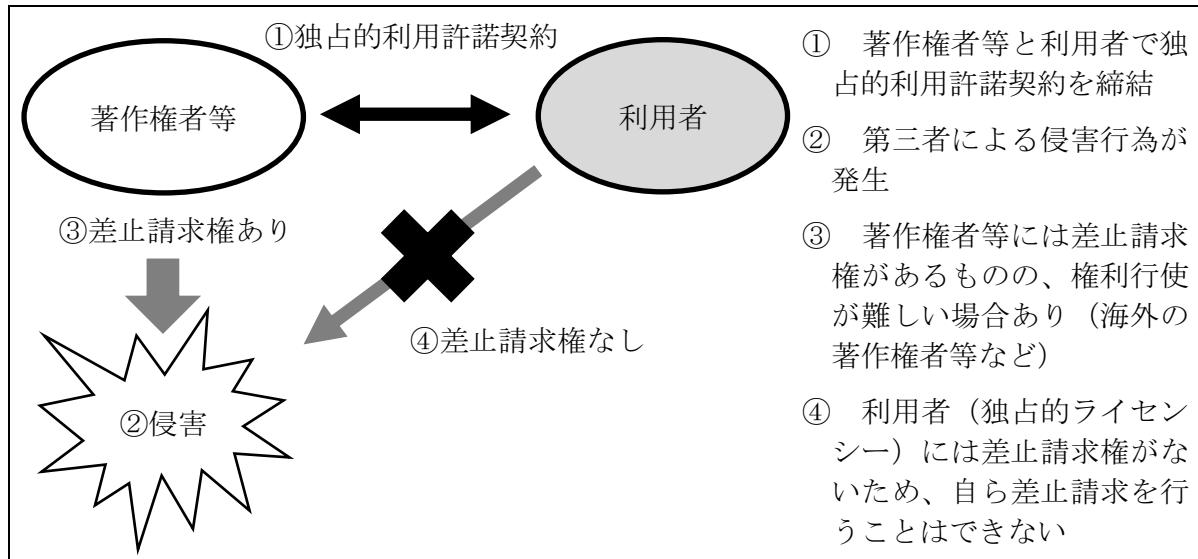


※ 図は文化審議会著作権分科会報告書（平成16年1月）23頁を参考に作成。

2 独占的ライセンシーに差止請求権がないこと

- 現行著作権法上、産業財産権における専用実施権・専用使用権のような物権的な利用権が出版権以外に存在しないため、ライセンシーには差止請求権が付与されておらず、独占的な利用に対する期待を有するライセンシーが、第三者が無断で当該著作物等を利用している場合に、ライセンシー自ら当該利用行為を差し止めることが困難な状況にあるとされています。

図 3 独占的ライセンシーによる差止請求



第2 お伺いしたい事項

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

(1) ライセンス契約の実態について

- ① どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いですか。
- ② ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度ありますか。
- ③ 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っていますか。

(2) ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- ① 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はありますか。
- ② 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はありますか。
- ③ 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じていますか。

(3) ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- ① 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えますか。
- ② 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できる制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられますか。

例：ア) 利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度

- イ) 利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度
- ウ) 利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度

- ③ 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えますか

- ④ 著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられますか。

例：ロイヤリティの支払額、ライセンサーに独占的に著作物等の利用をさせる義務、ライセンサーにサブライセンス権原を与える義務、第三者による権利侵害があった場合にライセンサーが侵害行為を排除すべき義務、著作権等の利用に付随する義務（例えばコンピュータ・プログラムの保守に係る義務等）

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- ① 独占的ライセンス契約はどの程度用いられていますか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いですか。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- ① 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしていますか。
- ② 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約ではどのような定めが置かれることが多いですか。

(3) 独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- ① 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンサーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思いますか。

文化庁委託事業
著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究

お伺いしたい事項
(著作権等管理事業者の方)

第1 問題の所在

- 著作物等の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権等が第三者に譲渡された場合、著作権等の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がありません。
- また、利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がないため、著作権者等（ライセンサー）が破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンシーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがあります。
- そのため、現在の法制度上、上記のような場合において、ライセンシーは、ライセンスの対象となる著作物等の利用継続ができなくなり、当該ライセンスを前提とした事業を中止せざるを得なくなるなど、ライセンシーの地位が不安定となっているのではないか、と考えられています。

図1 著作物等が第三者に譲渡された場合

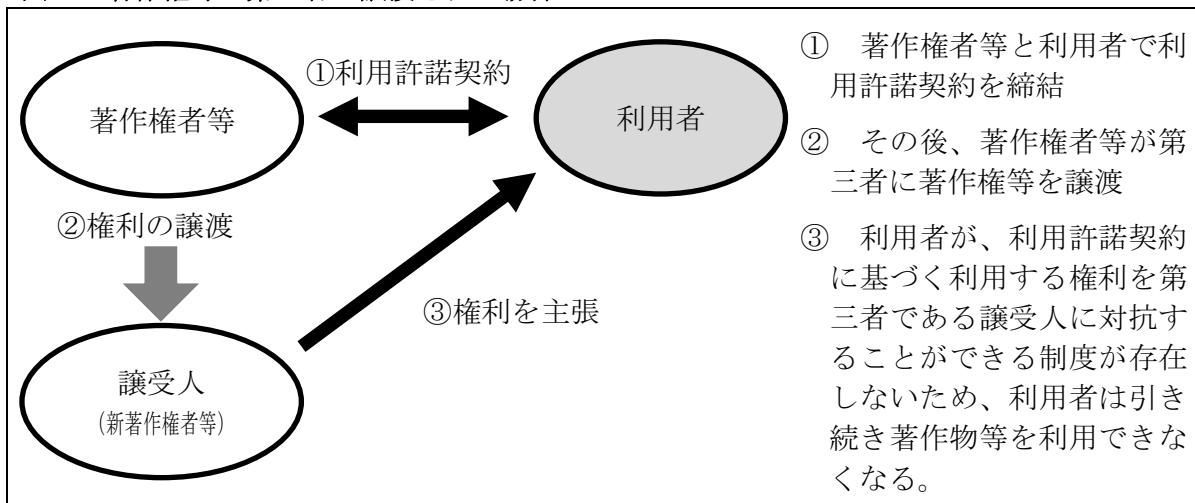
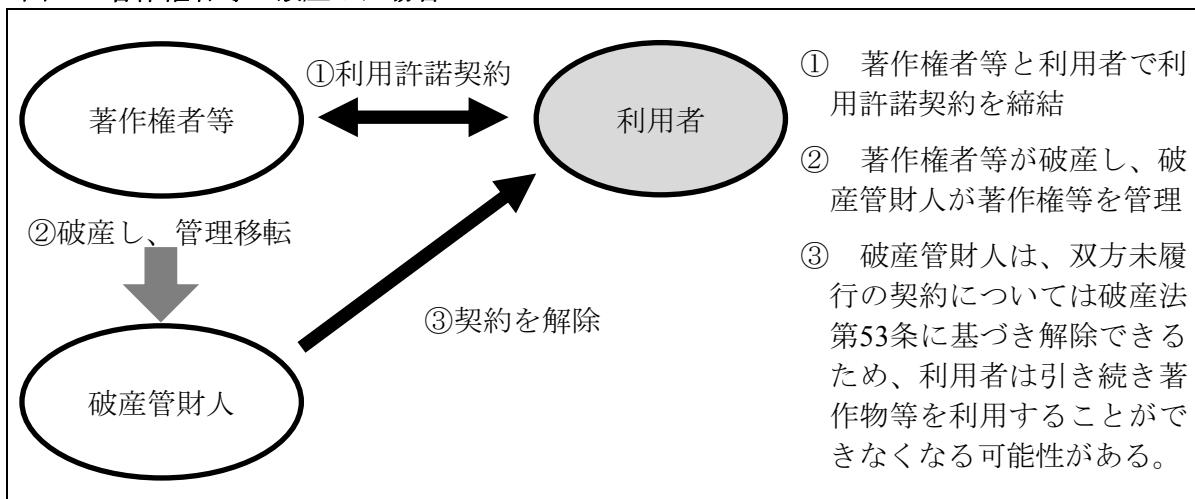


図2 著作物等が破産した場合



※ 図は文化審議会著作権分科会報告書（平成16年1月）23頁を参考に作成。

第2 お伺いしたい事項

1 管理対象著作物等の移転について

- (1) これまで管理委託契約対象著作権等が譲渡等により移転された経験はありますか。
- (2) 【(1)であるとされた場合について】管理委託契約対象著作権等の移転後、管理委託対象著作権等の利用は継続できましたか。
- (3) 【(2)で利用が継続できなかった場合について】利用者側からクレームがあるなど何らかの問題は生じましたか。
- (4) 管理委託契約対象著作権等が移転されることに備えて、どのような対策を講じていますか。
- (5) 貴法人の管理委託契約は、「委任契約」とされておりますが、「信託契約」としていない背景をご教示ください。

2 委託者の破産について

- (1) これまで委託者が破産した経験はありますか。
- (2) 【(1)であるとされた場合について】破産後、管理委託対象著作物等の利用は継続できましたか。
- (3) 委託者の破産に備えて、何か対策を講じていますか。

3 利用許諾の権利の対抗制度について

- (1) 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入された場合に、管理事業にどのような影響があると考えられますか。
- (2) 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられますか。

例：① 利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度

- ② 利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度
- ③ 利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度

- (3) 管理委託契約対象著作権等が移転された場合に、新著作権者等と利用者との間には、旧著作権者等と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えますか。

文化庁委託事業
著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究

お伺いしたい事項
(著作権等管理事業者の方)

第1 問題の所在

- 著作物等の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権等が第三者に譲渡された場合、著作権等の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がありません。
- また、利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段がないため、著作権者等（ライセンサー）が破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンシーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがあります。
- そのため、現在の法制度上、上記のような場合において、ライセンシーは、ライセンスの対象となる著作物等の利用継続ができなくなり、当該ライセンスを前提とした事業を中止せざるを得なくなるなど、ライセンシーの地位が不安定となっているのではないか、と考えられています。

図1 著作物等が第三者に譲渡された場合

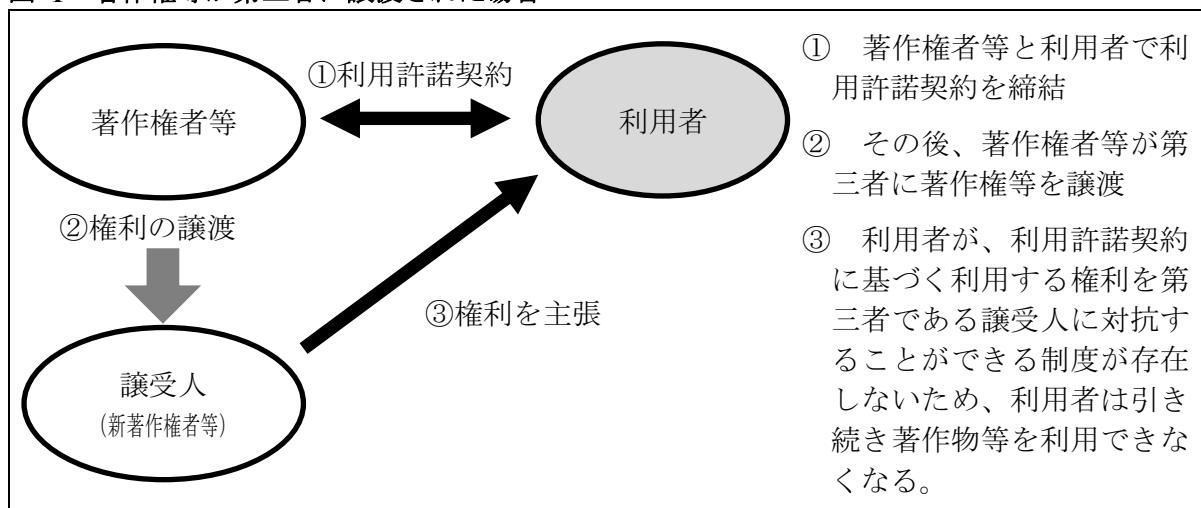
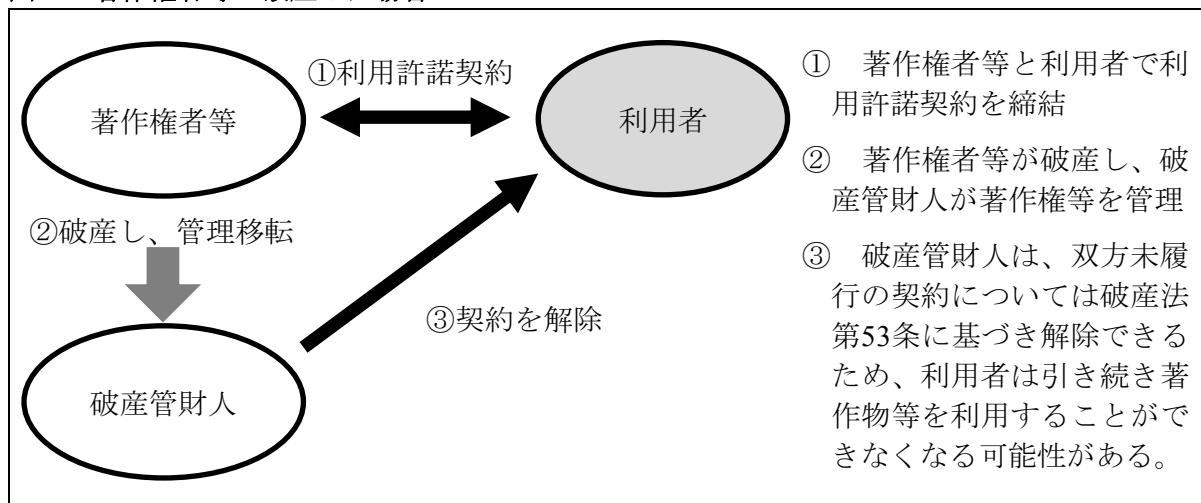


図2 著作物等が破産した場合



※ 図は文化審議会著作権分科会報告書（平成16年1月）23頁を参考に作成。

第2 お伺いしたい事項

1 管理対象著作権の登録について

- (1) 管理対象著作権の信託譲渡について譲渡登録をしていますか。
- (2) 【(1)で譲渡登録をしていない場合について】譲渡登録をしていないのはどのような理由からですか。
- (3) 【(1)で譲渡登録をしていない場合について】譲渡登録をしていなかったことにより問題が生じた事例はありますか。

2 信託譲渡前の利用許諾について

- (1) 管理対象著作権について、信託譲渡前に第三者に利用許諾がされているか否かを確認しますか。
- (2) 管理対象著作権について、信託譲渡前に第三者に利用許諾がされていたことによりクレームなどの紛争・問題が生じた事例などはありますか。

3 委託者の破産について

- (1) これまで委託者が破産した経験はありますか。
- (2) 【(1)であるとされた場合について】委託者の破産に関連して何か著作物の利用に問題が生じたことがありましたか。

4 利用許諾の権利の対抗制度について

- (1) 著作権等が移転されても利用許諾契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入された場合に、貴団体の管理事業にどのような影響があると考えられますか。
- (2) 著作権等が移転されても利用許諾契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられますか。

例：① 利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度

② 利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度

③ 利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度

- (3) 著作権等が移転された場合に、新著作権者等と利用者との間には、旧著作権者等と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えますか。

お伺いしたい事項

1. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

(1) 対抗制度導入の必要性について

- 著作権等の譲渡によりライセンサーの事業継続に支障が生じた事案の有無
- 著作権者等の破産によりライセンサーの事業継続に支障が生じた事案の有無
- 著作権等の譲渡・著作権者等の破産に備えて現在講じられている対策について
- 著作権者等（ライセンサー）から見て著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度が導入されるごとにメリットがあるか
- ライセンス契約に代えて行われる一部譲渡の実態・問題点
- 対抗制度の導入が必要と思われる分野・著作物等の種類

(2) 対抗制度の在り方について

- 著作権等譲渡契約の際にライセンスの有無の確認はどの程度行われているか
- 対抗要件について（当然対抗とするか、対抗要件（登録、契約書面等）を必要とするか）

(3) 契約の承継について

- 対抗制度の導入に伴い、契約も承継される制度とすべきか。
- 契約を承継する場合・承継しない場合にそれぞれ支障が生じる場面としてどのようなものが考えられるか

(4) その他

- 著作権等管理事業への影響の有無
- サブライセンス契約に与える影響の有無
- 対象著作物等の種類をプログラムの著作物等に限定することは考えられるか

2. 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与について

(1) 差止請求権付与の必要性について

- 独占的ライセンスの利用状況
- ライセンサーの協力を得られず独占的ライセンサーが被害を被った事例の有無
- 現在の独占的ライセンサーによる対応の状況
- 債権者代位による対応の問題点・限界（ライセンサーが、ライセンス契約上侵害排除義務を負う場合がどの程度あるのか）
- 著作権者等（ライセンサー）から見て独占的ライセンサーに差止請求権を付与することにメリットがあるか
- 差止請求権付与が必要と思われる分野・著作物等の種類

(2) 独占的ライセンサーに差止請求権を付与する場合の制度の在り方について

- どのような要件で差止請求を認めるべきか（登録等の公示の要否、著作権者等の意思に反しないことなど）
- 「独占的利用権」のような権利を法定することが望ましいか

IT 関係事業者 A ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 3 月 1 日（木） 10:00～11:00

先 方：IT 関係事業者 A

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- ライセンサーとしては、典型的には、Microsoft Office のような製品をエンドユーザーとして使う場合である。ほかには、ディストリビューターとして PC や ATM 等の製品に他者のソフトウェアを導入して提供することもある。
- ライセンサーとしては、当社で内製したソフトウェア製品を提供する場合や、客から開発委託を受けたソフトウェア製品を提供することもある。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 開発委託の場合、譲渡を強制される場面も多々ある。譲渡は、全部譲渡の場合もあれば、新規開発部分のみの譲渡する場合、顧客専用に開発した部分など、限定した形で譲渡することもある。
- 他者にライセンスをしている著作権を譲渡した経験はあるか。
- 事業譲渡に伴う譲渡として他者にライセンスをしている著作権を譲渡したことがある。著作権を単体で譲渡することは、先ほど述べた開発委託を受けた場合の譲渡以外はあまりないと思う。
- 著作権等の譲渡を受けることはどの程度あるか。
- 最近は社内で開発するよりも外部に開発を委託することが多いので、開発委託した成果物に係る著作権の譲渡を受けることがある。
- 他者にライセンスされた著作権についても譲渡を受けたことはあるか。
- 単体の著作権譲渡ではないが、事業譲渡に伴い著作権の譲渡も受けたことはある。
- 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- 著作権登録制度創設から 10 年ほどは著作権譲渡登録をしていたが、手数料の負担や手続きに手間がかかることなどのため、最近は行っていない。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- 事業譲渡等によりライセンサーが変わることは結構あるが、同じ条件でライセンスが継続されたり新たなポリシーの下でライセンスが行われたりしており、問題が生じたという話は聞かない。
- 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- ライセンサーが倒産したことはある。ライセンサーの破産時に破産管財人の元に赴いて、交渉の上でソースコードを持ち出したこともあったと聞いている。
- ライセンサーに信用不安があるという話が出てきたら、場合によっては事業自体も含め買い取るなどの対応をする。あるいは、通常のライセンス契約からソースコードライセンスに切り替えてソースコードを確保することもある。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- 第三者への譲渡を禁止する条項を入れることにより対応している。何も入れないということはほぼなく、譲渡禁止を拒否されたら、より緩やかな形で、例えば譲渡の際には優先

的に交渉することを義務付けるなど何かしら契約条項を入れるようにしている。

- 破産の備えについては、エスクロウ契約を締結することにより対策を講じる場合もある。

(3) ライセンシーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 登録などの面倒なことが要件にならないのであれば、第三者に対抗できてライセンスが維持できた方が良いと思っている。特に、最近は数多くのソフトウェアを組み合わせて顧客に納品しているので、そのうちの一つが使えなくなってしまうと顧客との関係で問題になることが考えられるし、事業に影響が出ることが不安に感じられるので、安心感が得られるのであれば制度があった方がうれしい。
- ライセンスを受けるのではなく譲渡を受けることも考えられるが、譲渡を受けるのは難しいか。
- 価格見合いである。ただ、結局のところ、ソフトウェアはそのソフトウェアを理解する技術者によるメンテナンスが必要になるから、譲渡を受けても自分ではメンテナンスをすることが難しい場合がある。譲渡を受けるなら技術者も含めて確保する必要があるが、なかなかそうもいかない。また、小さなシステム開発会社では、ソフトウェアの知的財産権が重要な資産となるため、それを譲渡してくれる例は極めて少ない。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- 当然対抗制度が一番望ましい。ソフトウェアのように外からは見えないところで使っている場合も多く、何とも立証がしにくいと思われるので、悪意者対抗制度は望ましいとは思わない。また、ソフトウェアを内部だけで利用している場合のように、外からはわかりにくいものもあるから、事業実施対抗制度もあまり望ましいとは思わない。登録対抗制度は、登録の手続等が煩雑なので望ましくない。
- 著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。
- 基本的には承継すべきと思う。ただ、コンピュータ・プログラムの保守や修理に係る条項など、実際にメンテナンスを行う人がいなければ出来ないということになると、承継すべきとは限らないこととなると思う。
- また、譲受人の立場からすると、譲り受けた権利をもとに事業を実施することに支障が生じることが考えられるので、独占条項は承継すべきではないと感じる。
- サブライセンサーもライセンサーと同様に対抗できるようにすべきかどうか、また、サブライセンス権限について承継させるべきかどうか、といった点はどのように考えられるか。そもそもサブライセンス契約というのは実際どのような考え方により契約が行われているのか。
- サブライセンス権限に係る契約条項としては、マスターライセンサーの利用範囲内でサブライセンサーの利用が認められることとするものや、マスターライセンサーが破産等により利用出来なくなった場合にはサブライセンサーの利用も行えなくなるというようなものなどが用いられていると思う。他にも、マスターライセンサーに何かあった場合には、サブライセンサーにマスターライセンサーとしての地位を代わって与えるという契約も見たことがある。
- 弊社はサブライセンスを受けて利用を行うこともあることから、対抗制度でライセンシーと同じくサブライセンサーも対抗できるようになる方が望ましいと考える。また、ライセンスに基づく利用できる権利が対抗できたとしてもサブライセンス権限がなければ、事業実施の継続が危うくなってしまうような場合も考えられるため、対抗制度が無意味化してしまいかねない。実際に弊社でも、自社でも利用しつつ、自社製品に組み込んで他者

にライセンスを行って販売しているようなケースもある。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。
- 独占的ライセンスが用いられている場面はほとんどなく、非独占のものが多い。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例はあるか。
- 海賊版が出されたという経験はない。
- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- 独占・非独占の別を問わず、契約慣行で侵害排除義務に係る条項が置かれていることが多い。ただ、抵抗する人もいるので、そういう場合には条件を限定するなどして入れることとしている。ライセンサーとしては、仮に侵害物が出回った場合に困ってしまうので侵害排除を義務付けたいと思っている。

(3) 独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンサーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- 基本的には権利者に対応していただければ良い話であり、権利者であるか否かがよく分からない者から訴えられても困惑するのではないかとも思うので、バランスが難しいところはある。とはいっても、弊社はコンシューマー向けの製品をあまり作っておらず海賊版対策という話にはならないところではある。

以上

IT 関係事業者 C ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 3 月 12 日（月） 14:00～15:15

先 方：IT 関係事業者 C

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- 最近はライセンサーとしての立場になることが多いが、ライセンサーの立場になることもある。

ライセンサーとなる場合、事業のスピードアップとコストを重視して、既存のソフトウェアをそのままもしくは一部カスタマイズした形でライセンスを受けることが多い。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 既存のソフトウェアを改良してもらった場合に、改良部分については譲渡を受けることがある。また、委託をして当社のために開発してもらったソフトウェアについては譲渡を受けることがある。当社が提供するサービスのキー技術となるソフトウェアコンポーネントを会社ごと買収することはあったし、今後もあると思われる。
- 既存のソフトウェアの一部のカスタマイズを委託した場合における当該カスタマイズ部分の著作権については譲渡を受けることがあると思う。
- 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- 登録は行っていない。問題が生じる事例が多くないため登録のメリットがあまり感じられないことがその理由である。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことや、著作権者等が破産したことにより、問題が生じた事例はあるか。
- 海外の事業者からソフトウェアのライセンスを受けてビジネスを提供していたところ、当該事業者が倒産し、別の事業者がソフトウェアの著作権等を譲り受けた。既に破産した事業者に前払いのライセンス料を支払っていたが、譲り受けた会社からライセンス料を要求されたので、利用を継続するために支払わざるを得なかつた。同じようなケースが 2 件あった。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- ライセンサーの破産に関しては、取引相手の信用調査を慎重に行って、懸念のある会社とは取引しないようにしている。また、取引に入った後の信用状況の変化等をいかに早いタイミングでキャッチするかが実務的には重要である。さらに、いざというときにはソースコードを入手して改変することができる権利を契約上合意しておくこともあるし、エスクロウ契約を締結することもある。

著作権の譲渡を禁止するであるとか、譲渡前にライセンサーの承諾が必要だといった契約条項は、そもそもそうした条項を入れて問題がないかどうかということもあり、入れることはあまりない。

（3）ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 契約上の対処では限界があるため、常にリスクを抱えている状態でビジネスをしている

というのが現状。ライセンシーはライセンスに基づいて行うビジネスに投資しているので、その投資保護の観点から是非対抗制度の導入してほしい。その際には、国際的な取引にも対抗制度が適用されるよう検討いただきたい。

- これまで譲渡がされてしまうと、弱い立場になってしまい、何とか利用を継続してもらえるよう交渉するしかなかったが、制度が導入されると交渉上の立場が良くなることが期待できる。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- できるだけ簡便な方法が望ましい。

悪意者対抗制度は現実的ではないと思われる。譲渡人と譲受人との間でどのような情報のやりとりがあったかはライセンシーからはうかがい知ることができず、立証は困難である。また、通常、ソフトウェアに関してはどのソフトウェアを使っているか、どの会社とライセンス契約を締結しているかというのは秘密情報であり、外形的に明らかになることがほとんどないので、悪意を立証するというのは現実的ではない。

- 事業実施対抗制度についてはどうか。
- 開発期間やテスト期間が必要となるので、契約後1年、あるいはそれ以上経過してから製品化されることが通常であり、その間保護されないというのでは困る。事業実施対抗制度は、契約書さえ提示すれば対抗できるなど、証明の仕方をいくつかの選択肢の中から選べるならば、そのうちの選択肢の一つにはなってもいいと思う。
- 著作権の譲渡を受ける際に、第三者にライセンスしていないことを確認するなどしているか。
- 著作権等の譲渡に当たっては、一般的に第三者にライセンスをしていないことを譲渡人に確認し、表明保証してもらっている。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。また、著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。
- ライセンシーの立場としては、基本的には同じ条件が承継されるのが良い。
- 譲受人が承継したとしても履行できない可能性がある義務としてはどのようなものと考えられるか。
- 保守、修理、サポート、カスタマイズなどが考えられる。ソフトウェアは極めて機能的な商品で、技術の提供があって始めて成り立つという特殊性があって、場合によって譲受人に承継されるのが酷と思われる義務もあり得る。しかし、ライセンシー保護の観点からは、本来はそうした部分も承継されるべきとも考えられる。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与 (独占的ライセンスの実態がなく、聴取省略)

以上

特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会 ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 1 月 11 日（木） 16:00～17:20

場 所：インディペンデント・レコード協会会議室（目黒区下目黒 2-23-8）

先 方：理事長 長野文夫氏（株式会社ヴィヴィド・サウンド・コーポレーション代表）
事務局 米満ゆか氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。
(○先方 ●当方)

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

(1) ライセンス契約の実態について

● どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。レコード業界においては一般的に譲渡契約が用いられていると認識しているが、ライセンス契約によることはあるか。

○ ライセンス契約がある。最も多いのが原盤使用許諾契約である。他人が原盤権を保有している場合には原盤使用許諾契約が必要となる。

● ここでいう原盤権にはレコード製作者の権利のことで、実演家の権利は含まれていないという理解でよいか。

○ レコード製作者の権利のみである。

● 原盤権について、譲渡を受ける場合と自ら製作する場合とでは、いずれが多いか。

○ ヴィヴィド・サウンド・コーポレーション（以下「ヴィヴィド・サウンド」という。）では、自ら製作する場合が多い。ただし、譲渡を受けることもある。ヴィヴィド・サウンドはレコード製作者であるレーベルから原盤を取得するタイプのレコード会社で、ヴィヴィド・サウンドを含め 4 社から 5 社程度がこのタイプである。大半のインディーズレコード会社は、2 年から 3 年間の原盤使用許諾契約とするのではないか。

原盤使用許諾契約を締結するのはインディーズレーベルに限らない。メジャー・レーベルがインディーズレーベルから原盤を借りる場合もあるし、その逆もある。

● レーベルからレコード会社が利用許諾を受けて CD をリリースするということだが、ライセンスに基づくビジネスをしているレコード会社は多いということか。

○ 然り。メジャー、インディーズにかかわらず、原盤使用許諾契約に基づくビジネスをしているレコード会社は多々ある。

● 4 社から 5 社程度は原盤の譲渡を受けているということだが、それはどのような理由からか。

○ 譲渡する側の理由としては、ライセンスよりも譲渡の方が対価が高くなるから、ということがある。

譲渡を受ける側の理由としては、ライセンスの場合は期間が設定されて、期間終了後には権利主張ができないのに対して、譲渡を受ければ自社の資産となる、ということがある。

譲渡とするかライセンスとするかは、ケースバイケースの判断である。

● 原盤の譲渡を受ける場合、全ての権利の譲渡を受けるのか。

○ レコード製作者の権利の全部を譲り受ける。全部譲渡を受けないと自由に動けなくなってしまうから。

● 期間を区切っての一部譲渡を受けることはあるか。

○ まずない。

● 実演家の権利についてはどうか。

○ 実演家の権利処理には直接関わっていないので分からぬ。

● 原盤権の譲渡について登録を行っているか。

○ ヴィヴィド・サウンドは行っていない。登録を行っている社はないのではないか。

- 登録を行っていないのはなぜか。
 - 登録は面倒であること、また、現実に問題になる例がなく、対抗要件を備える必要性を感じないからである。仮に事件が生じても権利者として訴訟で権利主張するし、海賊版の問題であれば相手方には何ら主張できるものがいるから必ず勝てる。
 - 配信に係る契約は。
 - 配信は原盤使用許諾契約によるというよりは、専ら権利者が自ら行っている。CD の場合にはディストリビューションなどが絡むので権利者一人ではできないが、配信の場合はデータを渡してあとはステートメントをもらうだけなので、レコード会社を介さないケースがほとんど。
 - 著作権については JASRAC などから許諾を受けるのか。
 - 然り。ヴィヴィッド・サウンドで原盤を製作する場合には出版をどうするかは作家に確認する。作家は JASRAC 会員の場合もあれば、そうでない場合もある。
- (2) ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について
- 原盤権者が原盤権を譲渡してしまった場合、原盤使用許諾を受けている側は譲受人に対して原盤の利用継続を主張できなくなるが、これによる問題が生じたことはあるか。
 - ない。
無権利者から詐欺的な形で譲渡を受けてしまったり、ライセンスを受けてしまったりといった例はあるが。
 - 原盤権者が破産したことによりライセンス契約が解除されてレコードが販売できなくなってしまったといった問題が生じた事例はあるか。
 - 聞いたことはない。
 - 原盤権の譲渡又は原盤権者の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
 - 多くのインディーズレコード会社は MPA (日本音楽出版社協会) の契約書ひな形を参考にして契約書を作成している。契約書の中で、第三者に権利を譲渡する場合には通知することの定めがあるが、譲渡に当たって相手方の許諾が必要とはされていない。
- (3) ライセンサーの権利に係る対抗制度について
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
 - 多くの原盤使用許諾契約には自動更新条項が含まれておらず、例えばライセンサーが合併した場合に、自動更新はしない旨の通知がされる場合はあるが、既存の契約期間中は継続して使用できるのが通常であって、仮に自動更新がされなくとも当事者間で互いに納得している状況。したがって、現状、問題は生じていない。
ただ、法的に利用継続が可能となるのであればそれはそれでよい。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
 - 昨今の著作物の寿命は非常に短くなっていて、回収期間はせいぜい 2 年となっている。
 - そうした短命なものをいちいち登録するよりは、何もしなくても対抗できる制度の方が望ましいということか。
 - (登録によって) 権利情報が集約化されることによって、必要が生じた際に権利者をすぐに検索することができる良いことだと思うが、登録がなくとも問題にはならない。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。コンピュータプログラムのライセンスにおける保守のような、属人的な内容が承継されるのは困るという話がある。原盤使用許諾契約にも同様に承継されたら困るようなものがあるか。

- 我々が行う契約には属人的なサービスの部分は比較的少なく、あるとしても別契約になるから、原盤使用許諾契約の内容が承継されたとしても問題ない。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 原盤使用許諾契約において、独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- ヴィヴィド・サウンドがライセンスを受ける場合は独占が多いが、ヴィヴィド・サウンドが第三者にライセンスする時は非独占としている。
業界全体でみれば、非独占の方が多いのではないか。
- 非独占とするのは、自らも使用するからなのか。
- ライセンスの時点では自ら使用する予定はないが、何かあったときに使えるようにするためだと思われる。

また、独占とした場合に使用料が上がるとか、販売数が増えるといったことがあれば別だが、そういう話にもならないから、独占にする理由もない。

さらに、非独占のライセンスに基づいてライセンシーがCDを販売した後に同じ音源を使って2番手でCDを出したとしても、メリットが少ないことが理由として大きい。

- そうであれば独占としても良いのではないか。
 - ライセンスする側からは非独占の方が契約しやすいし、非独占だったとしても、今述べた理由から、パイの取り合いにはなりにくく、ライセンスを受けた人が困ることにもならない。
- 他方、ライセンスを受けてからすぐに発売できない事情がある場合、他のライセンシーから先に発売されてしまうと売上げに影響するので、こうした事情がある場合には独占ライセンスとすることになる。
- ライセンシーは1人に限定するが、権利者自らも使用することができるとする契約はあるか。
 - あると思う。
もっとも、当協会の会員にはメーカー的な要素を持つ者が多く、そういう者がさらに第三者に対してライセンスビジネス的なことをする場合は少ないが。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- あるとは思うが、例は少ないのではないか。（ヴィヴィド・サウンドがライセンシーの立場の場合）自らが権利者ではないので権利者に情報を上げるとしても、ヴィヴィド・サウンドから侵害者に対して侵害をやめるよう主張することはない。
- 権利者は侵害排除に動くか。
- 権利意識の高い権利者であれば、動いてくれる。
- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約ではどのような定めが置かれることが多い。例えば、権利者が積極的に侵害排除するというものはあるか。
- 見たことはない。双方協力して対応するといったことくらいである。
他社と原盤権を共有する場合があるが、その場合、共有者のいずれが主として対応するかについての定めを置いている。
- 権利者が動いてくれなくて困ったことはあるか。
- 業界としてはあるだろう。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- 良いのではないか。独占的ライセンスをする目的からしてもそうなるべきである。法律的にそれができないことの方が疑問である。
- 要件についてはどうか。独占的ライセンシーからの差止請求を受ける立場からは、独占的ライセンシーが真にその権限を有しているか否かが分からぬから、登録及び公示が必要ではないかとの意見もあり得るところ。あるいは、権利者は差し止めることに賛成ではないにもかかわらず独占的ライセンシーの意思のみで差止ができるのは問題ではないかとの意見もある。差止請求権を行使する独占的ライセンシーの立場からは、何らの要件もない方がよい、ということになろうが。
- それよりはむしろ、差止請求をするのに要した費用の負担などが現実の問題となってくるのではないか。
- 先ほど、独占ライセンスはあまり使われていないとのお話をした。独占的ライセンシーに差止請求権が付与されれば、独占ライセンスが使われるようになるか。
- 差止請求権が付与されたことにより独占的ライセンシーに対して権利侵害をチェックする義務が課されることが怖いところ。

ライセンシーとしてはチェックするのは権利者の役目ではないかと思っているから、独占的ライセンシーが正面から差止請求をする権利はあっていいと思うが、反面、そうした懸念を持つ。

以上

日 時：平成 30 年 3 月 14 日（水） 16:00～16:50

場 所：JISA 内会議室（千代田区内神田 2-3-4 S-GATE 大手町北 6F）

先 方：A 社、B 社

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- (A 社) ライセンサーとしては、顧客に提供するシステムの一部としてパッケージソフトウェアのライセンスを受けて導入し、顧客にサブライセンスするケースが最も多い。自社のパッケージソフトウェアを販売する場面では全てライセンサーの立場となる。
- (B 社) 当社もほぼ同様である。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- (A 社、B 社) パッケージソフトウェアを導入する場合に当該パッケージソフトウェアの著作権の譲渡を受けることはまずない。
- 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- (A 社、B 社) 登録はしていない。著作権は創作時点で権利は発生しており、あえて登録までする必要性を感じない。著作権の二重譲渡がされた場合のリスクは理論的にはあるが、実際にそれで問題になった事例もない。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- (B 社) 経験した事例はない。譲渡をされても譲受人が使用継続を認めてくれる例が多いと思われる。
- (A 社) パッケージソフトウェアの譲受人との取引ができないため、別のパッケージソフトウェアに差し替えたことがあった。
- 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- (B 社) 経験した事例はない。
- (A 社) ライセンスを受けているベンダーが破産した場合のリスクヘッジとしてソフトウェアエスクロウサービスを利用して対応しているケースがある。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- (A 社) 使用許諾契約期間中は無断での譲渡はしないようであるとか、譲渡する場合にも引き続き使用ができるように努力するといった定めは置いている。
- (B 社) 常にではないが、そのような定めを契約に盛り込むことはある。

（3）ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- (B 社) 現在は潜在的なリスクがあるので、制度があればよいと思う。
- (A 社) 契約で縛ったとしても無断で譲渡されてしまって使用継続ができなくなるリスクはあるので、ライセンサーの立場からは制度があればよいのではないかと思う。
- 著作権の譲渡受ける際に、譲渡人に対して、第三者へのライセンスをしていない旨の表

明保証を求めることがあるか。

- (A社) 開発委託以外で譲渡を受けるケースはあまりない。開発委託で譲渡を受ける場合には初めから開発してもらった上で著作権の譲渡を受ける前提のため、譲渡前に第三者にライセンスがされている状況があまり想定されない。
 - (B社) 同じである。
 - 譲受人として、対抗制度が導入されることについては、どのように考えるか。
 - (A社) 譲受人になる場合には、契約の際に第三者へのライセンスの有無について確認することが多いし、万が一ライセンスの存在を知らずに譲渡を受けたとしても、自社の利用が妨げられずライセンサーが使い続けるというだけであれば、あまり問題はないと思われる。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。例えば、①利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度、②利用許諾契約の存在を立証するとともに、当該契約に基づく利用を行っていることを立証できれば、著作物の利用を継続できる制度、③利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度、④利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度などが考えられる。
 - (A社) ④で、ライセンサーが新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証するのはライセンサーの負担となるのでは。
 - 契約に基づいて利用していることを証明できれば対抗できる制度はどうか。
 - (B社) こうした制度が自然なのではないか。
 - (A社) 契約の存在が立証できれば、それだけで対抗できるほうが負担は軽い。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。また、著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。例えば、契約上、ノウハウの提供や保守に係る義務が定められているが、譲受人にはその能力がない場合には困るのではないかとの話もある。
 - (A社) ソフトウェアについては、単に使用できればいいものもあれば、継続的なアップデート等の保守が必要なものもある。
- 著作権の譲受人の立場としては、問い合わせ対応などのサポートなど、ライセンス契約上の義務の履行が求められると困ることがあるかもしれない。また、保守契約があって継続してサービスを提供しなければならないとすると、譲渡を受けた著作物のライセンス先が取引先として不適切な先である場合などが懸念される。
- 逆にライセンサーの立場としては、メンテナンスが受けられなくなるような事態になるのは困ることがあると考えられる。
- (B社) 契約内容を全部承継するとした場合、ビジネスモデルが合致しないことなどにより事業の自由度がそがれる可能性もあるかもしれない。
 - ソフトウェアの取引において「サブライセンス」といった場合、不動産における賃貸借と転貸借のような関係と理解されているか。又は、特許の世界ではサブライセンスの場合も特許権者とサブライセンサーとの間の直接契約となると理解されているようだが、そのように理解されているか。
 - (A社) サブライセンスといった場合、自社がライセンスを受けて自社からエンドユーザーに対してさらにライセンスをするイメージである。
 - 対抗に伴って契約が承継されないとした場合、エンドユーザーに対するサブライセンス権限も承継されないことになるが、サブライセンス権限は承継されるべきと考えるか。
 - (A社、B社) 承継されるべき。少なくとも、既にサブライセンスをしているものに関

しては継続して使用できなければ困る。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

● 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。

○ (A社、B社) 独占的ライセンスが行われているケースは聞いたことがない。独占的ライセンスを希望したとしても、ベンダーは了承しないことが多いだろう。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

(独占的ライセンスの事例がないため聴取省略。)

(3) 独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について

(独占的ライセンスの事例がないため聴取省略。)

以上

日 時：平成 30 年 1 月 29 日（月） 13:30～15:00

場 所：日本音楽出版社協会会議室（港区南青山 2-31-8）

先 方：専務理事 高嶋裕彦氏

業務部業務課 西澤理志氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき当方から問題の概要等を説明したところ、先方から次のような説明があった。

「日本音楽著作権協会（JASRAC）や NexTone などの著作権等管理事業者が行う又は代理若しくは取次する利用許諾契約は、今回のアンケート調査の対象外となっている。音楽出版社と作家（作詞家・作曲家）との間で締結される作家契約では、契約期間中に作家が創作する著作物の著作権は音楽出版社に譲渡する内容を含み、音楽出版社はこれらの権利を JASRAC や NexTone などの著作権等管理事業者に信託又は委任することとなっている。したがって、相対でライセンス契約を締結する事例はごく例外的なケースに限られる。作家の著作権が音楽出版社に譲渡され、著作権等管理事業者に信託又は委任された著作物は、独占的にライセンスされることなく、多くの利用者に多岐に亘って利用されることに意義がある。このヒアリングは、以上の前提をご理解いただいた上で実施されるものと了解してほしい。」

当方はこれを了解した後、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- 音楽出版社は、どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- 先ほどお伝えしたとおり、著作権に関しては、音楽出版社と作家（作詞家・作曲家）との間で締結される作家契約では契約期間中に作家（作詞家・作曲家）が創作した著作物の著作権は音楽出版社が譲渡を受けることとされているところ、当該著作権はほとんどの場合において著作権等管理事業者に信託譲渡又は委任の形で任せてしまうので、相対でライセンス契約をすることは基本的にはない。中には、自己管理をしている音楽出版社もあり、こうした音楽出版社はライセンス契約を締結しているものと思われるが、数は少ない。
- レコード製作者の権利（原盤権）に関して、コンピレーションアルバムを作成する場合などにライセンス契約を締結することはある。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか
- わからない。
- 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- わからない。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- わからない。

（3）ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 現状こうしたトラブルは全く起きていないという認識であるため、基本的には制度が導入されてもされなくともほとんど関係がないと思われる。

心配であれば、登録を条件としないで何かライセンシーを保護する制度があればいいのではないか。登録は著作権にはなじまないと思われる。

ただ、そもそも音楽業界では、著作権に関しては著作権譲渡契約により、また著作隣接権に関してはレコード製作者と実演家との間に専属実演家契約が締結され、この契約により権利はそれぞれ譲渡されるのが一般的で、ライセンス契約自体多くない。今後は増加するのかもしれないが。

コンピレーションアルバム等で原盤の貸し借りをライセンスでしている場面を考えても、多少なりとも収益があるところ、譲受人の側から契約をやめたりすることはないのではないか。

- 著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。 例えば特定の人にしか履行することができない義務については承継されるべきではないという議論がある
- 音楽業界では、そのような義務は考えにくい。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられていますか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- 基本的には独占的ライセンス契約は用いられていないと思う。コンピレーションアルバムなどでライセンスをする場合には非独占しか考えられない。非独占にして、様々な相手にライセンスをした方がユーザーとの販売に係る接点が増えて売上げが拡大することになるというのが業界の基本的な考え方。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 例えば海賊版が配信されているとき、音楽出版社が侵害排除に動くことはあるのか。
- 理論的にはあるのだろう。また、音楽出版社が著作権を自己管理している場合に著作権者としての音楽出版社とレコード製作者としてのレコード会社とが共同で対応することもあり得る。

ただ、音楽出版社は、通常手間のかかる配信に係る著作権を自己管理にすることではなく、基本的には JASRAC 等の著作権管理事業者に信託又は委任しているのではないか。

(3) 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与に係る意見について

- 音楽出版社としては独占的ライセンスの利用場面がそもそも少ないので、特に独占的ライセンシーへの差止請求権の付与についての意見はない。

以上

日 時：平成 30 年 1 月 26 日（金） 10:15～11:45

場 所：日本グラフィックデザイナー協会会議室（港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー5F）

先 方：日本グラフィックデザイナー協会

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 「グラフィックデザイン」の範囲について

- 「グラフィックデザイン」の概要について御教示いただきたい。
- 「グラフィックデザイン」と呼ばれるジャンルの範囲については、当協会が発行している年鑑である「Graphic Design in Japan 2017」が参考になる。ここでは、掲載作品のジャンルとして、「ポスター／ジェネラルグラフィック／CI・VI・シンボル・ロゴ・タイプフェイス／ブック・エディトリアル／パッケージ／新聞広告・雑誌広告／環境・空間／インタラクティブデザイン／映像／複合」を挙げている。

グラフィックデザインとは、基本的にはクライアントからの要望を受けて制作するもの。

形態としてはどちらかといえば平面的なものが多いが、空間デザイン、パッケージデザイン、デジタルメディアなどにも拡大してきている。

2 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- グラフィックデザイナーはどのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- グラフィックデザイナーが仕事を受ける際に契約書が存在することがほぼなく、グラフィックデザイナーに生じた著作権がクライアントにライセンスされているのか譲渡されているのかは曖昧な状況にあるのだが、明確に譲渡する旨の契約をしているわけでもないから、基本的に著作権はグラフィックデザイナーが有していると言えるのだろう。ただし、クライアントから要望されて制作したグラフィックデザインをグラフィックデザイナーが自ら使用することは、（自身のポートフォリオに利用する場合を除き）ほぼない。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 譲渡契約を締結しているわけではないので、法的には譲渡していないが、二次利用も含めてクライアント側に包括的に利用させることを認めている例も多く、事実上譲渡してしまっているような状態にあるケースが多いのではないか。
- 権利の帰属についてトラブルになることはあるか。
- クライアントが勝手に目的外の利用をしても使用料を支払わない、あるいは無断で翻案や変形をしてトラブルになる例はある。そのとき、クライアントからは、著作権はクライアントにある（クライアントが譲渡を受けている）との主張がされることになる。
- グラフィックデザイナーが他者から著作権のライセンスを受ける場合はあるか。
- イラストレーターのイラストや写真家の写真を借りて利用する場合はある。
- グラフィックデザインにおいては、著作権がどこに帰属しているかは問題が生じてみたいと分からぬところがある。グラフィックデザインには多くの人が関わるし、どこ（誰）までが創作的に関与したのかの判断が難しく、権利の帰属等を明確にしにくいので、権利の帰属が曖昧になっている。
- 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- 登録することはほぼないだろう。

- (2) ライセンシーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について
- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか
 - 実態を調査したことはないが、聞いたことはない。
 - 著作権者等が破産したことにより、ライセンシーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
 - 実態を調査したことはないが、聞いたことはない。
 - グラフィックデザイナーが著作権の利用者になる場合で問題が生じる可能性があるとすると、「貸しポジ屋」の写真をレンタル利用していたところ、そこが倒産するような場合だろうか。しかし、そうした問題が生じた例はない。
 - 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
 - 特にない。

- (3) ライセンシーの権利に係る対抗制度について
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
 - グラフィックデザイナーの立場からのメリット又は弊害をあまりイメージできない。そんなに弊害が生じることはなさそうだが。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えるか。
 - 契約書がないことが多い業界であることを考えると、「利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度」がなじみやすい気がしなくもない。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。
 - 著作権の利用者の立場に立ったときには、承継した方が良いとも考えられる。
他方、譲受人が仮に反社会勢力だった場合や、取引をしたくない相手方だった場合にはどうかとも思う。
 - 著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。
例えば、他者の著作物を独占的ライセンスに基づき利用してデザインを行う場合があるとすれば、ライセンスの独占性は承継されることが望ましいか。
 - 例えば、特定の仕事の目的のためにイラストレーターにイラストの制作を依頼して利用する場合には、グラフィックデザインに係るキャンペーン期間中は独占的ライセンスとなる、といったことはあるかもしれない。そうした場合においては、ライセンスの独占性が承継されることは望ましいだろう。
 - ほかには、グラフィックデザイナーが使用するソフトウェアやフォントの使用に係る契約が年間パスポート契約になっていることがあるが、当該ソフトウェアやフォントを提供している事業者から権利が移転した場合、例えば当該契約に係る支払額は承継した方が望ましいだろう。

3 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

- (1) 独占的ライセンス契約の実態について
- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
 - 契約内容を明確な書面にしていることが少ないから、グラフィックデザイナーが要望に応じてデザインを制作して納品したときに、当該デザインに係る権利を譲渡しているのかライセンスしているのは不明確である。ライセンスなのであれば、クライアントに対して

は永久に独占的にライセンスする状態になっているのだろう。もっとも、クライアントは譲渡を受けたとの認識かもしれないが。

- ライセンスである場合に、それが独占的ライセンスと考えるのは、クライアント以外の者が同じデザインを使用するとビジネス上の影響が生じるからか。
- 企業の要望に応じて制作したグラフィックデザインであれば、そういうことになるだろう。また、そうしたデザインであれば、クライアント以外の者が同じデザインを変更せずにそのまま使用することもないのではないか。
- 独占ライセンスの期間が限定されることはあるか。
- グラフィックデザインに係るキャンペーン期間中は独占させるといった場合はある。
- 独占的ライセンスと認識される場合において、例えば、グラフィックデザイナーが作品集を出す場合にはグラフィックデザイナー自らが利用しても良いといった合意がされているか。
- 基本的にはグラフィックデザイナーの作品集への利用まで禁じられてはいないのではないか。ただし、企業の方針でデザイン制作者を明らかにしない場合や、デザインに例えばタレントの肖像等パブリシティ権に係る要素が含まれているような場合には厳しいだろうが。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- (必ずしも独占的ライセンス契約に係るものということではないが) 当協会が発行している年鑑の海賊版が中国で発行されたことがあった。このとき、当協会が編集著作権者の立場で法的措置を採ろうと検討したが、費用対効果を踏まえ断念した。
- グラフィックデザインに係る著作権が侵害された場合、侵害排除に動くのはクライアントか、デザイナーか。
- 基本的にはクライアントが動くのだろう。デザイナーがいちいち対応することは難しい。
- 第三者に著作権が侵害された場合の対応について、グラフィックデザイナーとクライアント間で何か取り決めがあることはあるか。
- 特に「第三者に著作権が侵害された場合の対応」に関して意識して取り決めをしている例はないと思うが、盗用問題などがあったため、「デザインに関して紛争・問題が生じたら、デザイナー側が全責任を負う」といった内容の契約書をクライアントから提示される場合が増えてきているようである。その条項の効力がどこまで及ぶのかはわからないが、第三者に著作権が侵害された場合にはグラフィックデザイナーが対処するということまで含まれるのかもしれない。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- 個別のデザイナーが侵害排除に動くのは難しいので、独占的ライセンシーが差止請求をすることができた方がメリットは大きいのではないか。
- 漫画家などは、独占的ライセンシーが例えればコミケに出品されているような作品に対して独自の判断で差止請求等をすることを快く思わないことがあると聞く。
- 実際に差止請求等するかどうかは権利者との協議の上で決定する形とするなどすれば、ライセンシー側が制度上動けるように独占的ライセンシーに差止請求権は与えておいた方が良いのではないか。
- 写真家やイラストレーター等から独占的ライセンスを受ける立場から見ても、独占的ライセンシーであるデザイナー自身が侵害排除をできた方が良いと考えるか。
- そのような考え方で良いと思う。

以上

一般社団法人日本雑誌協会 ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 3 月 1 日（木） 16:00～17:20

場 所：日本雑誌協会内会議室（千代田区神田駿河台 1 丁目 7 番地）

先 方：著作権委員会委員長 福田博章氏（株式会社小学館）

　　〃 副委員長 洪性鉄氏（株式会社旺文社）

　　〃 委員 恩穂井和憲氏（株式会社集英社）

　　〃 委員 伊東敦氏（株式会社集英社）

専務理事 坂本隆氏

事務局 中越明子氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。まずはライセンサーとなる場面としてはどういう場面が多いか。
- 著者がライセンサーということになれば、出版社は出版に当たってライセンサーとなる。
- 出版に係る契約は出版権設定契約になるか。
- 漫画では、昔から連載されている著名作品はライセンス契約が多い。最近連載が始まつた作品については徐々に出版権設定契約が増えている。しかし、現在でもライセンス契約でないと嫌だという作家もいるし、現在はライセンス契約と出版権設定契約が併存している感じである。
- 権利者が複数存在する出版物には出版権設定契約はなじまない。出版権設定契約とすると出版社側には出版の義務が課せられるところ、当事者が多くなると利害関係が衝突する可能性が高くなってくるので。そのような場合は出版権設定契約ではなくライセンス契約としているというところもある。
- 出版以外の二次利用についても出版社が独占的にライセンスを受けている場合はあるか。
- 業界として独占的ライセンスは多くはないのではないか。ただ、二次利用に関する委任契約に関しては、できるだけ独占ライセンスをいただくようにしており、今はそれがどんどん増えてきている。ここで言う委任契約とは、代理人になるような場合や、独占的なライセンスを受けて自社からサブライセンスを出すような場合がある。
- 出版社がライセンサーとなる場面としてどのような場面があるか。
- サブライセンスを出す場合は別として、ライセンサーとなる場合は、法人著作くらいだろう。法人著作とは、出版社が著作権を有する出版物のことを指し、辞書や学習参考書や雑誌等がこれに該当する場合が多い。また、電子書籍や電子雑誌の配信サービスとの関係でライセンサーとなる場面もある。
- ライセンス契約の代わりに著作権等の全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 出版社が著作権の譲渡を受ける場合は、医学書や自然科学系の学会誌など、一部の分野に限られるのではないか。それも譲渡とはいっても時限的な譲渡であり、出版物がいわゆる絶版になった場合には著作権は著作者のもとに戻る契約になっていることが多い。ほかに、辞書や学習参考書の場合には、自社の社員以外の著者から著作権の譲渡を受けて出版社の著作物としている場合もある。
- 編集プロダクションに編集を委託する場合の契約はどうか。
- 編集プロダクションや個人のフリー編集者と契約する場合、当社に納入する成果物の著作権は当社に帰属することとしている。第三者の著作物について権利譲渡を受けられない

場合にはその旨事前に書面にて報告するといった契約内容としている。例えば、編集プロダクション等が著名な写真家に写真撮影を依頼したような場合に、当該写真家の著作権の譲渡を求めるようなことできない。なお、日本書籍出版協会発行の『新版 出版契約ハンドブック』（平成29年）では、編集プロダクションとの契約において権利関係を明確化する必要性が明らかにされている（83頁～85頁）ので参考にされたい。

(2) ライセンシーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
 - 通常の著作権譲渡が行われて我々が困ったような事例はほとんど聞かない。また、そもそも著作権の譲渡自体があまり行われていない。
 - 著作権者等が破産したことにより、ライセンシーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
 - 破産管財人が換価のために著作権を売却することで作品が死蔵されることを懸念して破産管財人から著作権を買ったケースがあつたが、非常なレアケースである。他にも、二人の著作者による共同著作物について、一方の著作者の破産によって著作権が流出して利用できなくなるのを避けるために買い取った例があつた。管財人もかかる状況及び過去の印税収入などを承知していたので、購入するに際し、さほど高い金額は提示されなかつた。
 - 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。例えば、出版契約中、著作権の譲渡を禁止するであるとか、著作権の譲渡はライセンシーの承諾無しにしてはならないといった条項を入れるといった対策はしているか。
 - 著者の先生から抵抗されることも考えられるため、そのような対策を取っているということはあまりないのではないか。また、稀にそのような対策を講じる必要性があつたとしても、そのために全ての先生にそうした契約条項を提示することは、出版社の立場としては難しい。
 - 編集プロダクションが介在する出版物の場合、出版社、編集プロダクション、編集プロダクションと契約するライターやカメラマン等との間で著作権の帰属が曖昧になっている場合があり、そこから譲渡や倒産による問題が生じているのではないかとの指摘が検討委員会の委員からあつた。実際はどうか。
 - 問題が生じたという話はあまり聞いたことがない。

(3) ライセンシーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
 - 制度導入による弊害は考えられないので問題ないのではないか。とはいっても、現在、制度がないことによる不安などは特に感じていないし、契約条件についてはいずれにせよ新著作権者等と交渉しなければならないのではないかと思う。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
 - 登録を要件とすることには相当抵抗があるのではないか。著作物の数が多いうえに、手続きが煩雑であり厳しい。
 - 事業実施を要件とする制度は、出版社は基本的に事業を実施しているので特に問題ないように思う。また、出版だと何カ月以内に行うといった合意がされる場合が多いため、ライセンスを受けてから事業実施まで長期間にわたって間があくようなことはあまりない。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。
 - ケースバイケースで作品にもよると思うが、同条件で出版を継続できるため契約条件も

承継してもらった方がよい。

- 承継されるべきではない契約上の義務が出版契約の中に入っていることはあるか。
- 著者による校正の義務が契約条項に入っている場合には、その義務を譲受人が履行すると著作者人格権侵害の問題が生じかねないと思う。また、第三者の権利を侵害していないことの保証条項は、著作者本人でない者が保証できるかどうかという点で抵抗があるのでないか。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- 侵害に対しては著作権者が権利行使することが大前提となっているが、ネットの時代にあっては、個々の著作権者が侵害対策を行うなんて不可能。当社における月間の削除要請件数は4万件に上る。現実問題として、それこそ出版社が取りまとめる等しなければ到底対応できない。著者の先生方も出版社がやるべきことであると思っている方が多く、期待されているところもあるので、独占的ライセンシーに差止請求権を付与することは海賊版対策にあたって非常に重要なことである。
- ライセンスを受けている著作物に関して海賊版が出てきたとき、出版社として削除請求を出すことは多いのか。
- 実務上、出版社として行わざるを得ないときには出版社名で削除請求を行っている場合もある。特に、海外のサービス（SNS、動画投稿サイト等）での海賊版について削除要請をするときは出版社として要請している。
- 作家の先生の名義で請求したりすることは実際には難しいか。
- 作家の先生方としても削除要請等の侵害排除は出版社の役割だと認識されていることが多く、出版社として対策を行う場合が多い。また、出版社としても、先生方に海賊版対策を気にして頂くよりも、原稿の執筆に集中して頂きたいと考えている。
- 出版社の名義で削除請求等をしてもなかなか削除されないことはあるか。
- 著作者ではなく出版社が警告状を送付すると削除してもらえないケースが特に日本の場合に多い。著作者の委任状や、著作者であることを証明できる書類（免許証、パスポートのコピーなど）の提出を求められることもある。もちろん出版社の請求で削除してもらえる場合もあるが、それはそのISP側の好意によるところが大きい。
- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約において侵害排除義務等の定めが置かれていることはあるか。
- 著作者と出版社で協力して侵害を排除するといった条項となっている。著者の先生に侵害の排除を義務付ける条項を入れるなんて考えられないし、また出版社のみに義務が課されることに関して慎重な出版社も存在する。
- 税関の水際対応に支障が生じていることはあるか。
- 税関では商標権侵害で止められるものは止めている。一方で、著作権侵害で止める場合には、著作者である漫画家の先生の免許証やパスポートのコピーの提出が求められて、出版社としてとてもじゃないけどそんなことが出来るわけがない。海外の税関のケースでも、著作者であることを一日二日で証明しろと言われることがあり、そんな短期間で著作者の先生と連携して対応することは難しい。これらが全て出版社で出来る環境になれば状況はかなり良くなると思う。

(2) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- とても良いことだと思う。出版社が自ら対応することができる立場になれば、海賊版対

策がはるかに行いやすくなると考えられる。

- 独占的ライセンサーが差止請求をすることができることの要件についてはどう考えるか。
- 登録はもう現実的ではない。ライセンス契約の提出を求められても負担になるので、出版している事実だけで差止請求権を行使できるような制度が望ましい。現在実務においても、海外のネット上の侵害対策としても、Amazon 等での弊社から出版されていることが確認できる URL を送ると削除してもらえるようなケースはある。
- 著作権者の承諾を要件とすることはどうか。
- ネット上の侵害への対応にはスピードが命である。手続に時間を要するほど侵害度合いが深まることになるから、要件が増えれば増えるほど使いにくい制度になると思う。
- 出版の分野においては出版権により差し止めを行い得るところだが、出版権の行使では限界があるのか。
- 出版権が設定されている場合においても、出版権の範囲に含まれる侵害行為なのかどうかという問題が生じ得る。いわゆる「ネタバレサイト」の例でも、出版権侵害と言えるかどうか、弁護士の先生方と非常に詰めて議論したことがある。漫画の台詞部分だけそのまま書かれた場合でも出版権侵害を主張できるのかどうかなど様々な議論の余地がある。また、無断で翻訳された事例についても、翻訳された台詞のみだと出版権は及ばないと考えられ、さらに、前述の通り、すべての作品に出版権設定をすることは難しいし、電子の出版権設定は法改正から間もないことから、一番侵害が著しいのは電子書籍であるにもかかわらず、電子書籍に出版権設定されているものがまだまだ少ない。したがって出版権のみでの対応には限界があると感じる。

以上

日 時：平成 29 年 12 月 13 日（水） 15:55～17:15

場 所：公益社団法人日本複製権センター会議室（港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階）

先 方：一般社団法人日本写真著作権協会 濱尾常務理事

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- 出版社や広告代理店を相手方として契約するが多く、また、その場合は著作権の譲渡による契約が多い
- 一部の写真家を除けば、基本的に著作権を譲渡している場合が多い。出版社らは、写真の利用が多様化している中で複雑な利用許諾契約を締結するよりは譲渡させた方が簡単だという認識である。

協会としては基本的に譲渡契約ではなく、ライセンス契約を締結するように奨めているが、「譲渡が嫌ならほかの写真家に依頼する。」と言われてしまうなど、写真家の立場は弱い。著作権が手元に残ってないと、写真家は新しい写真を撮り続けなければ生活ができなくなるため、協会としてはライセンス契約が締結しやすい環境となるのが望ましい。

- 契約意識を高めるため協会では覚え書きでもよいから契約書を交わすよう啓発しており、だいぶ浸透してきてはいるが、一部は口頭のみの契約も残っている状況。
- 著作権の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- 行っていない。

写真家は 1 回の撮影で 4,000～5,000 枚の写真を撮影したりする。それから良い写真を選別するにしても毎日 50 枚や 100 枚となる。著作物の数が多いから、登録になじみにくい。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者が、ライセンスしている著作権を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- 協会としては把握していない。写真の場合は単発の利用がほとんどであるため、問題は生じないものと思われるである。

例えば写真集の出版を例に取れば、一度ライセンスをして写真集が発行されれば、ライセンスとしてはそれで終わりであり、その後権利が譲渡されたとしても写真集の販売には影響しない。

- 著作権者が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- 写真家が破産するケースがあると把握しているが、写真家が著作権を譲渡している場合が多いこと、また、（前の質問への回答のとおり）、写真の利用は単発のライセンスによる場合がほとんどであって、利用が継続するライセンスがそもそも少ないとことから、問題となることはない。これは写真に限らず、文芸、美術についてもいえるのではないか。
- デジタル時代では、例えば写真を掲載した雑誌などがバックナンバーを継続して読むことができる電子書籍として提供される場合もある。その場合はライセンスが継続することになるのではないか。
- その場合、ライセンスではなく、譲渡が使われることになるだろう。写真家としては

ライセンスにしたいところだが、デジタル利用に関しては著作権の譲渡がかなり浸透している。雑誌の場合は特にそう。譲渡にしないと、ライセンスが得られなかつた場合、一部のページが提供できない事態になるおそれがあるからである。

(3) 著作権の譲渡又は破産等に備えた契約その他の対策について

- 著作権の譲渡又は著作権者の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- 写真家はライセンスを受ける立場ではないから、こうした対策を講じることはないのではないか。

(4) ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 契約がライセンスによるものであってもライセンサーの継続利用が確保できることになるため、意に反して著作権の譲渡をさせられる状況を変えることができ、著作者の側にもある程度メリットのある制度だと思われる。かつ、写真家は自らがライセンサーになることはないから、制度による不利益もないということであれば、権利者団体として肯定的になりやすい。
- 著作権の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような仕組みの制度が望ましいと考えられるか。
- 契約が確認できれば対抗力が与えられる制度が望ましい。

(5) 契約の承継について

- 著作権の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者に承継されることとすべきと考えるか。
- 承継されるべき。一度した契約は、契約内容も保全されるべきである。対抗制度が現契約の内容を尊重する方向になれば、それによってしっかりとした内容の契約が結ばれることに繋がっていくと考える。
- 著作権の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられますか。
- 属人的な義務が含まれている場合などもある。譲受人において履行可能な範囲において承継させるべき。現契約を尊重した上で、譲受人において履行できないと認められる範囲では、承継しないこともやむを得ないのでないのではないか。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- ライセンスの場合の独占ライセンスは、雑誌などはかなり多いのではないか。雑誌社が経費を負担しての撮り下ろし、オーダーメイドだから、独占的な利用が当然多い。ただ、一定期間経過後はほかの媒体に出しても良いなどの暗黙のルールもある。
- 独占的ライセンスでも、ライセンサーの自己利用は認められている場合はあるか。
- 自分のホームページでの作品の公表や自分の作品集への掲載などは認められている場合が多い。著作権譲渡の場合でも著作者が利用できるように逆許諾を受けることがある。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
 - 自炊事件では、出版社が前面に立って著作者に声をかけて、著作者が業者を訴え、勝訴した。そうした事例はある。
 - その場合、著作者が自らの名前を出す必要があるが、著作者が抵抗感を示すことはないのか。
 - そうした話はあまり聞かない。

(3) 独占的ライセンス契約における第三者の侵害に関する定めについて

- 独占的ライセンス契約の対象著作権が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約ではどのような定めが置かれることが多いか。
 - 著作権者に侵害排除義務を負わせる条項はあまりない。著作権者に協力義務を課すことはあるが、侵害排除義務を置いても、実際に侵害を排除させるのは無理だというのはライセンシーの側も分かっている。ライセンシーが侵害を排除したいと思ったら、譲渡させて、自ら排除するのではないか。
 - ライセンシーに義務を与える契約条項は見たことがない。ライセンシーが契約書作成を主導する場合が多いので、ライセンシーが自らにそのような義務を課すことはない。

(4) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思いますか。
 - 独占的ライセンスに重みが増すことになり、ライセンス契約の促進につながる可能性があるし、侵害が起きた時にも写真家の側にプラスになると思われる。
 - 個人としての考えであるが、差止請求権は非常に強力な権利であり、独占的ライセンシーにあたかも著作権者であるかのような強力な権利を与えるのは危険。海賊版など明らかな侵害行為についてのみ可能な制度であれば良いが、そうでない場合には、差止請求権が行使される可能性による萎縮効果により、侵害かどうか不明確な新たな利用行為の開発が阻害されることになるなどのおそれがあると考える。

以上

日 時：平成 30 年 3 月 5 日（月） 10:00～11:30

場 所：日本書籍出版協会内会議室（新宿区袋町 6 番地 日本出版会館）

先 方：事務局長 橋口清一氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- 出版社はどのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- 基本的には出版契約、中でも出版権設定契約が多く、契約の相手方は個人の著作権者が多い。出版権設定契約と出版許諾契約（ライセンス契約）との比率は、はっきりとは分からぬが、以前の調査では出版権設定契約を内容とする書協の契約書ひな形をそのまま又は修正して使用している例が約 8 割となっていることから、同程度が出版権設定契約だと推測される。どちらの契約形態となるかは、著作者の意向によって決まることが多い。ほかにも、複数の出版社と契約する場合には出版許諾契約とすることもある。
- 契約に関連して言えば、以前からの慣行で契約書無しで出版することもある。その場合には、契約書がないため出版権設定契約が合意されたとは言いがたないので、独占的利用許諾契約を合意しているものとして解されていると思われる。なお、雑誌の場合は契約書が結ばれることが多く、雑誌と書籍の中間的位置にあるようなムックの場合にも契約書が取り交わされていないものもあると思われる。
- 出版権が電子出版に拡大された後、電子出版権の設定状況はどうか。
- 紙と電子の出版契約を同時にするケースが増えているので、紙と同時に電子出版権が設定されているケースは多いと思う。
- 過去の出版契約について言えば、蒔き直しをする場合が多いと思う。特に、現在、電子的な海賊版がはびこっている状況にあり、海賊版対策を有効に行うためにも、電子についても出版権設定がされているものが多いと思われる。ただし、特に専門書の分野において、そもそも電子化された出版物の割合がまださほど高くはないところではある。
- 出版以外の二次利用に係る部分は、出版社はどのような役割を担っているのか。
- 二次利用を許諾する場合には、出版社が取次を行う立場になることが多い。著作者から二次利用に係る処理の委任を受けて窓口となり、条件については著作者と協議して決定するケースが多く、書協の契約書ひな形もそのような形になっている。
- 出版社がライセンサーとなる場面はあるか。
- 一部の出版社に限られると思うが、出版物が映画化、ドラマ化されるときに権利者として振る舞うことはないとは言えない。漫画のキャラクターの商品化の際にもライセンスをすることはあると思う。ただ、それが著作権者の代理という立場なのか、出版社独自の権利に基づくものなのかは必ずしも明確ではない。映画化の際に製作委員会の一員になる場合はあると思うが、出版社が単独でライセンサーとして振る舞う場合がどれほどあるかは分からぬ。
- 電子書籍の配信事業者との間の契約では、出版社がサブライセンスを出すということはある。著者から手数料を得るのではなく、売上から著者に印税を支払うといった実務的感覚からは、出版社はエージェントとしてではなくサブライセンサーとして関与しているイメージでいる。
- ライセンス契約の代わりに著作権等の全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 極めて稀であると思う。譲渡契約とされているのは一部の医学書くらいではないか。ただし、譲渡とはいっても、絶版となった場合には著者に権利が戻る型式だから、完全に譲

渡しているとは言えないかもしれない。他にも、自然科学系の学会誌も譲渡契約と言われているが、同様に完全な譲渡なのかは分からない。

(2) ライセンシーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- あるのかもしれないが、それが深刻な問題として取り上げられた例はない。そもそも、紙の出版物の世界では著作権を譲渡すること自体が一般的ではないので、個人の著者が誰かに権利を譲渡してしまうことはほとんどない。
- 出版権の登録はされているか。
- 出版権の登録は、実際に二重譲渡のような問題が生じる場面が少ないとから、ほとんど行なっていない。また、海賊版などの侵害者に対しては登録なくして対抗できるから、3万円ほどの費用を支払って登録する必要はない感じる。書協のひな形では、著者は出版社が出版権の設定を登録することを承諾する、という条項を入れているので、万が一問題が生じそうになれば駆け込みで登録をすることができる。ただ、その機会もほぼないということである。
- 著作権者等が破産したことにより、ライセンシーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- 著者の経済状態は人によって様々であると思うが、著者の破産によって問題が生じたという話はあまり聞かない。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、例えば著作権の第三者への譲渡を禁ずるなど、契約その他の対策を講じているか。
- 書協のひな形では、譲渡を禁止する条項は特に設けておらず、実態としても特段の対策はあまり講じられていないと思う。

(3) ライセンシーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 出版社の中では、導入すべきとの意見の方が強いと思う。というのは、出版界には以前から出版社独自の権利を持ちたいという気持ちがあるので、それに少しでも近づくものがあればありがたいと考えるからである。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- 登録を要件とするのはハードルが高いと思う。書籍だけで年間約7万7000点の新刊が出版されているところ、費用の問題が大きい。
- 事業実施を要件とするのは、出版している事実を立証すればいいのであれば特に問題ないと思う。
- 悪意者対抗制度については、出版物の場合、発行されていれば目録にも掲載されるし、書店でも販売されることになり、書籍の存在は容易に知ることができるので、知らないという方が不自然であり、悪意は比較的簡単に立証できるようにも思う。
- 当然対抗制度については、ライセンシーの立場からすると一番良いと思う。
- ただ、どの制度に関しても出版社の規模やどういう本を出しているかどうかで、答えは異なるくるかもしれない。
- 対抗制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が譲受人に承継されることとすべきと考えるか。
- 重版の度に著者には改訂の機会が与えられているが、改訂は著作者でなければ出来ないものであるため、全ての契約内容を譲受人に承継するというのは望ましくないと感じる。他にも、著作者による校正義務や、著作者が創作した著作物が著作権等を侵害していない

ことを保証させる義務等は、そのまま譲受人に承継されて、元の著作者との関係が切れてしまうといった事態は望ましくないと思う。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。
- 出版許諾契約は基本的に独占である。書協で過去に作成した契約書ひな形も全て独占を前提としている。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- 海賊版対策は基本的に出版社の方で行っている。また、現行の制度上、差止請求をすることができる者は著作権者に限定されているため、出版許諾契約の場合でも出版社の名義で警告状を送付するなどの対応をしている。
- また、これらの対策は概ね効果は上がっているとは思う。特に、削除請求の手順を定めているような事業者であれば、出版社が削除請求をすれば概ね削除していると思う。
- ただし、全てがそう上手くいっている訳ではない。侵害行為は非常に件数も多いので、それら全てに対して逐一著者の許諾を得てはいられないところはある。また、訴訟まで発展するような場合には、作家などは人気商売なので、自らが原告になって訴えるという行為は原則避けたいと思っている方が多い。他にも、ネット上の所在不明の侵害者に対しては訴訟提起すら難しい。
- 今後増加していく海賊版対策を個々の権利者が行うことは事実上不可能であり、出版社等の独占的ライセンシーがまとめて権利行使をできるようにしないと実効性のある海賊版対策は難しい。
- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約ではどのような定めが置かれることが多いか。
- 現在の書協のひな形は出版権設定契約に係るものだけとなっているので、出版許諾契約でどのようにされているかは分からぬが、書協のひな形に沿った契約内容とされていることが多いことを考えると、同様に「協力して合理的な範囲で適切な方法により、これに對処する」といった条項が入っている可能性は高いものと思われる。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことが出来るとする制度を導入することについてどう思うか。
- 出版社が独占的ライセンシーとして単独に差し止めできるようになれば、海賊版対策がやりやすくなるだろう。もっとも、侵害者の所在が不明であり、訴訟提起まで進まないような場合もあるため、この制度が導入されるだけで全ての問題が解決するということにはならないと思う。ただ、独占的ライセンシーとしての出版社にそうした地位が与えられるることは、今後増加するであろう海賊版の対策に非常に有効なものになるだろう。
- 著作者の側から見た際に、出版社が単独で差し止めできるようになることを懸念することは考えられるか。
- 出版社による訴訟提起は著者のためになるようやっているため、著作者の不利益となるようなことはないと思う。また、仮に導入された場合でも、実務では出版社が著作者と相談せずに差し止めを行うようなことはとても考えられない。出版社としては権利者との関係が最も重要であるので、権利行使の際には確認をするはずであり、意思に反して権利行使をすることはないと考えられる。
- 独占的ライセンシーに差止請求権が付与される場合には、出版権制度にどのような影響

が及ぶと考えられるか。

- 具体的にどのような制度になるかが分からぬいため、現時点でのどのような弊害が生じるか予測することは出来ない。ただ、一般論としては、出版権に類似した制度が一般化することは良いことだと思っている。

一方で、独占的ライセンサーが自ら差し止めできる制度や先ほどの対抗制度が導入されたために出版権は不要だとして著作権法から関連規定が全て削除されてしまうとすると、それにより弊害が生じてしまわないかどうかは少々心配である。例えば、出版権において出版社に課せられる出版の義務は、出版社自身を律するものとして実務上機能している面もあり、その存在によって出版社と著者との間のバランスが確保されている部分があるものと考えられる。そのため、単に類似の一般化された制度の導入に伴って、出版権のこうした規定が削除されることの当否は慎重に検討する必要がある。

以上

日 時：平成 30 年 3 月 9 日（金） 14:00～15:25

場 所：日本知的財産協会内会議室（千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階）

先 方：A 社、B 社、C 社、D 社、E 社、F 社

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

● どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。また、ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。

○ (A 社) 当社は口コミ情報サイトを運営しており、著作権に関連しては、ユーザーから投稿される口コミ情報や写真といったものを主に取り扱っている。それら投稿された著作物は、当社の利用規約上、ユーザーから当社に譲渡していただくこととしている。

○ (B 社) 当社はソフトウェア開発及びライセンシングにより収益を得ている事業者である。基本的にはライセンサーの立場となることが多いが、全てを自社開発することはできないため、部品としてソフトウェアのライセンスを受けることもある。当社がライセンサーの立場である場合、原則として著作権は譲渡しない。部品として他社のソフトウェアを調達する場合も、著作権の譲渡を受けることはできない場合が多い。

○ (E 社) 当社では著作権に関しても様々な取引を行っているところ、一概に述べることは難しい。

○ (D 社) 当社はどちらかといえばライセンシーとなる場合が多い。著作権の譲渡に関しては、当社から他社に対して業務委託をして制作してもらう場合の著作権については基本的には譲渡していただくようにしている。既存の著作物を利用する場合にはライセンスとすることもある。

○ (C 社) 開発を受託して開発した場合の著作権は原則として譲渡していない。これに対して、当社が業務委託により他社に開発を委託する場合の著作権は譲渡を受けることを原則としている。もっとも、既存の著作物の場合や汎用的に用いることができる著作物の場合には著作権の譲渡は受けられない場合が多い。

○ (F 社) 当社は商業デザインやソフトウェアを扱っている。

商業デザインを作成した時点では著作権はデザイナーに発生するところ、当社は顧客とデザイナーとの間に立って、顧客がデザインの著作権の譲渡を希望した場合にはデザイナーと譲渡に係る交渉を行う。しかし、顧客からデザインの著作権の譲渡を求められる場合は、さほど多くはない。

規模の小さな事業者にシステム開発を委託する場合、成果物の著作権を基本的には当社に帰属させる交渉をするが、先方の承諾が得られず、著作権を共有するか、あるいは開発会社に留保されることもある。

● 著作権の譲渡が受けられないため、ライセンサーの破産等のリスクを避けるために事業ごと譲渡を受けるであるとか、会社を買収してしまうといったことはあるか。

○ (B 社) 結果として、出資に伴いライセンスを受けた事例はあったが、ライセンシーとしての地位の確保が出資の主たる目的ではなかった。

● 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。

○ (B 社) 当社の場合、この 30 年の間に 1 件のみとなっている。顧客にとって非常に重要なソフトウェアについて、万が一当社が破産した場合に顧客のビジネスに実際に影響が及ぶものだということで、当社から顧客に対して有償で著作権を譲渡した上、譲渡登録を行ったもの。

- (D 社) 国内での登録事例はないが、中国では登録をしたことがある。というのは、中国では登録が著作権行使の際の初歩的な証明になるためである。
- 登録をしない理由は何か。
- (B 社) 著作物の数が多すぎること。また、登録のコストパフォーマンスが低いこと。
- (D 社) 登録する著作物をどのように特定するのかが難しいと感じる。登録した著作物を少し改変した場合に新たな著作物として再度登録しなければならないのか、等。

(2) ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- (F 社) あるコンテンツ配信事業について、他社に一部のシステムの開発を依頼し、そこから利用許諾を得ることにより事業を実施していた。しかし、その会社の経営状況が厳しくなり、当該システムの著作権を個人に譲渡していたことが発覚した。その後、その個人と連絡がとれたため、対価を支払うことにより、コンテンツ配信事業の継続を何とか確保することが出来た事例があった。
- 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- (特段の発言無し)
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- (F 社) なるべく譲渡を受けるようにしている。ただ、システム開発を依頼した場合でも、著作権について譲渡契約とすることを嫌がる開発会社は多い。現状でもベンチャー企業等の規模が小さい会社に対してもライセンスにより契約を結ぶことが多い。また、エスクロウを活用したケースはある。
- (D 社) 第三者への権利譲渡を禁ずる旨の契約条項を入れることはある。
- (B 社) ライセンサーとしては、今後何が起こるかもわからないので、譲渡禁止条項は基本的には受け入れないこととしている。
- (B 社) ライセンサーの破産への備えとしてはエスクロウ契約をしたこともあるが、エスクロウ契約によりソースコードの取得ができたとしても、ソフトウェアの種類によっては日々のメンテナンスによる改変利用が許諾されていないと意味がない場合がある。

(3) ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- (A 社) 一概に賛成とも反対とも言いがたい。事業譲渡等で譲り受ける場合にはデューデリジェンスを行うものの、不透明さが増すために価値評価が難しくなることも考えられる。
- (B 社) 当社は主にライセンサーの立場となるが、顧客との契約交渉の際、顧客が破産時や譲渡時の問題を気にして交渉が難航することがある。当社に直接利益があるか否かはさておき、安定的なライセンシングが広まるという観点からは制度が導入される方が望ましいのではないかと考えている。
- (E 社) 賛否の結論は出でていない。
- (D 社) 対抗制度の導入には賛成である。コンテンツの利用を促進させていくべきであり、それにはある程度の予測可能性が求められるが、本制度が導入されることでコンテンツの利用を継続するに際してのリスクにつき予測可能性が高まると考える。譲受人としても、デューデリジェンスを行った上で著作権等を譲り受けていると考えられるため、ライセンス料が入ってくれば特に利用が継続されても大きな問題がないのではないか。
- (C 社) どのような制度を導入するのかにもよると考えられるところ、制度の全容が明らかでない現段階においては何とも言いがたい。
- (F 社) 当然対抗制度の導入を是非お願いしたい。デジタル系の開発会社が昨今急増し

ており、今後もベンチャー企業と組んで事業を行う場面も更に増えていくものと考えられるが、事業の安定的な継続ができない環境下では、大問題が生じかねない。

- 実務的には、著作権等の譲渡時にデューデリジェンスなどはどの程度行われているか。
- (D社) 事業譲渡などの規模が大きな取引に比べて、コンテンツ売買など規模が小さい取引については、著作物等の数も限られており、確認のコストが低いので、使用権が設定されているか否かの確認を行うためのハードルは低いのではないか。
- (B社) 著作権の場合は特許権よりも格段に多く存在しているため、一つ一つ確認するのは難しい場面もあり得るとは思うが、譲受人には譲り受けるなりに確認を行う責任があると思う。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- (B社) 登録対抗制度は難しいと思う。特許の通常実施権と同様の当然対抗制度が望ましい。
- (A社) 当然対抗制度又は悪意者対抗制度のいずれかと考える。
- (C社) 当然対抗制度でないと意味がないのではないか。
- (D社) 当然対抗制度が望ましい。特許は当然対抗制度のところを著作権は別とする理由は少ない。例えば悪意者対抗制度ではライセンサー側に立証責任を負わせるのは厳しいと思われる。むしろ、譲受人の側が譲渡時にデューデリジェンスなどで当然取り得る努力を行ったことを立証する責任を負うとした方が納得性はあるのではないか。もっとも、譲受人がそのことを立証できたとして、ライセンサーの利用をやめさせるのではなく、譲渡人に対して損害賠償請求をすることで解決を図るはどうだろうか。事業実施を対抗の要件とする制度に関しては、一般的にプログラムは利用しているかどうかを外から知ることはできないから、立証に際して不都合が生じるのではないかだろうか。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。また、承継されるとして、著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。
- (A社) 承継されて問題となるような契約条件はあまりないのではないかと思う。
- (B社) ロイヤリティーの金額などは承継で良いと思うが、ソフトウェアの性質上、契約にメンテナンスや保守といった部分が含まれてくるので、こうした作為系の義務が法律により承継するとされるのは難しいと考える。その他、ソフトウェアの使い方について契約上詳細に定めることが多いので、承継の是非について一概に決めることはできない。ケースバイケースである。
- (E社) ソフトウェアの場合と伝統的コンテンツの場合とでも全く異なるので、判断は難しい。恐らくケースバイケース。
- (D社) 特許の場合にはノウハウも含めて譲り受けないと事業実施ができない場合があると考えられるが、ソフトウェアの場合は特許ほどそうした可能性が低いのではないか。ソフトウェアではない通常のコンテンツであればなおさらである。したがって、現状の契約内容がそのまま承継されたとしてもさほど問題は生じないのではないか。問題が生じた場合には、現行の契約内容をベースとして交渉によって解決すれば良い。なお、著作物の場合は譲渡することができない著作者人格権の問題もあることに留意が必要であると思う。
- (C社) ライセンサーの立場としては、承継されるべきだと考えている。承継を前提として、承継により不都合が生じれば交渉すれば良い話。著作者人格権についてはライセンスを受けているというよりは不行使特約になるので、改変が前提となるソフトウェアの場合、ライセンス契約が承継されたとしても不行使特約がなくなってしまうのでは意味がな

い。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- (B 社) 規模の小さな事業者が保有しているソフトウェアについて当社が独占的にライセンスを受けることはある。
- (D 社) キャラクターについては独占的ライセンスを受けている。こうしたものは独占的ライセンスでないと意味がないからである。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- (D 社) 独占的ライセンスの場合、ライセンサーとしては著作権侵害に対して差止等を行うメリットが非独占的ライセンスの場合と比較して少ないと考えられる。そのため、ライセンサーが積極的にライセンサーに協力を要請して対応を行っている。

(3) 独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンサーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- (A 社) 外国とのライセンス契約の場合には利用する国のライセンサーで対応した方が速いケースもあると思われるため、望ましいものだと思う。
- (B 社) ライセンサーに対応義務を課し、対応してもらえないならば債務不履行責任を問えば良いのではないか。

差止請求は第三者の行為に影響を与えるものなので、独占的ライセンサーとはいえ、ライセンサーのコントロール外のところで勝手に差止請求をされてしまうと、IP オーナーとしては少し抵抗感がある。

- (D 社) 独占的ライセンサーが差し止めできるような制度があるとありがたい。著作権者側で対応してもらえないときに独占的ライセンサー自身が差し止めできるという選択肢があると良い。
- 仮に制度を導入する場合に、権利者の承諾を得ることや、権利者の意思に反しないことを要件とすることについてはどうか。
- (D 社) 独占的ライセンサーが著作権者と同等の地位にあることが求められるのであれば、それを担保するために、著作権者の同意を要件とするというのはあり得ることだと思う。
- (B 社) 著作権者の同意が要件となるのであれば、独占的ライセンサーが差し止めすることができる制度が導入されたとしても問題ないと思う。
- 仮に制度を導入する場合に、登録を要件とすることについてはどうか。
- (D 社) 登録が要件となってしまうと制度は機能しなくなると思う。独占的ライセンサーが著作権者と同等の地位にあることが担保されれば、登録を要件とする必要性は少ないものと考える。

以上

日 時：平成 30 年 1 月 18 日（木） 14:00～15:30

場 所：日本美術家連盟会議室（中央区銀座 3-10-19 美術家会館 5 階）

先 方：池谷事務局長、梅参与

当 方：一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、第 1 に美術家の職能団体の立場から、第 2 に著作権等管理事業者の立場から、見解等を聴取した。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

第 1 美術家の職能団体としての見解等

1 団体を構成する美術家の範囲等について

- 当連盟は、日本画、洋画、版画、彫刻の分野における専門美術家（以下「美術家」という。）によって構成する団体である。
- 当連盟を構成する美術家が制作した作品は、主に作品として売買の対象となるものである。これらの作品は、出版社から依頼されて制作する挿絵などのいわゆる「出版美術」とは区別される。

2 ライセンス契約の実態について

- 美術家が行う著作権に係る主な取引にはどのようなものがあるか。
- 美術家が行う主な取引は作品そのものの売買であるが、作品の著作権に係る取引としては、出版物への複製、美術館による広報のための複製、放送などの二次使用に係る取引がある。
- また、特に現代美術においては、他人の作品の複製物から新たな作品を創作することもあり、その場合は、法的な処理、他人から著作権の利用許諾を受ける取引も行われているはずである。その意味で、美術家も利用者の立場ともなり得る。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 美術家が制作する作品に関しては、あまりないのではないか。美術館が作品を購入する際に、併せて著作権の譲渡も受けるという話はほぼ聞いたことがない。美術館が作品を広報のために利用したいというときに無償で利用を許諾するということはあっても、美術館がそうした利用をするために著作権の譲渡を受けるようなことはないのではないか。

出版美術の場合には、出版社から制作を依頼されるものであり、かつ、出版社の編集者が一緒にアイデアを練ったり素材を集めたりするなど作家との共同作業となる部分があるが、実際に作品が完成すれば出版社が表に出てくるというよりは作家の名前で作家の作品として世に出ることになり、やはり著作権が譲渡されることはない。独占的利用許諾契約の下、印税が支払われる形となる。

他方、企業が商品に使用するために制作を依頼するような場合には、作品を改変することも踏まえて譲渡でなければならないということはあると思う。

● 著作権等の全部又は一部譲渡について登録は行われているか。

- 行われている事例はある。最近の事例では、亡くなった作家の遺言で、家族以外の第三者に作品の著作権を全部譲渡するとされたところ、作家と血のつながりのない譲受人が法的保証を得るために登録をしたというもの。ただし、譲渡を受けた全作品について登録をしたのではなく、代表作を何点か登録したと聞いている。

3 ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 出版美術の場合、例えば出版社からの依頼によって制作された作品を用いて絵本が作成されて、作家から出版社に対して独占的利用許諾契約がなされる場合があるとのことだったが、著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- 独占的利用許諾におけるライセンサーである作家が著作権を第三者に譲渡すると契約違

反になってしまうから、そのようなことは行われない。

4 著作権者の破産について

(1) 著作権者が破産した事例について

- 著作権者等が破産したことにより、ライセンシーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- 特に聞いたことはない。

(2) 著作権者の破産に備えた対策について

- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じた事例はあるか。
- 特に聞いたことはない。
- 出版美術において出版社との間で契約書を取り交わす場合には、通常、「著作権者が著作権の一部若しくは全部を質入れをし、又は出版社が出版権を第三者に譲渡するときは、著作権者及び出版社は相手方の同意を必要とする」という条項が含まれる。

5 利用許諾の権利の対抗制度について

(1) 利用許諾の権利の対抗制度導入の是非について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 対抗制度導入によって、問題が生じることはないと考えられる。
- 利用許諾の継続性がないと、利用者が将来の利用継続を担保できなくなってしまう。利用許諾を受けたものは将来の利用継続が担保されるべきと考える。筋論としては導入されても良いのではないか。

また、美術家が他人の著作物を利用して新たな著作物を作り出す場合もある。そのとき、第三者に対抗できないというのは困るだろう。

(2) 望ましい利用許諾の権利の対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えるか。

- ア) 利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度
- イ) 利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度
- ウ) 利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度

- 美術家が著作権を譲渡する契約を締結することがほとんどないことを考えると、第三者に対抗する必要があるような重要な契約を締結するのであれば、登録を条件としても良いのではないか。そこまで重要ではなく、登録の手間をかけるまでもない場合には、それによって何か問題が生じたとしても、それは仕方がないのではないかと考える。特許制度では「ウ」が採用されているとのことだが、そこまでいけるかどうか自信がない。

(3) 契約の承継について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。
- 契約によって、単純な許可がされているだけでなく、付帯する義務や債務が生じているはず。譲受人が契約内容を分かっているならいいが、分からぬケースもあると思う。それにもかかわらず譲受人が契約自体を承継しなければならないというのは理屈として違うのではないかという感じがする。法律の体系として正しいかどうかは分からぬが、著

作権譲渡によって契約上の義務まで承継させるのはいかがなものかと思う。

6 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。また、どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- 商品に美術家の作品を利用する場合が考えられる。例えば、帯の柄に日本画を使いたい場合、ブランドイメージとして高名な作家の作品を使うものだから他社には許可しないでください、という一種の独占的な利用形態の契約はあった。ただし、これは昔の話で、最近の事例としては承知していない。
- また、出版契約は一種の独占的ライセンスに当たるのではないか。
- これは契約に定めるということではないから、独占的ライセンスの話ではないかもしれないが、業界の慣行として、例えばある業種の企業が作成するカレンダーに作品を利用するなどを許諾する場合、同じ業種の同じ年のカレンダーに同じ作家の同じ作品の利用を許諾するのは勘弁してください、ということはある。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- 事例としては承知していないが、例えば利用を許諾した作品について無断複製が出回っているようなことがあれば、我々であれば顧問弁護士に依頼して作家の名前で対応すると思う。
- エンターテインメント業界など、業種によっては、差止請求権を有する著作権者が自らの名前で差止請求をすることで人気に影響することを懸念して権利行使を嫌がる場合もあるようだが。
- 我々としては同様の懸念を持っていない。侵害があればその都度内容を吟味して、対応している。
- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約ではどのような定めが置かれることが多いか。例えば、美術家が積極的に侵害を排除すべき義務が定められるようなことはあるか。
- そうした定めは特に置かれていない。双方誠実に対処するということが書かれるくらいである。侵害があった場合に美術家が全て対応しろとされるのも問題となる。その都度様子を見ながら対応するといった形の方が望ましい。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- それには躊躇を覚える。我々の業界の周辺には漫画家もおり、コミケの話を聞いたりもする。もともと著作権者が有している権利を、いかに独占的とはいえ、利用者がその意思で行使することを可能にするというのは、躊躇する。もちろん、海賊版の問題もあるので、独占的な利用者が自ら差止請求をすることの必要性について議論があることは承知するが、現時点において、そうした制度を導入することの是非について結論は出せない。
- 著作権者の了承のもとで独占的ライセンシーが差止請求権行使するような形であればどうか。
- 権利者の了承のもとでということであれば、著作権者としても了解しやすいのではないかとは思う。

1 管理対象著作物の譲渡による移転について

(1) 管理対象著作物が譲渡された事例について

- これまで管理委託契約対象著作権が譲渡等により移転された経験はあるか。
- 相続以外ではほとんどない。

(2) 管理対象著作物の譲渡に備えた対策について

- 管理委託契約対象著作権が譲渡されることに備えて、どのような対策を講じているか。
- 管理委託契約約款（第16条）に、「委託者が死亡したときの相続人又は委託者等から著作権の譲渡を受けた者は、この約款に基づく委託者の権利義務を承継することができる。」、「前項の相続人等は、委託者の権利義務を承継した旨、すみやかに受託者に届け出なければならない。」との定めを置いているくらいである。

(3) 管理委託契約について

- 貴連盟の管理委託契約は「利用の許諾の取次をさせる委任」であるが、信託契約としていないのはなぜか。
- 権利を譲渡することに関する拒絶感が作家にあるからである。
著作権等管理事業者としては、信託譲渡とした方が大量の取扱事務には適していると考えているが、従来の慣行から委任としている。

2 委託者の破産について

(1) 委託者が破産した事例について

- これまで委託者が破産した経験はあるか。
- ない。なお、利用者である出版社が破綻することはある。

(2) 委託者の破産に備えた対策について

- 委託者の破産に備えて、何か対策を講じているか。
- 特に講じてはいない。
著作権等管理事業者としては、破産管財人から管理委託契約を解除されても困ることはない。ただ、利用者には迷惑を与えることになるので、その点は心苦しいところ。今後、約款改定の際にはそのことも踏まえる必要があると考えている。

3 利用許諾の権利の対抗制度について

(1) 利用許諾の権利の対抗制度の導入による影響について

- 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入された場合に、管理事業にどのような影響があると考えられるか。
- 著作権等管理事業者としてはプラスに働く。現状の管理委託契約が継続されるというなら、管理事業として安定すると思う。

(2) 望ましい利用許諾の権利の対抗制度について

- 仮に、管理委託契約対象著作権が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えるか。

- ① 利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度
- ② 利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度
- ③ 利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度

- 筋から考えれば、第三者に対抗する必要があるような重要な契約を締結するのであれば、登録を条件としても良いのではないか。

(3) 契約の承継について

- 仮に、対抗制度が導入された上で、管理委託契約対象著作権が移転された場合に、新著作権者と利用者との間には、旧著作権者と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えるか。
- 管理事業者としては契約が承継する方がありがたい。ただ、先に述べたように、それで良いのかどうかということはある。

以上

公益社団法人日本文藝家協会ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 1 月 24 日（水） 10:00～11:20

場 所：日本文藝家協会打合せスペース（千代田区紀尾井町 3-23 文藝春秋ビル新館 5F）

先 方：著作権管理部部長 長尾玲子氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

第1 著作権等管理事業者の立場からのヒアリング

1 管理対象著作物等の移転について

- これまで、管理委託契約対象著作権等が譲渡等により移転された経験はあるか。
- ある。一番多いのは生前贈与で、主に、遺族間で行われる。例えば、作家の奥さんが著作権者になっていたが、その生前に子どもに贈与することが多い。
親族以外の者に譲渡されたことは、この6年間では1件だけあった。小説のアニメ化、映画化、商品化等に係る事務のために、作家が設立した法人に著作権を譲渡したもの。
- 管理委託契約対象著作権等の移転後、管理委託対象著作権等の利用は継続できているか。
- 継続できている。
- 管理委託契約対象著作権等が移転されることに備えて、どのような対策を講じているか。
管理委託契約約款では、「委任した著作物の著作権を受託者の同意を得ることなく他に譲渡したとき」には管理委託契約を解除することができるとの定めを置いているようだが（第1条柱書及び第1号）。
- 誰が権利者なのかが分からるのは困るので入れている規定である。無断で管理対象著作権が譲渡されることはほぼない。
- 管理委託契約は「委任契約」とされている。「信託契約」としていない背景は。
- 利用の仕方によっては委託者が諾否を判断したいとの声が多く、そのため信託にしていない。当協会では、例えば教育分野への利用など、明らかに問題ではないと考えられる一部の利用方法を除き、委託者に対して諾否を確認している。

2 委託者の破産について

- これまで委託者が破産した経験はあるか。
- ない。委託者が行方不明になる場合はよくあるようだが。
- 委託者が破産した場合に備えて何か対策を講じているか。
- 特に対策は講じていない。

3 利用許諾の権利の対抗制度について

- 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者が著作物等の利用を継続できるという制度が導入された場合に、管理事業にどのような影響があると考えられるか。
- 譲渡人との管理委託契約を譲受人が承継するのであれば問題はないと考えられる。
- 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- 譲受人の利益を考えれば、「利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度」ではないか。
- 譲り受けた著作権を第三者が継続して利用したとしても譲受人自らの利用が妨げられるわけではないから譲受人に不利益はないとの考え方もあるが。

- 譲渡人と第三者との契約が独占契約であった場合、その契約が譲受人に承継してしまうと譲受人は困るのではないか。
- 管理委託契約対象著作権等が移転された場合に、新著作権者等と利用者との間には、旧著作権者等と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えるか。
- 現実には、そのまま承継する場合が多いのではないか。
- すると、実務上、権利の移転があった場合には3者間で協議して元の契約内容を譲受人が承継することが多いので、契約内容が承継する制度が入ったとしても著作権等管理事業に重大な影響が生じることはないと考えられるか。
- ないだろう。そもそも、文芸の著作物の場合、著作権の譲渡自体まれだという事情もある。

第2 業界一般に関するヒアリング

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

(1) ライセンス契約の実態について

- 文藝家はどのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- ほとんどが出版。ほかには演劇、朗読、放送がある。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- 文芸の著作物で譲渡、買取りとなることはない。例外的に、自治体が主催する文学賞の応募規定に著作権譲渡がうたわれているということはあるが。これについては著作者団体連合から改善を申し入れているところ。
- 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- 登録はしていないだろう。
- 文藝家が他者から著作権のライセンスを受ける場合はあるか。
- ある。例えば、ある人物の生涯を描くノンフィクションに遺族の手記を利用することなどがある。また、翻訳家が他者の著作物を翻訳する場合も該当する。

(2) ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか
 - 聞いたことはない。
 - 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
 - 聞いたことはない。
- 問題となった事例ではないが、作家が破産しそうになったときに版元が経済的な援助のために著作権を買ってあげたという事例は最近1件あった。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
 - 著作権を譲渡しない旨の条項が入っている契約書はある。特に、アニメ化されそうな原作についての、コミックを出版している出版社の契約書に多いのではないか。

(3) ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 導入した方が良いのではないかと思う。ただし、そうした制度の導入を譲受人になる者には周知徹底しないといけないだろう。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えるか。
- 「利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度」ではないか。譲受人が契約の存在を知っていることが必要ではないか。

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。
- 承継する方が利用者としては良いのではないか。著作権は譲渡してしまったのに契約関係だけ残ってしまうのはおかしいから、著作権者としてもその方が良いのではないか。
- 著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。
- 承継すると困るものはある。例えば、新聞社によっては著者に校正の義務を課している場合があるが、著者本人が文章を直すのは問題ないとしても、著者以外の者が直す場合には同一性保持権の問題が生じ得る。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられていますか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- 出版社が結ぼうとする契約は全部独占であるが、当協会では、教育目的での利用を考慮して非独占にしてもらうか又は教育分野での利用はこの限りではないといった規定を入れてもらっている。

映画化、ドラマ化は、例えば3年間の期限付独占。その間はほかの事業者において映画化、ドラマ化はさせない。その他は演劇も含めて非独占である。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の著作権が侵害されたとき、文藝家の一般的対応はどのようなものとなるか。
- 海賊版対策などを著者の先生が自ら行うことは難しいので、出版社に任せることになる。
- 著者が出版社から侵害排除への協力を求めるとき、著者は協力するのか。
- 協力している。出版社から侵害排除のための書類に押印を求められれば押印する。
- 著者と出版社の契約書の中に侵害があったときの対応についての条項が入っているか。
- 協力して対応するであるとか、協議の上対応するといった条項が入っている。
- 著者が自ら侵害排除しなければならないような条項は。
- ない。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- 良いのではないか。そうすれば著者本人ではなく版元が全部対応することができるようになる。
- 侵害行為が発生しているが、著者としては黙認しても良いという場合に、独占的ライセンシーの意思で差止が行われることは困るという意見もある。
- 黙認したい行為について、著者が許諾をすれば良い話である。

以上

日 時：平成 30 年 2 月 2 日（金） 14:00～15:20

場 所：日本漫画家協会会議室（新宿区片町 3-1 YANASE 兎ビル）

先 方：幸森軍也氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- 漫画家は、どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- 漫画家が締結する契約の典型例は出版社との間の出版契約であるが、出版許諾（ライセンス）契約ではなく、出版権設定契約である場合がほとんどであり、その場面では出版許諾（ライセンス）契約はほとんど用いられていない。

出版許諾（ライセンス）契約を選択できるのは一部の有力な漫画家及び漫画プロダクションに限られる。

- 当該漫画プロダクションが出版許諾契約を選択する理由はどこにあるか。
- 有力な漫画プロダクションが出版許諾契約を選択するのは、複数の出版社に同時に許諾することによって販売数を伸ばすことが目的ではないかと思われる。判型（新書版や文庫）によって出版社を分けることもある。
- 紙の雑誌に連載される漫画については、雑誌掲載時には明示的な形での契約が締結されることはなく、単行本化される段階で出版契約を締結する形となる。単行本化されるまでの契約がどのような契約なのかは明らかではない。
- ライセンス契約が用いられる場合としては、出版された漫画の映像化、商品化、ゲーム化等の二次的利用である。この場合は、出版社に管理を委任する形になり、二次的利用の許諾先は出版社の著作権管理部門が判断していることが多い。

ただし、漫画プロダクションが介在する場合の二次的利用は、出版社ではなく漫画プロダクションが管理していることが多い。漫画プロダクションが二次的利用を管理するに当たっての著作権の扱いについては、著作者の関係は信託的譲渡と管理の委任のどちらも存在している。

- 二次利用に係る著作権管理が出版社に委任されている場合における契約を法的にみた場合、出版社が漫画家から代理権限だけを与えられて、契約は漫画家本人と利用者との間で締結されることになるのか。又は、出版社が漫画家からライセンスに加えてサブライセンス権限を与えられて、出版社と利用者との間で契約が締結されることになるのか。
- あまり明確にはされていないように思われる。ケースバイケースだろう。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。例えば写真の著作物に関しては利用者による自由な利用を確保するために著作権の全部譲渡を求められる場合が多いと聞く。
- 現在においては漫画の著作権が譲渡させられるケースはほぼないのではないか。

昔の貸本漫画の時代は原稿料が 1 回支払われるのみで増刷時にも印税は支払われず、原稿も返却されないなど、事実上買取りのような状態になっていたようだ。ただし、当時は契約書も存在しないので、法的に著作権譲渡が行われていたとも言えない。その後、貸本漫画から紙面をスキャンして全集が発行されたりもしている。そのケースでは著作権は譲渡していないとの判断があったのではないか。

ただし、事実上著作権譲渡と同様の状態となっている場合はある。例えば電子配信である。紙の雑誌の出版では例えば週刊誌であれば発行から 1 週間経過するとある号の週刊誌は市場から消えていくというのが常識だが、当初から電子配信のために作られた、「ボ一

ンデジタル」の漫画の場合、いつまでも配信サーバ上に残存し続け、継続して閲覧可能となっている場合がある。契約上、配信終了日に関する定めがないとすると、事実上の買取りとなってしまっていると言えるのではないか。

- 電子配信の場合も、単行本化されるまでは明示的な形での契約締結はなされないか。
- そもそも、ボーンデジタルの漫画の場合の単行本の概念が不明である。ボーンデジタルの場合、例えば200ページ分原稿がたまつたので単行本1巻を出版しましょう、出版契約を締結しましょう、ということにはならないような気がする。
- 漫画家がライセンサーになることはあるか。原作のある漫画の場合、原作者がライセンサーとなって、作画をする漫画家は原作のライセンサーとなるのではないかと考えるが、どうか。
- 理論的にはそういうことになるのだろう。ただし双方間で直接的やりとりがあるのではなく、出版社（編集部）が間に入り行われることが多いだろう。
- 漫画の背景に他人の著作物である写真のトレースを無断で用いて問題になった事例があると思うが、そのように他人の著作物を利用する場合も漫画家はライセンサーの立場になるのではないか。
- 最近は他人の著作物の利用についての認識も高まっているので、無断で利用しないのはもちろんが、他人の著作物を許諾を受けて利用するというよりは、そもそも利用しない場合が多いと思われる。写真であれば、例えば自ら撮影してくるなどの対応をしている。
- 著作権等の譲渡が行われた際、登録を行っているか。
- 出版権ですら登録はほとんどされていないと思う。譲渡についても登録はされていないのではないか。

(2) ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。
- ほぼ聞いたことはないが、譲渡という意味では、漫画の原作者が自らの著作権を譲渡しつつ自らも利用を継続して問題となった事例はあった。漫画家が著作権を譲渡するという場面は通常考えられない。
- 原作がある漫画で、原作者が著作権を譲渡してしまったために出版が継続できなくなってしまった事例はあるか。
- ほぼないのでないか。原作者が所在不明となってしまって文化庁長官の裁定が必要となることはあるが。
また、原作のある漫画の原作部分の著作権のみ譲渡を受けたとしてもあまり意味はない。そのことは、この業界に属する人ならだいたい分かっているのではないか。
- 著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。
- 聞いたことはない。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
例えば、出版契約中、漫画家が著作権を第三者に譲渡することを禁ずる等の定めはあるか。出版社は日本書籍出版協会の出版契約書ひな形を用いていると認識して良いのか（同ひな形には「甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。」との規定がある。）。
- 当該ひな形を出版社ごとにカスタマイズして使っているので、何とも言えない。現実に譲渡の場面がないので、あまり譲渡禁止条項は意識したことがない。

(3) ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライ

- センシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか
- 漫画家としてはあまり関係のない制度なのではないか。
 - 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えるか。
 - 先に述べたように、出版権ですら登録はされていないことからすると、よほどのことがない限り、登録はされないだろう。したがって、登録を要件とする制度を創設したとしても、有名無実な制度となってしまうのではないか。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
漫画の映像化や商品化といった二次利用が行われる際の契約は独占的ライセンス契約となるか。
- テレビアニメ化の場合、契約上は独占とされてはいないと思うが、事実上独占的ライセンス契約となっている場合が多いと思う。例えば、同一作品をもとにしたテレビアニメが別の放送局で放送されることはない。また、テレビアニメの場合はスポンサー企業が商品化を行うので、商品が他社と競合することがないようにするためにも事実上独占となってくる。
テレビアニメ化以外の映像化では、例えば、映画化とテレビドラマ化が同時に行われるこことはあり得ることなので、独占ではないのではないか。
- 例えば、劇場用映画化を許諾する契約は、独占ではないということか。
- 独占とはなっていないと思う。映像（映画）化契約の際に優先使用契約を交わすことでの権利料を発生させることはあるが、飽く迄優先であり、独占はレアケースと思われる。
- 商品化については別途の契約が行われると考えら得るが、商品化に係る契約も独占となるのか。
- ケースにもよるかもしれないが、当然、ガムはA社のみ、チョコレートはB社のみといった形での（事実上の）独占となる。
- テレビアニメの場合、事実上独占とされているということだが、契約上も明示的に独占的ライセンスとしないのはなぜか。
- 明確に独占であるとする場合は、ギャランティー（ライセンス料）が高くなるからである。
- ゲーム化は独占的ライセンスとする場合が多いか。
- プラットフォームの数が減少してしまった今では多いかもしれない。
漫画家側から独占にしてほしいということはないから、プラットフォーム側から独占的ライセンスにしたいとの申出があったときに判断することになるのではないか。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
これまでのお話からすると、漫画家が独占的ライセンス契約を締結する場合はあまりないとのこと。
出版権が設定された漫画の海賊版が出た場合には、侵害を排除するのは専ら出版社ということになるか。電子出版権が定められた平成26年改正後はインターネット上の「フリーブックス」のような海賊版についても同様で、漫画家が自らの名義で対応することはなくなったか。
- 然り。そのために電子出版権を出版社に渡しているのだから、出版社において対応すべ

きこと。

- 出版社が海賊版対策等をする際、漫画家に伺いを立てるようなことはあるか。
- 訴訟になると Twitter などで漫画家に非難の矛先が向かう場合があるので、出版社から問われることははあると思う。
- 出版契約中、侵害があった場合の権利行使は出版社が積極的に行う旨の定めはあるか。
- ある。侵害に対しては基本的に出版社が対応して、漫画家もそれに協力する形である。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- 独占的ライセンシーにいわば訴権を渡すことになるのは気持ちが悪い。自分の作品名や自分の名前を使って勝手に訴訟を起こさないでほしいと思うだろう。特に、漫画家が直接会ったこともないようなライセンシーが勝手に訴訟を提起するようなことは困る。
- 著作権者の承諾を訴訟提起の条件とする制度とした場合であればどうか。
- それであれば構わないのではないか。

以上

一般社団法人レコード協会 ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 1 月 17 日（水） 10:00～11:00

場 所：一般社団法人日本レコード協会会議室（港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 9 階）

先 方：著作権・契約部長兼著作権保護・促進センター長 楠本靖氏

著作権・契約部 契約担当課長 荏部好雄氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

第 1 著作権等管理事業者の立場からのヒアリング

1 管理対象著作物等の移転について

● これまで管理委託対象著作物等が譲渡により移転された経験はあるか。

○ 原盤権の譲渡は生じ得るもの、それによりトラブルが生じたという話は聞かない。それは著作権等管理事業者の立場としても、業界を見ていても、同様である。

レコード業界は限られた関係者間でのやりとりになるから、例えば原盤権を有している事務所が倒産してしまったとしても、必然的に権利の行き先があるし、大きな問題に直面することはない。一般論としてはそういうことになる。個社に生じている事象については、アンケートで抽出していただくことになろう。

● 管理委託契約約款には原盤譲渡に関する定めは置かれていないが、これは問題が生じていないからということか。

○ 原盤権の持分が譲渡されることがあるが、その場合も持分割合を変更する処理をするだけである。あまりトラブルになることはない。

レコードの場合、技術におけるいわゆる基本特許に相当するようなものはないので、トロールのような人が現れて著名な原盤の権利を入手して権利主張したとしても、業界としては当該原盤を使わなければいい、ということになってしまってはいけない。

● 貴協会の管理委託契約は「委任契約」だが、「信託契約」としていないのはなぜか。

○ レコード業界では、レコード会社が権利を持つことが原則だから。基本的には自分で活用して、条件が整った事業者に対してライセンスするというもの。著作権等管理事業者に管理を任せると、応諾義務もあるため、自らのビジネスを自らコントロールすることができなくなってしまい支障が生じる。そのため、委任の範囲も、放送用複製や放送番組の送信可能化等に限定をしている。

○ 違法対策の観点からは、管理事業者自らが権利行使可能な信託契約の方が管理事業者として動きやすいのは間違いないが、バランスをどう考えるかの問題であろう。

2 委託者の破産について

● これまで委託者が破産した経験はあるか。

○ 規模の大きな委託者がいきなり倒産ということはない。

● 管理委託契約約款（第 11 条）には、委託者が破産宣告を受けたときには契約を解除することができる旨の定めがあるが、これが適用された例はあるか。

○ ない。委託者が破産したとの情報を受けたこともない。

3 利用許諾の権利の対抗制度について

● 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入された場合に、管理事業にどのような影響があると考えられるか。

○ 契約更新のタイミングで、権利を譲り受けた方が当協会に委任をしなければ終わりとの認

識。

- 対抗制度が導入されても契約期間が終わった場合には、契約が更新されない限り、利用を継続できないという点は変わらない。現状は、契約期間内であっても、譲受人がやめると言えばやめられてしまう。
- 理屈としてはそうだが、問題は起こっていない。
- 対抗制度導入による悪影響は考えられるか。
- あまり思いつかない。
- 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- 10年前の議論でもあったかと思うが、対抗力を得るために登録等の手続が必要となると、手続をしなかったことによって守られなかつたと言われかねない。保護するために手続、費用等が必要になるとするとちょっとどうかと思われる。
- 特許を扱う電機メーカーなどとは異なり、レコード業界では著作権に係る登録手続をできる権利者は少ないのでないか。手続が必要となると、制度からこぼれてしまう権利者が多数生じると思われる。
- 管理委託契約対象著作権等が移転された場合に、新著作権者等と利用者との間には、旧著作権者等と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えるか。
- 幸い、当協会には委任しないというレコード製作者はあまりおらず、そういう話も聞いたこともない。委任をほぼ頂けている状況である。そのため、積極的に「承継されるべき。」と言わなくても問題は生じていない。
- 権利が第三者に移ってしまった後に放送局から使用料規程に基づく使用料を頂いた場合、当該第三者に対する分配をすることになるが、その際、管理委託契約約款で定める手数料がそのまま通用するのかという問題は生じ得る。当該第三者からみれば、当協会との間で契約はしていないから勝手に手数料を取るなという話になるかもしれない。
- そのような主張がされる可能性はあり得る。
- 疑問なのは、利用者と管理事業者との契約内容が引き継がれたとしても、管理委託契約の内容も承継されるかどうか。
- 民法の原則からすると、承継されないというのが通常の考え方になるだろう。

第2 レコード業界一般に関するヒアリング

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

- レコード会社はどのような相手方とどのような契約をすることが多いか。原盤使用許諾契約が相対で行われている場面というのはどのような場面となるか。
- コンピレーションアルバムを販売するような場合である。例えば80年代のヒット曲を集めたアルバムを製作、販売するためには、他社の原盤ライセンスが必要となる。
- 配信についてもライセンス契約となるか。
- ライセンスの場合もあるし、配信音源の販売委託となる場合もある。
- 原盤権をアーティスト側が持っていて、レコード会社がライセンスを受けてリリースする場合はあるか。
- アーティスト・バリューがある場合にはあり得ること。しかし、一般的には少ないのでないか。
- 原盤譲渡が期間付きで行われる場合はあるか。
- あると聞いたことはある。しかし、総量としてどの程度あるかは分からぬ。
- 約10年前に本件問題が議論された際には音楽業界からはあまり意見が提出されていなかったが、状況の変化があったか。
- 原盤についてはアーティスト本人が権利を持つことは一部を除き少なく、原盤権を保有する事業者の倒産による権利の移転を含め、トラブルがあるとは聞かないし、そうした雰囲気も感じていない。

- 原盤権の譲渡は、持分譲渡も含めて多いと思うが、管理上の煩雑さはありつつも、それが流通の阻害要因になっていたり、市場に混乱を生じさせていいたり、ということはない。業界が狭いからだろうと思う。
- レコード会社もライセンサーになる場合、ライセンシーになる場合の両方があり得るし、また、関連会社にプロダクションを持ってアーティストを抱えているということもある。すると、本件についていずれの立場で考えればいいのかが難しい。そのため、10年前の議論でも、業界としてのニーズはないとして意見を提出しているのが実情。
- 当時と比較した場合にライセンスを受けるケースが増加してきているかもしれないが、業界の大きな問題としては聞こえてきていない。
- 契約内容の承継についても、レコード会社はライセンサー、ライセンシーのいずれの立場にも立ち得るところ、例えばライセンサーの立場だった場合に旧ライセンシーと交渉した結果決まった不利な契約内容が全く異なる新ライセンシーにそのまま引き継がれて唯々諾々従わなければならないのか、という話になるし、なかなか統一的な意見を述べることは難しい。
- 対抗制度を導入することで、現在の業界の取引慣行が阻害されるようなことはあるか。
- 協会、団体の側から見た場合には、ないのではないかと感じるが、そこは個社の考えをアンケートで聞いていただきたい。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。また、独占的ライセンス契約が用いられる理由は。
- 例えばプロダクションが原盤権を持っていて、レコード会社に譲渡はしたくないというときには、独占的ライセンスかもしれない。
- コンピレーションアルバムを販売するような場合はどうか。
- その場合は非独占のライセンス契約になる。
- プロダクションが原盤権を持っていてレコード会社に独占的ライセンスをする場合、権利侵害があったときにはプロダクションが自ら権利行使をする必要が出てくるが、そのためには支障が生じたような話はあるか。
- あまり聞かない。
- レコード会社が独占的ライセンシーの場合にレコード会社自らが差止請求等できるようになるとするとどうか。
- 独占的ライセンシーが単独で差止請求できるとしても、プロダクション側としては差止請求をしないと考えている場合に、実際にライセンシーが単独で権利行使できるかというと難しいのではないか。
- 仮に制度上独占的ライセンシーが差止請求をすることができるようになったとしても、その結果プロダクションとの契約を切られてしまうとなれば、結局は差止請求はしないことになる。この業界では、パワーバランスが明確で、それを考えての判断ということになるだろう。
- 独占的ライセンシーの保護がされていないからといって、打つ手がないではない。例えば5年間の独占的ライセンスをするのではなく5年間という期間譲渡するという契約をすれば乗り越えられる。こうした業界の工夫を用いればできるのではないか。
- おっしゃるように、ライセンシー側で海賊版対策のために本来は独占的ライセンスとしたいところを期間付き譲渡とするケースもあると聞いている。ただ、独占的ライセンシーに差止請求権が認められればそのようなことをしなくともよくなるケースもあるのではないかと思っている。どちらが制度として健全なのかも含めて。期間付き譲渡というのも、そもそも法律上認められているのかという議論もあるところ。
- 洋盤については独占的ライセンシーへの差止請求権が認められると良いという考え方もあるかもしれない。洋盤は、外国のレコード会社が原盤権を有しており、日本地域での原盤

の利用は日本のレコード子会社等が独占的ライセンシーとなって行う。そのとき、外国のレコード会社が日本のレコード子会社に原盤権を譲渡することはないのだろうと思われる。

○ 洋盤の海賊版が国内で出たときには外国の原盤権者の名義で手続をしなければならないが、その時、被害の額を問われる。その額があまり少ないと原盤権者は見合わないと判断して、その結果、日本のレコード子会社等は手を打つことができないということはあるかもしれない。

もっとも、独占的ライセンシーに差止請求権が付与されたとして、やはりコストとの見合いがあるから侵害があれば何が何でも頑張って差止請求をするということではないだろうし、実際のところ日本のレコード子会社等の判断で差止請求ができるわけではなく、外国のレコード会社の決裁を得たりその意思を確認したりする必要はあるだろう。

以上

放送事業者 A、放送事業者関連会社 A、B ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 2 月 21 日（水） 15:30～17:00

先 方：放送事業者 A、放送事業者関連会社 A、放送事業者関連会社 B

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。
- (放送事業者関連会社 A) 放送事業者等からライセンスを受けて DVD 販売を行うことがある。DVD 販売は自社で行うこともあるし、他社にサブライセンスをすることもある。
- (放送事業者関連会社 B) 当社は制作会社の側面が強いため、ライセンサーの立場になることが多い。例えば、製作している子ども向け番組のキャラクターに関してキャラクターグッズのメーカーに商品化のライセンスをするであるとか、番組の関連書籍をライセンスするであるとか、DVD 化のライセンスをするといった場合がある。ライセンス先の事業者としては、例えば出版社、レコード会社、キャラクターグッズのメーカーといったものがある。

ライセンサーの立場となることもある。子ども番組のキャラクターや番組の関連書籍等は、著作者であるクリエーターから我々がライセンサーとして著作物を利用させて頂いている側面がある。

- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- (放送事業者関連会社 B) 当社が製作する番組にかかわるクリエーターとの関係では、著作権の譲渡を受ける場合もあれば、著作権はクリエーターが留保して当社はライセンスを受けることもある。ケースバイケースである。

基本的には、当社の場合、商品展開が関係する場合には譲渡して頂いているケースが多い。また、当社の番組製作の企画意図、趣旨に沿った内容で委嘱した著作物、例えば記事、脚本、写真、CG 等に関しては、著作権は基本的には当社に譲渡して頂いている。また、当社が譲渡を受けた著作権を放送事業者に再譲渡する場合もある。契約期間中の独占的利用権を設定する場合もあるが、譲渡を受ける場合の方が多い。

譲渡を受けるのは、既存の著作物ではなくて、当社の企画、アイデア、プロットから製作される部分もあり、また商品化後の侵害への対応という面でも当社又は放送事業者が権利を持って対応した方が良いケースもあるので、優越的地位の濫用とならないよう、著作者との話し合いのもとで、譲渡して頂いている。

他方、昔の絵本など既存の著作物であったり、著作者が業界の第一人者の方だったりすると、譲渡を受けることが難しく、ライセンスとなることがある。

- (放送事業者関連会社 A) 当社のビジネスはライセンスベースであり、譲渡を受けることも、譲渡することもほぼない。
- 著作権等の全部又は一部譲渡について登録を行っているか。
- (放送事業者関連会社 B) 数があまりにも多いから登録はしていない。登録してもそれを管理していくところの手間暇がかけられる体制にはない。
- (放送事業者 A) 放送事業者が番組を制作する時は、譲渡を受けることはほぼなく、ライセンス契約で対応している。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって、問題が生じた事例はあるか。また、著作権者等が破産したことにより、ライセンサーとの関係で

問題が生じた事例はあるか。

- (放送事業者関連会社 A) 主に著作隣接権の話になるが役者の権利に関して、事務所が倒産したであるとか事務所を移籍したといった事情によって、当社からどこに使用料を支払えば良いか分からなくなることが時々ある。そのとき、主役級の役者の場合は利用を躊躇する場合はある。それ以外の役者の場合は、連絡が付かない方もたくさんいるので、裁定制度を利用するなどして対応している。著作権等管理事業者、aRma を通じて処理できる場合であれば良いが、aRma を通じた処理ができない場合が 10%から 20%程度存在し、そのうちの数%程度が連絡先が分からなくなってしまうケースである。
- (放送事業者関連会社 B) 過去に会社や個人が破産した事例はあったようだが、当該破産者については著作権譲渡契約を受けていたので、ライセンシーとして影響を受けてはいない。
- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- (放送事業者関連会社 A) あまり講じてはいない。
- (放送事業者関連会社 B) 抑止力としての譲渡禁止特約や、破産した場合に契約解除に伴う損害賠償についての条項を入れるようにはしているが、実際に破産者に対して賠償請求ができるのか、契約当事者以外の第三者に権利が移ったときなどには、どこまで実効性があるのかとは思っている。

(3) ライセンシーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。事業へのメリット、デメリットについて、御意見をいただきたい。
- (放送事業者関連会社 A) 例えば実演家が事務所を移って、移転先の事務所から実演の利用を禁止されることが防止できるのであれば、それはメリットだと考える。デメリットについては思い浮かばない。
- (放送事業者関連会社 B) 少なくともライセンス料を支払い済みの案件については、権利譲渡がされた場合であってもライセンス契約の期間中は契約が存続するのが望ましい。特に最近はインターネットなどでビジネスが複雑化てきて今後様々な事業者が参入していくことが予想されるところ、例えばペーパーカンパニーのような会社が作られて契約後に計画的に権利を譲渡したり破産したりして、当社が被害を受ける危険を感じる。そうしたことによる問題が生じないよう制度設計をして頂きたいと思う。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- (放送事業者関連会社 A) 登録が例えばウェブ上で比較的簡単にできるようになれば登録対抗制度も望ましいかと思うが、実務上、登録に費用と時間をかけられるかというと難しい。番組によっては 400 人以上の実演家が出演することもあり、それについて登録をするのは現実的ではない。
- (放送事業者関連会社 B) 登録には手間と費用が相当かかるので、現実的ではないと思われる。また、登録制度が導入されると登録せざるを得なくなり相当な負担になる。ライセンシーの立場からは、当然対抗制度である。ただし、譲受人の立場になると、自分の承知していないところで交わされた契約に影響を受けることを考えれば、登録が必要ではないかとの考えもある。ライセンサーとライセンシー、いずれの立場になるかで回答は変わってくると思う。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。
- (放送事業者関連会社 B) 義務も一緒に移転するのが望ましい。ライセンス契約は、権

利に係る利用期間だけではなく、機密保持、個人情報に関する取り扱い、管轄する裁判所等についても定めているところ、取り決めが全部無効になったときのリスクを誰が賠償するのか分からなくなってしまうから。

- (放送事業者関連会社 A) 役者の所属事務所がしばしば変わるなどして権利者が誰なのか判然としなくなり、調べる手段もない場合がある。元の契約相手に印税支払いを続ければ良いのであれば支払先変更等に係る事務手続をしなくても済むから、承継されない方が良いという側面もある。もっとも、これも立場によって回答は変わってくると考えられる。
- (放送事業者関連会社 B) 実演家が事務所を移転したり独立したりといったとき、元の事務所と実演家との間の権利の帰属状況は我々には分からない。元の事務所と新しい事務所の両方から使用料の支払いを求められるケースもある。
- 著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか。例えば、特許の世界では、契約に定められたノウハウ提供義務や保守義務を果たす能力を譲受人が有していないことが考えられ、そうした義務の承継は妥当ではないとの議論があった。こうした属人的な義務などが契約に定められていることはあるか。
- (放送事業者関連会社 B) 属人的な義務が関わってくるような権利はそもそも譲渡に適していないのではないか。
- 権利を独占的に利用することができるという、いわゆる独占条項は承継される方が望ましいと考えるか。
- (放送事業者関連会社 B) 独占的に利用するために費用を投下しているのだから、契約期間中は相手が誰であれ独占的に利用るべきである。独占的ライセンスが行われている事実は権利の売買の際に当事者間で開示の上で契約されるべきで、それを隠してライセンサーの伺い知れないところで権利が譲渡されてその結果独占的に利用する地位が剥奪されるのは公平ではない。独占でなくなるのであればライセンスフィーが減額されるなどしないと、怖くて独占ができなくなる。
- (放送事業者関連会社 A) 当社も同じ。
- サブライセンス権限も同様に承継されるのが望ましいか。
- (放送事業者関連会社 A) 著作権の譲渡がされた場合であっても、ライセンサーとしては引き続きサブライセンス権限を持ち続けるのが望ましい。そうでないとビジネスができなくなってしまうので。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- (放送事業者関連会社 A) DVD化権をサブライセンスするような場合は、基本的には独占的ライセンスである。
- (放送事業者関連会社 B) レコード会社等に子ども向け番組の CD や DVD のライセンスする際には、独占的な契約となっている場合もある。
- (放送事業者 A) 当社が子会社等にライセンスする場合は独占的と非独占的の両方がある。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- (放送事業者関連会社 A) 放送番組の DVD 化の場合、著作権は放送事業者が持っているので、例えば DVD 化された番組の海賊版が出た場合には基本的には放送事業者が対応しているが、当社で対応するよう求められることもあるので、全ての場合において放送事

業者が対応するわけではない。ケースバイケースである。その場合は、当社は権利者ではないから、侵害をしている相手方に対して、「頒布権の侵害をしている」などと、事実上警告等することになる。

- (放送事業者関連会社 B) 例えば当社が著作権の譲渡を受けていないキャラクターについての侵害があった場合、動画の形で侵害されているなら、当社が映画の著作物の著作権者として対応することが可能だが、動画から静止画としてキャプチャーされた美術著作物としてのキャラクター自体を複製、翻案された場合には、著作権者である作家から対応を要望されたとしても、当社としては、著作権者が自ら対応してくださいといわざるを得ない。ただ、作家の方が個人的に海賊行為に対応することは難しく、結果として野放しになる場合もある。

そうしたこともあり、海外で商品展開をすることが見込まれるキャラクターについては作家から著作権の譲渡を受けることが多分にあるが、それでも海賊版 DVD 等になると侵害者の所在も判然としないので深追いは難しい。

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、独占的ライセンス契約ではどのような定めが置かれことが多いか。例えば、独占的ライセンス契約の中で、ライセンサーに、例えば、きちんと侵害排除してください、というような条項が入っていることはあるか。例えば、今の放送事業者との間の契約では、放送事業者が責任を持って侵害を排除するといった条項である。一般的には、双方誠実に協議して対処する、といったものがあると認識しているが。
- (放送事業者関連会社 B) 契約には入っていないと思われる。規模の大きくない会社や個人の作家にそのような義務の履行を求めるることは無理である。

(3) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- (放送事業者関連会社 B) 大手の動画配信サイトの場合には、作家を代理して権利行使する旨の証書を提出することによって削除してもらえることはあるが、税関における海賊版 DVD の輸入差止申立ては権利者本人でないと申立てをすることができず、代理人を立てるにしても弁護士・弁理士に委任する必要がある。実際にそこまでお願いするのは権利者の労力や費用負担などを考えると難しい。これが独占的ライセンシーでも申立てできるようになれば積極的に申立てを行うことができる。

現行の制度だと著作権者が全ての海賊版の差止請求を行わなければならないがため、すぐに対応をするのが難しい。独占的ライセンシーが差止請求をできるようにすれば実態として海賊版に対する抑止力が今よりも広がることになる。今後海賊版に対する網を広げなければならないが、著作権者しか差止請求ができないと著作権者の負担が大きい。独占的ライセンシーも差止めをできるようになれば選択肢が増えることになってよい。

他方、独占的ライセンシーとして差止請求をしたところ、実は相手方の方がオリジナルで、当社のライセンサーが相手方の著作権を侵害していたとなる可能性もある。そこは著作権者にしかわからない部分なので、そうしたことを考えると、実際に差止請求をするかどうかはかなり慎重に判断することになるだろう。相手が外国の場合は特にそうである。しかし、これは差止請求をする場面を慎重に見極めればいい話であり、手札としては独占的ライセンシーに差止請求権があった方が良いと考える。

- (放送事業者 A) 侵害対策は「モグラたたき」とよくいうが、限定的な対応しかできないのが現状。そのため、対応する窓口が増えるのは我々としてはメリットがある。

以上

放送事業者 B、C ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 3 月 13 日（火） 10:00～11:30

先 方：放送事業者 B、放送事業者 C

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

● どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。

○ (B) ライセンサーとしては、実演家や著作権者との間で放送権に関するライセンス契約を締結するのが通例である。

ライセンサーとしては、自社製作番組について二次使用、配信、ビデオグラムの頒布等を希望があった場合に、当該番組の利用権に関するライセンス契約を結ぶのが通例である。

○ (C) 番組制作会社との契約は、一定期間、一定回数の放送に係る許諾契約である。

なお、我々の契約上、「ライセンス」という言葉はあまり用いておらず、「許諾」という言葉を用いることが多い。「ライセンス」という言葉は、著作権とは離れた取引、例えば番組フォーマットに係る取引等において用いられている。

● 放送番組のネット配信は放送事業者自ら行っているのか。

○ (B) 自社のサービスとして行う場合、他社との共同事業として行う場合、第三者に対してライセンスをする場合など、様々な形で行っている。

● ネット配信事業においてライセンサーとなる場合はあるか。

○ (C) 制作会社が制作した番組を自社のプラットフォーム上で配信する場合は、ライセンサーの立場となる。

○ (B) 番組の著作権を誰が保有しているかによって、ライセンサーとなるのか又はライセンサーとなるのかが異なってくる。

● ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。

○ (B) 著作権等の譲渡を受けることはあまりない。仮に著作権の買取りを求められたとしても、多額になることもあり、難しい場合もある。なお、著作権の譲渡をすることは、レアケースではあるが、コンテンツには第三者の権利に係る著作物等が含まれることがあるので、全ての権利を完全に譲渡することはなかなかできない。

○ (C) 当社でも基本的に著作権等の譲渡を受けることはないが、過去、当社と関係が深い番組制作会社が解散したりした際に、著作権の譲渡を受けたことはあった。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に對抗する必要が生じた事例について

● 著作権者等が、ライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したり破産したりしたことによって、問題が生じた事例はあるか。

○ (C) 譲渡については直接該当する事例はない。類似の例として、制作会社からプロデューサーが独立するときに著作権を譲渡したか否かといった形で制作会社側でもめることはあったが、当社にとっては使用料の支払先が元の制作会社になるのか又はプロデューサーになるのかが争点であって、このことによって当社が番組を利用できなくなるようなことはなかった。

○ (B) 制作会社の破産に伴って権利関係が曖昧になった結果、一時的に番組の利用ができなくなることは何件かあったが、破産管財人等との協議を通じて解決している。番組の放送ができなくなった事例はあまり見当たらない。

また、例えば非常に古い番組を制作した制作会社が破産したとしても、古い番組を利用する機会は今までそれ程多くなかったので、当該番組を利用できなくなつて困った事例

はそれほどなかったと思われる。

- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- (B) 業務請負契約など一部の契約において譲渡禁止をうたったり会社が倒産した場合に契約解除や損害賠償請求ができる旨の定めを置いたりすることがあるが、不可避的なこともあると認識している。
- (C) 契約期間中は当社に対する独占的に利用を許諾する旨の規定を置いている。契約期間中の著作権譲渡を禁ずる規定は入れていないと思う。

(3) ライセンシーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- (B) 当社がライセンシーとなる場合にはありがたいが、反面、実際に問題になった事例が思い当たらず、制度の導入が必要かと言われると、何とも言えないというのが正直なところ。また、具体的にどのような制度になるのかにもよる。
- (C) ほぼ同意見。放送 60 年の歴史の中でも著作権が移転されたことによって放送ができなくなったような事例は恐らくないのではないかと思われるところ、今放送の分野で必要かと言われれば必要ではないのではないかと思う。しかし、制度が必要だという方もおられるだろうから、制度があってはならないということではない。
- 制度が導入されると、ライセンシーは利用を継続することができることになり、コンテンツの著作権の譲渡を受けた者はそのコンテンツを独占的に利用することができない。こうしたことについてどのように考えるか。
- (B) 放送コンテンツについては今のところ、比較的 2 ~ 3 年以内の短期間の契約をすることが多い業界の慣行を考えると、著作権の譲渡を受ける立場としてそこまで困ることが思いつかない、というのが正直なところ。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- (B) 手續が簡便な制度が良い。登録を要する対抗制度となると、登録の手間や費用が負担となる。
- (C) 登録は制作会社側にとっても負担となるだろう。
- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンシーが新著作権者等に対して引き続きライセンシーの地位を第三者に主張できるような制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることとすべきと考えるか。また、著作権等の移転を受けた者にどのようなライセンス契約上の義務等を承継させるべき、又は承継させるべきではないと考えられるか
- (C) 著作権を前提とすると、承継させるべきではない義務は考えつかない。著作権を離れて番組フォーマットの販売を考えた場合には、契約内容にはマンパワーの提供が含まれているので、この契約が番組フォーマットの権利に係る譲受人に承継した場合には、当該譲受人がマンパワーを提供する能力を有しているかが問題となる可能性はあるだろう。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約の実態について

- 独占的ライセンス契約はどの程度用いられているか。どのような理由で独占的ライセンス契約が用いられる場合が多いか。
- (B) ライセンシーとして我々が放送番組に係る利用許諾を受ける場合には基本的には独占的利用許諾であることが通例で、非独占の場合も一部あるがレアケースである。
- ネット配信についてはどうか。
- (B) ライセンサーとして配信事業者に許諾する場合は、独占の場合と非独占の場合と

を使用料等の条件に応じて使い分けている。

- (C) ネット配信ではコンテンツ流通の販売代理店的な立ち位置となることがほとんどだが、販売先の配信事業者に対しては非独占の形でライセンスをしている。ネット配信の場合は配信先が多ければ多いほど収入が増えることになるからである。

(2) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。

- (B) 侵害に対しては著作権者が対応するのが原則だと考えており、通例はライセンサーとの契約においても、ライセンサーに対応させることとしている。

- (C) ただ、ライセンサーである制作会社は規模がさほど大きくなく、侵害行為を排除するために訴訟を提起するなどの能力が事実上ない場合もある。実際に訴訟を提起して侵害を排除したような事例は少ない。

制作会社との独占的利用許諾契約の期間中は当社の権利も侵害されていることになるので、真に必要と判断すれば当社が訴訟を提起することも考えられるが、費用の問題や、海賊版対策は「いたちごっこ」となっている実態もあって、なかなか訴訟まで至らない。

- (B) 当社としてはライセンサーの義務を明確にすべきだと考えている。我々放送事業者が自ら対応すれば侵害排除の速度は速いかもしれないが、それによってライセンサーが侵害排除の責任を負う必要がない、となるのも困ると考えている。

(3) 独占的ライセンサーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンサーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。

- (B) 基本的にはライセンサーが対応すべき。現実的にライセンサーに対応能力がない場合には制度導入は有益だろうが、現時点でそこまでの問題は生じていないし、また、ライセンサーにしか知り得ない事情もあると考えられるところ、独占的ライセンサーの側で全ての対応ができるわけでもないと考える。

- (C) 動画配信サイトへの削除要請は不利益が大きい場合には独占的ライセンサーである当社が行うことがあり、それによって実際に大手のサイトでは削除がされているという実態はある。ただ、権利者ではないのに、と言われてしまうとそれまでではあるので、制度が導入されると良い面はある。

- (B) 我々2社の間でも制度の必要性については差異がある。我々の見解はこれまで述べたとおりだが、ほかの放送事業者の中には制度創設を積極的に望む者があるのではないか。対抗制度導入の必要性に対する考え方についても然りである。

以上

日 時：平成 30 年 3 月 8 日（木） 13:00～14:40

場 所：モバイル・コンテンツ・フォーラム内会議室（渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F）

先 方：モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事 岸原孝昌氏

モバイル・コンテンツ・フォーラム知財著作権委員会 板谷恭史氏（株式会社マイネット
事業開発室 マネージングディレクター）

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度

（1）ライセンス契約の実態について

- どのような相手とどのような内容のライセンス契約を締結することが多いか。MCF の会員企業の主たる事業はコンテンツ配信であるところ、ライセンサーの立場としてライセンス契約を締結することが多いか。
- ライセンサーの立場になることはもちろんだが、ライセンサーの立場となることもある。例えば MCF 会員であるゲームパブリシャーはライセンサーの立場になる。
- ライセンサーの立場では、契約の相手方となる者は、例えばゲームパブリシャーや出版社などのコンテンツ提供事業者となる。
- コンテンツ配信に係る契約は独占契約となるか。
- ケースバイケースである。例えば著名なキャラクターについては様々な事業者がライセンスを受けて事業展開をするので、一人のライセンサーが独占的に契約することは難しい。
- ライセンス契約の代わりに著作権等を全部又は一部を譲渡することはどの程度あるか。
- ゲーム事業の買収に伴い著作権の譲渡も受けることはある。譲渡を受けられるかどうかは著作権者側の考え方次第。対抗制度がないが故に譲渡を求める場合もあるが、それを嫌がる著作権者も少なからず存在する。そういう場合は、他人に譲渡する前に自分のところに相談することとする契約条項を入れる等して対応するほかない。

（2）ライセンサーが利用許諾に係る権利を第三者に対抗する必要が生じた事例について

- 著作権者等がライセンスしている著作権等を第三者に譲渡したことによって問題が生じた事例や、著作権者等が破産したことによりライセンサーとの関係で問題が生じた事例はあるか。

○ ゲーム業界において、ライセンサーが事業譲渡した際に、ライセンス契約の継続期間中であったにもかかわらず、ライセンサーは譲受人に利用の中止を余儀なくされた事例を知っている。また、破産になる前に買収したため特段利用の継続に支障は生じなかつたが、ゲーム会社を破産前に買収した事例は有名。これは事前に対応出来たから良かったものの、気が付かない間に破産されてしまうようなケースが出てくると大問題になると思う。

- 著作権等の譲渡又は著作権者等の破産等に備えて、契約その他の対策を講じているか。
- 著作権を第三者に譲渡する場合には事前に通知するような条項を契約に入れている。著作権の第三者への譲渡を禁止する条項を入れる場合もあるが、実効性には疑問を感じる。

（3）ライセンサーの権利に係る対抗制度について

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度を、著作権法に導入すべきと考えるか。
- 対抗制度が導入されるのが望ましい。現在は、リスクを負ってビジネスをしているが、安心してビジネスができる環境にしてほしい。
- ゲーム関連市場に関しては、昨今の情報通信技術の発展によりスマートフォン上のゲー

ムを筆頭に急速な成長を遂げているものの、既に成熟市場となりつつあり従前のような成長は見込めないとの指摘等から、今後急速に市場環境が変化する可能性も考えられる。そうなった場合には、著作権の譲渡による移転や著作権者の破産も発生する事態が容易に想定されるため、問題が表面化してしまう前に一刻も早く第三者対抗制度を導入してほしい。事業中止というのは危険性として計り知れず、会社の存続に関わるような話である。

- 著作権等の譲渡がされた場合でも、ライセンサーが新著作権者等に対して引き続きライセンサーの地位を第三者に主張できるような制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
- 当然対抗制度が望ましい。デューデリジェンスを行うのが通常であるし、譲渡人側もライセンス契約の存在を開示しないと損害賠償請求を受けることとなるので、リスクを負って開示せずに譲渡するということは考えにくい。ライセンス契約の存在を織り込み済みで譲渡がされるようになるので問題がない。
- 事業実施を要件とするのはあまり望ましくないのではないか。開発前に許諾を受けるのが通常であるところ、開発にはそれなりに時間がかかる。開発には数億円かかるものもあるわけだが、いざ配信する時に譲渡されていたら、投資コストが全て水の泡になってしまう。
- 悪意者対抗制度に関して言えば、悪意の立証は難しいと思う。譲渡人が譲渡対象著作権に付随するライセンス契約を説明する義務や、譲受人が当然に調査するような義務がない限りは立証が相当に難しいと感じる。通常はインターネットで公開していれば、すぐ調べれば出ると思うので、導入する場合には有過失の者にも対抗できるようにした上で考えてもらいたい。
- 対抗制度が導入された場合、ライセンス契約の内容が新著作権者等に承継されることすべきと考えるか。
- 承継されるべきであると思う。実務での運用は、譲受人がライセンスフィーを受け取ったのなら、承継を追認したものと考え、受け取りを拒まれたら、交渉することになると思う。
- 例えは独占的ライセンスの独占性については承継されれば譲受人に不利益を与えることが考えられるが、それらも含めて契約は承継されるべきと考えるか。
- 独占ライセンスにはプロモーション等への投資を含め多額の投資を行っている。著作権の譲渡時に譲受人がどうしても嫌だというなら、譲渡取引前に著作権者（ライセンサー）にその旨を伝え、著作権者（ライセンサー）がライセンサーに対して独占的な地位を外すための交渉を行った上で譲渡取引を行うべきである。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与

(1) 独占的ライセンス契約に係る著作権等が侵害された事例について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、権利者としてどのような対応をしているか。
- 権利者は、差止請求訴訟を提起するなどした場合のイメージの悪化を恐れる人は多い。ライセンサーの立場としては、費用は支払うから権利者において対応していただきたいとお願いするが、費用を支払ってもらったとしても侵害対策に乗り出したくないという人は多くて対策が難しいのが現状である。
- 権利者が侵害排除をしない場合に、独占的ライセンサーの立場で警告状を送付したり削除請求をしたりといった対応をしているか。
- 削除請求は行っている。ただ、効果は上手くあがらない場合もあり、特に海外と比べて日本のISPの方が上手くいかないケースが多い。
- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に備えて、契約では侵害排除に関する条項を設けることはあるか。
- 債権者代位権を行使するために、侵害排除に関する費用はライセンサーが負担すること

を明記してライセンサーに侵害排除義務を課すケースはある。多くの場合は、その条件でもライセンサーは侵害排除義務を受け入れない。債権者代位権を実際に行使したことはなく、裁判所で認められるかは分からない。

(2) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 独占的ライセンス契約の対象著作権等が侵害された場合に、独占的ライセンシーが侵害者に対して差止請求を行うことについてどう思うか。
- 独占的ライセンシー自身が差止請求権を行使できるような制度があれば、それ自体は良いことだと思うが、この制度をもとに独占的ライセンシーの側に侵害排除の義務が課されるようになってしまふのではないかという点を懸念している。ただ、仮に導入されれば、実際は両者で相談して対応するのが一般的になるのだろうとは思っている。

以上

日 時：平成 30 年 1 月 25 日（木） 14:00～15:30

場 所：出版物貸与権管理センター会議室（千代田区神田神保町 2-54 開拓社ビル 5F）

先 方：専務理事兼事務局長 酒井仁志氏

A 出版社

当 方：一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 管理対象著作物等の移転について

- これまで、管理委託契約対象著作権が譲渡等により移転された経験はあるか。
- 出版社からは、管理委託契約対象著作権等が移転されたとの連絡を受けたことはない。

当センターは委託者との間で出版社を介した復委任の形で管理委託契約を締結しているところ、権利の変動があった場合でも、特に問題がなければ当センターには情報が伝わってこない。

様々な原因でセンターの管理外になるものがあるため、譲渡もその中に含まれる可能性はあるが、理由を特定化して抽出することは出来ない。
- 管理委託契約対象著作権等が移転されることに備えて、どのような対策を講じているか。

管理委託契約約款では、例えば、「受託者は、委託者が貸与権に関する権原を失ったときは、催告することなく本契約を解除することができる。」（管理委託契約約款第 15 条）等の定めを置いているようだが。
- 管理委託契約約款に定めていること以外の対策は設けていない。
- 管理委託契約は「委任契約」とされている。「信託契約」としていない背景は。
- センターを設立するに当たって信託契約も含めて著作権者側にメニューを提示したのだが、著作権者が選択したのが委任契約であった。特に当センターで最も多く取り扱われるコミックの作家の主な方は、信託契約には難色を示していた。
- 作家が信託契約に難色を示したのは、自らの権利を削られるような恐怖の感情があったためだと思われる。
- 一部専門書を除く一般的な出版物についていえば、著作権者と出版社との契約は利用許諾契約が通常で、そもそも信託契約等は行われていない。そのため、貸与権の管理に関してのみ信託契約とすることに慣れなかったということがあったと思う。
- そもそも、一般的な出版物の著作権が譲渡されるケースはほぼない。

2 委託者の破産について

- これまで委託者が破産した経験はあるか。
- これまでに 1 例ある。
- 破産後、管理委託対象著作物等の利用は継続できたか。
- 当センターから新たに許諾することはできなくなった。破産管財人が公告されるので、連絡を取って管理委託契約を解除した。

この場合でも、管理委託契約約款上、当協会から許諾を得た貸本業者は引き続き貸与を継続できる（第 16 条）。当センターの徴収する使用料はサーチャージ方式であり、1 回の徴収をもって使用料の支払いは済んでいるため、このような規定を置いている。ただし、仮に管理対象でなくなった著作権に係る新たな権利者が貸本業者に対して貸与権に基づく権利主張をした場合に、貸本業者が貸与を継続できなくなるなどの可能性は否定できない。

- 委託者が破産した場合に備えて何か対策を講じているか。
- 管理委託契約約款第 15 条ないし第 17 条が対策である。

3 利用許諾の権利の対抗制度について

- 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入された場合に、管理事業にどのような影響があると考えられるか。
 - 我々の管理事業自体への影響は特にないと考えられる。
 - 管理委託契約対象著作権等が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物等の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えられるか。
 - 登録手続の煩雑さを考えると、「利用許諾契約の登録を行えば著作物等の利用を継続できる制度」ではなく「利用許諾契約の存在を立証するとともに、新しい著作権者等が利用許諾契約の存在を認識していることを立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度」又は「利用許諾契約の存在が立証できれば、著作物等の利用を継続できる制度」ではないか。
 - 管理委託契約対象著作権等が移転された場合に、新著作権者等と利用者との間には、旧著作権者等と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えるか。
 - 謙渡があまり一般的ではないということはあるが、謙渡された場合、元の契約は旧著作権者の意思が反映された内容になっていると思うので、その意思が反映された方がいいかなと思うが、それもケースバイケースだろうから我々としては何とも言えない。
 - 著作権者である作家が破産したケースは過去何例もあるが、貸与権管理センターは復委任の形で契約しているので、作家破産の場合は管財人と出版社との間で話がされて、その結果をセンターに伝えてくる形になる。作家とセンターとの管理委託契約がそのまま承継されるべきかどうかはケースバイケースだろうが、ただ、センターとの契約を解除すると使用料が入ってこなくなるから、あえて契約を解除管財人から解除を申し出てくるケースは少ないのでないか。

以上

一般社団法人出版物貸与権管理センター管理委託契約約款抜粋

第15条（本契約の解除） 委託者または受託者は、本契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該違反行為の是正を催告した上で、是正がなされない場合は、本契約を解除することができる。

- 2 受託者が著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、同条第3号または同条第4号に該当することとなったときは、委託者は催告することなく本契約を解除できるものとし、同条第2号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、本契約は当然解除されたものとする。
- 3 受託者は、委託者が貸与権に関する権原を失ったときは、催告することなく本契約を解除することができる。

第16条（本契約終了後の貸与権） 本契約の終了または第15条の規定による本契約の解除にかかわらず、本契約に基づき利用者に対して適正になされた貸与権の許諾は有効とする。

第17条（本契約の承継） 委託者が死亡したときの相続人、委託者である法人が合併によって消滅したときの合併後存続する法人、合併によって設立された法人または委託者である法人の会社分割により本契約を承継する法人は、本契約に基づく委託者の権利義務を承継するものとする。

- 2 委託者の権利義務を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、本契約に基づく委託者の権利を代表して行使する者1名を選任して届け出るものとする。
- 3 第1項および第2項の規定は、第4条第1項ただし書きの規定により指定された受益者に相続、合併または会社分割があったときについて準用する。

日 時：平成 30 年 3 月 2 日（金） 15:00～16:30

場 所：日本音楽著作権協会内会議室（渋谷区上原 3-6-12）

先 方：企画部長、同部課長、会務部長

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 管理対象著作権の登録について

- 貴協会は委託者から著作権の信託譲渡を受けているが、信託契約約款上、必ずしも登録はしなくてもよい立て付けとしているが、信託譲渡について登録をする例はあるか。
- 基本的に登録をしない。
- 信託譲渡について登録しない理由は。
- 譲渡数が非常に多いことによる事務処理の煩雑さ及びコスト（登録免許税）が理由である。内国作品だけで年間約 8 万件（注：歌詞の著作物と楽曲の著作物とが結合した作品の場合は結合した状態で 1 件と数えている。）の信託譲渡がされており、その全てについて登録することは、効率的な管理業務の観点からも難しい。
- 譲渡登録をしていなかったことにより問題が生じた事例はあるか。例えば二重譲渡されてしまった場合等。
- JASRAC が音楽著作権管理事業の分野で事実上唯一の管理事業者であった時代についていえば、広く他人の利用に対して、著作権を管理しようと思えば JASRAC に信託する必要があった。そのため、JASRAC が登録をしなかったために利用を継続できなくなったという事例はない。

著作権等管理事業法が施行されて音楽著作権管理事業の分野に JASRAC 以外の事業者が参入した後においても、信託譲渡について登録をしていなかったために二重譲渡に対して対抗できず困ったという話は聞いたことがない。

- 委託者が JASRAC との信託契約を解除して他の著作権等管理事業者に委託したり自己管理にしたりした場合、JASRAC と契約していた利用者は契約期間中は利用が継続できるのか。又は、解除となった時点で JASRAC との契約に基づく使用はできなくなるのか。
- 信託契約の期間は 3 年間だが、信託契約約款第 21 条で「委託者は、信託期間内においても、書面をもって受託者に通知することにより著作権信託契約を解除することができる。この場合においては、本信託は、解除の通知が到達した日から起算して 3 月を経過した後最初に到来する 3 月 31 日をもって終了する。」と定めている。これにより、JASRAC との信託契約の終了時期は 3 月 31 日に固定されているので、基本的には年度途中で終了することはない。管理委託範囲についても、委託者は毎年 4 月 1 日に管理委託範囲を変更することができるとしており（信託契約約款第 5 条）、年度の途中において管理委託範囲が変更されることはない。

年度の途中で JASRAC の管理楽曲でなくなる場合としてあり得るのは、作家と音楽出版社との著作権契約が期間満了、解除等により終了した場合である。実務上は、これに伴い、音楽出版社から JASRAC に対して「解約届」と称する届出がなされる。この届出がなされた場合には、年度の途中であっても信託を受けていた著作権を音楽出版社を通じて作家に返すこととなる。このとき、作家が自ら JASRAC との間で信託契約を締結している場合や、新たな音楽出版社との間で著作権契約を締結した場合において当該音楽出版社が JASRAC との間で信託契約を締結しているときには、対象となる作品は引き続き JASRAC の管理作品となる。しかし、そのいずれでもない場合には、年度の途中であっても非管理作品となる。その場合には、利用者の利用は継続できなくなる。そうしたことは日常的に生じている。

- 音楽出版社との契約に関し、そのような取扱いをしているのはなぜか。
- 前提として、作家が自ら JASRAC との間で信託契約を締結していない場合は、作家と音楽出版社との間の契約、音楽出版社と JASRAC との間の契約の両方が有効であるからこそ JASRAC は管理をすることができると考えており、大元の作家と音楽出版社との間の契約がなくなったなら、管理は継続できない。先ほど説明したとおり、作家が JASRAC に管理委託をしている他の音楽出版社と契約した場合には引き続き管理をすることになる。なお、その場合に元の音楽出版社の管理委託範囲と新たな音楽出版社の管理委託範囲が異なる場合には、新たな音楽出版社の管理委託範囲外の利用については JASRAC との利用許諾契約の下では継続できないことがあり得る。
- 年度途中で JASRAC の管理作品でなくなったことによる混乱等が生じたことはないか。
- 作曲家が、自身の特定の作品を自ら管理する目的で音楽出版社との契約を解約し、それに伴い音楽出版社から JASRAC に対して「解約届」が提出され、年度途中に JASRAC の非管理作品になったことがあった。カラオケや放送等でも利用される楽曲であったので、個別の許諾を受ける必要に迫られた利用者から作曲家の連絡先を教えてほしいなどの問合せを受けたことはある。

2 信託譲渡前の利用許諾について

- 管理対象著作権について、信託譲渡前に第三者に利用許諾がされているか否かを確認しているか。
- 作家との間で信託契約を締結する際に、全ての作品が JASRAC 管理となることに問題はないか、特定の楽曲の著作権を譲渡しているであるとか、利用許諾をしているといったことはないか、確認をしている。JASRAC が事前に利用許諾をしているかどうかについて着目して確認することはしていない。また、作家が JASRAC に信託する前に第三者にライセンスを出してしまっていたというケースはこれまでほとんどない。
- 管理対象著作権について、信託譲渡前に第三者に利用許諾がされていたことによりクレームなどの紛争・問題が生じた事例などはあるか。
- JASRAC と信託契約を締結した作家が、信託の前にある作品のある事業者の BGM として作曲して提供していたことがあった。信託契約後、JASRAC の職員が当該事業者を訪問して、使用するのであれば手続をするよう求めたところ、当該事業者から、作家から当該事業者における利用の許諾を受けている旨の説明があった。このことについて作家に確認したところ事実であることが分かったので、当該事業者による当該作品の利用に対しては、JASRAC から使用料の支払いを求めないこととされた。

いずれにせよ、JASRAC への信託譲渡の前に行われた権利譲渡やライセンスがあった場合、JASRAC としては、その事実が確認できた場合には、効率的な管理業務の遂行上、支障がない限り、委託者の意思を尊重するようにしている。

3 委託者の破産について

- これまで委託者が破産した経験はあるか。
- 音楽出版社が破産することは珍しくはない。作家が破産することもある。
- 委託者の破産に関連して何か著作物の利用に問題が生じたことがあったか。
- 委託者の破産によって作品が JASRAC の非管理作品となって問題になった事例はないと思う。
- 著作権は信託財産として JASRAC に移転されているので、その状態で音楽出版社が破産したとしても、信託財産は委託者及び受託者からは隔離されているというのが一応の説明になる。

4 利用許諾の権利の対抗制度について

- 著作権等が移転されても利用許諾契約の期間内は、利用者は著作物等の利用を継続できる

という制度が導入された場合に、JASRAC の管理事業にどのような影響があると考えられるか。

この制度が導入されると、信託譲渡前にライセンスがされていた場合には、ライセンシーは作品を利用する地位が継続することになる。そのことについてどのように考えるか。

- 先ほど信託譲渡前に BGM として利用する権利を許諾していた例を紹介したが、JASRAC は著作権を譲り受けているとはいえ、買い取っているわけではなく、委託者のために管理する目的で信託譲渡を受けているに過ぎない。委託者が認めた利用を JASRAC としてやめさせることはおよそ信託らしからぬことであり、そのようなことは基本的には控えるようにしている。利用者と委託者との間で継続的な使用料の支払いが発生している場合でも、その内容まで JASRAC が踏み込むこともない。

- また、先ほどお話のあった、有名な曲が年度途中に JASRAC 非管理作品となったという話についていえば、恐らくこの制度が入ることによって、JASRAC との間で利用許諾契約を締結している利用者は、契約期間中は継続して利用することができるようになる。そういうことについてはどうに考えるか。

- 利用者の視点からは、良い話ではないかと思うが、解約をする著作権者の立場に立てば、自己管理又は他の著作権等管理事業者へ管理委託をする意思をもって解約しているにもかかわらず、利用許諾契約の存続期間中は自己管理が実現できなくなってしまうことになる。JASRAC としては利用者の利用の円滑化も大事だが、権利者の意思の尊重も大事だと思っているので、何とも言えないところである。

- 著作権等が移転された場合に、新著作権者等と利用者との間には、旧著作権者等と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えるか。

契約が承継されない場合、利用者と元の著作権者との契約は存続しているので、権利が移転された後も、利用者は元の権利者に使用料を払い続けることになり、元の権利者と譲受人との間で使用料を精算することになると考えられる。もっとも、そのような状態になった場合には、実際には利用者、元の権利者及び譲受人の三者間で新たな合意が形成されて、利用者から譲受人に対して使用料を支払う契約を結び直すことになるであろうと言われている。

- 利用を継続することができたとしても、使用料などの契約条件が承継されないとすると、利用者側としてはあまりありがたみのない制度となるのかもしれない。

- また、信託契約期間の途中で別の著作権等管理事業者に管理が移されて JASRAC 非管理作品となった作品があったとき、対抗制度が導入されると、同じ作品の同じ種目の利用について、利用許諾契約の期間によって JASRAC が受け取って分配するものと受け取らないものが分かれることになるが、現状のシステムでは、そのような特殊なケースに対応することができない。

- JASRAC の包括利用許諾契約が、契約時点等特定の時点でのレパートリーの利用を契約期間中許諾するという内容の契約なのか、又は日々レパートリーが変動し、非管理作品となつた場合にはその時点で当該作品は許諾の対象から除外されるという内容の契約なのかによって対抗の問題となるかどうかが変わり得ると思われるが、どのように理解されているか。後者の理解であれば、管理から外れれば許諾の対象ではなくなるので、対抗の問題とはならないようにも思われる。

- 利用者も前者の理解はしていないのではないかと思われる。逆に、年度の途中でも新曲がどんどんレパートリーに加わっていき、利用者はそれら新曲も利用することができる。レパートリーは日々変動するという認識なのではないか。

- 個別の楽曲について継続的に利用許諾をしている例としてはどんなものがあるか。

- ゲームなどで楽曲が利用される場合などは開発、審査・検定、実用までに時間がかかる。その間に信託譲渡契約の解約があって楽曲が使えなくなると利用者としては困るだろう。

- そういう場合は、対抗制度が導入されると利用者の利用が継続されることになる。

- 利用者の投資が保護されるという点ではいいのだが、解約した著作権者の意向もあるので難しい。

- 対抗が認められる要件として、登録、事業の実施、悪意、何もいらないなどの選択肢が考えられるが、例えば事業を実施していれば対抗できるという制度についてはどのように考えるか。
- ゲームなどの場合など企画段階は極秘なのでその場合は利用者が保護されないことになりそうである。
- 悪意の第三者に対しては対抗できるという制度についてはどうか。
- JASRACに信託しているという事実はデータベースを調べればすぐに分かるが、どのような許諾が出されているかという情報は公表されていないので、分からぬのではないか。
- 先ほどの話にあった契約が承継されない場合には三者間で新たな合意がなされるという件については、信託契約を解約した著作権者が他の著作権等管理事業者に管理委託していた場合には、JASRAC、他の著作権等管理事業者、利用者の三者で利用条件について話し合うということになるが、その構図が、独占禁止法との関係で問題とされる可能性も考えられる。

以上

日 時：平成 29 年 12 月 18 日（月） 10:05～11:45

場 所：公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）会議室
(新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー11 階)

先 方：増山事務局長、君塚係長、黒田係長

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。
(○先方)

1 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

(1) ライセンス契約の実態について

- 音楽実演の関係では、実演家は権利をレコード会社に譲渡して印税を受け取る契約をすることがほとんどであり、実演家とレコード会社との間でライセンス契約を締結していく、今回の調査研究で「問題の所在」として紹介されているような実態はない。
- 利用許諾が使われるケースとして想定される 1 つの場合としては、実演家が所属プロダクションへの権利を譲渡し、プロダクションが利用許諾をするような場合であるが、そういう例はあまりない。
- 利用が許諾された実演について、実演家が破産したから、あるいは何らかの事情により許諾が継続できなくなる話も聞いたことがない。そもそも、実演家は自分の実演を見てほしいと願っているところ、若い頃のつたない演技を見せたくないなどの事情がない限り、基本的には実演の利用を許諾しないという行動には出ない。破産管財人もそれによって破産管財人が許諾を止めるようなことはなく、むしろ、そのまま許諾して収益を得る方向に進むだろう。
- 音楽の実演家がプロダクションを移った場合にも、移籍後の実演に係る使用料等については移籍後のプロダクションに分配する必要が生じてくるが、そうした場合にも実演家と新旧のプロダクションの話し合いが行われていて、紛争はほとんど生じていない。
- 映画関係では、録画許諾によるワンチャンス主義のため、その後の利用について実演家の権利が制限される場合が多いため、許諾の場面が出てこない。
- 放送関係では、実演家が放送については許諾をしているがその他については許諾をしていないという場合もあり、二次利用に当たり許諾が用いられる場面がある。放送番組の DVD 販売や配信等の映像コンテンツの二次利用について一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)が著作権等管理事業者として管理委託を受けているため、そちらに聞いてもらった方が良いと思う。
- なお、契約についていようと、実演家の世界では書面による契約の定着が課題である。特に、映画製作者は書面による事前の契約をしたがらない。なぜかというと、映画はよく「ギャンブル」だと言われるように、興行が成功するかどうかかも分からぬし、計画が途中で頓挫することもあるところ、映画製作者が実演家との間で事前に書面で出演契約を結んだ場合、計画が頓挫したときであっても出演料等を支払わなければならなくなるからである。実演家としてはブッキングされた期間中ほかの作品に出演することができず、収入を得ることができないにもかかわらず、書面による契約がないために、「後で別の作品で穴埋めするから。」といったことで済まされてしまうような実態がある。

(2) ライセンシーの権利に係る対抗制度について

- 実演家は立場が弱いことが多い。そのため、レコード会社等から権利の譲渡（バイアウト）を求められ、実際そうすることが多い。しかし、バイアウトよりはライセンス契約というより謙抑的な契約をする方が健全だと思う。ライセンス契約におけるライセンシー保護が十分ではないという問題が理由でレコード会社等の地位の安定化のためにバイアウ

トを求められているとすれば、その問題は解決してもらった方がバイアウトを減少させることができる。

- 登録を対抗要件としてすることで新たな登録制度ができることについては、本件とは別の観点から望ましいのではないか。登録によって例えば映画のエキストラも含めた出演者やレコードのバックミュージシャンの情報がきちんと記録されるようになれば、徴収した使用料等の更に高い精度での分配や映像等のアーカイブの促進に資する。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

(1) 権利行使に係る実態について

- 音楽実演の関係では、海賊版が出てきたら、レコード製作者や実演家も権利行使をしている。ただ、実演家はレコード会社に権利譲渡をしているケースが多いため、基本的にはレコード製作者が前面に出て行うことがほとんど。
- 映画関係では、映画の著作物の権利をもとに権利行使する場合が多く、実演家の権利に基づいて権利行使をする場面はあまりない。
- 放送関係でも、侵害があった場合には放送番組の著作権により権利行使することが多い。

(2) 独占的ライセンシーによる侵害者の排除を可能とする制度について

- 海賊版対策が主眼になるだろうから、実演家からは恐らく反対はないだろう。実演家が自ら訴訟を提起するようなことは、特に忙しい著名な実演家には難しいし、仮に海賊版対策だったとしても、裁判沙汰になっているというイメージが生じることも避けたいところ。ライセンシーに差止めをしてもらうことができた方が良いのではないかと思われる。

3 その他

- 実演家に関しては、著作権のライセンスよりもパブリシティ権のライセンスに関して、独占的ライセンシーへの差止請求権の付与が必要かもしれない。仮に、パブリシティ権に譲渡性があるとすれば、対抗制度の必要性もある。

以上

公益社団法人日本複製権センター ヒアリングメモ

日 時：平成 29 年 12 月 13 日（水） 15:00～15:55

場 所：公益社団法人日本複製権センター会議室（港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階）

先 方：公益社団法人日本複製権センター 濱尾代表理事、小野事務局長

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 管理対象著作物の譲渡による移転について

（1）管理対象著作物が譲渡された事例について

- これまで管理委託契約対象著作権が譲渡等により移転された経験はあるか。
 - 実際には、譲渡されているケースはあるのだろうが、センターとしては把握していない。
権利の譲渡によって問題が生じたという事例も把握していない。
-
- （2）管理対象著作物の譲渡に備えた対策について
- 管理委託契約対象著作権が譲渡されることに備えて、どのような対策を講じているか。
 - 管理を継続できなくなった事案がないため、対策はしていない。
 - 貴センターの管理委託契約約款第 3 条第 5 項は、「委託された複写等に係る権利が第三者に譲渡され若しくは質入れされ、又はその権利を行使する権限を委託者が失った場合は、委託者はその旨を受託者に届け出なければならない。」としている。この届け出がされたという例はないのか。
 - 実際には譲渡が生じているのだろうが、その届け出を受けたことはない。

（3）管理委託契約について

- 貴センターの管理委託契約は、「利用の許諾の代理をさせる委任契約」であるが、「信託契約」としていないのはなぜか。
- 当センターの管理する文献複写利用に係る市場は音楽などに比して小さく、デジタル化する、送信可能化するなど、著作物の利用方法が複雑化している中、著作権の信託譲渡を受けた上、様々な利用方法について精緻なシステムを組んで徴収及び分配をすることには採算性の問題がある（割に合わない。）。このことを背景として、現在のように簡易的な形で委託を受けて、その他の利用については各権利者が個々に対応する形としている。
- また、出版業界においては、出版社が著者に著作権の譲渡を求める慣習がなく、著者の側にも著作権を譲渡して運用してもらうという意識がないことも背景にある。

2 委託者の破産について

（1）委託者が破産した事例について

- これまで委託者が破産した経験はあるか。
- 破産の話はあまり聞かない。夜逃げや失踪ということはあるのだろうが、委託者の破産により問題が生じた事例は把握していない。

（2）委託者の破産に備えた対策について

- 委託者の破産に備えて、何か対策を講じているか。
- 特に対策は講じていない。

3 利用許諾の権利の対抗制度について

(1) 利用許諾の権利の対抗制度の導入による影響について

- 管理委託契約対象著作権が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物の利用を継続できるという制度が導入された場合に、管理事業にどのような影響があると考えられるか。
- 対抗制度が導入されても当センターの業務に特段の影響はないし、また、対抗制度の必要性も感じていない。
- もっとも、利用者は対抗制度が導入されれば、その範囲で利用を継続できることになるので、利用者から見るとメリットがある制度ではあるだろう。

(2) 望ましい利用許諾の権利の対抗制度について

- 仮に、管理委託契約対象著作権が移転されても管理委託契約の期間内は利用者は著作物の利用を継続できるという制度が導入される場合、どのような制度が望ましいと考えるか。
- 現在でも問題は生じていないし、対抗制度が必要な場面には至らないと考えられるので、登録が対抗要件になった場合に、当センターと競合する事業者が、対抗要件が必要だとして登録をすることはないだろう。

当センターの業務を離れるが、契約だけで対抗力が得られる制度については、それが導入された場合、逆に保護の必要性があまり高くないような著作物に対して様々な場面で対抗力が生じてしまふ可能性があり、危険な場面もあるのではないか。

対抗力が必要になるライセンスは、経済的な価値が高い著作物に関する独占的なライセンスなのではないか。こうした経済的な価値が高い著作物について、登録を条件に対抗力を与えることも考えられるのではないか。また、こうすることによって対抗力が得られるのだから、問題ないのでないか。

(3) 契約の承継について

- 仮に、対抗制度が導入された上で、管理委託契約対象著作権が移転された場合に、新著作権者と利用者との間には、旧著作権者と利用者との間の契約の内容がそのまま承継されるべきだと考えるか。
- 利用者からすればそれが望ましいと思われる。

以上

日 時：平成 29 年 12 月 19 日 (火) 15:15～16:15
場 所：骨董通り法律事務所会議室（港区南青山 5-18-5）
先 方：骨董通り法律事務所 福井健策弁護士
当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

(○先方 ●当方)

1 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度

(1) 対抗制度導入の必要性について

ア 著作権の譲渡によりライセンサーの事業継続に支障が生じた事案の有無

○ 映像作品について、記憶する限り 2 件の事例がある。

一つは、著名なキャラクターが登場する海外の映像作品である。著作権が第三者に流出し、新たに権利主張をする者との関係で国内における利活用に支障が生じた。当事務所は本件を担当することはなかったが、広告代理店が入ってきて、最終的には国内での利活用を可能としたと記憶する。それなりの金銭を支払って解決したのかは知らない。

もう一つは、国内のアニメシリーズである。映像作品の著作権が第三者に譲渡される恐れが生じ、ライセンサーの事業展開に支障が生じた。我々は、この事態を嫌がる原作者の代理人として対処したが、最終的には金銭を支払うことによって、譲渡を防止して権利を全て買い取った。

以上は記憶の限りの話であるが、この種の話はさほど珍しい種類のものではない。事例を探せばほかにもあるかもしれない。

イ 著作権者の破産によりライセンサーの事業継続に支障が生じた事案の有無

○ ライセンス契約のライセンサーが破産した事例については、あったようにも思うが、直ちには想起できない。

著作権に関連して倒産が問題となる例として一番多いのは、映画の製作委員会のメンバーが倒産する事例である。この場合、破産管財人などと交渉して権利の買い戻しをすることになる。2 例を記憶しているが、ほかにもあったと思う。

製作委員会のメンバーが倒産した場合、当該メンバーの権利持分が換価、流出し、利用についての同意が得られないかもしれない。そのため権利の買い戻しをはかることになる。その際には、金銭を支払った場合もあれば、支払わなくても済んだ場合もある。

ウ 著作権の譲渡・著作権者の破産に備えて現在講じられている対策について

○ 著作権の譲渡禁止条項はしばしば契約に入る。また、その効力は怪しいものの、倒産の予兆がある場合、例えば連絡を取ることができない、事業停止、債務超過、支払停止等の事実を解除原因とする解除条項は必ず入れている。

一番強い対策として、著作権の譲渡を受けて、かつ、登録してしまうこともある。実例としては、ハリウッドでの映画化の案件があった。出版社が窓口となってハリウッドと交渉したが、先方の態度が強硬で、著作権のうち映画化に関する権利を出版社が漫画家から一時的に譲り受けることとなった。

エ 著作権者側のメリットについて

● 対抗制度が導入されることによって、これまでライセンサーの破産や権利譲渡を懸念して著作権の譲渡を求めていた利用者が、譲渡契約ではなくライセンス契約を締結する可能性があり、そうすれば著作権者としてもメリットがあるのではないか。

○ こうした著作権者の反射的メリットは大きいにあるのではないか。

オ ライセンス契約に代えて行われる一部譲渡について

- 先ほど申し上げたハリウッド映画化の事例では、やむなく作家から譲渡を受けている。
- ほかには、作家が高齢になってくると判断力も鈍くなり、権利流出が行われやすくなる傾向がある。また、作家の死後、相続人が出版を許諾してくれないという事態も考えられる。特に息の長い作品の場合には、そうしたことでの出版以外の二次利用も含めた様々な利活用が妨げられることがないように、いつのこと権利譲渡、ということは現にある。
- ライセンスに代えて一部譲渡が行われたとき、登録は行われているか。
- 登録することを勧めてはいるが、実際に登録されている例は多くはないと思われる。登録が面倒だということが原因と思われる事はある。

カ 対抗制度の導入が必要と思われる分野・著作物の種類について

- 息の長い長期的利用が行われる児童向けの絵本であるとか、関係者が多くて権利の流出の可能性が高い映画であろう。譲渡を受けることができれば一番安全だが、それができない場合も十分ある。

(2) 対抗制度の在り方について

ア 著作権譲渡契約の際のライセンスの有無の確認について

- 著作権譲渡契約の際にライセンスの有無の確認はどの程度行われているか
- ケースバイケースである。我々が関与する場合には、ライセンス契約があれば極力出させているが、契約を証するものが残っていない場合が多い。大物タレントの専属契約のような根幹的な契約になればなるほど、それを証するものが残っていないことは意外と多い。
また、小さな案件では契約の調査のための経費を出すことができなかつたり、あるいは弁護士が関与しない場合には、全く確認が行われていなかつたりする。
- 譲渡を受ける際、契約書中、第三者に対してライセンスをしていないことの表明保証を含めるか。
- 含めるのがベターだが、含めていないケースは多く存在する。建前上、売買は賃貸借を破るというならライセンスも破るだろうと考えて、第三者とのライセンス契約が存在していたとしても構わないと理解する向きが多いことによるか。ただ、建前上はそうだとしても現実には非常に迷惑をすることになるので、本来はライセンス契約の不在を確認すべきだし、表明保証も含めるべきであると考える。

イ 対抗要件について

- 当然対抗でも良いと考える。
- 新権利者の側からすれば、何ら公示もないライセンスが付いてくることになるが、それでも特段問題はないか。
- 譲受人からすればライセンスの有無を確認したいから登録制度があった方がうれしいのは当然だし、独占ライセンスの対世効については登録を条件とすべきと考える。
そのため、登録制度はあっても良いし、普及されるべきであるが、そうだとしても、登録を備えていないためにライセンサーが新権利者に対抗できないことが適当なのかという観点からは、ライセンサーが新権利者からの権利主張を受けないという意味では、最悪、当然対抗で良いのではないか、ライセンスの事実を証明できれば対抗できるとすることで良いのではないかと考えた。

(3) 契約の承継について

- 対抗制度の導入に伴い、契約も承継される制度とすべきか。

- ここでいう契約とは、利用許諾に対する利用の際の制限、承認を得るべき事項といった当然の付帯条件だろう。承継されるべきだろうと思うし、承継されないとおかしい。本来は監修を受ける義務、支払条件、改変を許さないなどの利用制約もあるにもかかわらずそれらが全部自由になって、生のライセンスだけが対抗されるのはおかしい。
 - 監修を受ける義務や承認を得るべき事項などに関する条件が付随せず、利用できる地位だけが与えられるとすると、新権利者として困る場面が大きいだろうということか。
 - 然り。多くの関係者は同じ意見ではないか。元々監修を受ける義務があったのに、それが付帯しないで利用権だけが与えられるというのは考えられないだろう。ライセンス関係というのは、それが生の利用権として流通可能というほど簡単なものではない。
 - 独占性が承継されると、譲受人に与える影響は大きいと思うが、先生のお考えでは、独占の部分も含めて承継されるべきか。特許権における議論において、契約が一切承継されないと立場の方は、元々独占ライセンスだったとしても独占性は承継されず非独占となるとおっしゃっている。
 - あり得る選択肢だとは思うが、若干違和感がある。対抗できる場合には、元の関係が対抗できるべきである。
- コンテンツビジネスにおいては、独占ライセンスに伴う様々な宣伝広報活動やいわゆる「仕掛け」があつてはじめて価値が出てくるものである。知財評価が難しいのは、知財だけ抜き出してきても値段を付けようがないことで、向こう 10 年でどのような仕掛けをするかによるところである。独占ライセンスが結ばれている場合には独占ライセンスだからこそ出来ている「仕掛け」があるわけだが、契約の承継の過程で非独占になつてしまふと、今まで行つてきた「仕掛け」を他の非独占的ライセンサーにフリーライドされてしまうことになるから、望ましくないのではないか。

(4) その他

ア 著作権等管理事業への影響について

- 著作権等管理事業の多くは権利の譲渡ではなく委託関係に基づいているから、委託関係にライセンサーの保護制度がどう及ぶのかという制度設計次第ではないか。制度設計としては、及び得るとすべきと考える。管理事業者もそれによって保護されるとということになれば、正の影響はあるだろう。負の影響については思いつかない。

イ サブライセンス契約について

- サブライセンスといえども、通常のライセンスと同じ考え方で良いのではないか。サブライスを与える権限も含めて、利用許諾の範囲を画する条項は、全部まるごと承継すべきではないか。

ウ 対象著作物の種類をプログラムの著作物等に限定することについて

- 著作物等の分野によっては対抗制度導入のニーズがソフトウェア関連分野ほどはないとの声も見受けられるため、対象著作物を限定することもあり得るのではないかとの意見もあるが、どうか。
- 著作物の種類ごとに限定するのは賛成できない。例えば、音楽分野であっても、JASRAC 信託をするものが多いため必要性を感じない人もいるとは思うが、委嘱音楽等では、JASRAC 信託をしない前提で長期独占のライセンスを付与してもらうこともあり、問題となり得る場面は存在する。実際に、ミュージカル曲を海外の作詞作曲家に委嘱することは普通に行われていることであるが、このような場面が保護されないこととなつてしまう。

狭い意味での出版分野には出版権があるから不要という考え方もあり得るが、それ以外の分野で必要性がないとはあまり思わない。

2 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与について

(1) 差止請求権付与の必要性について

ア 独占的ライセンスの利用状況について

- 音楽分野は独占ライセンスが少ない分野である。それでも、CM、映像音楽、舞台音楽など、指し値交渉の世界には独占ライセンス的なものがある。
他のジャンルでは当たり前に独占ライセンスが行われている。舞台や映像の原作使用契約には大抵独占性がある。商品化、広告も同様。美術でも、例えばあるギャラリーに作品を預けることで著作権の展開も預けることとするものもある。独占ライセンス的なものは非常に多いといつていいのではないか。
- 商品化ビジネスを行っている会社から話を聞く機会があったが、あまり独占にはしない文化があると聞いた。
- 独占・非独占をあまり気にしないということはあるかもしれないが、同種の商品が別メーカーから出していることはほとんどないとか、他社と同種の商品を出すことは「キャラクター道」に反するため行われないとか、そのような慣行があるならば、事実上独占状態にあると言えるのではないか。
ただ、海外の非常に強いキャラクターのライセンスについては、あまりに強いからこの限りではない。
- 事実上は独占状態にあるということだが、ライセンサーとしては、独占ライセンスを与えてしまうと、将来自分を縛る可能性があるから独占にしないということも考えられるか。
- 独占ライセンスとすると、ほかの事業者からより良い条件の話が来たときに断らないといけなくなる。独占ライセンシーは相談には応じてくれるかもしれないが、大抵は拒否するだろう。ライセンサーは、独占ライセンシーが本当に投資をしてくれて売り込んでくれるか、それだけの力があるかを考えている。現在は良くても将来は熱意が失われてしまうかもしれない。そのようなことを考えると、非独占にしたいということはあり得る。

イ ライセンサーの協力を得られず独占的ライセンシーが被害を被った事例の有無

- 作家さんが自らの名前を出して侵害行為を排除することに難色を示して対応が進まなかつたという事例はある。
個人の権利者、作家さんは、そうした場面で名前が出るのをとても嫌がる。こういう時代なので、やはり名前を出すことによって「炎上」することは心配する。

ウ 現在の独占的ライセンシーによる対応の状況

- 独占的ライセンシーが侵害者に警告状を送ることはあるか。
- 警告状を送るくらいまではすることはあるが、そこまでに留まってしまう。
差止めをするには作家の協力を得る必要があるが、難しい。無理にお願いをすれば作家も協力するかもしれないが、そうした場合、なんとなく沙汰止みになってしまうこともある。
- 海外のライセンサーからライセンスを受けている状況ではどうか。海外との間での独占的ライセンスはあまりないか。
- 海外のライセンサーから独占的ライセンスを受ける事例はある。
交渉はするが、契約にはいろいろなことが書かれる。例えば、ライセンシーの責任で侵害排除せよ、費用は全額負担せよ、回収した賠償金額の半分はライセンサーに送れ、など。

逆に、独占的ライセンシーの側が、侵害を発見した場合にライセンサーは協力することを約束せよ、と書くこともある。

国内のライセンサーが海外に対してライセンスする際にも同様のやりとりはする。権

利侵害に対してどう協力してどう費用を負担し、回収したものをどうするかは、契約上はよく定めていることである。

独占ライセンシーに差止請求権が認められれば、そうした契約上の定めの一部は、契約上合意できなくても対応できることになるから、独占的ライセンシーに差止請求権を認めることのメリットはあるかもしれない。

- 独占的ライセンシーが侵害者に対して警告した場合の効果は。
- 警告の結果、侵害物等が削除されるなど、効果が上がる場合は十分にある。
他方、侵害者が「権原を有していることの証明をせよ。」などと主張して、本人名義の申立て以外一切受け付けず、効果が上がらない場合もある。

エ 債権者代位による対応について

- 裁判例に照らすと、ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス契約上侵害排除義務を負っている場合には、債権者代位権が行使できる可能性があるが、そのような内容の契約はどの程度あるか。
- 契約は交渉ごとだから、ライセンサーが契約上侵害排除義務を負う場合はあり得ることであるし、こうした事例は少なからずある。
ライセンサーの立場が強い場合には、ライセンサーが一方的な侵害排除義務を負うことはないが、ライセンサーの立場があまり強くないとき、ライセンシーからそのような規定を入れた契約書をライセンサーに送れば、そのまま通るかもしれない。
しかし、その条項を使って侵害の排除を求めたことがあるかというと、私は経験したことではない。
- 債権者代位についても聞き及ぶだけで使ったことはない。
そうでなくとも裁判を忌避したがる業界でもあるし、最終的に裁判所が認めないかもしれない理屈を使って裁判を起こして大変なエネルギーをかけるのは避けたいところ。シンプルに、独占的ライセンシーだからという理由で差止請求ができる便利だと思う。

オ 著作権者側のメリット及びデメリットについて

- メリットはあるだろう。
デメリットがあるとすると、例えば独占的ライセンシーとの間でトラブルが生じたり、あるいはライセンス範囲についての意見が食い違ったりして、著作権者とビジネスパートナーの関係にある別のライセンシーに対して差止請求をされるようなことが生じることは、著作権者としては嫌なことだと思う。
- 業界的に、「自分の権利を使って勝手に差止をするのはけしからん。」といったお考えを持たれる著作権者は多いのか。
- この業界では裁判は起こした側も起こされた側もいずれも人格的に問題がある、と。そういう傾向は強い。特に古くからあるエンターテインメント業界、メディア業界であればあるほど、裁判を徹底的に忌避する傾向がある。
ただし、最後の手段としての訴訟が提起しやすくなれば、海賊版対策の訴訟は現在よりももっと増えてくるのではないか。

カ 差止請求権付与が必要と思われる分野・著作物の種類について

- 海賊版が多い分野だろう。すなわち出版、特にマンガ。あるいは、アニメ、ゲーム、強いていえば音楽の分野であろうか。

(2) 独占的ライセンシーに差止請求権を付与する場合の制度の在り方について

- ア 差止請求の要件について
- 登録などの公示だろうか。権利者も協力しなければできない登録がまずあり、せめてそれを示さないと門前払いになる方が良いのではないか。

公示無しに差止請求訴訟を提起できるようにするのには賛成しかねる。独占的ライセンスの存在を証明させればいいという話かもしれないが、範囲の曖昧なライセンスは結構あるので、少なくとも外形的に満たされるべき要件を設けておかないと、濫訴になる可能性は十分あり得る。

- 特許法においては、ライセンス契約の登録はライセンス契約の内容を開示することになるから望ましくないとの意見もあったところ。
 - 気持ちは分かるが、権利の内容を開示しないで権利主張をするというのは、やはり背理なのではないか。例えば、公示する内容に一定の限定が付いているならまだ分かるが。
 - この文脈では、ロイヤリティの額などは公示の必要はないと考えられる。
 - 先ほどお話しした、監修の必要性とか改変禁止といった契約条件については公示させない選択肢もあり得る。なぜなら、それらは権利者と独占ライセンサーとの間でおおむね完結する話だからである。他方、例えば海賊版に対する差止請求をするというとき、どの範囲で、どの期間について、独占なのか非独占なのか、そういったことも示さないで権利主張したいというのは無理があるよう思う。
 - 著作者の登録という制度がないため、著作権を主張する者が真に著作権者なのかどうかもそもそも怪しい制度であって、独占的ライセンサーを名乗る者が権利主張するのもあまり変わらないという意見もあるところだが。
 - 一理あるが、元々国際条約上も差止請求権を認められている著作権と現行制度上特段存在しない独占的ライセンサーとを全く同列に扱うことはできない。著作権についても権利者であるか不確かな者からの差止請求はあるかもしれないが、国際条約が認めている以上仕方のないことであって、そうした差止請求がされ得るからといって、独占的ライセンサーを著作権者と同レベルに持ち上げる必要性はない。公示してはじめて権利主張が可能ということでなければ、バランスは取れないのではないか。
 - 出版権は登録を要せず差止請求が可能となっているが、出版権との関係ではどうか。
 - 出版権は物権類似のものと理解しているが、独占的ライセンスは非定型的で、本来的には債権関係に違いなく、公示性を担保する必要があると考える。
 - 公示以外の要件として思いつくものはあるか。
 - 他の要件は直ちには想起できない。
 - 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与に関しては、自己利用を認めている場合も含むべきかどうかという議論がある。著作権者による自己利用も排除しているものについてのみ認めるべきと主張するものもある。
- 著作権の独占的ライセンスで、著作権者による自己利用を認めるケースはあるか。
- 何も限定せずに単に独占的ライセンスを与えた場合、私の理解では、著作権者による自己利用もできなくなるだろう。もちろん、自己利用を可能とする旨の条文を置けば著作権者も使えることになる。例えば、自分のウェブサイトで自分の作品を紹介すること、自分の全集に掲載すること、非営利目的で利用すること、アーカイブに利用すること、ショーに出品することなど、場面を限定して利用を許容するものはよく見かける。
 - そうした契約がよくあるのだとすると、差止請求の付与の条件として、著作権者による自己利用も認めていない独占ライセンスであることを求めるのは厳しすぎるか。
 - 強いて言うならば、自己利用を明示で認めているときには差止請求権が生じないことにするという考え方もあり得るかもしれない。ただ、明示しない場合が多いと思われるため賛成は出来ない。

イ 「独占的利用権」のような権利を法定することが望ましいか

- 「独占的利用権」の法定に賛成するだけの理由はない。

出版権は相当定式化、定型化されているが、それでも特約の存在をいくらでも許している。出版権ですらそうなのだから、「独占的利用権」を仮に定めるとしても、せいぜい典型的なケースを定めることくらいしかできず、それで果たしてメリットがあるかと

いう話である。例えば、契約に特段の定めがなければ期間を3年とする規定を置くことができるか。3年という期間が適當かどうかの考え方は、ジャンルによても様々である。また、特段の定めがないときの独占ライセンスの地域はこうだと定められるのか。仮に定めるとしても、定めても仕方がないほど当たり障りのないものになってしまうのではないか。

契約は自由でダイナミックなもの。政府に求められる役割は、むしろ、契約を今よりももっと自在に使いこなせる現場の契約力を後押ししてやることではないか。

以上

東京都行政書士会 ヒアリングメモ

日 時：平成 29 年 12 月 28 日（木） 10:35～12:05

場 所：東京都行政書士会応接室（目黒区青葉台 3-1-6 行政書士会館）

先 方：知的財産・経営会計部 石原部長、名倉次長、大塚部員、高橋部員

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官、小川事務官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与について

（1）ニーズ提出の背景

● 文化庁が行った「ニーズ募集」にニーズを提出いただいた背景について伺いたい。

【参考：「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」（平成 27 年 7 月文化庁実施）において寄せられた東京都行政書士会からのニーズ（一部抜粋）】

1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、どのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

著作権者から利用の許諾を受けたライセンサーには、産業財産権のように物権的な権利が与えられておらず、第三者に当該著作物を利用されている場合に差し止めることができない。

- ニーズ提出以前から著作権登録制度が先細りの傾向にあり、回復がみられない状況である。最近の景気回復基調にあっても増加していない。ライセンサーによる差止請求を認めるために登録を要件とすることを前提として、新しい登録制度が導入されることで登録制度の更なる活用増加につながることを期待してニーズを提出したもの。
- ライセンサーに差止請求権が与えられていないために困った事例はあるか。
- ライセンサーが写真家から独占的な利用許諾を受けていたところ、第三者による著作権侵害行為があり、ライセンサーが写真家に対して一緒に侵害を排除しようと提案したが、写真家からは協力を得られなかつた、という事例があった。ライセンサーによる差止請求権を認める制度があったならば、ライセンサー自ら差止請求をすることが可能であったと思われる。
- 芸能事務所からは、シンガーソングライターが著作権を侵害された場合にシンガーソングライター自らが差止請求をしなければならないという話を聞いたことがある。
- 独占的ライセンスが登録できるようになれば、利用範囲についての権利者とライセンサーとの認識を一致させることになり、また、外部に対してもこの著作物はライセンサーが独占的に利用するものであることを明らかにできるので、予防法務的観点からも有用なのではないかと考える。

（2）独占的ライセンス契約の実情について

- 著作権に関して、独占的ライセンスはどの程度使われているか。業界によっても異なるか。
- 業界によって独占、非独占が異なるということはないのではないか。むしろ、事業者の考え方によると、独占、非独占が異なるといえる。ライセンスの対価や二次利用の展開可能性等によっても独占、非独占は異なるてくるだろう。
- 独占とするケースは一般的に存在するということだが、どのような場合に非独占とするケースが多いか。
- 例えば、多くの事業者に利用してもらうことを想定したコンピュータ・ソフトウェアの

場合は非独占とすることが多いのではないか。

- 他にも、放送系の映像コンテンツに関していえば、マルチ展開が常識となってきたるので、二次利用につなげるためにも独占とする場合が多い。また、例えば美術館から制作を依頼される展示映像などの非放送系の映像コンテンツに関しては、ライセンスではなく譲渡が基本となる。
- 独占的ライセンスの中にも、著作権者が自ら利用することを妨げる場合と妨げない場合とがあるとされる。どちらの独占的ライセンスが多いか。
- 基本的には自己利用も可能としている場合が多いように思う。映像コンテンツに関しても、例えば著作権者の制作実績としてウェブサイト上で著作物を利用するなどの目的での利用は認められることが多い。外部に制作を委託したことも明らかにしたくないなどの事情がある場合には、そうした利用も認めないことがあるが、そうした事例はまれである。
- 独占的ライセンスとなる場合と譲渡となる場合の比率についてはどうか。
- 比率については分からぬが、発注者側の契約書のひな形は、二次利用や侵害対策等にもつなげられるようにするためか、おむね譲渡を基本としている。そのため、譲渡はしたくないとするクリエーターとの間でのせめぎ合いは毎日のように行われているところである。
- 交渉の結果、譲渡からライセンスに変更されることはあるか。
- ケースバイケースである。折り合はず、発注先を変更される場合も多い。

(3) 差止請求権付与の必要性について

- 第三者が著作権侵害をした場合にライセンサーが責任を持って当該第三者の侵害行為を排除すべき義務を負っている場合、当該義務の履行請求権が被保全債権となり、債権者代位の構成でライセンサーが差止請求権を行使できるという裁判例がある。ライセンサーとライセンサーとの間の契約において、第三者の侵害行為があった場合の対応としてどういう条項が多いか。ライセンサーが侵害排除をする義務を負っている例があるか。
- ライセンサーとライセンサーとが一緒に協力して対応する旨の協力義務や、保証条項の一つとして権利者が対応する義務を入れることはある。権利者が対応する義務を入れる場合は、ライセンサーの力が強い場合が多い。ただし、いずれも法的な効力がある義務というよりは努力義務といった意味しか持たないよう思われる。
- 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与が必要と思われる分野や著作物の種類はあるか。
- 特に著作物の種類等によって分けるイメージはない。
- 漫画の場合は権利者が特定しやすいのでライセンサーの差止請求権があった方が良いのではないかと考えるが、映像系の場合は様々な権利が関係してくるので難しいところがある。
- 著作物等の分野や種類によるというよりは、事業者の種類によるのではないか。例えば、エージェントがクリエーターからライセンスを受けて、広告代理店にサブライセンスをするような場合を考えると、広告代理店は面倒に思って差止請求をするとは思われないが、著作権のエージェントはクリエーターから権利を預かってクリエーターに代わってどこまで汗を流すかが勝負なので、自らの問題として取り組むと考えられる。その意味でニーズがあるのではないか。

(4) 独占的ライセンサーに差止請求権を付与する場合の制度の在り方について

- 先ほどの話から、貴会としては独占的利用権のようなものを登録することを前提とした差止請求権を念頭に置かれていると理解した。

特許においては、ライセンス契約の内容を公にしたくないから、登録、公示を対抗要件とすることは望ましくないとの議論がされていた。著作権について、例えばどういう範囲で登録するといった御意見等はあるか。

- 現時点でそうした細かいところまで答えを持ち合わせているわけではない。
 - 独占的ライセンサーが著作権者の意向に反して差止請求権を行使することになる可能性もあるところ、権利行使に当たっては著作権者の意思に反しないことを条件にする考えもある。著作権者はこの点どのような感覚を持っているか。
 - 独占的ライセンス契約を認める段階で、信頼関係に基づいて権利の扱いについては独占的ライセンサーにお任せするということではないか。
 - 映像系に関しては、制作した作品を振り返ることはあまりなく、新たな作品の制作を優先するということがあるので、ライセンサーに全部対応してもらった方がいいと思う人が多いのではないか。
- 2 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について
- (1) 対抗制度導入の必要性について
 - 著作権が譲渡されたり著作権者が破産したりして、ライセンサーの地位が不安定となつた事例はあるか。
 - 権利譲渡やライセンサーの倒産によって利用に支障が生じた事例はあまりないのではないか。

逆に、ライセンサーの経営が危ない状況になったときに、権利者側が自分の権利の所在を心配して契約を解除して権利を引き上げるということはあった。
 - (2) 著作権譲渡に関する実情について
 - 譲渡契約の際に譲渡対象の著作権が第三者にライセンスされてないかどうかの確認が行われているか。
 - 確認が行われている事例は知らない。むしろ今後の課題であると認識している。
 - ライセンサーに無断で著作権を譲渡してはならない旨の契約条項はあるか。
 - ほぼ全ての契約に入っているのではないか。
 - 著作権譲渡の際の登録はどの程度行われているか。
 - 割合としては少ない。著作権の譲渡を登録するか否かの判断は、譲渡の対価の額にもよる。例えば、対価の額が何千万円にも上るようなソフトウェアであれば登録するが、一般的な著作物だと対価がそこまで高くないため登録割合は少なくなる。
 - 契約書を作成するに当たり、利用者が自らの利用の安全を確保したいためにライセンスではなく譲渡を求める例はあるか。
 - そういう話は聞かない。
 - (3) 対抗制度の在り方について
 - 登録制度の更なる活用増加に資することが期待されるため、登録を対抗要件とすることが望ましいと考える。
 - (4) 契約の承継について
 - 契約が承継されることにどこまでニーズがあるか疑問であり、契約が承継されると当事者が困る場合は多いとも思われる。

以上

日本弁理士会 ヒアリングメモ

日 時：平成 30 年 1 月 10 日（水） 15:00～16:20

場 所：日本弁理士会会議室（千代田区霞が関 3-4-2）

先 方：著作権委員会 大沼委員長、久我副委員長、高橋委員、飯田弁護士

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：資料に基づき問題の概要等を説明後、同会が文化庁による「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」に対してライセンシー保護等に係るニーズ（別紙）を提出した背景、問題意識も含め、ヒアリングを行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

（1）対抗制度導入の必要性について

ア 事例の有無等

- 著作権等の譲渡によりライセンシーの事業継続に支障が生じた事例はあるか。
- 問題として顕在化した事例があるわけではない。ただ、著作権等が譲渡された場合に生じる支障を懸念しての相談は、ライセンシーとなる者からも著作権等の譲受人からも寄せられている。当然対抗制度を導入済みの特許法においても解釈は不明確であるところ、著作権法における解釈は、民法の賃貸借の規定の類推適用の可否といった話になり、ますます不明確となる。そのため、予測可能性がなく、ライセンシーとなる者、譲受人となる者のいずれもが困っている状況がある。
- ライセンシーからの相談は、破産ということではないが、ライセンサーの経営が危ない状況で、ライセンス対象の著作権が譲渡された場合にどうなるのかという相談であった。
- 譲受人からの相談は、対象著作権についてライセンス契約が行われていることは事前に分かっているが、きれいな権利を譲り受けたいという者からの、売買は賃貸借を破ると考えられるか、という相談であった。
- 著作権者等の破産によりライセンシーの事業継続に支障が生じた事例はあるか。
- 問題として顕在化した事例があるわけではないが、著作権者等が倒産し、その破産管財人との間で交渉した結果、ライセンス対象著作権等を購入した事例はあった。
- ライセンスの話ではないが、製作委員会方式で映画を制作したところ、製作委員会のうちの 1 社が破産したことがあった。管財人のやりとりは不明だが、結論としては幹事会社が破産した会社の共有持分を非常に低廉な価格で買い戻した。そのため、事業に支障が生じるようなことはなかった。
- 具体的な問題は生じていないものの、相談等がされている潜在的問題として存在するものとして、ニーズを提出したということか。
- 然り。

イ 著作権等の譲渡・著作権者等の破産に備えて現在講じられている対策

- 著作権者に信用不安があつて、著作権が譲渡されることを懸念するライセンシーから相談を受けた際には、担保目的で一部譲渡を受けたらどうかと助言したが、著作権者はそもそも信用不安は存在しないと主張するなどして助言どおりにはいかなかつた。著作権者は、ライセンシーがライセンスを受けている部分についての一部譲渡のほか、期限や目的を限定した譲渡についても抵抗するので、譲渡を受けるのは難しい。
- 一般的に契約においてどのような対策としてはどのようなものがあるか。
- ソフトウェアの場合には、よくエスクロウ契約を締結している。これはライセンス契約の対抗の話ではなく最低限の物理的な対策に過ぎないが、ただ、破産の場合にはどうさくさに紛れてソースコードもなくなってしまうことがあるから、これを物理的に確保す

ることが重要。著作権については後から処理することになる。

- アニメ制作における原作のライセンスは、原作者との直接のライセンスではなく出版社からのサブライセンスの形になる。仮に原作者と出版社との間でもめ事が生じた場合でも、ライセンスは滞りなく引き継ぐことの定めを入れる形にはしている。

ウ 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度が導入されることによる著作権者等（ライセンサー）のメリット

- 利用許諾に係る権利の対抗制度がないため、零細な権利者はライセンサーから権利の譲渡を求められてしまうという実態があると聞く。対抗制度が設けられれば権利者の破産時等においてもライセンス対象となる著作権等を継続して利用することができるようになるから、譲渡を受ける必要性がなくなるのではないかという意見があるが、どうか。
- 著作権者が個人でライセンサーが大企業の場合を考えると、結局、力関係があるので、譲渡させられるものは結局譲渡させられるのではないか。
- ソフトウェア・ベンチャーがシステム開発の際に著作権を譲渡させられてしまう例はあるか。
- 大企業の側に知識がなく、譲渡を受け忘れていて、ライセンス契約後譲渡されてしまって大変な問題になったケースならある。権利行使をされるということはなかったが、結局は高値で買い取ることになった。

エ ライセンス契約に代えて行われる一部譲渡の実態・問題点

- 大企業が譲渡を受けるという選択をするのはなぜか。
- 自由に利用できるからであろう。顧客によっては、なるべく著作権を譲り受けようとして助言することもある。
- ライセンサーの側に立つ者が著作物等の利用についての法的安定性を確保するため一部譲渡や全部譲渡が行われる実態がある、つまり、ライセンスでは実効的にビジネスを継続できないから、実効性を確保するために譲渡を受ける。その場合、期間、地理的範囲、支分権など、何らかの限定をしての一部譲渡が多いのか。
- 一部譲渡よりは、全部譲渡の方が多いのではないか。
- アニメ映画について言えば、出版社が管理している原作の著作権の譲渡を受けることはほぼない。

オ 譲渡登録の利用状況

- ライセンサーの側に立つ者が法的安定性確保のために譲渡を受ける場合、譲渡だけ受けて登録をしないのでは第三者に対抗できない。譲渡登録はされているのか。
- 譲渡登録をすることはほぼない。理由は、登録に関する知識がないことが一つ。また、登録を提案しても「そこまではしなくてもよい」と言われることもある。

カ 対抗制度の導入が必要と思われる分野・著作物等の種類

- 著作権の譲渡やライセンサーの破産により問題が生じる分野は、古典的著作物の分野ではなく、著作者ではなく製作者が存在するデジタルコンテンツ系の分野やソフトウェア系の分野が多いという感触である。
- 逆に、制度導入により弊害が生じると考えられる分野等はあるか。
- 対抗制度の立て付けにもよる。登録対抗制度が導入されるとすると、ニーズがある分野であれば面倒だというくらいで済むが、それ以外の分野にとっては安全策をとるには登録までしなければならないということで迷惑なことだろう。

(2) 対抗制度の在り方について

- ア 著作権等譲渡契約の際にライセンスの有無の確認はどの程度行われているか
- 特許における議論では、特許の譲渡が行われる場合デューデリジェンスが行われていることが制度導入の理由の一つに挙げられていた。著作権の場合にもこの議論は妥当するか。
 - ソフトウェア分野やデジタルコンテンツ分野では、営業譲り受けやM&Aが行われる場合にはきちんと行うが、単なる権利の譲り受けがされる場合にどの程度することができるかは疑問。権利者に口頭で確認するくらいしかしないのではないか。また、我々が相談を受ければ契約条項に規定する形で対応するが、事業者同士のやりとりの場合には、確認は心許ない。
 - その場合の契約条項は、表明保証条項を入れて、表明保証違反を解除事由にするなどか。
 - 然り。
 - そのような手当てされていない契約も多くあるか。
 - そもそも契約書が存在しない契約もある。

イ 対抗要件について

- 貴会から提出されたニーズでは当然対抗制度の導入が前提とされているようだが、当然対抗制度が望まれる理由は。
- 登録対抗制度は、特許ですら利用されなかった。導入しても利用されない制度なら、導入しても意味はない。
契約書面の存在を要件とする制度についても、なぜ契約書面の存在を求めるのかの整理が分からぬ。当然対抗制度においても、契約の存在は必要である。
- その他、悪意者対抗制度や、事業化の実態がある場合なども選択肢としては考え得るがどうか。
- 特許の当然対抗は当然承継否定説に立っているため、契約関係は当然承継されるのではないし、ライセンスの独占性も当然承継されない。そのレベルの対抗制度としては、特段、事業化のようなプラスアルファの要件は不要と思っている。
- 契約条件も承継されるなら別論、特許法の当然対抗制度のようにコア部分のみしか対抗できない限度なら、さらなる要件を課すこともなかろうということか。
- ニーズに応じた適用範囲の違いはあろうが、特許法で当然対抗が実現しているから、その範囲で実現できるところは著作権法でも実現してしまった方が良いと思う。
- 当然対抗が入っても、譲受人側としてさほど困ることはないと考えられるか。
- 当然対抗制度の下でも、契約の承継否定説の立場からは、譲渡人、譲受人及びライセンシーの3者が3すくみ状態になると結局話し合って解決する必要が出てくる。そこで話し合えばいい。それならいいのではないかというスタンスである。

(3) 契約の承継について

- 特許法においては、契約の承継については法律では決めないこととされた。当然承継否定説、一部承継説、全部承継説など、説はいろいろ分かれている。知る限り紛争になって訴訟になった例を聞かないので、実務上の整理はいろいろあり得ると考えられるところである。対抗制度導入された場合に契約が承継されるべきか。
- 著作権ライセンスは業界、分野で契約が全然違うので、賃貸借のような没個性的契約であると一律に言うことはできないと思う。その観点からは、一律に承継する、しないと決めるわけにはいかないと思っている。したがって、当然承継否定説で良いのではないか。結局譲渡人、譲受人及びライセンシーの3すくみ状態になるので、業界の慣習に従って話し合って承継の有無が決まる事になるのではないか。

(4) その他

ア サプライセンス契約への影響

- 著作権の業界でサプライセンスが使われている分野としてはどのようなものがあるか。
- キャラクタービジネスでは結構ある。
- 漫画のアニメ化等は、漫画家から直接のライセンスではなく、出版社からのサプライセンスとなる。
- 特許においてもサプライセンス契約についての特段の対応はされなかった。そこは著作権法も同様と考えるか。
- 特許と同様ではないか。また、サプライセンス権限自体はライセンス外の特約だから、当然承継否定説からは当然承継されないが、いったんサプライセンス権限に基づいてサプライセンスてしまえば、そこでは当然対抗となるのではないか。

イ 対抗制度を導入する分野の限定について

- コンピュータプログラムの分野ではニーズがあると言われている一方、例えば音楽については特段問題も生じておらずニーズはないとの意見もある。それを踏まえると例えば対抗制度が適用される著作物の種類をプログラムに限定するという制度も考え得るが、どのように考えるか。
- コンテンツ系についても、デジタルコンテンツ系にはニーズがあると考えられる。かつ、例えば漫画やアニメではアナログ系もデジタル系も両方あることからすると、対象を限定するのは難しいと考えられる。音楽業界に関しては、原盤権をミュージシャンの所属事務所が留保して、原盤譲渡ではなくライセンスとしている場合があり、その原盤権を保有している事務所が潰れることがあり得るので、音楽業界全体としてみると、ニーズがあり得るのではないか。

2 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与について

(1) 差止請求権付与の必要性について

- 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与についてのニーズを提出された背景とは。
- 海賊版対策は、特に著作権者が個人である場合には困難である。とはいえ、ライセンス先の出版社等は権利者ではないから自ら差止請求をすることはできない。

また、海外やネットにおける海賊版への対策は、企業が単体で行うのも不効率であり、団体として行うのが効果的、実効的と言われているが、例えばそうした団体への参加者が差止請求権を有していないとすると、効果的、実効的な海賊版対策ができない。独占的ライセンサーに差止請求権を付与すれば、個人の著作権者も独占的ライセンサーも Win-Win となるのではないか。

- ライセンサーの協力を得られず独占的ライセンサーが被害を被った事例はあるか。
- 二次創作についていえば、漫画化等個人の創作者は、二次創作に多少寛容なところがあるので、ライセンサーがビジネス的な考え方から差止請求をしたいということに難色を示すことはあり得るだろう。
- 独占的ライセンスの現状についてはどうか。漫画のアニメ化の場合は独占的ライセンスに基づく場合が多いか。
- 漫画の映像化に当たっては、例えばテレビアニメに限定して数年間、といった形で独占的に許諾を受ける。アニメに基づく商品化を許諾するときは、形としては独占的ライセンスではないが、競合はさせず事実上は独占状態にある。
- そのような場合に、独占にすることも不可能ではないと考えられるか。
- 実務的には、独占ライセンスが欲しいならライセンス料で調整するという話になってしまふ。
- 漫画の映像化は独占だが、そこから作成するグッズはその限りではないということか。

- 然り。ただし、独占権といつても期間は限定されているので、すぐになくなってしまうものではあるが。
 - 出版については独占的ライセンスが多いか。
 - それも分野によるだろうが、例えば文庫や新書など、ある特定の分野については当然独占である。
 - 独占的ライセンスにも自己利用が可能なものとできないものの2種類があると考えられるが、自己実施可能な独占ライセンスというのはあるか。例えば、写真については、写真家の作品紹介のために自らのウェブサイトに掲載する、作品集に掲載する、といった自己利用は認められるという話も聞く。
 - ビジネスとしてということだと、自己利用を認めている例はあまりないのではないか。
 - 現状においても、独占的ライセンサーが内容証明等により事実上削除請求をしているという話も聞くが、実際のところどうか。
 - あまり聞かない。原作の作家先生には口頭レベルで了承を取っている、編集長などから言質を取っているといった場合に、ライセンサー及び原作者の著作権を侵害しているといった主張をした例はあるが、それは例外的な事例である。
 - 債権者代位権により現行法でも対応可能ではないかとの見解もある。裁判例では、ライセンス契約において、ライセンサーがライセンサーに対して侵害排除義務を負っており、当該義務が不履行状態となっている場合には、それを被保全債権として債権者代位権を転用してライセンサーが差止請求権を行使できるのではないかという裁判例がある。また、そうした場合には債権者代位権の行使がなくてもよいとする見解も多い。
- ライセンサーが侵害排除義務を負っているケースはどのくらいあるのか。
- 日本の契約実務においては、侵害発見時に双方誠実に協議する、といった簡単な内容の契約条項にとどまる。そこまで規定している例は見たことがない。
 - 差止請求権付与が必要と思われる分野としては、出版、アニメ、キャラクターグッズの利用以外に何かあるか。
 - 海外やネット上で海賊版が出回るもの。デジタルコンテンツやコンピュータプログラムであろう。また、海外のウェブサイトに写真が勝手に使われている事例もある。

(2) 独占的ライセンサーに差止請求権を付与する場合の制度の在り方について

- 独占的ライセンサーに対して差止請求権を付与する場合の要件はどのように考えるべきか。
- 特許法における専用実施権のようなものを法定する考え方は、利用されないから採用しない方が良い。むしろ、それが債権的なのか又は物権的権利なのかはともかく、独占的ライセンス契約プラスアルファで差止めができると規定してしまうのが立法の醍醐味ではないか。個人的には、外から見て分かるということで、独占的な事業の実施あたりを要件にすれば良いのではないかと思う。
- 独占的な事業の実施を必要とする理由は。侵害者への配慮か。
- 然り。著作権者も、そのようなライセンサーであれば差止請求権を行使できても当たり前だと理解するのではないか。また、そのような独占的ライセンスなのであれば、ライセンスの独占性について第三者に対抗できるようにしてしまえば良いと思う。独占性の対抗や独占的ライセンスに基づく差止請求については、海賊版の問題もあるところ、特許権よりも著作権の方がニーズが高いのではないか。特許権の場合、医薬品の業界はともかく、独占性がさほど重要ではないところがある。
- 登録を要件とすることは考えられるか。
- 権利発生時においても登録を要件としていない著作権については、登録はかなりハードルが高いと言える。

以上

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

例えばゲーム・アニメーション・映画・音楽等の産業界においては、ライセンサーの倒産・ランセンサーによる著作権等の譲渡が実際に少なからず起きているところ、これらにより、著作権者等が変動する場合に、ライセンサーによる著作物等の利用継続が困難となるおそれがあり、ライセンサーのコンテンツビジネスに重大な支障が生じるおそれがあります。また、現実の市場やインターネット上に氾濫する海賊版に対する機動的・実効的な対策に必須な差止請求権は、独占的なライセンス（出版権を除く）に基づいては、ライセンサー自身には、認められません。これらにより著作物等の利用のための（独占的な）ライセンスが十分に活発に行われない可能性があります。

(2) (1) で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

特許法と異なり、著作権法には、ライセンス（利用権）の（当然）対抗制度、およびその前提としてのライセンス（利用権）制度が存在しない（出版権を除く）点で課題があります。

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

著作権法上、特許法のように、ライセンス（利用権）制度やライセンス（利用権）の対抗制度を創設することによる解決策が考えられます。より具体的には、著作権法上、例えば、客観的な事業実施等を要件とする差止請求可能な独占的ライセンス（利用権）や、ライセンス（利用権）の当然対抗制度を採用することが考えられます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

元々ライセンサーによって著作物等は利用されていたものであるため、殆どのケースにおいてはライセンサーとしては利用料等のライセンス条項が守られれば問題は無いと考えます。

日 時：平成 30 年 1 月 19 日（金） 14:00～15:30

場 所：東京税関本関会議室（東京都江東区青海 2-7-11 東京湾合同庁舎 2F）

先 方：知的財産調査官（著作（隣接）・不競法・育成者権担当） 長崎聰氏
調査官（総括・調整担当） 田村彩也香氏

調査官（著作（隣接）・不競法・育成者権担当） 中島明子氏

当 方：文化庁著作権課 澤田調査官

一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部 高橋

概 要：先方から「税関における知的財産侵害物品に対する水際措置」と題する資料に基づき説明を受けた後、質疑応答を行った。概要以下のとおり。

（○先方 ●当方）

1 税関における著作権輸入差止申立ての現状

○ （別添資料に沿って説明）

2 独占的ライセンシーに差止請求権が付与されていないために差止申立てが断念された事例の有無

- 権利者自身が住所・氏名・連絡先などを輸入者に教えなければならないなどの問題があると思料しているが、どうか。
- まず、税関として、差止申立てを断念した者の数及びその理由は、ケースバイケースになるので、お示しすることは難しい。それを踏まえて回答したい。

関税法上差止請求権があるのは著作権者本人で、本人のみが差止申立て可能である。差止申立てを受理した場合には、著作権者の住所、氏名が申請者としてウェブサイト等に掲載される。

税関が申立てを受理した後、疑義物品発見により認定手続に進むこととなるがその際、疑義物品発見により、権利者側には「輸入者の氏名又は名称及び住所」、輸入者側には「権利者の氏名又は名称及び住所」が通知されることになる（関税法 69 の 12 第 1 項及び第 2 項、関税法施行令第 62 条の 12 第 3 項及び第 4 項）。このように、認定手続開始時に、輸入者側に申請者の住所、氏名は明らかになってしまって、個人情報が開示されるのは嫌だとして申立てを回避する案件が出てくることになる。

推測になるが、恐らくそういう形で、著作権による申立てを断念して、商標権で申立てることはある。当然ながら、その判断は相談に来られた方が自身で行っているものであって、我々が指示したものではない。

- 例えば、認定手続きの代理人がいる場合には輸入者に通知する情報を代理人名にすることはできないのか。
- 現行法上は「権利者の氏名又は名称及び住所」と法定されているのでできない。
- 著作権者ではなく、ライセンシーが、ライセンシー自らの名前で差止申立てをできないかと相談してきた例はあるか。
- まず、事前相談に来られる方は、ライセンシーの方か、ライセンシーの弁理士・弁護士がほとんどで、著作権者本人が来ることがほとんどない。そのため、ライセンシー自ら差止申立てをできないかという相談ももちろんある。

また、商品化権者がライセンスを受ける際の著作権者は明確であったが、原作者の死亡や団体の解散等で権利の帰属がよく分からなくなってしまい、その結果、申立ての受付まで至らなかつた案件もあるが、具体名についても差し控えたい。

- 差止申立てに当たっては権利者であること、著作物性があること、侵害判断のポイント等について書類の提出を求めるので、著作権者が差止請求人になるコストが大きいとして断念することもある。著作権者は漫画家であれば漫画を書くのに一生懸命だし、そこまでのコストをかけるのは難しいということで断念に繋がっているのかもしれない。

○ 税関としては、独占的ライセンシーに差止請求権が付与される法改正がされれば、実体法に基づいて動くことができるようになり、今のような運用上の問題が生じなくなるので、差止申立ては増えてくると考える。できれば法改正をやっていただけだと非常に助かる。

3 関税法等税関内における制度で対応することの限界（実体法が改正されないと対応できない理由）

○ 関税局としては「関税法上輸入してはならない貨物に係る申立てを行うことができるのは、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者と規定されている。上記権利者のうち、特許、実用新案、意匠、商標等については、専用実施権者等を含む形で規定されている。関税法上の差止申立てを行い得る者は、実体法に差止請求権を持つ者に限る取扱をしている。したがって、実体法の改正がなければ独占的ライセンシーは輸入差止めを行うことはできない。」という意見である。

そのため、独占的ライセンシーを差止請求権者とするような法改正をしていただければ、税関としてもそれを元に独占的ライセンシーが差止申立者になることは可能なので、申立ても増えるだろうし、非常にありがたい。ただし、現行法が変わらない以上、権利者が大本になるので、今の問題が発生する状況が継続することになる。

以上

【参考】

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれら者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3～7 (略)

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十二条の十六 (略)

2 (略)

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 疑義貨物の品名

二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容

四 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るもの）をいう。次条第二号において同じ。）の内容

五 認定手続を執る理由

六 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、その旨

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨

物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。) が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨) 並びにその期限

八 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

九 その他参考となるべき事項

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日 (疑義貨物が法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物である場合にあつては、同条第三項の規定による提示がされた年月日)

二 権利者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨 (法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨) 並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについて争う場合には、通知を受けた日から起算して十日 (行政機関の休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和六十三年法律第九十一号) 第一条第一項各号に掲げる日をいう。) の日数は、算入しない。) を経過する日までに、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない旨

六 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者 (法第三十六条第二項、第四十条第一項 (法第四十九条において準用する場合を含む。) 、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。) は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

七 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項

5・6 (略)

以上

税関における知的財産侵害物品 に対する水際措置

東京税関業務部知財センター

知的財産調査官

(著作権、著作隣接権・育成者権・不正競争担当)

長崎 聰



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

1. 税関にとっての「知的財産侵害品」
2. 輸入通関手続の中での取締りの仕組み
3. 権利者による申立て
4. 著作権に係る申立てのポイント
5. 最近の差止状況

1. 税関にとっての「知的財産侵害品」

知的財産侵害品に対する水際措置

輸入してはならない貨物

〔関税法第69条の11第1項〕

税関は、行政処分として、
没収・廃棄できる

〔関税法第69条の11第2項〕

- ① 麻薬、覚醒剤等、指定薬物（違法 ドラッグ）
- ② 拳銃、銃砲弾等
- ③ 爆発物、火薬類
- ④ 化学兵器原料等
- ⑤ 病原体
- ⑥ 貨幣、郵便切手又は有価証券等の偽造品等、キャッシュカード、クレジットカード
- ⑦ わいせつ物品、児童ポルノ（没収対象外）
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、**著作権**、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法第2条第1項第1号～第3号、第10号～第12号に掲げる行為を組成する物品

（注） 麻薬・覚醒剤等、児童ポルノ及び知的財産侵害品（回路配置利用権侵害品を除く）は、「輸出してはならない貨物」³である。

関税局、知財センター及び税関の知財に係る役割

○ 財務省関税局

知的財産侵害品に対する水際措置に係る政策の企画立案等

○ 知的財産センター（東京税関業務部総括知的財産調査官）

法令適用や統一的な行政執行のための各税関への助言等

○ 各税関本関知財部門

具体的な水際措置（申立て受理等）

○ 各税関署所の通関部門等

具体的な水際措置（認定手続）

4

税関で知的財産侵害品を取り締まる目的

○ 権利者の保護

正当な経済活動を保護

～明治期以来ずっと輸入禁制品として取締り

○ 消費者の保護

消費者の健康・安全の確保

～ニセ薬や劣悪電気部品等による被害を阻止

○ 組織犯罪への資金流入阻止

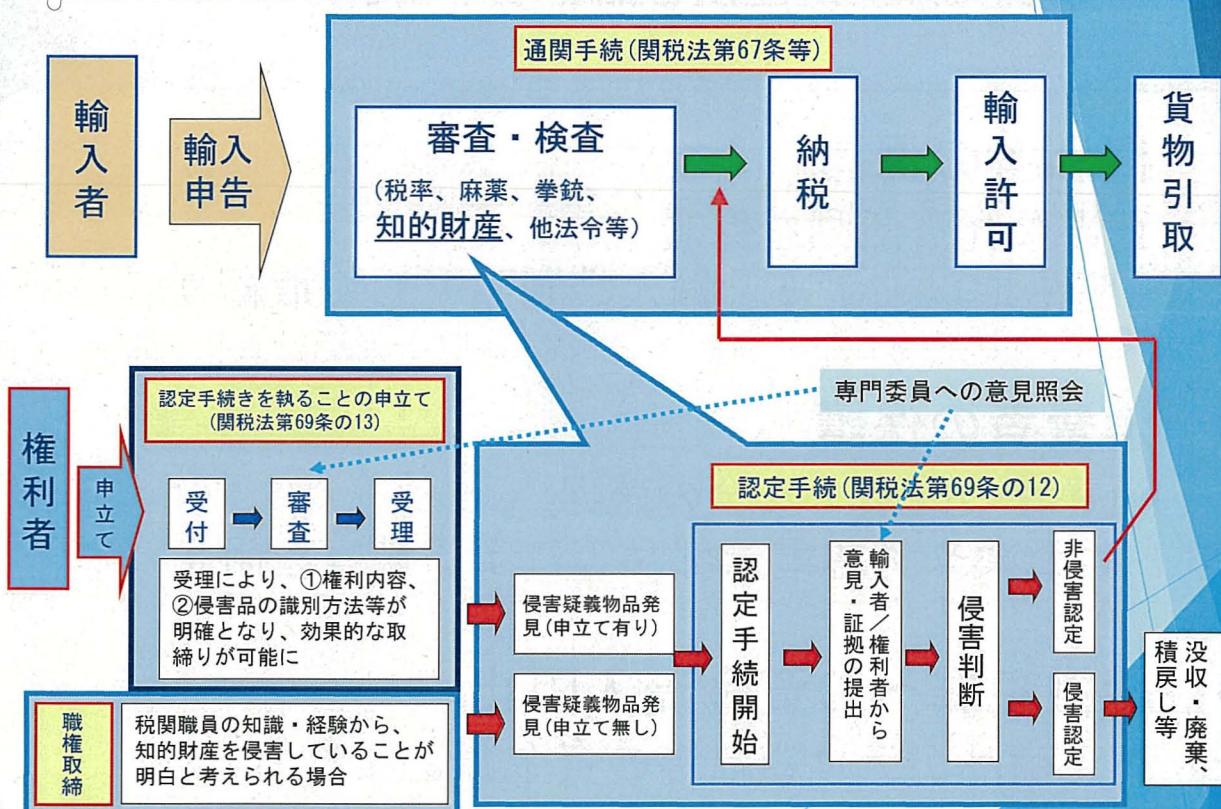
不正商品がテロ組織等の資金源となるおそれ

5

2. 輸入通関手続の中での取締りの仕組み

6

通関手続と知的財産関係手続



3. 権利者による申立て

輸入差止申立ての受理要件等

関税法第69条の13
関税法施行令第62条の17

- 権利者であること
- 権利の内容に根拠があること
- 侵害の事実があること
侵害物品の存在などから侵害品の輸入が見込まれることを疎明
- 侵害事実を確認できること
侵害物品や写真などの資料の添付
係争事案であれば判決書や仮処分決定書など
- 税関で侵害品と真正品を識別できること
貨物の外観で確認できる特徴

輸入差止申立手続の流れ

輸入差止申立ては税関で「受理」されて有効になる

○ 事前相談

申立書の記載や添付資料についての助言などを含め広く相談に対応

○ 受付

申立書を正式に税関が受領 → 侵害が疎明されていれば受理

○ 受付情報の公表（税関HP）

利害関係者からの意見を受け付け（約2週間）

約1月

○ 専門委員意見照会（税関が必要とした場合）

○ 受理

○ 受理内容の公表（税関HP）

10

輸入差止申立手続（著作権に係る一般的な例）

権利者

事前相談

申立書提出

（1部）

税関

（各税関本関の知財調査官）

受付

税関ホームページで
情報開示

▼ 利害関係者から意見提出
<必要に応じ>
▼ 専門委員意見照会

意見陳述可

審査

受理

不受理

権利者
予想輸入者
利害関係者

通知書

税関ホームページで公表

水際取締
開始

105

11

4. 著作権に係る申立てのポイント

12

著作権侵害品に係る輸入差止めのポイント

- 著作権は設定要件としての公的登録制度がない
→ 税関への申立ての際に権利内容を資料で疎明が必要
- 申立人は「著作権者」であるか
著作権法上「商品化権者」には差止請求権がない
- 申し立てようとする図柄等は「著作物」といえるか
「ありふれた表現」は著作物にはならない
- 原著作物か
マンガ等を原作とするアニメのキャラクターグッズは、現状、二次的著作権者ではなく、原作についての原著作権者による申立てを受付け
*海賊版DVD等は、二次的著作権者（映画製作者等）による申立てを受付け
- 著作権の保護期間内であるか

識別ポイントの例

【税関で差し止めるには、真正品と二セモノを区別する識別ポイントが必須で重要です!】

真正品	侵害品	真正品	侵害品
<p>ぬ い ぐ る み</p> <p>① 表面: 起毛あり。 ② 口部分は黒糸の刺繍が施されており、布が縫付けされることはない。 ③ 両目を開けている。 ④ 左耳に縫い付けられたタグには「©customs co.」表示及び原産地名の刺繡がある。</p>	<p>ぬ い ぐ る み</p> <p>① 表面: 起毛なし。 ② 口部分に赤い布が縫付けされている。 ③ 片目を開じている。 ④ 左耳タグは縫い付けられているが、④マークがない。また、タグの位置が統一されてない。</p>	<p>ボ ー ル ペ ン</p> <p>① カスタム君の胸バッジの色使いが白地に赤文字のみ。 ② カスタム君は左手を挙げている。 ③ ノック部分の形状は統一されている。 ④ ④©customs co. の文字が印刷されたシールラベル(鏡地に黒文字)が必ず貼付されている。</p>	<p>ボ ー ル ペ ン</p> <p>① カスタム君の胸バッジの色使いが白地に赤文字ではない。 ② カスタム君が左手を下げている。 ③ ノック部分の形状が異なる。 ④ ④©customs co. の文字が印刷されたシールラベルの貼付がない。</p>
<p>T シ ヤ ツ</p> <p>① 襟に“customs”と刺繡されたタグが縫い付けている。 ② 身頃正面にプリントされたカスタム君左足直下に④©customs の表示がある。</p>	<p>T シ ヤ ツ</p> <p>① 襟にタグが付いていない。 ② 身頃正面にプリントされたカスタム君の左足直下に何の表示もされておらず、社名がTシャツの襟に付されている。 ③ ④マークがなく、社名のスペルが customs となっている</p>	<p>ボ ー ル ペ ン</p> <p>シール は必ず ある</p>	<p>ボ ー ル ペ ン</p> <p>シール がない</p>

14

5. 最近の差止状況

平成28年の税関における差止実績（知財全体）

- 差止件数 約2万6千件
10年連続で2万件を超え、引き続き高水準
- 差止点数 約62万点
1日平均で71件、1,700点以上の輸入差止
- 被害額 約114億円
差止品について正規品とみなして換算した金額
- 圧倒的多数が中国から
全体の9割を占めている

注 上記は、特許権や商標権などを含む知的財産権全体に係るもの

16

著作権侵害品についての状況

- 現在有効な申立件数 99件
(平成30年1月4日現在)
- 平成28年差止件数 312件
- 平成28年差止点数 約1万9千点

【キャラクターグッズ等】(アニメ・ゲームのキャラやオリジナルキャラ)
申立て受理キャラ数：93キャラ

【海賊版DVD等】
申立て受理タイトル数：191作品